

令和元年（2019年）第3回

香美市議会定例会会議録

令和元年 6月 5日 開 会
令和元年 6月26日 閉 会

香 美 市 議 会

令和元年（2019年）第3回

香美市議会定例会会議録（第1号）

令和元年6月5日 水曜日

令和元年（2019年）第3回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和元年6月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月5日水曜日（会期第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸真弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	中山泰仁
副市長	今田博明	農林課長	西本恭久
総務課長	川田学	農林課参事	澤田修一
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課参事	奥村周也
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	公文薫	支所長	近藤浩伸
ふれあい交流センター所長	明石清美		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	横山和彦
教育次長	岡本博章	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 吉 川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

- 報告第 6号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について
- 報告第 7号 事故繰越し繰越計算書（一般会計）の報告について
- 報告第 8号 繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業特別会計）の報告について
- 報告第 9号 繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告について
- 報告第 10号 繰越明許費繰越計算書（特定環境保全公共下水道事業特別会計）の報告について
- 議案第 46号 令和元年度香美市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 47号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 48号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 49号 令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 50号 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 51号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 52号 香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 53号 香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 54号 香美市まちづくり委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 55号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 56号 香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 57号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 58号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 59号 香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

議案第 60号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 61号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 62号 香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例の制定について

議案第 63号 香美市協働のまちづくり条例の制定について

議案第 64号 香美市パブリックコメント手続条例の制定について

議案第 65号 香美市森林環境譲与税基金条例の制定について

議案第 66号 財産の取得について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和元年（2019年）第3回香美市議会定例会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

令和元年6月5日（水） 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 教育厚生常任委員会委員長の報告
3. 協働・参画調査研究特別委員会委員長の報告
4. 議会改革推進特別委員会委員長の報告
5. 市長の報告

（1）繰越計算書の報告について

報告第 6号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について

報告第 7号 事故繰越し繰越計算書（一般会計）の報告について

報告第 8号 繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業特別会計）の報告について

報告第 9号 繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告について

報告第10号 繰越明許費繰越計算書（特定環境保全公共下水道事業特別会計）の報告について

（2）行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第 46号 令和元年度香美市一般会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第 47号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1

- 号)
- 日程第6 議案第 48号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第 49号 令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第 50号 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第 51号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 52号 香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 53号 香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 54号 香美市まちづくり委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 55号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 56号 香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 57号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第 58号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第 59号 香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第 60号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第 61号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第 62号 香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例の制定について
- 日程第21 議案第 63号 香美市協働のまちづくり条例の制定について
- 日程第22 議案第 64号 香美市パブリックコメント手続条例の制定について
- 日程第23 議案第 65号 香美市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第24 議案第 66号 財産の取得について

会議録署名議員

11番、山崎晃子君、12番、濱田百合子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから令和元年（2019年）第3回香美市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本市の花、アジサイが美しさを増す季節となりました。議員各位、執行部におかれましては、何かと御多用のところ、令和元年（2019年）第3回香美市議会定例会に御出席いただき、まことにありがとうございます。

平成から令和に元号が変わり、はや1カ月が経過しました。国民の一人として新元号、令和に込められた願いであります、平和が続き、国民一人一人があすへの希望とともに、それぞれの個性を輝かせていくことができる新しい時代となることを心より願うところでございます。

さて、執行部におかれましては、4月の人事異動により新体制となり2カ月が過ぎました。新たに管理職につかれた方もおいでますが、担当課のリーダーとしてその職責を十分に果たされますよう、お願いいたします。

また、議会改革の一環として取り組んでまいりました、第13回議会報告会も3日間、市内6カ所で開催され、市民との交流ができました。大変御苦労さまでございました。今後の課題も多々ありますが、香美市議会としてよりよい報告会を目指し、推進していきたいと思っております。

去る4月4日、高知市におきまして高知縣市議会議長会定期総会が、そして、5月23日には、高松市におきまして四国市議会議長会定期総会がそれぞれ開催され、副議長とともに出席してまいりました。総会では、平成30年7月豪雨に係る事業の拡充についてなど、要望事項を審議し、内閣総理大臣、衆・参両議院議長等、国の関係機関に決議文として送付いたしましたので御報告いたします。

本定例会に市長から提出されています議案等は、令和元年度香美市一般会計補正予算（第1号）を含む議案21件、報告5件であります。議員各位におかれましては、議会の品位を重んじるとともに、円滑な議事運営に格段の御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて11番、山崎晃子さん、12番、濱田百合子さんを指名いたします。両名にはよろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、5月31日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、利根健二君。

○議会運営委員会委員長（利根健二君） おはようございます。7番、利根です。

本日招集されました令和元年（2019年）第3回香美市議会定例会の運営につきまして、去る5月31日に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果を御報告します。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議（審査）の予定表のとおり進めることに決定し、本日から6月26日までの22日間としました。なお、会議が順調に進んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

開会当日、今議会に執行部から上程される議案等はお手元にお配りしている提出議案のとおりです。

続きまして、今期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。

会期2日目の6日から会期12日目の16日までは、休日及び議案精査のため休会とします。

会期13日目の17日から会期15日目の19日までの3日間は、一般質問を予定しています。

会期16日目の20日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。常任委員会は、予算決算常任委員会は議場において、総務常任委員会、教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会は、委員会室3で議案審査となります。

会期17日目の21日から会期21日目の25日は、休日及び議案精査整理のため休会といたします。

会期22日目の最終日26日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決、並びに追加議案がありますので、委員会の付託を省略して本会議で採決まで行います。

次に、一般質問の通告は、会期2日目の6日木曜日午前10時までと決定をいたしました。また、抽せんは午前11時から行います。一般質問の通告内容は、質問の要旨が十分わかるように具体的に記入の上、提出をお願いをいたします。

次に、請願・陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。請願第1号については、産業建設常任委員会に付託することになりました。発議第1号については、最終日に追加案件として提案、採決することになりました。意見書案第6号から第9号までの意見書案については、4件とも書式等が整っていますので、会派代表者会議において意見書に対する調整を行い、提出者が署名を整えて、最終日に追加案件として提案することにしました。

その他の協議結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりでありますので、議員各位の格段の御協力をお願いをいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から6月26日までの22日間にしたいと思えます。これに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月26日までの22日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりであります。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、市長から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告第6号、第8号、第9号、第10号の繰越明許費繰越計算書、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、報告第7号、事故繰越し繰越計算書の報告がありました。

次に、監査委員から、例月現金出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されております。

その他報告事項につきましては、お配りしました議長報告のとおりであります。

これから、教育厚生常任委員会の協議の推移・進捗状況等について、委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員会委員長、濱田百合子さん。

○教育厚生常任委員会委員長（濱田百合子君） 12番、濱田百合子です。

去る5月29日に行われました教育厚生常任委員会の協議の経過概要について、報告をいたします。

今回、教育厚生常任委員会が協議しましたのは、児童クラブについて、教育予算について、国際バカロレア教育についての3項目です。

初めに、児童クラブについては、各児童クラブの今年度の受け入れ状況について報告があり、楠目小のうぐいす児童クラブに19名と、大宮小学校児童クラブに1名の待機児童がいるが、大宮小学校児童クラブ1名は解消している。うぐいす児童クラブの待機児童については、施設整備を進めることを計画しており、今年度基本設計、実施設計、来年度建設に着手すること。夏休み等の対応は、かみっこベースからの提案もあり、楠目小の使っていない空き教室を利用する方向で検討していることの説明がありました。

また、長期休暇中の支援単位増に対しては、指定管理料に追加されること、建設される児童クラブの規模や場所については、現在のうぐいす児童クラブの建物の隣、同じ敷地内で同じくらいの規模となるよう考えているとの答弁がありました。

児童クラブでの子供たちや指導員の現状から、課題等はないのかという質疑に、かみっこベースが真面目に対応してくれており、順調に進んでいるとの答弁。また、待機児

童の対応については、平日に使える適当な施設がないので、建設できるまで現状でお願いしたいとの答弁でありました。

次に、教育予算についてでは、今年度の予算編成においては、一般財源の配分表が示され、各課に限度額が示されたとのことで、平成30年度と平成31年度小中学校予算配分表を資料に説明がありました。

各学校からの予算について査定をしているが、ことしは特に厳しかった。特に消耗品、教材費など、なかなか削ることは難しい。配分表では備品費に大きな差が生じたとのことで、電子黒板やデジタルカメラ、CDプレーヤーなど、配布できなかった旨の説明がありました。図書費は指定事業とバカロレアの関係で充実させたいのでふえていると説明がありました。教育予算は削ることが難しいと実感している。来年度はさらに厳しい枠が示されてくると思うので、今年度の執行状況を見ながら予算配分できるようにしていきたい。これだけは必要というものを初めに学校と調整するようにし、ふるさと納税など、財源の活用もしていきたいなど説明がありました。

最後に、国際バカロレア教育については、資料をもとに説明がありました。その後、4点について協議を行いました。

1点目、なぜ香美市でIB教育を導入するかについては、小学校で来年度から、中学校で令和3年度から新学習指導要領の改訂に伴い、学習内容が大きく変わることによる。つまり、子供みずからが主体的に学ぶ授業に変えていくということである。香美市は5年前より山田小学校、鏡野中学校の2校が指定を受け、探求的な授業の研究を行い、市内10校が連携し実践をしてきた。山田高校も探求的な学びの研究、改革をしてきている。香美市はこれからの社会に求められる人づくりができる基盤ができた。しかし、求められている改革はもっとレベルが高いので、IB教育には探求の授業の精神と形があることにより香美市に拠点校を置くことで、探求のモデルとしての取り組みが深まっていくことになり、他の学校も参考にすることで、さらに探求的な学びの取り組みが進むと考えられると説明がありました。

次に、大宮小学校、香北中学校が指定校になった根拠については、香北中学校区では、今まで食育や外国語教育を中心に学力向上の取り組みを進めてきたこと。一小一中である程度の学校規模が必要であることから、香北中学校区が最適であること。保育、小学校、中学校、そして、山田高校へとつなぐモデルとして、一貫した探求的な学びの展開ができること。大宮小学校は、英語教育の拠点校として国際的な視野を広げていく学校となっており、その過程でオーストラリアのイマニュエルプライマリースクールと出会い、姉妹校としての交流をしていることの説明がありました。

2点目、他の小中学校の保護者への周知については、まだできていない状況であり、大宮小学校、香北中学校での取り組みの動向を見ながら、折を見て説明する機会を持ちたい。もう少し形になってきたら地元紙が取り上げて記事にするという動きもあると説明がありました。

3点目、今まで指定校になるために要した予算や、指定校になってから毎年度必要になる予算については、昨年度、候補校申請に約50万円、研修などで全体では約80万円、今年度、年会費約115万円支払い済みで、そのほかの研修等で約200万円。来年度以降は、全教職員対象の研修も年1回は必要となるので、校内研修などで毎年約250万円となるとの説明がありました。

4点目、今後の展開について、他の自治体への波及や効果、県や国との関係については、香川県教育委員会や文科省から視察もあり、注目は高い。来年度、山田高校にも「グローバル探求科」が設置される予定で、国はIB認定校200校を目標にしている。公立小学校のIB教育は、国内初めてで大変注目を浴びている。県とは連携し、特に研究を進めることや、人事異動で応えてくれている。他の自治体とは、関係性を築きながら実践を積み上げていくとの説明がありました。

また、質疑では、教育の基礎の部分をしっかりさせて、安心して学習できる雰囲気をつくることは大変大事であるし、IB教育はそういうことである。また、予算については気になっているところで、全部の学校が必要な予算は保証していかなければならないと考えている。人の配置は特に考えてやっていきたいし、加配を削られ苦労しているが、バランスをとりながらどの学校でもレベルアップと特色を生かした教育ができるようにしていきたいと思っていると答弁がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 教育厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、協働・参画調査研究特別委員会の協議の推移・進捗状況等について、委員長の報告を求めます。協働・参画調査研究特別委員会委員長、森田雄介君。

○協働・参画調査研究特別委員会委員長（森田雄介君） 協働・参画調査研究特別委員会委員長の森田です。去る4月15日に行われました、協働・参画調査研究特別委員会の報告を行います。

この間、執行部と話し合いを重ねていた香美市協働のまちづくり条例とパブリックコメント手続条例の審査、意見交換を行いました。

2つの条例は本定例会へ上程をされております。また今後は、新たに協働参画の取り組みや内容を深めるための研修を行うことを確認をしております。

以上で、協働・参画調査研究特別委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 協働・参画調査研究特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、議会改革推進特別委員会の協議の推移・進捗状況等について、委員長の報告を求めます。議会改革推進特別委員会委員長、小松紀夫君。

○議会改革推進特別委員会委員長（小松紀夫君）

おはようございます。本年3月の

定例会以降に開催をされました、当委員会の審査の経緯並びに結果につきまして御報告をいたします。

第3回となります3月27日の委員会におきましては、まず、会期設定の根拠、そして、会期の始期及び終期について協議をいたしました。

会期の設定の根拠としましては、地方自治法第102条第2項によるものなのか、第102条の2によるものか、どちらかを選択するかということについて協議をいたしました。その結果、第102条第2項を選択することに決定をいたしました。

会期の始期及び終期につきましては、始期を1月とし、終期を12月とすることに決定をいたしました。また、議員の改選時の会期につきましては1月から9月とし、改選後は9月から12月とするように決定をいたしました。

次に、本会議を再開する場合のルールについて協議をいたしました。協議の結果、現行の定例会、臨時会のルールを基本的に継続することに決定をいたしました。

第4回となります4月22日の委員会におきましては、まず、用語の整理につきまして、1月最初の会議、市長の招集によるものですが、これは、例えば来年でありましたら、令和2年香美市議会定例会とし、今の定例会は何月定例会議、臨時会につきましては何月臨時会議、同月に複数の臨時会議がある場合は、何月第2回臨時会議というふうなことに決定をいたしました。

また、一事不再議への対応につきましては、会議規則第15条の改正、また、会議録の調整、配布につきましては、会議規則第85条の改正、発言の訂正、取り消しにつきましては、会議規則第65条の改正によって対応することと決定をいたしました。

また、請願・陳情、意見書案の提出期限及び議会運営委員会の開催時期につきましては、香美市議会運営申し合わせ事項の改正によって対応することと決定をいたしました。

第5回となる5月29日の委員会におきましては、費用弁償につきまして、本会議、常任委員会の増加が予想される場所ではありますが、費用弁償の廃止や上限枠を設けることにつきましては、費用弁償の性格上好ましくないということで、現状のとおりで行こうということに決定をいたしました。

次に、市民への周知につきましては、議会だより及びホームページにて周知を図ると同時に、パブコメを募集をいたします。また、議会報告会や各種会合での挨拶時に通年議会への取り組みを紹介することによって、市民に周知をしていくということとなりました。

また、事務局体制につきましては、条例で規定されている正職員3名を実質確保した上で、臨時職員2名の体制が最低ラインであり、今の併任につきましては、廃止すべきとの結論に至りました。この件につきましては、議会の総意として文書にて市長に申し入れをするということとなりました。

次回の委員会では、長の専決処分事項について各会派の意見を集約し、執行部も含め

て協議を進めていくということとなりました。

特別委員会での協議以外では、5月16日に講師を招いて通年議会の研修会を実施し、全議員並びに執行部も参加もいただきました。また、5月23日には、正副委員長と総務課長、企画財政課長にて意見交換を行いました。さらに、7月8日、9日にかけて、先進議会であります、大阪府大東市議会、大阪狭山市議会にて、議会運営委員会と特別委員会を合同で視察研修を実施する予定でございます。執行部からも川田総務課長が参加予定とのことでございます。

今後の協議は、議会だけでなく執行部とともに進めていかなければならない事項がございますので、その点よろしくお願いを申し上げます。議会改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（比与森光俊君） 議会改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第46号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第1号）から日程第24、議案第66号、財産の取得についてまで、以上21件を一括議題とします。

行政の報告及び議案第46号から議案第66号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。本日、ここに令和元年第3回香美市議会定例会を招集しましたところ、議員皆様には御多忙の中、御出席を賜りまことにありがとうございます。

さて、地方財政をめぐる環境は一段と厳しさを増しております。国においては、持続可能な地域社会の実現のため、安定的な地方財政基盤の確保とともに、ソサエティ5.0のさまざまな可能性を活用して、地域力の強化を図ることを提起しており、遠隔医療、自動翻訳、5G、光ファイバー、3Dプリンター、新素材、ロボット、自動走行など、さまざまな新技術などを活用しようとするもので、まちではなく地方の積極的な提起が強く求められています。

また、まち・ひと・しごと創生事業に対応し、人口減少等特別対策事業費6,000億円及び地域の元気創造事業4,000億円において算定するとしており、取り組みの成果に応じた算定にシフトし、一層の意欲と能力、そして、行政改革が問われることとなります。

トップランナー方式については、歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している、地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するとし、その際、財源確保機能を適切に働かせるとしています。

また、地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務について、トップランナー方式の検討をするとしております。

そのほか、人口減少による利用需要の変化、合併後の施設全体の適正化を求める公共

施設等総合管理、統一的な基準による財務処理の整備、統一的な基準による地方公会計の推進、地方単独事業決算情報の見える化、公営企業経営の改革・推進等々、地方財政健全化安定のために対応が待ったなしで求められております。これらは安心して暮らせる地域づくり、まちづくりにかかわる課題でもありますので、行政としては議会の皆様の御意見を賜りながら、しっかり取り組んでまいり所存でありますので、どうかよろしくお願いをいたします。

次に、各課関連の行政報告でございます。

まず初めに、管財課。

1、平成30年度の入札結果について、平成30年度に実施した入札の結果を報告をいたします。工事126件、13億2,232万5,000円、委託業務71件、2億9,692万8,655円、物品購入40件、1億1,167万7,063円、合計で237件、17億3,093万718円であります。

2、香美市小規模工事等希望者登録制度についてであります。平成30年度香美市小規模工事等契約希望者登録制度により発注した小規模工事の件数は24件、発注金額の総額は270万4,848円です。

次に、防災対策課。

1、香美市防災行政無線の運用について、土砂災害警戒区域である土佐山田町の山間部、香北町・物部町の全世帯及び物部川の浸水想定区域にデジタル同報系防災行政無線の戸別受信機を設置しました。災害情報を確実に発信することにより、早目の避難行動を促し、生命・財産を守る、減災につながる効果が期待されます。

2、高知県総合防災訓練について、6月9日午前11時30分から、高知工科大学周辺にて高知県総合防災訓練が実施されます。この訓練は、災害対策基本法第48条に基づき、高知県各市町村及び防災関係機関が大規模地震、豪雨等の災害を想定し、埋没車両からの救出訓練やヘリコプターによる要救助者の救助など、実践的な応急対策訓練が実施されます。

定住推進課です。

1、移住促進について、本市への移住実績は下表のとおりであり、平成30年度は33組、70人です。本年度も業務を委託しているNPO法人いなかみと連携しながら、移住促進をさらに推進していきます。

2、ふるさと納税について、ふるさと納税の実績は下表のとおりであり、平成30年度は寄附件数1万9,255件、寄附金額1億9,248万2,501円です。寄附額に対する返礼品割合を総務省通達の3割以下に変更したこと等により、目標額2億5,000万円を達成できませんでした。今後は既存の返礼品にとどまらず、特産品の掘り起こしや開発による返礼品の充実、情報・魅力発信に力を入れ、寄附額の目標達成に努めます。

商工観光課。

1、鍛冶屋創生塾について、伝統工芸である土佐打刃物の後継者育成施設、鍛冶屋創生塾は、高知県土佐刃物連合協同組合を実施主体に事業を進めており、5月20日に起工式を行いました。今後は11月1日の開校を目指します。

2、プレミアム付商品券事業について、消費税率の引き上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起するため、低所得者及び子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券は、10月1日から御利用いただけるよう準備を進めています。

福祉事務所。

1、生活保護の状況について、平成30年度は前年度に比べて年度内平均で6世帯の増加、被保護人員6人の減少となっておりますが、年度末現在を比較すると、両年度とも306世帯で同世帯数となっております、この3年ほどは目立った増減はありません。相談延べ件数及び開始件数は、平成28年度以降は減少傾向となっております。平成29年度と比較して減少した理由としては、他市からの転入による生活保護の実施機関移管と、単身者死亡による葬祭費用のための親族以外のものからの申請が減少したことが挙げられます。なお、それらの開始件数合計は平成29年度が22件、平成30年度が12件となっております。詳細につきましては表を掲げておりますので御参照ください。

次に、農林課です。

1、鳥獣対策事業について、平成30年度の有害鳥獣捕獲実績は、香美猟友会を中心とした皆様の御協力により次のとおりです。鹿1,742頭、イノシシ348頭、猿48頭であります。

2、木造住宅支援事業について、木造住宅支援事業の平成30年度の実績は21件で、補助金総額は2,346万6,000円でありました。昨年度に引き続き、20件を上回る申請のうち約3割が市外からの転入者であり、移住定住策としても効果が上がっていると思われれます。本年度においても、新聞広告等による周知を行い、一層の利用増進を図っていきます。

建設課。

1、土木関係について、がけくずれ住家防災対策事業については、繰越事業が5件あり、現在入札等準備を行っております。本年度になり2件要望があり、現在調査等を行っております。昨年度発生した農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業については件数も多く、現場諸条件等もあり、現在、緊急順位の高い箇所から随時事業を実施しております。交付金関係道路整備について、県内示がありました。一部事業計画の見直しを行い、交付決定後に順次着手する予定です。

2、都市計画関係について、都市計画道路新町西町線用地については、時点修正等の準備を行っております。同事業の土讃線土佐山田駅構内小学校前踏切拡幅・下水道管推進工事協定については、JRと工事協定を締結し、現在、施工等準備を行っております。都市計画マスタープラン策定業務については、幹事会及び策定委員会を実施し、アンケー

ト実施及びワークショップ開催などの準備を行っています。

3、地籍調査について、土佐山田町角茂谷の一部、香北町大束の一部、物部町安丸・五王堂の一部において調査準備を進めています。

4、県営工事について、国道195号は、楠目・佐野両工区の用地取得を予定しています。大桁橋架け替え工事は、現在、橋梁上部工架設を行っており、令和2年度末の橋梁部分完成の予定です。県道等の路線については、地域との連絡を密にし、事業のスムーズな進捗に向け、それぞれ現在準備を進めています。

5、物部川改修期成同盟会及び高知県市町村道整備促進協議会について、本市が事務局を物部川改修期成同盟会及び高知県市町村道整備促進協議会について担当することとなり、県下関係市町村と連携して、本年も随時予算確保など要望活動を行うことといたしております。

環境上下水道課。

1、水道窓口業務の民間委託について、従来の施設管理に加え、上下水道の窓口業務について、4月からクボタ環境サービス株式会社による民間委託を始めました。親切丁寧なお客様対応、検針員のアクシデントについても柔軟に対応いただき、官民連携のモデルケースとして順調に滑り出しています。今後は業務内容も引き継ぎを綿密に行い、委託範囲を従来の計画に従って行っていく予定です。

2、平成30年度ごみ分別収集実施状況について、総収集量が7,615トンとなり、前年度から29トンの増量となりました。詳細については表を掲げておりますので御参照ください。

教育委員会。

1、香美市教育振興基本計画（後期）の策定について、香美市教育振興基本計画（後期）は、平成25年度に策定された10年計画のうち、後期5年間の教育の方向性を示したものです。平成31年度からの後期計画では、今までの学校での育ちを確かなものとしつつ、市民の皆様が主人公となる「よってたかって教育」により、生涯学習の充実を図り、市内の至るところで探求的な活動がわき起こるまちを目指す計画となっております。

物部支所。

1、香美市ライダーズイン奥物部指定管理関連について、平成31年4月1日より、新たな指定管理者によるオープン準備がなされ、5月1日に再開しました。5月の宿泊者数は86名となっております。

消防課。

1、消防車両の更新、配備について、平成9年から使用していた消防本部の査察車と平成7年から使用していました消防団神池分団の小型動力消防ポンプ付積載車を平成31年3月に更新、配備しました。

続きまして、今期定例会に上程します議案について、提案及び説明を申し上げます。

報告第6号は、繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告です。

報告第7号は、事故繰越し繰越計算書（一般会計）の報告です。

報告第8号は、繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業特別会計）の報告です。

報告第9号は、繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告です。

報告第10号は、繰越明許費繰越計算書（特定環境保全公共下水道事業特別会計）の報告です。

議案第46号は、令和元年度香美市一般会計補正予算（第1号）です。

議案第47号は、令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

議案第48号は、令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）です。

議案第49号は、令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）です。

議案第50号は、令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

議案第51号は、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第52号は、香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第53号は、香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第54号は、香美市まちづくり委員会設置条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第55号は、香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第56号は、香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第57号は、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第58号は、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第59号は、香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第60号は、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第61号は、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定です。

議案第62号は、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例の制定です。

議案第63号は、香美市協働のまちづくり条例の制定です。

議案第64号は、香美市パブリックコメント手続条例の制定です。

議案第65号は、香美市森林環境譲与税基金条例の制定です。

議案第66号は、財産の取得です。

以上、報告5件、議案21件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（比与森光俊君）　これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第6号、繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告についてから、報告第10号、繰越明許費繰越計算書(特定環境保全公共下水道事業特別会計)の報告についてまでの質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君）　報告第7号の事故繰越しについてお尋ねします。

これは昨年、繰越明許で聞いたような記憶もあるんですけども、実際、事故繰になった背景、同じような文章を書かれたと思います、下方搬入路、災害により資材の搬入が困難となったということで、どのような対応をしたけれども、結局事故繰になったのかということの状況等もあわせてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君）　建設課参事、奥村周也君。

○建設課参事（奥村周也君）　お答えします。

この工事については県営工事でやっておりまして、平成29年度に発注しておりまして、それを平成30年度に繰り越ししてやっておりましたが、昨年の7月豪雨によってその下方に災害が起こりまして、緊急発注で復旧してございました。それに伴って工事車両等が奥に入れませんし、完成が困難となったため、県のほうが事故繰越しをいたしまして、それに伴って香美市のほうも対応したということになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君）　報告第6号の表で、1ページにあります総務費の関係で、会計年度任用職員制度委託業務の関係が例規整備の方針決定に不測の日数を要したためとなっていますけど、これ来年4月からですけど、その方針自身もまだ決まっていないのか、タイムスケジュール含めてどうなっているか、お聞かせ願います。

○議長（比与森光俊君）　総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君）　方針も今頑張っていて、近隣市町村の状況なんかも確認しながらやっているところで、できるだけ早期に例規、条例等を上げれるように準備は進めているところですけども、今のところまだなかなかちょっと進んでいない状況です。できればできるだけ早い段階、9月議会に条例を上げる方向で頑張っているんですが、近隣市町村の状況も踏まえて決定する部分もありますので、ちょっとおくらしているという状況です。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。
5番、笹岡 優君。
- 5番（笹岡 優君） これは今人材不足で、なかなかこの決め方は大変難しい、先ほど近隣市町村の状況も踏まえて、いつ出すのかを含めて、その辺を判断しているということでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。
- 総務課長（川田 学君） 先ほど笹岡議員の言われたように、近隣市町村との条件の比較なんかが大きいかかわってきますので、そういったことも含めて検討しているところです。
以上です。
- 議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。
16番、依光美代子さん。
- 16番（依光美代子君） 報告第6号の2ページの都市計画費のところですが、細部説明書のほうにもありますが、JR土佐山田町駅自由通路基本計画策定委託業務ということで、協議に不測の日数を要したということですが、これは北からの通路のことですね、そのことですか、自由通路というのは。
それと、策定するのにおくれているということですが、この完成はいつごろ予定をして進めているのでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。
- 建設課長（井上雅之君） お答えいたします。
北からではなく、北と南と両方ともからの自由通路ですので、どちらからも行く通路と思ってもらって結構です。といいますのは、JRとまた用地等の協議もありまして、現在JRのほうと、当然御存じかと思いますが、歩道橋的なものになりますので、中のピア、両サイドの橋脚をどこへするのか、当然JRの土地をうちのほうは狙っております。そこら辺の協議等を今現在行っているということです。
工期としましては繰り越しですので、令和元年度末までには何らかの基本計画にして、今後の検討課題の材料としたいと考えています。
以上です。
- 議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。
16番、依光美代子さん。
- 16番（依光美代子君） もう一点、同じページの細部説明書によります市道小島線改良工事です。その用地交渉が難航し、契約までに不測の日を要したということで、今現在、そうしたら購入が決定していますか、まだの状況ですか。
- 議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。
- 建設課長（井上雅之君） 本事業計画箇所については、平成31年度4月になって用地等の購入は全て済んでおります。ただ、そこから含めた工事分もあつたりしますの

で、こういう形での繰り越しになっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 報告第6号の6款の農林水産業費の農業費、農業競争力強化基盤整備事業で、県営永野地区の圃場整備のことが出ているんですけども、この細部説明書の中ではその理由に県営事業の進捗がおくれとありますが、ここの部分の少し説明をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

この県営永野地区の圃場整備につきましては、地元とのやはり意思確認とか、調整について時間を費やしたということで、これは繰り越しになっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

これで本日の日程は全て終了しましたが、ここで議員表彰について報告がございます。

去る5月23日、高松市で開催されました第81回四国市議会議長会定期総会におきまして、6名が表彰されましたので、事務局長より御報告いたします。猪野事務局長。

○議会事務局長（猪野高廣君） 第81回四国市議会議長会定期総会において表彰されました方々を御紹介させていただきます。

正副議長6年以上の特別表彰で山本芳男議員、また、議員在職歴16年以上の特別表彰で大岸眞弓議員、島岡信彦議員、依光美代子議員が表彰されました。

次に、正副議長3年以上の一般表彰で小松紀夫議員、また、議員在職歴8年以上の一般表彰で濱田百合子議員が表彰されました。

ここに謹んで御報告申し上げます。受賞されました議員の皆様、大変おめでとうございます。

○議長（比与森光俊君） 以上で四国市議会議長会表彰者の報告を終わります。

受賞されました皆様におかれましては、今後ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

本日はこれで散会いたします。

次の会議は6月17日月曜日の午前9時から開会いたします。

（午前 9時58分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和元年（2019年）第3回

香美市議会定例会会議録（第2号）

令和元年6月17日 月曜日

令和元年（2019年）第3回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和元年6月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月17日月曜日（会期第2日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸真弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	19番	島岡信彦
9番	爲近初男	20番	比与森光俊
10番	舟谷千幸		

欠席の議員

18番 小松紀夫

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	中山泰仁
副市長	今田博明	農林課長	西本恭久
総務課長	川田学	農林課参事	澤田修一
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課参事	奥村周也
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	公文薫	支所長	近藤浩伸
ふれあい交流センター所長	明石清美		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	横山和彦
教育次長兼学校給食センター所長	岡本博章	生涯学習振興課長兼少年育成センター所長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長 寺田潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理 選挙管理委員長 松 尾 禎 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 吉 川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和元年（2019）第3回香美市議会定例会議事日程

（会期第13日目 日程第2号）

令和元年6月17日（月） 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 13番 山 崎 龍太郎
- ② 10番 舟 谷 千 幸
- ③ 6番 森 田 雄 介
- ④ 1番 萩 野 義 和
- ⑤ 12番 濱 田 百合子
- ⑥ 11番 山 崎 晃 子
- ⑦ 15番 小 松 孝
- ⑧ 7番 利 根 健 二
- ⑨ 17番 村 田 珠 美
- ⑩ 14番 大 岸 眞 弓
- ⑪ 9番 爲 近 初 男
- ⑫ 19番 島 岡 信 彦
- ⑬ 16番 依 光 美代子
- ⑭ 2番 山 口 学
- ⑮ 3番 久 保 和 昭
- ⑯ 5番 笹 岡 優

会議録署名議員

11番、山崎晃子君、12番、濱田百合子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に御報告いたします。18番、小松紀夫君は、欠席との連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りをしましたとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） おはようございます。13番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問いたします。一問一答であります。

最初に、使用料、手数料等の改定についてであります。

今議会において、議案第61号が提案されました。本年10月からの消費税増税実施に伴う料金改定の提案であります。私どもは市民の厳しい実態を見るとき、値上げは極力避けるべきと考えます。個別具体の質疑は委員会に委ねますが、基本的見解を伺っていくところです。

地方自治体が消費税納税者となるのは、上下水道など公営企業会計分で、自治体の納税義務があります。増税分を反映しないと自治体の持ち出しとなります。一般会計分は、証明書発行などの行政手数料は課税対象とはなりません。一方、施設使用料などは課税対象となっています。しかし、一般会計に係る業務として行う事業は、消費税法第60条第6項で、課税標準に対する消費税額と控除できる消費税額とを同額とみなすと規定され、結果的に納税額は発生しない仕組みとなっています。自治体は、納税義務者ではなく、増税分を手数料はもとより使用料についても反映させる必要はないと考えます。仮に手数料、使用料に係る制作費、維持管理費などのコスト増はあっても、地方消費税の税増収分があり、値上げは必要ないのではないのでしょうか。

以上を述べて、①に伺います。

増税分に対して料金改定をすべきでないと考えますが、市の見解をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 山崎龍太郎議員の御質問にお答えします。

消費税法第4条には、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等には、この法律により消費税を課すと規定されており、地方公共団体等の特例につきましては、議員も言われましたように、同法第60条第6項に地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、課税標準に対する消費税額と控除することができる消費税額とを同額とみなすという規定があり、同条第7項では、申告の義務がないことが規定されているところです。

したがって、法令上は課税対象になっているものには消費税を課さなければなり

ませんが、控除できる消費税額と同額とみなされますので、結果的に納税額がゼロとなり、納税も還付も発生しないということになっております。そのため、料金額の増額改定を行わないケースとしましては、コスト削減等により従来よりも安くサービス等を提供することができるようになるなど、消費税が増税されても料金額を据え置くことができる場合となります。そうでない限りは料金改定が必要になるものと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 一定の見解を示していただきました。使用料自体は課税対象とはなっていますが、本体価格を下げて、形式的に課税分を反映させた処理を行い、実質値上げをしない方法は考慮しなかったのか。その点について、先ほどコスト削減等についての見解も述べられましたが、その点をちょっと関連して伺います。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 本体価格を下げるということは減収につながりますので、その減収分は住民税等によって補填しなければならなくなります。そうなりますと、住民間に不公平が生じることにもつながりますので、現行の料金が適正なものである以上、消費税分を上乗せせざるを得なかったと考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

証明書発行等の行政手数料については、2月議会に条例の一部改正もあり、変更なしとの認識でいいと思いますが、議案第61号では、一般廃棄物等の処理手数料は改定の予定であります。ほかにはないのでしょうか。あわせて変更改定について配慮されている点があるのかどうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

手数料の変更につきましては、非課税取引として定められています行政手数料については改定はありませんが、言われましたように一般廃棄物の処理手数料のみ改定するようにしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

配慮としまして、市民の皆様に直接影響の出るごみ袋の手数料で、1袋単位で今回も従前よりの1円未満切り捨てで税込み計算しております。そのため8種類中3種類のごみ袋が値上げで変更となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 25円が26円に上がりますわね、これ一つであれば

2%分以上の値上げですわね。全体的に見て8種類中3種類ということは、本来やったら25円やったら25円のままだと思いますけど、そこのところはどういう発想なのか、再度お伺いします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

計算上、現時点の税率で割り戻して、8%割り戻して10%掛けていくような計算をしております、1円未満切り捨てではありますが、計算上、値上がりしてしまう分もあったために、今回の3種類の値上がりとなっております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。③です。

使用料の変更についてです。変更点は条例に網羅されていると思いますが、変更しないものはないか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

使用料の変更につきましては、今議会に提案しているもの以外では資料をお配りしておりますが、料金改定について協議中のものが、やなせたかし記念館の入館料、健康センターの使用料、児童クラブの利用料となっております。また、料金改定しないものは、非課税対象のもの以外では、市営バス使用料、通学バス使用料、多目的運動広場使用料、子育てセンター使用料、老人憩の家使用料、多目的集会所使用料となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 協議中のものもあるということと、改定しないものでは市営バス使用料等で、端数処理で変わらなかったというもののほかは無料という感じがあります。

実際、ちょっと改定の基本的な考え方について伺いたいのですが、各課の意見等が反映されて、総務のほうで集中してやったのか、機械的な一律の改定ではないかという考えについて、ちょっと確認の意味でお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

施設によって事業目的や状況が違いますので、各課において検討した上で提案したものととなっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 協議中の中で児童クラブの利用料金等がまだ協議中ということでもありますけれども、新しい管理者のもとで運営を始めたというところもあります、実際に慎重に協議していると思いますが、子供たちや子育て世帯に係る部分です

ので、そこら辺について、これは全体の中の議論やき、学校教育で答えるがやったら答えてもらいたいですが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

今回、利用料の引き上げという部分、最高限度額の9,000円の引き上げで、実際利用する利用料につきましては児童クラブごとに異なっておりまして、値上げ等については今後の協議になろうかと思えますけど、当面、ことしは各児童クラブでの値上げはないと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

④に指定管理における利用料金の変更についてお尋ねします。

業者は納税義務はありますが、そもそも指定管理をしたのは行政であって、指定管理料を出しての管理を行っているところです。本市の場合、多くの指定管理料を要している現実があります。

一方、利用者は料金は上がらないのがいいに決まっております。上げると利用者減につながらないか心配するところです。いかに検討して料金変更されているのか。同時に、今後の指定管理料への影響はどうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

指定管理における利用料の変更につきましては、資料をお配りしています裏面になります。その資料のとおり、上段1、変更する施設、2番目に変更しない施設、3番目に協議中の施設とそれぞれ掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

また、今後の指定管理料につきましては、各担当部署が各施設の指定管理者と協議することになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 詳細を調べてもらってありがとうございます。大体わかりやすく書かれておりますが、実際に採算ベースにのっていない場合、指定管理の場合、維持管理コストの消費税増税分がふえて持ち出しがふえると。そうなると、必然的に指定管理料のアップの方向性もあるというふうに考えますが、そういうことは現時点ではいかに考えられているのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。それぞれの指定管理者と担当課が協議中ではあるとは思いますが、一応、指定管理につきましては、消費税率引き上げ後も従前の委託料に据え置くことについて、合理的な理由がない限りは買いたたきして消

ますが。今後とも子供たちに係る部分については、政府自体が今回の消費税増税は子供とか障害者、高齢者に係る部分にお金を入れていくみたいな発想も言っていたと思いますので、ぜひその部分について、現時点では軽減対象で8%で改定はしないということですが、今後も子供に係る部分ですので、継続するようにお願いをしてはいけませんね、私どもの見解を述べておきますが、再度の答弁を求めます。

○議長（比与森光俊君） 教育次長兼学校給食センター所長、岡本博章君。

○教育次長兼学校給食センター所長（岡本博章君） お答えします。

給食費の改定については、物価の高騰等が長く続くと見込めるなど以外については、給食費の改定は行うべきではないと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。⑦です。

私は、改定によってせつかくの施設等が目的に沿った利用がされないことを危惧します。今回の改定における増収をいかに見込んでいるのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

消費税相当分を料金などに転嫁すべきものとされる使用料は、引き上げ分2%が上乘せされるという前提で計算いたしますと、本年度一般会計の当初予算ベースで、歳入13款1項の使用料9億1,282万4,000円のうち、市営住宅家賃と土地貸し付けに類するもの、無償化予定の保育料を除く8,503万8,000円に引き上げ率を乗じた8,661万3,000円となりまして、年間最大で157万5,000円の増額が見込まれます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そんなに私の考えている額からいったら大きくはないような気もするのですが。実際、全体的に見た場合、消費税増税分の持ち出しのほうでは入札等によって8%が10%に上がることによる持ち出し、そして、維持管理や仕入れ分の増加もあり、委託料等も8%から10%に上がるのではないかというふうに考えていますが、そのようにさよう混乱を及ぼしているのが消費税増税と私は考えます。また、利用料が上がればやっぱり利用者が減るという方向もあると思いますし、行政コストも上がるのではないか。実際に消費税自体は消費を冷え込ますということは以前の議論でもさせてもらったところですが、地方にとって財政的なメリットがどうなのかということも考えるところです。将来的には市がインボイスも発行せんといかんような状況も生まれてくるんじゃないかとも考えますが、事務負担も増大するというようなことも考えます。企画財政課長が答えられましたけど、全体的なそういう見方について、私が今言ったことはどうなのかということの見解を伺っておきます。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 今後、インボイスの対応ということは必要になってこようかと思えます。また、この消費税以外にも会計年度任用職員の問題でありますとか、さまざまな財政負担が今後中期財政計画に見込まれなかった部分として入ってくる予定になっておりますので、状況の変化等において、引き続き注視をしていきたいというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次の質問に移ります。

前納報奨制度についてお尋ねしてまいります。

普通徴収の市県民税や固定資産

税は通常年4回に分けて納めることになっておりますが、最初の納期に全期分を全納した場合には、市税に未納がないことを条件に、年税額から前納報奨金を差し引いて納めることができます。この制度のことを前納報奨制度とって、地方税法第321条及び第365条にその設置を認める規定が置かれ、また、交付率の上限も税額の100分の1を上限と定められております。本市においては、平成20年度まで交付率100分の0.5を上限として運用され、一定市民に喜ばれる制度でありましたが、以降、廃止されて久しいところです。

近年、多くの自治体では、制度の廃止、市県民税の部分の廃止、交付率の引き下げ、報奨金の限度額の減額といった措置がとられている状況があります。本市は先取りした格好で廃止した先進事例ではないでしょうか。

そこで、お尋ねしてまいります。

①です。

廃止の理由はいろいろと言われておりますが、実際のところ、自治体の厳しい財政事情が背景にあると考えられております。本市の平成19年度決算書を見ますと、市税等の調定額約27億円のうち、市民税、固定資産税の収入未済が約2億5,000万円、前納報奨には2,000万円が使われています。そして、平成29年度決算では、ほぼ同額の調定額にもかかわらず、収入未済は5,000万円であり、大きく改善しているところですが、

収納状況は大きく改善している一方、国保税に見られるように、市民の税負担は上昇していております。市民サービスの観点から前納報奨制度に対する認識をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） おはようございます。山崎龍太郎議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、山崎議員も御質問の中で御説明いただきましたので重複する部分もあろうかと存じますが、前納報奨金制度は、戦後の不安定な経済状況の中、税収の早期確保と納税意識の高揚などを目的として昭和25年に創設された制度で、条件などはありますが、

第1期の納期限内に年税額を一括して納付した場合、報奨金を交付するものです。実際には、税額から報奨金額を引いた額を納付していただくようになっております。本市では、初期の目的である納税意識の高揚が図られたことや、財源確保、不公平な制度であるなどの理由により、平成20年度に廃止されております。また、県下でも廃止している自治体が多い状況にあります。

本制度を市民サービスの観点から考えた場合、喜んでいただける方もいらっしゃると思いますが、市県民税を給与や年金から天引きされる方はこの制度に該当せず、また、市県民税、固定資産税を納付書で納めていただいている方でも、個々の資力によっては納付したくても一括納付できない方などもいらっしゃいます。そのような方々は本制度の恩恵を受けることがないため、納税の公平性に欠けるのではないかと思います。特に、今の社会状況の中での市民サービスとして考える場合、不公平感を感じられる方がいらっしゃるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） まず、確認しておきますが税収をめぐる状況、先ほど平成19年度決算と平成29年度決算を例えて言いましたけど、状況は改善していると私は認識していますが、それは意見は一致しますか。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

確かに金額的なもの、そういうことも判断しまして、改善はされていると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 先ほど言われた中で、不公平感も言われました。そして、納税意識の高揚は図られたという、それについてはこの間図られてきたのであって、平成19年当時は私はまだまだ緒についたところやったというふうに思います、平成19年、20年、行革の審査らもしてきたところですが、それはいいんですけど。実際、一括で払える市民も限られているというふうなことも言われました。

ここで聞きたいのは、やはり市民の声として、税金頑張って納めている中で、何か恩恵がないろうかというふうなことは聞くんですわ、実際。納税している人がやっぱり、昔その制度で若干でも助かったという部分の素直な声と思うんです。そういう部分で、あくまでも地方税法にうたわれた制度であって、昭和25年からずっとやられてきたという、この制度について、ずっとやってきておいてやめたということが、あっちこちに広がっているけどやはり必要じゃないかと、納税意識。これからも市は、直接的にはこういう税の還元のサービスもしてくれるんやというところについて課長はどうお考えなのか。やっぱり少しは何か手当、住民税のほうじゃなかったら固定資産税のほうとか

何か考えられないかということ、次の部分に係るかもしれませんが、ちょっと最後に見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

前納報奨金制度を喜ばれている方もいらっしゃるということは理解をしているところですが、一旦廃止したものですので、いろんな観点からは考えていく必要はあるかと存じますが、市にとりまして税金は貴重な自主財源です。直接の還元ではございませんが、納税していただいている方の負担を軽減すべく、納税環境の整備などに努め、コンビニエンスストアでの収納ができる環境などを整えてきたところです。今後も社会状況や財政状況などを考えながら、考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

この間、納付について市民の利便性を高めるためにコンビニ納付を開始しました。これは先ほど課長が言われたとおりです。この点は、確かに市民に喜ばれております。これのまず必要予算を伺います。業者には予算を使うが、市民には利便性が高まったというだけで、納税に対しての恩恵はないわけで、前納報奨金の復活を期待するものですが、それもあわせて、先ほどとかぶるかもしれませんが見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） 御質問にお答えいたします。

コンビニエンスストアでの納付に係る今年度の予算は、振替手数料等として107万2,000円を計上して、市民の皆様の納税の利便性を図っております。

また、前納報奨制度につきましては、先ほども述べましたように、一括納付したくても税制上できない給与や年金から天引きの市県民税の納税義務者や、一括納付が困難な納税義務者の方など恩恵を受けられない納税義務者の方も多く、市民サービスの観点からは公平性に欠けると思われますので、現時点では前納報奨金の復活は考えておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 一括納付をできないということをついたび言われていますが、今の超低金利時代、実際のところはある部分、ちょっとでも前納報奨を受けれたとしたら、かき集めてでも、特に中間所得層は、結構厳しくなっているという私は認識しております。とっと上の高額所得の方、香美市も何人かおられるかもしれませんが、そういう人に対しては上限額構えたら私はえいと思うんです、実際のところ。そのところで私は課長の見解とはちょっと相入れないところがあるんですが。

ある町では、住民税については先ほど課長が言われた理屈もあるでしょうが、給与所

得者が対象にならないことなどから、固定資産税のみを対象にして、固定資産税を払うということはそこに住居を構えるとかいうレベルもありますので、交付率をこの町は100分の0.5を100分の1に引き上げて、限度額を5万円を1万円に下げると。だから、幅広い方に前納報奨の1万円を受けてもらうというふうな格好の措置をしているところもあります。実際、そういうことで制度継続をして、ちょっとでも市民に喜ばれる努力をしている自治体もありますが、その辺のことについてはいかに見解をお持ちなのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

先ほども言いましたように、今のところは復活は考えておりませんが、市や市民の皆様にとりまして何が必要であるか、検討しながら公正で公平な税務行政に努めていけるように研究していきたいと思えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長の答弁を聞きよると、何か国がやった地方税法でやったこの制度自体が公平じゃない、公正じゃないみたいな捉え方もできるんですわ、実際のところ。その後いろいろ給与所得者の特別徴収なんかの制度が拡充していったというレベルもあるんですけど。実際、余りそれを偽らないほうがいいかなというふうな気がしました。これは私の個人的見解です。

関連して聞きますけど、実際、以前の基準で10万円を前納した場合は、10万円掛ける100分の0.5の前納月数で10カ月ですので5,000円と。10万円のうちの5,000円がささやかな還元というか楽しみというか、そのために頑張って一括納付しようと、前納しようというふうな市民もおられた。

それとあわせて申し添えれば、国民年金保険料は、前納といってもちょっと若干違うんですけども軽減率が大いんですね。1年で19万6,920円、現在、令和元年度で、それで3,500円が軽減されると。2年前納した場合は、1万4,520円の大きな軽減が受けれます、6カ月で800円ということもあるんですけど。実際、そういうことで国民年金制度の部分では、前納用の納付書が入っていて、それで前納したらいいと。先ほどコンビニ納付とかいろいろ言われたけど、市役所に前納しますといっって手続してもらってやれば、昔の制度と違ったような考え方のもとで、制度運用ができやしないらうかというのが私の考えですが、この点について見解を求めます。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） 先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、いろんなことを総合的に判断をしながら考えていかないといけないと思っておりますので、今後そういうことを検討しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。③です。

本市の税等の収納率は、担当課の努力と市民の理解を得て、得ていない部分もあるかもしれませんが、大幅に向上しました。しかし、住民税においては1人33万円が基礎控除であります。生活費にまで税金をかけているというのが今の税制であります。私は納税される市民が少しでも現制度内においても、少しは支払い部分の優遇がないのかと思うところですが、その点についてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） 御質問にお答えいたします。

御質問の趣旨に沿うような税制上の優遇措置につきましては、前納報奨金のほかには思い当たりませんので、考えるとすれば市単独での優遇措置になるかと思われませんが、それにつきましては今のところ考えておりません。

また、繰り返しになろうかと思いますが、貴重な自主財源であります税金につきまして、納めていただいている方の負担軽減となりますような納税環境の整備等につきまして、今後さらなる研究をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 納税環境の整備はしてもらいたいと思います。皆さん忙しくしていますので、コンビニ納付なんかも議員各位から言われて始めて、税だけじゃなくて水道料金などもさまざまな部分で展開していると思いますが。

私が考えるに、なかなか優遇はないということですが、ひとつ督促手数料200円つてありますよね、これ香南市も200円、南国市は100円、よその自治体を調べてみると結構100円が多いんです。1,000円納め忘れたというときにも200円つくんです、この超低金利時代に。怒っていた方もおられます、何で200円ならということで。期数ごとにやっぱり払っている方やったら最初千数百円払って、1,000円、1,000円、1,000円と払って、1,000円の納付が若干おくれたら200円つくということなんかは考えられないのか。

それと、なかなか払い切れない部分が出てきたときにやっぱり納期の細分化、住民税、固定資産税は4期、今国保税は9期ということですがけれども、実際に国保税なんかについても今後の推移も見んといかんとですが、これは市民保険課長に質問じゃないんですけど、そういうことの細分化の検討。それから、払えないときの制度ですわね、やっぱり納税の猶予、換価の猶予、滞納処分の執行停止と制度的にはあるんですけど、なかなか市民側には周知されていないし使い切れていないと。滞納処分の執行停止は行政サイドがやるんですけども、実際そこら辺の部分で特に督促手数料なんかについては考えられないものなのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

督促手数料につきましては条例でうたっておりますので、200円ということです。納期内納付をお願いをしている観点からしても、督促手数料についてはそれ以降にお支払いされた方との区別ということでも必要でありますし、その分、送達をしたりする手数料もかかっているということで、200円という手数料がついていると思います。金額等につきましては、今後どのような部分で適正かどうかというところは検討していくことは考えられます。

次に、納期の細分化につきましても、納期がふえれば督促回数もふえるなど、市民の方にもデメリットになる部分もあろうかとは思いますが、今のところは考えておりませんが、今後、市県民税、固定資産税4期を5期になどのことにつきましては、研究をしていきたいと思っております。

次に、払えないときの制度につきまして、制度として納税の猶予等、議員がおっしゃられましたとおりにございます。ただ、それを適用する要件等もありますので、納税につきましては個々に御相談いただいて対応しているところですので、今後ともそういう御相談に対して、丁寧に応えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 督促手数料にちょっと食らいつくみたいで申しわけないんですが、郵送費は行政が幾ら払っているかわからないんですが、大多数のところというか調べたところ、50円やったやつを100円に上げたというがはあるんですね、実際のところ。だから、その人に対する事務負担、課長が言うには、いろいろ事務負担もかかっているのと、それから、納期内に払っている方云々と言われましたが、今の高齢化社会の中で、ど忘れするというのは結構あるんです、実際どこの家族でもやっばり、ああ、しまったということで。それやったら一括納付しちよつたらと思うんですけど、前納報奨もなかったら納期ごとに払っていかうみたいになって、結局おくれてしまっただけで督促手数料を払ってしまうというふうなところがあるんです。そういう今市民の実態を理解して、検討、研究していただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

ど忘れをしてということもよく理解できる場所ではありますが、そういう市民の皆様に対しての納期内納付ということを広報していくということも必要であろうかと思っておりますので、口座振替などにしていただけて残高を確認していただくとか、そういうところで広報に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次の質問に移ります。

猫の問題、対策についてです。

この件につきましては、同僚議員からも同様の趣旨の質問通告が出ております。いかに野良猫対策等で市民から苦情、相談等が寄せられているかのあらわれではないでしょうか。そして、行政の対応がそれに追いついていないとも受け取れるところです。現市長は、無責任な飼い方に言及され、原因をつくったところについては厳しい姿勢で臨むのことも行政の責任であると答弁があったのが、平成27年12月議会のことでした。しかしながら、この間、市として飼い切れない猫や野良猫対策として有効な手だてがとれているのでしょうか。

①に伺います。

多頭飼育の問題や捨て猫の問題、市民から寄せられる苦情、相談の現状について、どのような対応、対策を行ってきたか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

現時点での苦情の内容等につきましては、ふん尿による悪臭や衛生面での苦情が8割を占めております。その他の苦情につきましては、野良猫の引き取り要請やごみステーションを荒らすなどの苦情が寄せられております。

まず、ふん尿被害の対策としましては、まずは自己防衛をしてもらい家の敷地へ猫が入らないように忌避剤の使用や、冬場であれば水をまいてもらう等の対策をお願いしております。

次に、野良猫の引き取りにつきましては、保健所の対応ではありますが、動物愛護の観点から、現在は傷病猫や生まれたばかりの子猫以外の引き取りは行っておりません。現在の対応を理解をしてもらい、引き取りを断っているのが現状であります。

また、ごみステーションの被害につきましては、防護ネット等の使用をお願いし、ネットを無料で配付をしております。

今問題になっております、多頭飼育による近隣へのふん尿被害などのケースにつきましては、中央東福祉保健所と連携して飼い主を訪問し、室内飼いの徹底や飼い猫とわかるように首輪の装着また不妊去勢手術をお勧めし、飼い主の責任において適正な飼育をしてもらえるように御協力をお願いしているのが現状であります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長、猫による近隣被害に対処を求める要請書というのが、ちょっとコピーいただいたんですけど、こういうがで保健所、もしくは市のほうに対応をお願いしたいという要請があったというふうに思うんですけども、先ほど言われた多頭飼育の部分では、先ほどの答弁はこのことについてじゃないかと思ったりもしますが、実際、首輪のこととか言われました。そして、飼い主の責任において不妊去勢手術、こういう指導の効果がありましたでしょうか。現状が変わったのか、改善が図られ

たのか、その点を伺います。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 飼い主の方にはある程度の御理解をいただいていると思いますが、引き続き保健所と協力しながら、改善ができるように飼い主の方へ複数回のお願い等を引き続き行い、改善に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 今後も継続して、そしたら指導というかお願いということで、今はお願いしかできないというレベルの発想だと思いますけど。私はそのところで、結局そこに何十匹なのか知らんけどおったとしたときに、飼い主であるのか捨て猫であるのか、結局首輪もつけていない、実際訪問されたとき首輪ついていました。課長はそのときは行ってないかもしれませんが、そういう現状を確認してないかもしれませんが、やはりそのところで飼い主なのか、いや、私は飼っていないと、そこにおるだけやと言われたら、ある部分野良猫になってしまいます、野良猫なのか地域猫なのかよくわかりませんが。実際、そのところの現時点では、お願い以上のことはできないという認識でいいのか、再度お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 現状ではそのとおりだと思います。今後も保健所と協力しながら、努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ぜひ、お願いであっても頻繁に行ってこそお願いになっていきますので、三顧の礼という言葉もありますので、やはり真剣にお願いしなければならぬ部分もあるかとも思います。ただ、それだけではだめなところがありますので、次に移ります。

②です。

県は動物の保護及び管理に関する条例を制定し、人と動物が共存する社会づくりに寄与することを目的に、条例に基づいた運用を行っております。また市町村の責務として、県の実施する施策に協力し、その地域に応じた動物の愛護及び管理に関する施策を策定し、これを実施するよう努めるものと規定しております。

本市においては、環境美化条例において、飼い犬のふん害等については規定し、市民もその旨を遵守し、条例の効果をおあらわしているところです。

では、猫についてはどうでしょうか。現在何ら強制力もない、行政としてお願いしてきたということで終わり、改善は図られていないと考えます。飼い切れない猫が、野良猫となって地域の住民の暮らしを脅かすなどあってはならないことです。不幸な猫をなくすためにも、多頭飼育の場合の届け出義務化や飼い主の責務や地域の責務、行政の調査

権等も規定した条例が必要ではないかと考えますが、見解を求めます。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 現状では、対策として継続的に広報などで飼い主の方への適正飼育や野良猫へのむやみな餌やり等の禁止を啓発していています。御指摘の条例ですが、現在のところ届け出義務や条例化は考えていませんが、今後研究していきたいと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 動物愛護の観点はすごく大事だと思いますので、私も猫が嫌いではないんです。けど、実際のところは迷惑をかけていることに対しては、後でも述べる不妊手術等の話もありますが、飼い主が飼い主としてしっかりした責務を負っていないと、これは市長が前の答弁のときに言われたように、やはりその原因のところについてもう少し行政が傾注、力を入れられないかというのが私の考え方です。だから保健所も、野良猫をつかまえたから何とかしてくれと持っていても、先ほど言いよったように引き取りませんわね、子猫だけであって。平成24年当時は、91日以降の成長した猫やったら2,000円で子猫やったら600円で引き取るというふうな部分で、もう引き取らないというふうな現状があったときに、本当に地域の方々が困っている現実を聞くわけなんです。やはり課長、研究するのであれば、検討するのであれば、私は早急にやっぱりそういう作業に入ってもらいたいと思いますし、実際、県の条例があるということはもちろん御承知のことだと思いますけど、やっぱり先ほど言ったように、犬のふん害等については看板等も設置したり、それから、飼い主の方々のモラルも私はすごく上がっているというふうには考えます。そして、何よりもやっぱり犬を引き取ってくれという要件も最近は少なくなっていると私は感じるんです。やっぱりそういうことを見るときに、何らかの決まり事というのが、もうこの時期に至っては、実際引き取らなくなったら山中とか、それから、川に捨てるとか、そういうことが頻繁に起きやせんか、そういうふうな危惧もするんです。そういう観点からも、神奈川県なんかにおいても、何か条例を制定するに向けて調査しているとか、一番シビアなのは小笠原村ですか、やっぱり猫がいっぱいおるんでしょうね。シビアな条例、届け出義務等も踏まえて規定しておりますので、もちろん県の条例に、言いよったように共存できる社会のためにそういう条例の必要性を求めますが、再度の見解を求めます。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 全国的な先進的な事例を調査研究させていただきたいと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。③です。

飼い切れなくて、保健所に引き取ってもらって新たな飼い主を探す。そして、もらわれていく猫はわずかであります。殺処分率は高知県はナンバーワン、一番悪いという好ましくない結果を聞きます。現状についてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 殺処分の現状につきましては、お手元にお配りした資料の中段、ネコ引取り頭数のおりでありまして、引き取り分につきましては、目のあいていない通称ミルク猫と呼ばれるものでありまして、やむを得ず殺処分となっておりますのが現状であります。

議員のおっしゃるとおり、高知県は従前より殺処分率ワースト記録の中に入っております。近年は改善されていると認識しておりますが、猫等については資料のとおり件数であります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 殺処分数は全国的にはそんなに、長崎が一番多かったのかな。ただ、持ち込まれて殺処分される率がやっぱり92%とかってすごく高率やから、これがニュースなんかには流れるわけなんです。実際のところ、ちょっと伺いますけど、先ほどもちらっと言いましたけど、成長した猫が2,000円で、生まれて90日までの子猫、ミルク猫と言いましたけど600円という引き取り費用の規定ですが、現状もこれは変わっていないですか、課長はどうでしょう、理解できていますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

現状も変わっておりませんが、県のほうの方針として、現在ではミルク猫以外は引き取っていないという現状であります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 殺処分の改善というのはもちろん大事ですけど、やはり私はボランティアの方なんかいろいろ活動されているとも思うんですが、保健所に持ち込まれたときに、やはり新たな飼い主を探すというふうな機関を設けるとかいうことによって、殺処分率を下げるという取り組みが大事だと思うんですわ。実際不幸な猫、かわいそうな猫、やっぱりさまざまありますけれども、新たな飼い主のもとで育つということが私は大事だと思いますけれども、現実問題はやっぱりそれがなかなかできていない状況があるかとも思います。成長した猫をやっぱり引き取らないということについては、地域環境を悪化させるということを私は考えますけれども、実際そのところでそれイコール殺処分じゃなくて、それから新たな飼い主等を探すというふうな方向をやはりいろいろな団体も含めて協力して、県がやっぱり引き取らないというだけで地域が改善するのとは私は思いませんけれども、そこら辺について課長はどのようにお考えな

のかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） ボランティア団体におきまして、そういう取り組みを行っていただいている団体もあるとは認識しております。香美市におきましても今後、そういうことを踏まえて考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） なかなか課長も答弁大変でしょうけれども、実際地域へ入ってそういう状況も、上下水道のほうも忙しいでしょうけど、そういう環境の問題で、ごみの問題もあり、いっぱい忙しいでしょうけど、入って住民、市民の声も聞いて、やはり積極的に働きかけて、その声を県等にも上げていくということも申し添えておきたいと思います。

次に移ります。④です。

現在、県は雌猫の不妊手術費の一部助成を飼い猫は6,000円、飼い主のいない猫については1万円行っております。本市における県補助の利用状況をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 現在の補助金の利用状況ですが、お手元に資料をお配りしております。その下段の不妊手術県補助金のとおりであります。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 少し資料をいただきましたので、香美市の場合、平成28年度、野良猫5件、飼い猫17件、平成29年度、野良猫25件、飼い猫33件、平成30年度、野良猫66件、飼い猫28件という県補助の利用状況ですが、この平成30年度の野良猫が66件と非常に多いといたら失礼ですが、多いんですが、何かあったのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 保健所のほうに確認しましたが、確定したことはありませんが、全体的に伸びているのは補助金制度が浸透してきたためと、今回、香南市もそうですが、平成30年度は伸びております。原因としまして猫好きで野良猫に餌を与えていた方が制度を御理解していただき協力していただいたことや、地域等でボランティア的に活動していた人による制度の利用がふえたことによるものではないかと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 県制度の理解が広まったということについては一定理解もしますが、実際後でまた残りの費用はどうしたのかなという部分も危惧されておりますが。

ことしの5月22日付の高知新聞の、これ土佐清水市の記事なんですけれども、「野良猫101匹不妊・去勢」ということで、土佐清水市自体は単独で市の助成をやっていないんですが、県の自治体枠で初めてやったということで記事が出ていました。ちょっと紹介します。

「野良猫の繁殖を防ごうとこのほど、土佐清水市の有志らが市内などで捕獲した101匹に不妊・去勢手術を行った。市との共催事業で、県がボランティアと協働して集中的に取り組む自治体向けに本年度から構えた助成の適用を初めて受けた。」ということで、野良猫を捕獲、不妊・去勢手術して捕獲場所へ戻すと。活動はTNR活動と言われて、施術した野良猫は耳の先がカットされて桜の花びらのように見えるため「さくらねこ」と呼ばれるということで、実際、県は本年度から、集中的に不妊手術に取り組む自治体向けに200匹分、1匹1万円の優先枠を用意しており、その助成が充てられたということです。実際こういう取り組みについてまず、課長、御承知でしたでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 認識不足で申しわけございません。おっしゃるとおり、そういう施策、県のほうが本年度から始めた事業であるということとはちょっと周知していなかったことであります。本年度からボランティアと地域住民が協働して、集中的に事業として行っているということは、今回認識させていただきました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 市も共催しているということですよ、市もやっぱり力がかしているということで、ボランティアと地域の人だけじゃなくて、もちろんそういう猫を捕獲しなければならないという大きな作業もありますので。

以前香美市でも、同僚議員が聞いたと思いますが、楠目保育園跡地でそういうボランティアに協力してもらって、やっぱり10匹以上20匹ぐらいの猫を捕獲して手術をしたというような、そのときは丸々ボランティアのような発言やったと思いますが。やはりそういう現状が香美市にもあって、さまざまなボランティアの方が活動されてやったということもありますので、ぜひこういう制度も念頭に置いて、もちろん個人の飼い猫なんかもありますが、やっぱり野良猫対策としては有効だと思いますので、ぜひ今後必要なときには、この制度も利用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

引き続きちょっと研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。⑤です。

県の助成への市の上積み助成については、近隣市と協議を行うというのが当時の課長

の答弁でありました。その後、協議はされたのでしょうか。

過日の地元紙の記事では、香南市が野良猫で5,000円、飼い猫で3,000円の上積み助成をことしから始めたという記事がありました。記事を紹介しようと思いますが、同僚議員が参考資料として載せていましたのでこれは割愛して、この状況を見ると、本市においても助成を行うべきと思いますが、見解をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

この件につきまして、先々週に香美・香南・南国市の3市と香南清掃組合で開いています、高知県中央東部地区環境行政連絡協議会でその他の議題として協議しました。本年度から補助事業を実施しています香南市の状況をまず伺い、今後の実施につきまして南国市と調整を図ることとしました。今後実施に向けて検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以前の質問で野良猫なんかは極端に言ったら香美市においても香南市に行くかもしれんし、香美市においても南国市に行くかもしれんし、南国市においても香美市に来るかもしれんしということも言われた経過もあったと思います。実際そのところで協議することは、最近協議したということではありますが、それもよろしいでしょう、実施に向けてということですので、早急な検討をお願いします。

ちょっと関連して聞きますけども、野良猫による近隣被害、先ほども申したんですが、やっぱり元の場所へ返せという部分があるんですが、やっぱりそれでも行政支援の拡充で不妊手術をして地域へ返すということが基本線になかったら、やっぱりどんだんどんだん不幸な猫を生み出すということ、猫は一回に何匹も出産しますので、そういうことも踏まえて言わせてもらったこともありますので、ぜひそのことを申し添えて、この件の質問を終わります。

では、最後の質問であります。

事故多発交差点対策について伺います。

土佐山田町の町なかでは、交差点における事故が多発しております。信号のある交差点でも信号のない交差点においても、ある場所では短期間に3度も事故処理現場に遭遇したところです。原因はさまざまあるかと思いますが、事故を起こしてからしまった、注意力が欠如していた状況も多々ございます。私は危険ということを目で知らせる、体で知らせることが大切と考えます。カラー舗装やでこぼこレーンなど、ところどころは対策はとられている場所も見受けられますが、まだまだ不十分と考えるところです。現状認識と今後の対策をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

現在、国土交通省のビックデータ、高知県警の事故発生地点情報、香美市の緊急合同

点検結果より抽出した危険箇所データにより、道路管理者として現状把握しています。

担当課としましてですが、そのデータをもとに生活道路対策として、市街化区域内にあり、近隣に住宅、公共施設などが多数あり、あわせ小中高等学校に通学する児童・生徒の通学路であるエリアを定め、来年度よりグリーンベルト・カラー舗装等の安全対策を検討しています。現状になります。予算の範囲内となりますが優先順位を定め、カーブミラーなどの安全施設設置や道路改良などを実施していますが、追いついていない状況です。

車両事故等の大半は、運転者側の問題によって事故は起こるものと認識しています。特に今問題になっています高齢者の運転などが当てはまるのではないかと思います。今後、道路管理者だけでなく関係機関と連絡を密とし、情報を共有し、ハード・ソフト面からの安全対策を進め、今まで以上、命の道づくりをしていかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 危険箇所等の現状把握はできているということであり。また、市街化区域内ということややっていくということや小中高等学校の通学路とかいうことを言われていましたけど。実際、早急にやる必要性を私は求めますが、来年度よりグリーンベルト・カラー舗装等を検討しているということですが、その場所に合った対策というのが私は大事だと思いますが事故なんかは起きている場合、地域の方々に聞いてみて、何かこの場所やったらカラー舗装で対応できるぞと、百石のほうですが、けさほども通ったんですが、でこぼこレーンがあって、でこぼこがあって、それから、カラー舗装があって反対側に、すごく感じがいいので、事故の減少なんかは役立ってるんじゃないかと思ったり、実際、現実問題、宝町地域でも頻繁に事故が起きているところもあります。やっぱり対応がとられていないんですね。それは市街化区域内と認識されているので、何らか対応されるんじゃないやろうかと思ったり。個別具体については、やっぱり事故の頻度なんかは優先されて行われようのか、そこのところの見解を再度伺います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） あくまでも道路管理者としてできる施策を、場所に合わせて検討していかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

10時30分まで休憩します。

（午前10時16分 休憩）

(午前10時29分 再開)

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） おはようございます。10番、公明党の舟谷千幸です。通告に従いまして一問一答方式で質問をさせていただきます。

初めに、野良猫対策ですが、先ほど同僚議員から詳しく質問がありましたので、重なる部分もありますけれども、私のほうから質問をさせていただきます。

私はこの質問をどうしてしたかといいますと、4月に行われました、山田地域の行政連絡会で、ある自治会長さんから、野良猫の退治についての事前質問がありました。これに対して市は、「野良猫の捕獲等を行っていない。中央東福祉保健所では、動物愛護の観点から、けがや病気で動けない猫や生まれて間もない子猫以外の引き取りはしていない。狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録とは違い、飼い猫は登録制度がないため、飼い猫か野良猫か区別が困難。野良猫をふやさないよう飼い主の方には不妊手術をしていただくこと等や、野良猫にはむやみに餌を与えないなど御協力を。」とこのような回答でありました。この回答に私は高知県では、先ほどのような殺処分を減らす施策を講じているのに、本市は余り積極的ではないなど、このように感じておりました。

お手元の資料をごらんください。

これは高知新聞、本年5月10日付の資料です。このように5月10日の新聞に「野良猫対策 県内で加速」とあり、また、連載、特集記事の中に「助けてわんにゃん」、皆さんも見られた方もおられるかと思えます。そして、先ほど同僚議員から紹介されました、5月22日付の土佐清水市で県の自治体向け優先枠で初の助成を活用して、野良猫101匹に去勢・不妊手術を行ったと、このような記事が掲載されておりまして、このことを受けて私は本市も何かもっとできることはないかという気持ちになりまして、この事前質問をされた野良猫被害の地域の現状を見てきました。

その地域に行きますと、家の中に猫が入ってくるのを防ぐために、門戸の下のすき間を埋めるように、四角い木を置いたり、また網で塞いだり、そして、そのブロック塀の上には網を張って高さをかさ上げにして、猫が乗り越えてこないようなことをやったり、そして、屋根と壁のすき間に入ってこないように竹垣を置いたり、また、よく行われます家の周りにペットボトルを幾つも並べてある。これは調べますと、ペットボトルがレンズになって火災の原因になるので安全上好ましくないと言われております。このような現状がありました。

そして、地域の住民の方からは、以前から地域に猫をたくさん飼っている方がおられて、ここ数年またふえてきている。そして、被害を受けているというようなことでして、それはもう本当に先ほどあったように、屋根や車、花壇等は猫のふん、畑に行きますと、トマトの苗を植えても掘り返され、ハウレンソウの苗を植えても尿をされて枯れてしま

ったという、そういった被害。そして、舗装をしていない通路、舗装していない土の道というのは猫がふんをする格好の場所となるということで、それがもうふんで余りにもひどいので仕方なく舗装をしたと。余分なお金が必要だったというようなこともお話をされておりまして、そして、そのふん尿のにおいで窓をあけられず、特にこれから梅雨の時期になると悪臭が強くなるとの、このようなふん尿被害でした。そして、夜中には、屋根に上がっていくので、その音はもう本当に泥棒じゃないかと思うぐらいびっくりして、毎日もう余り猫が悪さをするので、猫を見るたびに「こらー」とこんな声を出さなくてはいけない、本当に精神的にも安心して快適な生活が送れない状態にあるというふうに感じました。その住民の方からは猫を飼うなどと言わない、人に迷惑をかけないようにしてもらいたい。せめてふえんようにしてもらいたいと切実な声がありました。

そして、①の質問ですが、これは先ほど同僚議員の質問にありました苦情の相談の実態についてでしたので、本当に8割が先ほど言ったふん尿の被害、そしてあとごみステーションを荒らすとかですけれども、件数的にはこの3年間、数値としては減ってきていますけれども、ここはやっぱり行政に言わない方がおられるのかなというふうなことを感じましたけれども。そして、次の質問のところでも重なっておりますけれども、県の行っている猫不妊・去勢手術助成金の申請件数についても先ほどありましたように、本当にこの3年間、4倍にふえている。本当にこの制度が浸透してきたんじゃないかと言われるようなお答えでしたので、ますますこういう猫の不妊手術の助成制度が大事になってくるんじゃないかというふうに思います。

そして、先ほどの私の資料、高知新聞の資料をごらんください。この中で2019年度の県内行政の猫不妊去勢手術への助成金額の表がございます。一番上が県の行っている野良猫が雌が1万円、飼い猫の雌が6,000円ということで、その下には助成を行っている市町村がずっと羅列してありまして、本年度、香南市、安田町も加わって12市町村となったということで、助成金額をこのように本当に内容はばらばらですけれども、県の助成金と市町村の分を併用して使うことができるということですので、この猫の不妊去勢手術の助成制度について、先ほどこの質問に対して検討するというのでしたけれども、県と前向きに検討して、今後実施に向けてということでもございました。

それで、関連してでございますけれども、この助成導入に対して、近隣の香南市の状態を見て、そして、南国市との協議の上検討されるという御答弁でもございましたけれども、大体いつごろからどのような内容で予算を考えているのか、言えないこともあるかとも思いますけれども、助成についての今の考えをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

現時点ではありますが、協議会等の中で香南市が野良猫県費の半額5,000円、飼い猫県費の半額3,000円という、ことしから助成を始めております。この金額をもとに検討していくこととなります。なおかつ、事務等の関係によりまして、同じように

県費に上乘せという形で極力執行体制の現状がありますので、簡素な形で助成が行われるように検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） ありがとうございます。今年度ということにはならないのでしょうか。いかがでしょう。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 南国市さんとの調整で、今年度（後に「来年度」と訂正あり）実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） ありがとうございます。

それでは、住民の悲痛な声の中にせめてふえないようにしてもらいたい。先ほどの助成の制度にかかわってきますけれども、このような野良猫対策で本当に大変な思いをされている市民に対しまして、市長の考えをお伺いしたいと思えます。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 野良猫対策についてお答えをしたいと思います。

野良猫で大変困っておられる方がたくさんおられるということで、行政連絡会議でも御質問がありました。議員さんからも具体的なお話、畑の話でありますとか屋根を走る猫の話なんかありまして、本当にリアルなお話をいただいたんですけれども、猫の好きな方はもう本当にさまざま猫を大事にするけれども、一方でかわいがるだけで管理を余りしないという方もおられまして、迷惑をかけても余りそのことには頓着しないという方もおられます。そういう中で住民トラブルが起こるわけでありまして、皆トラブルを起こしたいわけではないわけでありまして、猫の対策につきましては、野良猫をゼロにするという発想もあろうかと思えますけれども、野良猫ゼロということではなくて、住民トラブルをゼロにするという観点から、この対策を急いでまいりたいと思えます。

課長のほうからも本年度を頭に入れて協議をするということでございますので、そういうことであれば、しっかりと長としても応援をしてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） ありがとうございます。本当に力強い答弁をいただきまして、対策にかえていただきたいと思います。

今月12日には改正動物愛護管理法が成立して、動物の虐待防止の罰則の強化とか、また、犬猫へのマイクロチップ装着の義務化等が盛り込まれました。本当に人と動物が共生できる社会の実現に向けて、野良猫の問題は大変難しい問題であります。高知新聞

にも手術をする獣医がなかなかいない、少ないという、そういうふうな問題等々あります。本当に大変難しい問題ではございますが、行政、そしてまた、地域住民、ボランティアの方々の協力が大変必要になってきます。本当に条例化に向けても検討して下さるということですので、ぜひとも今後ともよりよい対策をよろしくお願い申し上げます。

そして、2番の質問にまいります。

- 議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。
（午前10時43分 休憩）
（午前10時43分 再開）

- 議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

10番、舟谷千幸さん。

- 10番（舟谷千幸君） 2番の移動期日前投票所について質問をさせていただきます。

これは、過疎や高齢などの理由で投票所まで足を運ぶことが難しい方に投票の機会を確保するものということで、本市では昨年11月、高知県で初の移動期日前投票所の設置のデモンストレーションが行われました。本来はこの4月の高知県議会議員選挙から導入の計画で準備をされてきたようですが、無投票だったということで行われませんでした。来月、7月の参議院議員選挙より移動期日前投票所の設置が実施されるとお聞きしました。

そこで、①の質問です。

導入に向けて、経費や二重投票等いろいろ問題があったとお聞きします。改めまして、今回の移動期日前投票所の設置が行われるのかということをお伺いいたします。

- 議長（比与森光俊君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

- 選挙管理委員長（松尾禎之君） 舟谷議員の御質問にお答えをしたいと思います。

御説明どおり、4月に移動期日前投票所の設営を準備をしておりましたところ、無投票ということになりましたので、結構マスコミなんかにも宣伝をしていただきましたが、実施をしておりません。しかし、今回は選挙がありますので、同じく予定どおり行いたいと思っておりますが、若干心配は投票日が確定をしていないという状況がまだいまだに続いておりますので、万が一というときはまたその準備がばたばたになる可能性があるというのを一番危惧をしておりますが、実施の予定でおりますのでよろしくお伺いいたします。

- 議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

- 10番（舟谷千幸君） ②の質問です。

予定しています移動期日前投票所の設置の日時、そして、その場所についてお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 移動期日前投票所につきまして御説明をいたします。

前回に準備をいたしました全部で7カ所を今回も同じく実施する予定でございます。現在のところ、21日投票日という日程でございますけれども、笹上公会堂が7月9日、9時半から10時半までの1時間、黒代公会堂で同じく9日、11時から正午まで、平井公会堂で同じく1時から2時まで、塩公会堂で2時半から3時半まで、日ノ地公会堂で同じく3時45分から4時45分までと、全箇所で一応1時間を予定をしております。

続きまして、翌日の10日、土佐山田、地元に来まして、大法寺の公民館で10時から正午まで、ここは2時間を予定しております。それから、樫谷公民館で10日、1時半から2時半までと、この予定で今準備を進めております。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） ありがとうございます。まだ日が決まっていないということであれですけれども、7カ所について本当に天気の雨とか、そういったことも検討の上、設置されることになるかと思っておりますけれども、本当に万全を期して、皆様に初めての移動期日前投票所が行われることを願っておるところでございます。

前回デモンストレーションで行った、ここは改善したというところがありましたら、関連した質問でお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 前回シミュレーションを行った結果、一番心配をされるのが全部外の場所で、車を用意するという予定をもちろんしておりましたけれど、雨風という問題がありますので、その点において若干、上階段があったり、ちょっと御不便をおかけすることもあるかもしれませんが、基本は公会堂内を使う予定をしております。黒代は今のところまだ外ということですが、そういう予定をしております。それから、塩の場合は、公会堂ではなくて近くに区長の車庫がありますので、そちらのほうをお借りするという予定で進めております。それから、もう一点、笹上だったか、携帯の電波が届きにくいという指摘がありまして、何度も実験を衛星電話とかやりましたが、やや心配なので電話線を引きまして対応するようにいたしておりますので、こちら問題はないと思っております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） ありがとうございます。

③の質問です。

移動期日前投票所を開設する地域には、先ほどの7カ所、いつどのように周知するのか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 今ちょっと説明しましたことを少し訂正というか、つけ足しで言います。

晴れている場合は外で、車のところで投票を行うということが基本になっておりますので、雨風のときだけちょっと御不便をおかけするけど、公会堂の中へ入っていただくということでございます。ちょっと説明が間違っておりました。

それから、広報の関係ですが、何せ日程が確定していないので非常に危惧をしております、けどそうも言っておられません。今のところの予定では、7月1日広報の配られる日ですけれども、この日に合わせて区長のところに各戸配付のチラシ、予定のチラシをお送りをして、同時に配っていただく方式をとりたいということと、それから、防災行政無線での広報も予定をしておりますので、これによる啓発を行いたいということを考えております。

それから、直前になりますと、スピーカーを搭載しました移動投票車等で宣伝にその地区を回るということで準備をしております。

今のところ考えておりますのは以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） ありがとうございます。日程がまだ決まっていないということですので、21日であろうかというところですが、また周知のほうも住民に向けての考えて、万全を期していただきたいと思っております。

④の質問です。

香美市は、期日前投票所を設置したいというような本当に山間地域、また、高齢化が進んでいる地域でございます。このデモンストレーションに参加された方の中には、本当に来てくれるのでありがたい、また、本当に投票したいという、このような前向きの本当に声があったとお聞きします。今後、人口減、また高齢化等を見据えて、設置場所をふやしていく予定があるのかというような、今後のことについての考えをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 御質問の内容にお答えをしたいと思います。

まず、この移動期日前投票所の設置につきまして、基本的な考え方は投票所の統廃合に伴う不便を解消する手段として採用したということでございまして、いわゆる高齢化対策という視点というよりはそちらのほうに重点を置いております。ですから場所も限定的になっておりまして、ただ違うのは、もっと前にも統廃合したところも実施をするという手を尽くしたということは違いますが、そういう考え方の上に立ってやっておりますので、前回も同僚議員の方からもっと広げてはといろいろ御質問もいただいておりますけれども、今のところ考え方がそういうことで、なおかつ実施を現実的にしておりませんので、それを見て、その上で問題がないかどうかも含めて判断をして次に移りたいと思っておりますので、現状ではこの中で実施をするということで御理解をいただきました。

いと思います。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） ありがとうございます。本当に平成28年からこの調査研究を始めたということで、本当に高齢化で投票管理者とか、投票所の人員をそろえることができないというような、そのことを鑑みて、この調査研究が始められたということでした。本当に市民の声を聞いて、いち早く、県下でもいち早くこのような移動期日前投票所の設置の導入に向けて取り組まれたということは大変評価されることと思います。全国で初めてこの投票を行った島根県浜田市、平成28年度に行われました。この行った効果とかの中に、投票率の顕著な上昇はなかったが、山間部における投票の機会の確保の一助となったということで、先ほどの御答弁にもありましたように、本当に統廃合が行われたところ、また高齢化対策で行ったということで、投票率も少しはアップしてもらいたいという気持ちもございますが、本当に今後の取り組みとして、やっぱり選挙権というのは国民の権利です。本当に一人でも多くの方が選挙に参加できるように、少しでも投票率のアップになることも期待され、また多くの方が参加されるということで今後また調査研究をされて、よりよい投票につながるように御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

次の質問にまいります。

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。

（午前10時56分 休憩）

（午前10時56分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） それでは、3番の質問、子供見守りカメラの設置についてでございます。

先月末、川崎市で児童ら20人を殺傷した痛ましい事件が発生し、テレビ、マスコミ等でも本当に児童生徒の安全対策に課題を投げかけておりますし、また不安にもなっているという現状がございます。

本市では、今年3月、山田小学校の4年生の女の子2人の後ろを不審な男性がずっとついてきて、商店街に飛び込んだというようなお話、また先日、山田小学校の学校訪問の際にも、校長先生から、これとはまた別の不審者情報の話をお聞きしました。また、6月5日のことですが、バリューあけぼの店付近で、小学校低学年の男子を無理やり車に乗せようとしたという、びっくりしましたけれども、その子供さんは防犯ブザーをとっさに鳴らして、不審者がひるんで被害には至らなかったという、このような本当にぞ

つとめるようなお話を聞いたんですけれども、そこで、①の質問でございます。

過去3年間、平成28年度から30年度の市の把握している児童生徒に対する不審者情報及び被害の発生件数をお伺いいたします。

- 議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（黍原美貴子君） 少年育成センターで受けた不審者情報などは、平成28年度が26件、平成29年度が19件、平成30年度が14件です。
- 議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。
- 10番（舟谷千幸君） ありがとうございます。発生件数は平成28年度が26件、そして、平成29年度19件、平成30年度が14件と数的には減ってきておりますけれども、関連して、昨年度、平成30年度の学校区別の不審者件数をお伺いをいたします。
- 議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（黍原美貴子君） 平成30年度小学校区別の件数は、山田小学校が8件、片地・楠目・舟入小学校が各2件、大宮・大栃小学校区ではありませんでした。
- 議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。
- 10番（舟谷千幸君） やっぱり圧倒的に山田小学校が8件と多いようですけれども、ほか大栃小とか、大宮小のほうはゼロということですが、また、その内容については共有が大事だと思いますので、まずその不審者の内容、どのような内容があるかお伺いをいたします。
- 議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（黍原美貴子君） 不審者情報の内容は、平成28年度が声かけ7件、つきまとい10件、盗撮2件、誘拐未遂・下半身露出・暴行・暴言・迷惑行為・銃刀法違反の疑い、児童の虚言が各1件です。平成29年度がちかん行為が7件、声かけ8件、つきまとい2件、下半身露出が2件。平成30年度が声かけ8件、つきまとい2件、盗撮、待ち伏せ、危険行為、学童クラブへの不法侵入が各1件です。
- 以上です。
- 議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。
- 10番（舟谷千幸君） その内容を聞いて本当にびっくりするなというような、声かけとかが多いですけれども、本当に児童生徒が危険な状態にさらされているなというのを感じます。

それで、次の③の質問です。

日ごろから情報共有は密にとられているかとは思いますが、学校や警察、そして行政、関係機関との情報共有の連携はどのように行われているのか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（黍原美貴子君） 少年育成センターで不審者情報を受けた場合は、内容を整理し、市内小中学校、山田高校、特別支援学校、保育園、幼稚園、放課後児童クラブ、南国警察署などへメールやファクスで伝達しております。連絡を受けた小中学校では、児童生徒への周知とEメールや文書などで保護者に通知をしております。警察では、保護者の同意がある情報を高知県警察本部のあんしんFメールで情報発信しております。また、少年育成センター補導委員研修会でも不審者情報の内容を共有し、地域での見守り活動につなげております。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 連携をされて防いでいるということですが、先ほど私、最近起こった6月5日のバリューあけぼの店のときに、子供さんがとっさに防犯ブザーを押して未然に防げたという、そういった取り組みはどのように日ごろから学校等でやられているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

ブザー等については子供たちに配布して、危険なときには使用するよう指導をしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） ありがとうございます。本当にとっさのブザーというのは本当に大事なものだということを感じますけれども、④の質問でございます。

高知県の街頭防犯カメラ等設置支援事業、これには2種類の防犯カメラの補助金制度があります。1つ目は街頭防犯カメラ、2つ目には子供見守りカメラです。この防犯カメラは、犯罪の抑止効果が期待されるとともに、犯罪の発生時には容疑者の特定にも役立つなど、大きな役割を果たすものです。その一方で、プライバシーの保護には慎重な取り扱いが必要とされています。この2つの補助制度のうち、補助対象者が自治体組織やPTAとともに市町村が含まれているというのが子供見守りカメラです。この子供見守りカメラについての認識をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

子供見守りカメラにつきましては、児童生徒の通学路等における安全を守り、地域の

防犯体制の強化を図るためにも有効な施策だと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 現在、設置されている学校の確認をしたいと思いますが、どこの学校でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

市内小中学校10校のうち設置しておるのは6校、6校といたしましても見守りカメラだけではありません。見守りカメラが設置されているのは3校であります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 見守りカメラを設置している学校が3校ということで、その3校の学校はどの学校でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

県警の補助を利用したもの、あるいは県警が直接設置したものにつきましては、楠目小学校、片地小学校と山田小学校となります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） そしたら、ほかの学校は取りつけていないということですので、⑤の質問でございますが、子供見守りカメラは子供の通学路、そして、遊び場等における安全確保の目的で設置をされるということで、撮影をする画像の100%が公共空間、学校とか公共の場所ということで、県の補助率が3分の2ということと、あとカメラ1台について30万円が上限となっているということで、この補助金を活用したところが先ほど言った3校ということで、やっぱり見守りカメラを、これだけでは不審者情報を防ぐことはできないかもしれませんが、やはりこういった補助金を使って、全ての小中学校に設置すべきと考えますけれども、この設置されていない小学校、中学校等の対応については、どのようにされているのかお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

児童生徒の安全・安心につなげるため、高知県街頭防犯カメラ等設置支援補助金を活用するなどして、各学校の要望に沿った設置を進めていきたいと考えております。

なお、その補助金を利用していない施設で大宮小学校、大栃小学校、鏡野中学校には既に設置されているカメラがございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） そしたら、この補助金を使っていない学校もあるということですが、全く設置されていないところに対しての今後の対応ですよね、こういった今の社会事情のときですので、まずはこの補助金での対応ということで、設置に対しての考えはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、学校の要望も聞きながら進めていきたいと考えております。学校のほうではそのように進めていきたいと考えておりますが、先ほどの不審者情報によっても、学校以外も結構多いということもありますので、そちらのほうの対策もお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 確かに不審者は学校だけに限りませんが、やっぱり抑止効果ということでは学校の安全・安心を考えたときに、せめて市町村ができることは精いっぱいやっておくということで取り組みをお願いしたいと思います。予定としての予算はされていないということでしたけれども、今回の社会状況を踏まえた上で、ことしこの子供見守りカメラの設置されていないところへの要望をお聞きするということができたけれども、設置はいかがでしょうか。市としては進めていく、ほかの学校ですよね、大栃小とか大宮小学校はしてるって言いましたかね、していないところに対しての、市としてのことしは1台は取りつけるというか、そういった考えをお聞きしたいです。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） ことしは予算はとっておりませんが、先ほど申しましたとおり、進めていきたいとは考えておりますけれども、設置時期等については今後の検討とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいと思います。本当に今回の川崎市での事件等を踏まえて、やっぱり子供の安全対策、子供見守りカメラだけではなく、やっぱりいま一度行政、警察、そして、地域が協力し合って見守り活動の推進、強化、これをまた日ごろの取り組みに加えて、気を引き締めるような取り組みをお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（比与森光俊君） 舟谷千幸さんの質問が終わりました。

次に、6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきたいと思います。

今回の質問は3点であります。

まず1点目、暮らしの場の確保ということでお聞きをしていきたいと思えます。

この質問をするに当たりましては、私のほうの問題意識として、主に障害を持たれている方の家族の方からの声として、本当に生活の場面で困難性等を持っている状況の中で何とか施設のほうに入りたいが、しかし、なかなか定員の関係で入れないんだというような声も聞いた上での質問になっていきます。よろしくをお願いします。

それでは、まず、ノーマライゼーションの理念に基づく、誰もが住みなれた地域で普通に暮らせる社会と、障害があっても障害のない人たちと一緒に暮らせる地域社会づくりを目指した取り組みは、2004年に厚生労働省が原則として新しい入所施設に国の補助は出さないとして以降、地域支援関係に予算を配分することで進捗していくとされました。しかし、措置から契約へと言われた初期の支援制度はわずか3年で、予算不足による仕切り直しとなりました。その後、2006年から障害者自立支援法、こちらも障害が重い人ほど自己負担が多くなることが当事者の声から問題視をされ、2013年には障害者総合支援法となり現在に至ります。この総合支援法も民主党政権下でまとめられた障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言、いわゆる骨格提言と言われているものですが、の目指す方向が、ほとんど反映をされていないために改正を求める声は根強いものがあります。

このように理念に対して不十分な制度、予算措置の中で、生活の困難等があり、新たに入所施設を利用したいとの希望で待機をしている人がいます。場合によっては緊急避難的にショートステイの日数を延ばして長期の利用を行う、いわゆるロングショートという手法がとられることがあります。

そこで、①をお聞きをいたします。

本市では、いわゆるロングショートといわれる状態になっている事例はありますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

現在、施設入所をお申し込みの方はございますけれども、長期にわたるショートステイ利用に該当する方はございません。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 長いショートステイの事例はないということでした。私のほうがお聞きをした範囲では、ショートステイは本当にフル回転ではありますけれども、実際に予約をとろうとすれば、年間これぐらい使いたいとかいう話があって、実際にそっちを優先的に受け入れてしまうとほかの人が入れないということで、予約は3カ月までというふうに規定をしているというような話も聞かせていただきました。逆に言えば、これは潜在的なそういうショートステイをロングで使いたいという需要もその中にはあるのではないかと認識であります。

②に進みます。

国の第5期障害福祉計画では、グループホームの利用者が伸び、入所施設利用者が減ることで、2020年度には両者の利用人数が逆転するという報道がありました。本市の状況も同様であるのか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

平成27年から31年までの5年間におけます、各4月時点の給付決定者の推移を申し上げます。

まず、グループホームが41人、40人、45人、44人、47人で、次に、施設入所は44人、46人、46人、49人で、この間に著しい増減は見られませんが、どちらも漸増傾向にあります。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 利用される方がふえているというお話でいただきました。実際にふえていることは喜ばしいことでもあります。このグループホームとこの入所施設、数もお聞きをしましたら同じような数ではふえているという状況です。本市の第5期の障害者福祉計画の冊子を見ましたら、入所施設支援を利用されている方、これ本市の住民に限らない数ではあるかと思えますけども、平成24年から213人が平成29年度で202人という形、逆にグループホームが平成24年度で149人から176人利用ということで、ちょっとグループホームのほうにふえてきておるけれども、比率としてはまだまだグループホームが入所施設の数に追いついていない状況なのかなという認識であります。グループホーム、特に数字でお聞きしたのは障害に限らない、高齢者の方も含んだ数ということになるのでしょうか、ちょっと確認をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

先ほど私が申し上げた数字につきましては、障害者総合支援法によるサービス利用ということでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 少なくともそしたら、グループホームのほうも伸びておるし、施設のほうも利用者が伸びているという認識をさせていただきました。

③に移りたいと思います。

本市の第5期の障害福祉計画における2020年度の施設入所者数の削減見込み、こちらが1人というふうに記載をされております。そのことについての認識を一つお聞きをしたいと思えます。私の問題意識としましては、入所希望者がいる中で、この施設利用者の数を削減するという事は矛盾しているんじゃないかなという認識であります。

実際に先ほど入所者施設数もふえているという関係でお聞きしますと、この計画は実際どのような実効性を持っているのか、その点も含めてお聞きをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

計画に記載した数値は作成時点での予測に基づく目標値であり、予測の基礎条件が変動すれば、それに伴い目標の設定を改めるという作業は当然必要と考えます。

計画の推進に当たりましては、PDCAサイクルに基づき、香美市自立支援協議会で計画全体の進捗状況の確認、目標達成の点検、評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行うこととしております。

障害のある方の自己決定を尊重し、その意思決定に配慮をするとともに、必要とする障害福祉サービスの提供体制を確保することは、第5期障害福祉計画の基本的な考え方でありますので、必要なサービス利用は支給決定するという基本方針でございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 明確なお答えをいただきました。ぜひそのように進めていただけたらと思います。

次の④の質問に移りたいと思います。

日本における障害のある方の全体の傾向を見ますと、身体・精神に比べて知的の方の入所施設利用が多く、長期の施設生活をされている状況があります。そして、長期の施設利用者のグループホーム移行が進まない状況があると私のほう聞いております。本市においての状況、また課題等ありましたらお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

施設入所支援の利用対象者は、原則、障害支援区分4以上のため、グループホーム移行が進まないと考えております。グループホームは障害支援区分にかかわらず利用が可能でございますが、重度障害者にも支援を提供できるサービス体制が必要であり、グループホーム事業者の受け入れ体制や支援者の人材確保、育成が課題となっていることが考えられます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） グループホームのほうに区分の規定がない分、利用がしやすいと、制度上は当然そういうふうになっておるんですけども、実際にグループホームが足りていないという認識を私は持ってこの質問になったわけでありまして、福祉事務所のほうで、グループホームのほうへ入りたいけれどもちょっと数がないんだとか、また施設のほうから、そういうグループホームを検討しているけれどもというような現状でのニーズは上がってきていますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

現状そういった御要望につきましては把握はしておりませんが、一つ考えられるのが、障害者支援区分の1から3は全体として減少傾向であることに對しまして、全体的に減少している中で区分4から6が微増ということでございますので、グループホームの利用というよりは、施設入所に係るといった状態の方が微増というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 障害者手帳を持たれている方の全体の数というのは増加傾向に当然あったと思いますし、その中で重度の方が多いという現状をお聞かせ願いました。実際に私のほうが聞いておるのが、グループホーム設置をしていたけれども、世話人さんが確保できないことによって閉鎖をしたんだという事例、グループホームが閉鎖になったりとか、また、今あるグループホームにあきが出ることによって、施設に入っている方がグループホームのほうに移動できる状況が、グループホーム自体がそういうふう閉鎖をしてしまえば、施設を利用している方がグループホームなり、おうちへ帰ったり、ひとり暮らしをされたりいろいろある中で、やはりグループホームが一番利用しやすいわけですから、グループホームのほうにあきがあれば行きたいということになると思うんです。ただ、施設のほうに待機者がいて、なかなか入れないという理由には、今現在施設におられている方で、グループホームに行ける可能性があるかもしれないけれども、その方が行けていない現状がある、そういうふうな認識ではあります。こういった事例、要望としてはまだ届いてないかもしれませんが、潜在的にそういう状況があると思いますので、ぜひちょっとそこら辺は再度というか、課長も新しく事務所のほうにおりますので、今後の検証をしていただければというふうに思います。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

⑤の質問であります。

平成19年に住宅セーフティネット法、これは住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の通称ですけれども、それが制定をされまして、10年後の平成29年に一部改正法と関連する予算制度が成立をしたという経過であります。

新制度の狙いは、空き家等の民間住宅ストックを活用し、高齢者、低額所得者、子育て世帯など、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録住宅として広げていくことです。それによってセーフティネット機能の強化を図る狙いがあります。

住宅確保要配慮者の方々は、えてして情報弱者でもあります。また、貸し主の方々は、住宅確保要配慮者の入居に拒否感を抱いているという実態もあります。単に登録住宅という制度を用意するだけでなく、住宅確保要配慮者と登録住宅をつなぐ仕組み、入居後のサポート、賃貸人の不安を払拭するためのインセンティブ、これらをパッケージにし

た枠組みが新たな住宅セーフティネット制度と言われております。そして、この枠組みを機能させるためには、官民を通じた住宅・福祉分野のこれまで以上の連携が不可欠と言われております。そのことを踏まえて、以下をお聞きをいたします。

障害のある方の住宅確保に係る支援制度として、1つ目に公営住宅の優先入居の状況、2つ目、住宅セーフティネット法に係る登録住宅の数、3つ目、同じくその必要となる改修事業への融資事業や補助金事業の活用、4つ目、低額所得世帯が負担する家賃、家賃債務保証料の低廉化を図るための補助の利用実績をお聞きをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 香美市営住宅条例では、入居申込者のうち障害者世帯に対して、公開抽せんでの当選確率が2倍となる優遇措置がございます。現在、入居者の登録区分が障害者となっている部屋数は8戸でございますが、高齢者等との重複登録ができないため、正確な利用者数は把握できておりません。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、通称、住宅セーフティネット法による制度は、県内のセーフティネット住宅の登録が高知市内の3戸にとどまっております。普及が進んでいる状況にはございません。住宅確保要配慮者への住宅の賃貸者、社会福祉法人、宅地建物取引業者、住宅確保要配慮者のための相談・情報提供者などに対し、広く趣旨、内容の周知を図り、制度の普及を図るよう努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 県内3戸にとどまっている、この状況の中で、今後はその情報の提供者に周知徹底を図っていくというお話でありました。ぜひそのようにしていただきたいと思っております。

この住宅に対する支援に対して、日本は特にヨーロッパ社会に比べまして、支援制度が少ないという状況があります。長年住宅は、福祉制度ではなくかい性である、個人の努力によって買うものであるという認識が深くあるわけなんですけれども、実際に住宅市場というのは、特に市場経済の中で、競争原理を働かせれば大量に新たに住宅適地となる土地がふえていくというようなことはあり得ないといえます。実際にそういった市場原理にはなじまない部分が住宅というものの性質として根本的にあると、そういったことから言いますと、特に住宅に対する福祉政策というのは充実が待たれていますし、先進地を見習って、日本にも導入されたのが今回の住宅セーフティネット法だと思います。その理念とか歴史的な背景を鑑みたときに、ぜひとも周知徹底と実際の利用、これまずは登録住宅の数だと思います。県内で3戸というのは多分本市じゃないですよ。本市でもぜひとも登録住宅、特に今空き家になっているようなところとか、そういったところも含めまして、声をかけていただけますようお願い、ぜひ取り組んでいただくように申し添えておきたいと思っております。

では、次の質問に。2点目の質問であります。

予算編成に係る枠配分方式についてを中心にお聞かせ願いたいと思います。

本年度の予算は、積み上げ方式から枠配分方式に変わり編成をされたと聞きました。

そもそも枠配分とは、予算編成の権限と責任を事業実施部門に移譲し、一般財源の予算枠の範囲内で各部局が歳入歳出の予算を編成する方式です。そのために人件費や実施計画内示額など、どうしても必要な予算は枠外査定で除いておくのが一般的のようです。そこで、①の質問であります。

枠配分の割り振りの仕方、対象経費をどのように決めたのかお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

本年度当初予算につきましては、確保できる一般財源を110億円と見込みまして、その範囲内におさめるように各事業単位で一般財源の上限を設定いたしました。ただし、各課単位での事業間の一般財源の過不足の相殺は認め、優先順位等各課の判断を反映できる配分としております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 一般財源110億円以内で各課に配分したと。この各課の取り組む各事業、ここには財政のほうからとか全市的な方向性、そういったものは示されたんでしょうか。そこをお願いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 110億円の配分につきましては、事前に財政担当班のほうで前年度の予算、それから決算などを見ながら、事前査定をした上で提示をするという方向で金額を提示したということでございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうしますと、絶対必要になる義務的経費、人件費や各実施事業、予定されている事業はもう全部取り除いて、しかも今年度にやる事業も多少勘案をした上での枠であったという認識でよろしいんですか。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 基本的に特定財源を含む事業であっても一般財源分が当然のってくる事業が多いわけございまして、この一般財源分については配分をしたということでございます。各事業について原課のほうでさまざま知恵を絞っていただいて、その範囲におさめるような努力をしていただいたということでございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 特定財源分と一般財源分もあるので、その一般財源も含めて枠内におさまると、そういう認識なんですね。了解しました。

では、②に移ります。

目的別で見ますと、総務費や民生費がこの平成31年度予算では減っておりません。

一方で土木費などは大きく減っております。このように削減にばらつきがあるのですが、これは先ほど各課に任せたという形でお聞きをしたんですけども、やはり事業のほうに、終わった事業とかあると思いますけども、財政としての方針があったのかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 歳出予算の目的別に方針を定めたわけではございませんで、事業単位で内容を精査した上で一般財源を配分していること。また、一律何%というような削減ではないために、結果としてばらつきが認められるというふうに考えております。

それから、枠配分の考え方は、国がやっておりますシーリングとは異なりまして、一定議員のおっしゃるとおり、原課のほうで知恵を絞って検討していただくというような枠としての設定でありまして、現場主義の考え方を幾分取り入れた方式ということでございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 今年度取り組まれて、来年度以降もこの枠配分方式で多分予算編成をされていくのだろーと思っておりますが、各課に対して、配分する前、一般財源の経年経過とかいうのが去年度から始まった中で、一定全体をお示ししながらやっていったのか。また、来年以降もやるに当たって、特定財源のうちの持ち出しを含めた一般財源分、全体でこういう枠であるからというようなそういったデータを示して、各課に要請をしていくような形になっていくのか、ちょっとそこら辺の実際のところをちょっとお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 今回の枠配分の取り組みの成果を確認した上で、来年度も基本的には枠配分の予算ということでやっていきたいというふうに考えております。中身的には少し、例えば原則どおりいかなかったもの、例えば新図書館建設事業であるとか、放課後児童クラブの関連事業などについては、枠設定を超える事業配分がなされたということでございますので、そうした特例的な部分を除きまして、基本的にベースのところ、来年度も一定の数字を示していきたいというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 枠配分をやることによって、よりこの一般財源の範囲というのをこれまでの経年経過を見て、また先もある程度予測を立てれるというようなことがあると思います。市全体として方向性を定めて、めり張りのある予算措置をやりながら進めていくということだと思います。これ本当に国のシーリングとは異なるというお話もありました。ただやみくもに削減ではないということを確認をさせていただきたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） それでは、③の質問に移ります。

中期財政計画の積算についてお聞きをいたします。

平成29年度の計画と実際の決算を見比べてみますと、地方交付税は見込みが2億円の減少に対しまして2億8,000万円減の69億1,900万円、国庫支出金も土木費や消防費で、繰り越し等による減額補正で2億円ふえる見込みであったのが、4億円が減り18億4,450万円となっております。そのことにより、基金から5億円を超える繰り入れが見込みより多くあったと、そういった状況が平成29年度の計画と実際の間に見比べて見えてくるところであります。これ歳出のほうでは図書館と中学校プール、武道館の見直し、そういった普通建設事業費の見込み違いが生まれて16億円少なくなっている、こういった状況であります。

今後、この中期財政計画の見込みと違ってくる部分をお聞きをいたします。また、旧合併特例事業債の発行が5年間延長されました。基金への積み立てや市債の発行にも見直しがあるのではと思うところです。今後の財政計画においては普通建設事業費としての図書館と、また消防庁舎香北分署の建設費が見込まれると書かれておりますけれども、今後の公債費の見直し、これのこともあわせてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 平成29年度決算額と中期財政計画とを比較した結果、鏡野中学校武道館やプール施設整備等の比較的大きい事業のおくれによる、市債借入額、国庫支出金などの乖離が大きく、その他の歳入・歳出については大きく乖離していないことがわかっております。このため、中期財政計画の見直しにつきましては、今後も現行計画と平成30年度決算との比較を継続して行い、判断していきたいと考えております。

公債費につきましては、今後の借り入れ次第で変わりますが、本年度から4年間くらいまでが返済のピークになるものと想定しております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 今のところ、あと4年ほどが返済のピークであって、その先の予定というのは今のところはない、上がってきてはいないという認識でよろしいのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 起債の償還額の推移に関しましては、一定令和11年度まで財政班のほうで見込みをしておりますけれども、順次、償還額は下がってくる見込みです。ただし、今後の借り入れ状況によって、これも変わってくるということでございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 今お聞きした範囲では財政状況、特に公債費の部分では改善をしていくという認識をさせてもらったところです。それで、新たな事業がない限りはそういうふうになっていくと確認をさせていただきました。

では、④に移ります。

同じく中期財政計画における物件費、こちら資料もつけさせてもらっております。

①のほうを見ていただきますと、これは物件費の内訳ということで、平成22年、27年、28年と載せておまして、額、それから伸び率とも委託料が伸びているということがわかると思います。

その裏面には目的別の委託費の経年変化ということも載せさせてもらっております。こちらのほうでわかるのは、特に伸びている額と伸びともに多いのが総務費の委託費だということ。あと、額はそれほど大きな変化ではないながらも、全体の額が多いのは衛生費であり、民生費であり、あと教育費のほうがちょっと後年どんどん伸びてきているところといった状況、グラフから見てとれると思います。

この中期財政計画では、今年度をピークにこの物件費、減っていくという見通しとなっております。この積算根拠をまずお聞きをしたいと思います。

そして、現在のところの内訳がどんどん上がっているというところとの何か関係性というんですか、これが下がっていく見込みであるというところがどういったことがあるのかということをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 物件費につきましては、計画上は令和元年度をピークに図書館等の大型事業関連の減額と臨時職員の適正な配置や事業の見直しなどによって減少していく目標設定となっております。

委託料につきましては、今後も安易な業務委託を行わないよう注意するとともに、効果の薄い事業委託の廃止について、関係各課と協議していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 図書館等の事業や適正な臨時職員の配置というお話がありました。

実際、その中に委託料という視点で、検証して何か見えてくるところはなかったでしょうか、今回、質問の通告でも物件費の中の委託料ということでお聞きをしておりますが、ちょっとその点に絞ってちょっとお答えを。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 委託料に関しては、他市との比較においても構成比としては幾分多目かなという印象は持っております。ただ、財政計画上は今後減少していくという方向が見られます。ということで目標設定しておりますので、今後の事業動向などを注視していきたいというふうに思っております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 目標は設定をしておりますけれども、実効性というところで、ぜひ他市とも比較をしながら、ちょっと大きい理由というのがどこにあるのかということとはぜひ検証していただきたいと思います。

私のほうから提起をしたいと思うんですけれども、特にお隣の香南市と比べてみまして、これは平成28年度の資料ですけれども、香美市のほうが委託料だけを取り出すと13億4,554万円であるの対しまして、香南市は総額で10億814万円、3億4,000万円ほどの違いがあるというところでありまして、これ中身、本市は面積が大きいことによってどうしても委託料がふえてしまうような部分とか、バスの運行委託費とか、それから、施設の数自体が多いことによるそういったことも考えられます。その中で、一番私注目というかそのとおりのやと思うんですけれども、総務費の企画費の中で、ふるさと納税制度あります。こちらのほうは当然本市は取り組んでおりますけれども、香南市のほうは取り組んでいないということで、ここに委託料での差が1億5,700万円というような形であらわれてくる、そういったところがあります。実際に他市との比較をしていただいて、削れるところは削っていただきたいというふうに思います。

課長のほうで経常収支比率、こちら私3月にも質問をさせていただきましたけれども、今、本市は100%を超えている状況にありまして、これは何が何でも下げなければならぬ、そんなふうに考えておられるのでしょうか。そこら辺、ちょっと認識をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 経常収支比率が100%を超える数字ということについては大変危惧をしております、議員がおっしゃった、とりわけ物件費の縮減というのは一層進めなければいけないというふうに考えております。今後も枠配分の設定をする折に、財政部門での事前査定についてこの分をもう少し精査した上で、原課のほうにも示していきたいというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 100%を超えているという現状なんですけれども、先ほど申し上げたふるさと納税の委託料、これは物件費に入っておりますので、経常収支比率を計算するときには支出として計算をされるわけですが、実際ふるさと納税していただいて、歳入に入ってくるときには寄附金に入ってくると思います。この寄附金に入ってきた歳入というのは、経常の歳入とは計算されませんので収支比率の分母には反映されないと、こういった状況でありますから、ふるさと納税の制度自体は否定するものではありませんけれども、財政を見るとときに、特に経常収支比率を見るとときに、これをするによってちょっと数字上は悪く見えるという傾向があると思います。そういったところも勘案した上で、あくまで経常収支比率は一つの指標であり、抑えることは目標ではあるけれども、それが絶対の目的ではないというようなそういう認識を持つんですけれども、課長の認識をお聞かせください。

- 議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。
- 企画財政課長（佐竹教人君） おっしゃるとおりでございます。1億2,000万円ぐらいのふるさと納税に係る委託料につきましては、一般財源ということで取り扱いされるにもかかわらず寄附金で歳入されるということで、経常収支比率を見るときに、そうしたものも当然勘案して見ていくということが必要だというふうに思っております。
- 議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。
- 6番（森田雄介君） ぜひ丁寧な財政の検証も行っていただいで、効率化を図りながら、同時に健全な財政運営、バランスをとって削減ありきではない、そういった方向性でいってもらいたいと思います。
- それを踏まえまして最後の質問に移ります。
- 以上を踏まえまして、市政の財政運営には、コスト意識を持ちながらも最大限の住民サービスと事業効果の発揮について目指して、検証を続けていかなければならないと考えます。見解をお聞かせください。
- 議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。
- 企画財政課長（佐竹教人君） 持続可能な行財政運営を図るため、費用対効果等の観点から事務事業の見直しを一層進め、同時に住民のニーズ、地域の特性や時局に応じた事業展開をしていくべきだと考えております。
- 議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。
- 6番（森田雄介君） 認識をお聞かせいただきました。
- あと関連で、もう一点だけ済みません。
- 本市の財政が悪化をしておるといった話の中で、将来的にこのままであれば財政の困難性から夕張市のようなになってしまうというような話在实际あったのかどうか。そんなお話があったのか、そこら辺を課長として聞いたことがあるかどうか、そこを再度、最後にお聞かせください。
- 議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。
- 企画財政課長（佐竹教人君） 交付税の一般算定に向けて、今後地方交付税が縮減をしていくということは当然あり、その中で財政規模を縮減して、財政運営をこれからやっていくということであります。このままでは夕張市のようなことになるということは、私の知る範囲では聞き及んでおりません。
- 議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。
- 6番（森田雄介君） 縮減の方向性ではあるけれども、まだそんな夕張市のようなというような、ちょっと大げさであったというか、実際そういうことが公式に語られるわけではなかったという認識で。わかりました。ありがとうございます。
- では、2点目の質問を終わって、3点目の。
- 議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。
- （午前11時58分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

ここで、環境上下水道課長、明石満雄君から発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 先ほどの舟谷千幸議員の制度化についてはいつごろかという問いに「今年度」と答えてしまいましたが、「来年度から検討し、ことし内容等、予算確保に向けていきたいと考えております。」に訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

○議長（比与森光俊君） ただいま、環境上下水道課長、明石満雄君から発言の訂正がありました。それを許可することに異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、発言の訂正を許可することに決定しました。

一般質問を続けます。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。一般質問を続けたいと思います。

3点目の質問であります。

屋外での安全対策についてということでお聞きをしていきたいと思っております。

本年度に入りましてからも、歩行者を巻き込む重大な事件、事故が続いております。また、子供を狙った虐待・殺傷事件も起きています。遭遇してしまえば防ぎようがないと思ってしまう事件、事故の数々に心配を重ね陰鬱たる思いをいたすところです。でき得る限りの防犯対策、通行の安全対策をとるとともに、時間をかけて加害者を生まない社会をつくっていかねばならないと思っております。

そこで、まずお聞きをいたします。①です。

他者を巻き込んで、自分も命を絶つという犯罪の裏に何があるのでしょうか。一言では言えませんが、今社会の中では経済性や効率性が優先され、そこに合わせられる能力や財産がある人とならない人の間に格差を生んでいます。経済格差の広がりには分断や排除を生み、誰もが生きやすい社会、命をいとおしむ社会から遠ざかっているように見えます。命を奪う行為の裏には命が軽んじられている社会のありようがあるのではないのでしょうか。そうならないためにも、身近なところの他者への共感、そしてまた、学校や職場で過剰な競争やハラスメントが横行しないよう、多様な価値観を認める社会が要るのではないでしょう。

人にはさまざまな特性、能力があります。誰にも普通を求めるのではなく、足りないものを補い合いながら共生できる社会を構築していかなければと思いをもちます。こう

いった福祉政策等でのそういったところへの対応はいかがでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

連日の報道による膨大な量の情報から、私たちはともすれば特異な人物が引き起こした異常な事件、事故と捉えがちであります。一連の事象は私たちが構成する社会から発生したものに相違ありません。失われたとうとい命を無にすることなく、再発防止の教訓を酌み取るためには、周囲から異質と思える存在を排除することよりも、社会全体として受容し、包摂することが重要ではないかと考えます。森田議員がおっしゃられるとおり、心に余裕のある社会であることが望まれます。

人と人のつながりが薄れつつある昨今、誰もが地域社会において孤立することなく、地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、全ての住民が地域の一員であることを認識し、つながりの重要性を実感することで、お互いに思いやりの心を持って暮らしていくことが必要です。

地域福祉計画では、福祉意識の醸成を重点施策として位置づけ、市民の方々に地域や福祉に関心を持っていただくよう、取り組みを進めております。「つながり、集まり、支えあうまち香美市」を基本理念に、誰もが住みなれた地域で、生き生きと暮らしていけるような地域社会の実現を目指したいと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 本当にそういった地域づくり、これからも進めていけるように私も力を尽くしたいと思います。

②の質問に移りたいと思います。

通学路の安全対策については、これまでもでき得る限り取り組んでこられたとおっております。しかし、まだ歩道がなかったり、また狭かったり、グレーチングの不備であったり、今後対応を求められているところではどのように優先順位をつけて取り組んでいくのか、現状をお聞きしたいと思います。

先ほどの午前中の一般質問で、同僚議員へのお答えの中にグリーンベルト計画というものもお聞きをしました。こういった計画も含めましてお聞きをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

午前中の山崎龍太郎議員の答弁と同じになりますが、現在、道路管理者としてデータをもとにエリアを定め、安全対策を検討しています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） その中身であります、グリーンベルト計画であるということ

でよろしいでしょうか。市街化区域と、特に小中高への通学路への対応、そういったことでちょっとお聞きをしました。

これに加えて、本市には大学、工科大の通学路もあると思いますが、こういったところを含めての対応、優先的に取り組まれるのかなと思いますけども、そこら辺の実効の状況をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

国土交通省のビッグデータによりまして、路線内で起きます急ブレーキ箇所が把握できております。それをもとに、あわせ高知県警察の事故発生地点情報、香美市の緊急合同点検結果により抽出して、一番多い箇所の中で特に市街化区域内の住居の多いところ、学校、小中学校ですか、そういうところの中で路線を決めての対応となります。現在まだ計画段階、来年度からという形で今後検討となっておりますが、市街地の中の国道をのけた東西の道を何路線か計画し、随時やっていければと思っております。一応今のところ計画としましては、グリーンベルト舗装を主に、あくまでも交付金を充てるような形、国の基準の中の補助事業の中でいきたいと思っておりますので、その中のメニューに当てはめれば、交差点の中の色、舗装の色を変えとかというのにも検討できないかなということで、今現在県を通して国に協議中となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 具体的にお聞かせ願いました。

交差点の色を変える要望、これまでもやっておりましたが、県道には実例がありますけど、市道では今までのところなかったようにも思いますが、市道のほうにもやっていくということで、あと東西を中心というお答えやったと思いますが、そこら辺、もう一度確認の意味でお聞かせ願えたらと思います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） まず最初に、歩行者と車両の通行範囲を明確に区分し、安全・安心な通行を確保するためのグリーンベルトカラー舗装等をメインに計画しております。その中で交差点内の色を変える、十字路のところをできればという形です。県道、国道等では一部やっておりますが、市道ではやっておりません。予算的に追いつかないから、ほかのところが多いからという形で先送りというか、できればいいんですが、できていないような状況です。まだ検討中という形でできるとは言いがたいところはありますので、検討したいと思っております。

その中で場所という形になりますが、ビッグデータの中の情報を抽出しますと、3路線ぐらいがやはり急ブレーキ箇所、ETC2.0の挙動の中で急ブレーキ箇所、急発進箇所というのが現実のデータとして場所を落とせました。そのデータの中からは、市役所のある南側の通りの幼稚園の通り、続きまして商店街通り、それと、商店街から

もう一つ北の駅の前の東西の通りが多い。またその中には、先ほども言いましたように、幼稚園、山田高等学校、あわせ山田小学校とありますし、市街化区域内という形もありますので、今回地区を決めて対応という形をとっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 丁寧な答弁をいただきました。あと大学がありますけれども、大学に向けての通行路線、その中には優先順位の高いところは特に見当たらなかったでしょうか。私聞いておるところでは自転車が通る、片地の橋も本当になかなかこれはすぐにはいかないことやろうと思いますけれども、橋を過ぎてからもグレーチング、側溝のふたがないようなところも見えたりもしておるのを聞いたり見たりしておるところなんです。そういったところも情報が集まって、優先順位はあるかもしれませんが、ぜひとも取り組んでいただきたいというふうに申し添えておきたいと思います。

③の質問に移ります。

登下校のルートの見直しや啓発で、事故を受けてのものや最近行われたものがありましたらお聞きをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

今回の事故を受けて、5月29日付の文書により、各学校及び学校を通じて保護者に登下校の安全確保についての啓発を行っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 啓発ということでありました。いろんな声が上がっているときにこそぜひ啓発の効果もありますし、予算立てをしての実際の改善といったところに、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

次、④の質問に移ります。

日進月歩の技術革新で、安全支援機能のついた自動車もふえてきており、せんだって奈半利町は、高齢ドライバー向けに自動ブレーキなどの運転支援機能を備えた安全運転サポート車の購入補助制度を創設をしております。

また政府からも、高齢者向け新運転免許を検討していると報道をされております。

しかしながら、これらの支援や啓発制度は、一定高額な車を購入できる所得層の人を対象にしている、そういったふうにも見えます。誰もが安心して暮らせる社会にはまだ不十分などころがあるのではないかと思うところです。

やはり運転に不安が出たら、公共交通機関中心の生活に切りかえるのもいいなと思えるような仕組みがあることが望ましいのではと思います。以前より南国市が取り組んでいるタクシーチケット制度や、本市の取り組むデマンドタクシー制度を玄関先まで送迎ができる運用にするとかの要望があります。逆に市営バスが空気を運んでいるという指

摘もあるわけですし、より効率的で利便性の高い公共交通網の整備が必要ではないでしょうか。何か一步で進める取り組みはないのか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住支援課長、中山繁美さん。

○定住支援課長（中山繁美君） 森田議員の御質問にお答えいたします。

交通空白地問題につきましては、本年度、香北町地区にデマンドバスを導入することとなっております。また、住民からの要望などにより、デマンドバス運行エリアの拡大や乗降場所の新設などを行っております。

市営バスの運賃につきましては、乗車距離にかかわらず一律200円ということとなっております。減額措置として、75歳以上の高齢者や6歳未満の小児は無料、障害者や小学生以下は半額となっており、そのほかに定期券や回数券も発行しております。

今後の取り組みといたしまして、交通空白地対策につきましては、香美市内地域交通対策検討委員会からの提言をもとに、引き続き解消に向けた取り組みを行ってまいります。

また、運賃については、今のところ運転免許自主返納者に特化した、新たな減額等の措置は考えておりません。

なお、75歳未満の自主返納者につきましては、70歳から利用できます福祉タクシー料金助成制度の利用や、民間バス運行事業者でありますジェイアール四国バスが半額となっております。また、市内タクシー運行事業者の運転免許自主返納支援制度、1割引きなどを利用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） さまざまな現在取り組んでいる成果をお聞かせ願いました。

交通対策検討委員会のいま一步の提言なんかも含めまして、自主返納された方への何かメリット、これやったら返してみようかなという、そういったものを特に民間任せではなく、行政が主導してやってもらいたいと思います。その意気込み的なものを最後にお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 定住支援課長、中山繁美さん。

○定住支援課長（中山繁美君） 市営バスのほうにつきましては、今のところ新たな減額はちょっと考えておりませんので、やはり民間と、また福祉タクシーなども利用していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 森田雄介君の質問が終わりました。

次に、1番、萩野義和君

○1番（萩野義和君） 1番、萩野義和です。市民クラブ所属です。通告書に従いまして一問一答方式で質問させていただきます。

まず、1番ですが、中山間地の医療施設整備に関してということで、大栃診療所、これが現在入院できない状況になっております。以前のように入院可能とできないか。大栃というのは御存じのとおり、大栃よりまた北20キロメートルぐらいまで市民が住んでおります。そして、かつ高齢者も多く、遠くの病院に入院するよりは近くにそのような施設があることは安心につながると思われます。御返答をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

大栃診療所への入院につきましては、前の指定管理者のときから入院を受け入れておりましたが、だんだんと入院患者数が減りまして、また医師の高齢化等により対応が難しくなったことから、平成29年4月30日をもって入院部門が休止となっております。

現在の診療所の指定管理者となって1年が経過しましたが、指定管理が決まったときから入院部門の再開に向けての検討はしております。診療所施設の整備等もずっと行ってきております。しかしながら入院対応は24時間体制となりますことから、夜間とか休日などの当直の医師を含め、看護師さんや調理員さんなどのスタッフの確保の問題がありまして、現在もまだ入院部門再開には至っていない状況となっております。

ただ、市としましてもこのままの状態がいいとは思っていません。今後につきましても、指定管理者のほうと入院部門再開に向けて検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） ぜひ前向きに考えていただきたいんですが。

もう一つ大栃診療所に関しては、例えば極端な奥のほうでなくても、岡ノ内とか五王堂あたりから治療に来た場合、カメラ撮影が必要なとき、指定管理、前田メディカルさんということでしょうか、美良布に行かないとカメラが撮影できないと。そういうことで今後はJRのバスもなくなる、本数も減るそうですし、この辺のことを通告書外ですが関連部門としてどのようにお考えか、御返答をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

胃カメラが必要というのは、検診の結果とかいうことでしょうか。それとも、通院の関係でということでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 萩野義和議員、通告にないので、質問に気をつけてください。

○1番（萩野義和君） 申しわけありません。私がカメラと言ったのは、体の内部、例えば石があるとか、そういうところを撮影しようとしたときですね、そういうときに美良布の前田メディカルさんまで行かないといけないということなものですから。

○議長（比与森光俊君） 答弁できる？萩野議員、通告にないことを質問されますと執行部も困りますので、気をつけてください。

○1番（萩野義和君） わかりました。じゃあ、取り消します。済みません。

それでは、まず、大栃診療所に関してでございますが、大栃という場所は香美市の中間ぐらいでございます。それで、南海トラフ地震とか大災害を想定しまして、いろんな対策、例えば武道館でも熊本地震をもとにして耐震を追加したとかいうこともございます。そういう状況下で、香美市というのは南北45キロぐらいございますから、いろんな緊急対応の施設を散らしておく必要があるかと思えます。

そういう意味で、例えばヘリポートの基地なんかはうまく散らしているんですが、あと避難施設、こういうものも各集落等がございます。それから、あと消防署、そして医療施設、こういうものをうまく散らしておく必要があると。例えば南北45キロございますから、大きな大地震があっても、香美市全域がだめになるとはまず考えられにくいと思えますので、政策的に山田、美良布、大栃、こういう3カ所にそれなりの医療施設を設ける必要があるかと、長期的なものでございますがいかがでございましょうか、市長の御意見を賜りたいと思えます。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 言われるように、安心・安全のために、さまざまな施設でありますとか機能を分散をしておくということは非常に大事なことでありますけれども、香美市の場合には、やはり集中している状況がございます。そして、それを利用する方についても、中心部にたくさんいて、中山間地に少ないというようなこともあります。日常の際の運営でありますとかいう場合に、そういうことがなかなかうまくいかないということがあって、なかなかこの分散がしづらいということがありますけれども、ただ、今議員がおっしゃられたような医療に関しては医療計画の中で、精いっぱい配置をしておるわけございまして、それらについて困難なところにつきましては、市のほうが診療所を設け、そして、指定管理をしておるような状況でございます。民間のほうでやっていたところについては民間でやっておりますけれども、我々としては今後一層そうしたことが困難になろうかと思えますので、今議員がおっしゃられているようなことを十分参考にしながら、危険分散をしていくということをやってまいりたいと思えますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） それでは、次の2番の学校等施設設計・整備・工事管理等を建築工事に関して質問いたします。

①としまして、児童クラブ建設に関して、児童クラブの進捗状況及び設計の基本コンセプト等を質問いたします。

最初に、児童クラブの進捗状況、かなりおこなっているのではないかと思います。進捗状況を各児童クラブごとに御説明をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 今年度、山田小学校児童クラブと片地小学校児童ク

ラブの建設に着手する予定となっております。あわせて楠目小学校、舟入小学校の児童クラブの設計を行い、来年度建築着手の予定としております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） それでは、次の質問をさせていただきますが、山田小学校の児童クラブの用地購入の進捗状況、これ土地の購入でございますけれど、昨年10月のスケジュールでは3月に説明会、6月に用地購入契約となっておりますが、事業認定に時間がかかると思われますが、年度内に間に合うのでしょうか。児童クラブ建設は子育て支援であり、速やかな進行が必要です。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

スケジュールは若干おくれておりまして、現在、事業認定について県と協議中でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 県と協議中ということでございますが、例えば6月が契約ということになっておりますが、この契約の見通しはいつですか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

今のところ予定であります。予定では8月ないし9月を予定しております。それから、工事発注ということにしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 次の質問にまいります。

設計の基本コンセプト、これに対して質問いたします。

その中で、例えば片地小学校でございますが、非常に児童数も減少しております。こういう場合のお考えもあわせて御説明をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

設計のコンセプトとして共通しておりますのは、どの児童も快適に利用でき、安全・安心な児童クラブ施設ということでありまして。それと、あわせて長寿命化を図り、メンテナンス費用の低減を考慮するというコンセプトにしております。

片地小学校の児童クラブにつきましては、本年、来年度については児童数、入学児童数は減少した状況であります。また、次の年あたりから回復といたしますか、ふえる見込みもありますので、現状では建設を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） 次に、建築物の設計を依頼するとき、一般的には建設場所、それから工事予算ですね、概算で通常は持っている予算より下回る程度の金額で、この程度で設計していただきたい。それから、内容は、収容人数が何十人か、これぐらいの説明をして、通常ですと設計に入っていただくのが一般的だと思いますが、当児童クラブの設計着手はどのようにしておりますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

設計に当たっては、児童クラブの利用人数等と協議して行っておりますが、既に設計は終わっております、8 月ごろには片地小学校については発注予定としております。以上です。

○議長（比与森光俊君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） 既に設計がほぼ完了しているものと、これから着手するものもあるということでございますので、今後のことを含めて質問いたしますが、一般的に児童クラブ、これを単純に設計事務所さんに依頼しますと、設計事務所の立場としてはいいものをつくろうとします。教育振興課も同じだと思います、いいものをつくろうと。それでどんどんどんどんやっていきますと、だんだんだんだんお金が膨れていくということですので、先ほど私は本来持っている予算、それよりも若干低目でこれぐらいの予算で設計してくださいという話をしたほうがいいということを申し上げたんですが、私の考えで申しますと、坪 50 万円でもつくれるし坪 150 万円でもつくれると、それぐらいのばらつきがあるんです。それで、設計事務所は先ほど言いましたように、なるべくいいものをやりたい。どこの設計事務所かと問われたとき、丸々設計事務所です、ああ、いい設計ですねと言われたいんです。そういう面がございますから、どんどんどんどん拡張しないようにコントロールする必要があるかと思っております。

それで、まず建物に関して、児童クラブという目的からいきまして、建物のデザイン自体はそれほど重要ではなかろうと。極端にいてもいけませんけどコストは非常に下げて、中のソフトの部分、建築的なソフトの部分で言えば、先ほど今言われたように、子供を守るわけですから、子供の管理がしやすいように、あるいは少数の人間で管理できるとかそういうことを配慮して、かつそのほかにいろんなソフトの部分があるかと思っておりますが、そういうところにお金をかけるのはもう仕方ないと。あくまで子供を守るということが目的でございますから、その建物の部分が主たるものではないという状況から、思い切り建設コストに費用をかけないようにやっていただけませんか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

建築の費用につきましては、最初からわかっておるものではございませんので、この

ぐらいの以下でやってくれというような指示は余りできないかと思っております。基本的な設計があつて工事費用が出てくる、設計が終わっていない場合には概算と言いますか、以前の事業等を参考にして予算をとることはありますけれども、基本的には設計をしてみないとわからない部分もあろうかと思ひます。

それと、基本的には定められた基準と言ひますか、児童1人当たり1.65平方メートル確保するとか、こういった部屋が必要ですよといった県の基準等もありますので、基本的にはそれに従いながら、できるだけ費用は低い方法でやっていただくのが基本だろうと思ひます。ただし、香美市としては木材を使いましょうとかいった推進もしておりますので、そういったことにも配慮が必要であらうかと思ひます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 鋭意低コスト、それから、予算オーバーのないようにひとつお願いし、予算を組むときの考え方は効率的ということですので、実行段階でも効率的にひとつやっていただきたいということで本質問を終わります。

次に、②小中学校冷暖房設備の設置に関して、これの進捗状況はいかがでございましょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

小中学校への空調設置につきましては、現在、設計が完了したところでございます。今回、不足額を補正予算に計上しておりますので、補正予算議決の後、発注する予定となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 今児童数、生徒数が減っておりますから、各学校で空き教室等もあらうかと思ひます。どこの部屋にエアコンをつけるか、その基準の御説明をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

設置場所につきましては、今回の国の臨時特例交付金の対象となっております普通教室となります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 私が質問したのは、その教室、校長室だとか先生の職員室だとか、それから、教室でも実際児童数が減ったために現実はいいていて、今後使う見通しもない、そういう部屋はどのようにされるんですか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 今回の国の特例交付金では、使っていない部屋でありますとか、特別教室とか職員室も含め対象になっておりません。使っている普通教室が対象となっておりますので、今児童生徒が勉強しておる普通教室が対象となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） それでは、よくわかりましたので次の質問。

③建築工事に関して、建設工事監理・検査・工事完成後の保証等に関して質問いたします。

最近完成した工事で、一番大きいものは武道館関連工事でございますので、この工事はどのような監理、工事中の監理を行いましたか。また、当然監理した場合、何らかの記録、書類が残っていると思いますが、それはどのようなものが残っておりますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

建設工事の監理につきましては、基本的に建築設計業者に業務委託して実施しております。設計書、仕様書に基づいて建築工事が適正に施工されているのかについて工事監督職員とともにチェックをしております。

それぞれの検査とかチェックにつきましては、香美市請負工事検査規程に基づき、検査員の命を受けた職員、また、技術職員が在籍していない部署につきましては他部署、建設課等の技術支援を受けて検査をしております。そのチェックした書類は全て残すようにしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 工事監理は設計事務所の中に設計及び工事監理委託業務という契約になっていると思うんです。設計事務所の、工事監理の部分で現場の監理をしていただいたということでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） はい。そのとおりでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 設計事務所に委託する工事監理というのは、さらかんの監理でございまして、この場合の監理というのはその設計事務所が書いた設計図書、設計図書の中の仕様書も含まれるわけですが、これの監理をするのが目的であって、その他一般の監理料は含まれておりません。ただ、建設会社にしろ設計事務所にしろ、精いっぱいいいものをつくろうと前向きに努力はしていますので、通常本来の監理という点からいけば、設計図書どおりの仕様になっているかどうかの監理なんですけど、先ほど言いま

したように、設計事務所さんは一生懸命いいものをつくって、お客様に喜んでいただくという基本姿勢がありますけれども、先ほど言いましたように、設計事務所さんの監理だけというのは非常に私としては不安を感じます。こういう場合、当市には建築の技術者がおられます。そういう人に監理さすということはできないのでしょうか。というのは、例えば入札はいかなる物件でも管財課でやっておられますよね。それと同じようにいかなる部門の工事であっても、工事監理は建築の技術者、その人が工事監理を行うと、組織的なことなんですけども、いかがでございましょうか。これはちょっと市長にお願いします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えいたします。

適切な監理をやっていく上で、これは行政が発注しているものですから、行政が責任持って監理をしていくということが一番大事になってこようかと思うんです。その際に専門家がどれだけ育っているかということになるかと思うんですけれども、残念ながら香美市におきましては、これまでも議会からも指摘をいただきましたように、十分でないような部分もあって、さまざま検討して、大きな事業についてはCMを入れるとかいう形で予算を適切な予算にしていく、あるいは、中身についても適切なものにしていくというふうなことをやってまいりました。そういうふうな取り組みの中で職員も一緒にCMの方と議論しながら、そして、相手側の設計業者、また、建設の業者とも話し合っていて、切り込んでいくというふうな取り組みをやっております。こういう中で、少しずつ前進をしていくものだというふうに思っております。組織としては、建築に関する専門的な知識を持っているところについては、今後はさまざま分散をしたりとか、あるいは協力関係を保ったりしながら、適切な監理に努めていく所存でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 前向きにお考えというのはよくわかりました。それで、私が今少し言おうとしましたので、建築の技術者の方に現場を監理に行ってくださいと、発注者側の人間がチェックに来るわけですから、それも技術者の人が来ると。現場としては非常に緊張感が高まります。それともう一つメリットがあるのは、今市長がおっしゃられた技術職の人、これの水準を高めていく必要があるんです。どうしても公務員の方というのは、学校を卒業してそのまま就職していますから、現場経験がないという弱さがあるんです。ですから、週に1回でも2週に1回でもいいですから現場に行って、塗装屋さんとか、鉄筋屋さんとか、そういう人が作業をしているのを見て、いろんなことを覚えていくというのはその人の技術力向上につながると思うんです。そういうことを踏まえて、市長は今前向きに進めておりますということでしたので、次の質問に移らせていただきます。

次にもう一点だけ、ささやかなことなんですけど、設計事務所に委託して監理していま

すということだったんですが、設計事務所には週何回、あるいは月に何回、チェックするような内容になっておりますか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 技術というところで答えさせていただきます。

技術依頼が武道館にしろありました。その中でうちのほうとしましては、最低限月1回の定例会へ職員の勉強の意味も兼ねて出しております。それと、その監理のコンサル業者さん、設計業者と話して、チェックしなければならない、現場で必ず確認しなければならないところというのを抽出し、そのときには必ずうちの職員も行かせております。ただし、通常業務の上での話という形にはなっておりますが。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 次に、当然契約する時点で、瑕疵保証期間が2年だとか5年、10年だとか、そういうふうに通常契約の中でうたうものですが、当市の保証はどのようになっていますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり完成後の保証につきましては、工事に瑕疵がある場合は、建設工事請負契約に基づく瑕疵担保責任より改善をしていただくということになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） その保証期間ですね、例えばアスファルト防水だったら通常10年保証です。その保証が切れる寸前に当市としては何らかの検査等はしておられますか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、工種によりまして耐用年数の違うものが多々集まっているのが建築の現場やと認識しています。その中で、月1回の施工打ち合わせのときに各種下請さんも含めました業者が来て打ち合わせたときに、仕様書なり何なり、向こうの製品のミルシートとか含めた設計書を出してきてくれます。それを審査し、それをまとめて検査という形になっており、それをまとめたものを現場なり、教育委員会なり担当部署が監理しゆうということになっております。それで10年保証がついてれば、10年間の経年劣化の確認というのを当然現地のほうですべきだとは思っておりますが、現時点でその部分に関しましては、後の監理者、使用者のほうが監理をするような形を現在とっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 監理はされているということですが、この今の例でアスファルト防水の場合10年保証が一般的ですが、ここで検査をしましてやっぱり悪いところというのはあるんです。だから、そこを保証期間中ですからきちっと直してくださいで直させますと、基本的にその防水工事の寿命というのは延びるんです。ですから、防水工事だったら十数年に1回とか、いろいろ手を加えなければならないんですが、その期間が延びていきますので、市民のお金を大切に使うということも非常に必要なことと思いますし、また、こういうことも先ほど言いましたけども、建築の技術者の方に出向いて行って検査していただいて、職員の方はまだお若い方が多いみたいですから、まあ悩みながら先輩の方にこれはどういうふうに判断すればいいとか聞きながら、技術力を高めていくというふうに思いますので、組織的に今後のことをございますけれども、なるべく建築技術者がいかなる部署の工事であっても工事監理、それから、保証期間が切れる5年とか10年とかそういうポイントのときには、現地へ出向いて行ってチェックするというふうな方式をとっていただきたいということで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（比与森光俊君） 萩野義和君の質問が終わりました。

次に、12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 12番、濱田百合子です。通告に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問です。米軍機の低空飛行についてです。

低空飛行については、2014年12月から翌年1月にかけての物部町大西の低空飛行について同僚議員から質問もあり、また、2月県議会でも取り上げられ、低空飛行中止を求める意見書が全会一致で可決をされ、また、国会では、防衛大臣が地元住民に与える影響を最小限にとめるように米軍に申し入れているという答弁もあっています。このときの低空飛行は、高度200メートルと報道がありました。

このような事態を受けて、本市にも2015年11月から騒音測定器が設置されました。2016年1月の飛行では、106.1デシベルを記録しています。100から110デシベルは、聴覚機能に異常を来す「極めてうるさい」に該当します。ヘリコプター近く、電車が通るときのガードレールの下などのレベルの音になるそうです。

2016年12月、高知沖で墜落したのは米軍岩国基地所属のFA18戦闘機でした。嶺北地域などでは、低空飛行するFA18戦闘機がたびたび目撃されており、ことしの4月11日にも2機が本山町の中心街の上空を超低空飛行するのが目撃されています。本山町役場では107.8デシベルに達していたということです。本山町は米軍機の低空飛行訓練ルート、オレンジルートの直下に当たり、ことしは6月10日現在で19回の低空飛行が確認されているということです。飛行は高知・徳島県境付近をルートとしており、山間部には本市の住民も住んでいます。米軍機の低空飛行は住民に大きな不安を与えているのではないのでしょうか。

5月13日、香北町の住民から、御在所山より低く戦闘機2機が異常な低さと爆音で飛んでいるとの目撃情報をお聞きしました。以下、質問をいたします。

①です。

5月13日の低空飛行訓練について把握をされていますか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） お答えいたします。

把握しております。香美市の防災対策課のほうには、物部町の住民の方より大栃上空で米軍機と思われる飛行音を確認したとの報告がありました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 物部町の住民の方から防災対策課に直接情報が入ったということですが、そのときの詳しい内容をお聞きしたいと思うんですが、目撃時間とか、戦闘機の数や場所やその方が見てどっちの方向に行ったとかいう話になったのではないかと思うんですけれども、そのあたりどのような内容が入ってきたのか。そして、それに対してどのように対応したのかをお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 場所は大栃の上空で米軍機と思われる飛行音を確認したということですので、時間は5月13日の17時40分ごろとなっております。あと方角につきましては、東から西に向けて通ってきたとの報告が 있습니다。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 住民からのそういう情報を聞いた上で、どのように対応されましたでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 県の危機管理部から米軍機の低空飛行訓練等に関する報告についての依頼が市町村に来ておまして、米軍機の低空飛行についての通報がありましたら、遅滞なく県に電話連絡した上でメールにて報告しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） その報告をしてほしいという旨の通達が県から来ているということに従って、メール、電話をされたということでもいいでしょうか。

ホームページを見ましたところ、米軍機の低空飛行目撃情報として、本市のホームページにはちょうど騒音測定器がついたときだと思うんですけれども、2015年11月12日の情報しかよう探さなかったのですけれども、県にも報告をしています。県のホームページを香美市から開いていきましたら、県のほうが立ち上げてはくれているとは思いますが、やはり香美市内の住民の方からこういう情報が入ったということ

を本市の低空飛行目撃情報としてアップしていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 本市のホームページを見ていただきましたら、そこから高知県の危機管理課の防災課のホームページのほうにリンクしております、その中で確認することができます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それはわかるんですけども、防災対策課のホームページを見たときに、2015年11月12日という情報があったので、その情報はその情報でももちろんいいんですけど、新たな情報として2019年5月13日というような項目を上げたらどうかということなんですけれども、そのあたりはどのようなのでしょうか。上げているなら構いませんけれども。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） まだ5月13日の情報は載っておりませんが、2005年から順次、高知県のホームページをごらんいただきましたら、実際の訓練飛行の状況について載せております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 次の②に移ります。

物部町に設置しています騒音測定器、大西と大柝に設置されていると思いますが、測定値をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 大柝につきましてはお手元の資料をごらんください。

17時43分49秒の105.9デシベルが一番高い測定値となっております。

なお、大西につきましては70デシベル以上の数値が出ておりませんでした。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） この騒音測定器というのは常備作動されていると思うんですけども、大西のほうは70デシベル以上は上がっていません。大柝のほうにつきましては、今手元に資料をいただいておりますけれども、100デシベル以上になっているところを赤く塗っていただいているのかなと思うんですけども、戦闘機はあつという間に行ってしまうので、本当に秒単位以下のあれだと思うんですけども、これをごらんになって、課長の見解、どのように思われるかお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 先ほど議員さんのほうからもありましたけれども、100デシベルを超えますと電車が通るときのガードレール下の音、またあと110デ

シベル近くなりましたら自動車のクラクションの音になりますので、大変大きな騒音になっていると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 100.6デシベルが17時43分48.4秒ということで、あと同じ43分52.8秒というわずかな時間ですけれども、すごく大きな音で飛んでいったということがわかりますが、本山なんかでは初め述べましたように、ことしになって、6月10日までで19回ぐらい低空飛行があるということを確認されておりますけれども、本市の場合は、この騒音測定器には5月13日はこれですけれども、この日以外に70デシベル以上とか、90とか100とかいうようなデータは、本市の測定器にはないということで理解していいのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 2019年中につきましては、この1回となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、③に移ります。

オレンジルート下の市町村と県危機管理部との情報交換と連携は急務です。見解をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 先ほどの答弁と重なりますけれども、県の危機管理部から米軍機の低空飛行訓練等に関する報告について依頼がありまして、米軍機の低空飛行についての通報がありましたら、遅滞なく県に電話連絡した上でメールにて報告しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） そのようなことだと思うんですけれども、県に対して通達どおりメールをしているということでございますが、ほかの市町村ですね、例えば嶺北4町村、土佐町、大豊町、本山町、大川村があると思うんですけれども、ほかとの情報交換とか、連携はどのようにされていますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 他の市町村と特に連携をとっているわけではございません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 同じオレンジルートの中に含まれていますので、やはり

ほかの嶺北4町村とも連絡を、特に100デシベルとかいうようなことを考えますと、やはりお互いが、県のホームページを見たらそれぞれの情報がわかるのかもしれませんが、やはり担当課としてほかの嶺北4町村との連絡を、情報交換をやっぴりすべきだと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 今後検討していきたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ④に移ります。

4月11日の米軍機の飛行訓練は、付近の山、高さ150メートルより低い高度を飛ぶ超低空と判断され、撮影した新聞記者も恐怖を感じたとの報道がありました。2機ずつ3度飛行し、3度目の飛行の約40分後、高知医療センターのドクターヘリが同じ空域を飛行し、空域直下のヘリポートで本山町立嶺北中央病院からの患者を乗せ、同センターへ搬送しています。

災害はいつ発生するかも予想がつかせませんし、防災ヘリやドクターヘリとの接触事故が危惧されます。対策は検討すべきと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 各市町村は情報を全て県に報告しております。県が県内における米軍機の飛行実態を把握した上で、地域の実情を国に対して訴えかけていております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 県のほうにこちらからの情報は全て連絡もしているしということでございますよね。今、ヘリの離着陸場をちょっと調べてみたのですが、今物部町には6カ所で、香北町は猪野々を入れると4カ所あると思うんですが、やはりそういうことを考えますと、大西のほうから少し香北町のほうに寄ってきていると。なので、オレンジルートは必ずしも同じところを通っているわけじゃなくて、少し揺れ動いているというようなことも考えられますので、やはりヘリの離着陸場がある以上、先ほど申しましたような接触事故も危惧されるわけでございます。やっぱり住民の不安が募ってしまっていて、本山町なんかでは本山保育所の保護者会の皆さんが直接担当の方と一緒に6月6日に東京のほうに行きまして、防衛省や外務省などの担当職員と面談もして、低空飛行訓練中止を求めるような要望書を提出をしております。そのときに、こういうふうな（資料を示しながら説明）内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣宛てにはがきをつくって、子供の絵も添えて、「低空飛行訓練はうんざりです」みたいなことも書きまして提出をしておりますが、この中に香美市からの住民の声もあったということもお聞きをいたしました。同じオレンジルートのもとに香美市もありまして、やっぱりそこには住民もいらっしやいます。本市からの要望も含めて、今後検討していくべきではないかと思

うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 今後検討していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ⑤に移ります。

日米地位協定については、全国知事会の提言を踏まえまして、高知県知事や関係自治体と連携して見直しを、国に対して本市としても要望していくべきだと思います。全国知事会の提言が7月にあっております。市長も御存じだと思いますけれども、本市もオレンジルート下にあります、住民を守る観点から国に対して、ほかの県と自治体と連携して要望していくことは当然じゃないかなと思うんですけれども、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 日米地位協定についてのお尋ねにお答えをしたいと思います。

全国知事会が7月に出されました声明（後に「提言」と訂正あり）については、大いに支持のできる内容だというふうに思っています。この中では、日米地位協定について抜本的な見直しをということで、これは大変大事な観点だというふうに思います。そういう点では、この知事会の声明（後に「提言」と訂正あり）を我々は支持する立場であります。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、次の2番目に移ります。

高齢者の健診について、質問をいたします。

65歳以上の高齢者の人口は平成29年度1万388人、高齢化率が39.2%です。高齢になってもできるだけ元気で、住みなれた場所で、地域で生活できることが高齢者の心身の健康状態を良好に保つには必要ではないでしょうか。そのためには、健診はとて重要だと思います。健診によって健康状態の把握ができ、自発的に生活習慣病を見直す機会ともなります。

前期高齢者の健診は集団健診と個別健診がありますが、後期高齢者健診は集団健診（後に「個別健診」と訂正あり）だけとなっています。この間何度か、後期高齢になっても年齢で区別することなく、集団健診の継続を求めてきました。引き続いての質問となります。

①です。

前期高齢者と後期高齢者の平成28年度、29年度の男女別の健診対象者数、受診者数、割合をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

お手元にお配りしております資料のところに、求められているのは平成28年度、29年度でございましたけれども、30年度も一緒に配らせていただいております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 課長のほうから資料をいただきました。

この資料を見ますと、その前に少し確認なんですけれども、この前期高齢者65歳から74歳、もちろん国保の被保険者の方だと思うんですけれども、この年齢の方で勤めている方については、国保でない方もいらっしゃいますでしょうか。済みません。ちょっとその辺確認をしたくて。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） こちらに載せておりますのは、国保の被保険者という事で載せさせていただいております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） いただきましたこの表を見ますと、前期高齢者、65歳から74歳の方の受診割合が、少しずつですけれども若干後退をしているように見受けられます。そして、後期高齢者の場合は、これは平成28、29、30年度と若干上向きにふえてきている、割合としてはふえてきているようにはなっていますけれども、やはり前期高齢者の健診率を上げていくことで後期高齢者の健診率も上がるのではないかと思います、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 前期高齢者に限らず、国保の被保険者のほうで若干健診率が停滞ぎみでございますので、その辺については今までにない方法とかを少しずつでも入れながら、健診率をアップするために取り組んでおります。済みません。前期高齢者に限ったことではございません。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） やはり74歳までの特定健診を受けている方の受診率を上げていくということが必要だということだと思うんですけれども、今までの方法ではない何かをということですが、健診率をここまでは上げてもらいたいというような目標数値というのはあるのでしょうか。例えば国保の前期高齢者だけには、これは多分特化はしていないかもしれませんが、後期高齢者であれば、どれぐらいの受診率を今年度は上げてもらいたいというような、そういう目標数値が広域連合ですので保険事業計画なんかにあるのでしょうか、あればお願いします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 国保のほうに関しましては、データヘルス計画がございますのでそちらのほうに目標を掲げておりますが、後期高齢者につきましては、保険者が、先ほど議員もおっしゃいましたように広域連合のほうになりますので、うちのほうの目標としては特段には掲げておりません。

- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） 目標数値はないということですがけれども、やはりせっかく今無料で受けれています健診ですので、できたら半分、50%ぐらいは上げていくような方向で取り組みを進めていってもらいたいと思うところでありましてけれども、これを見ますと、やっぱり男性のほうが女性よりも全部低くなっているような少し傾向があるように思います。そして男性、女性問わず健診率を上げていく、前期高齢者も後期高齢者も健診率を上げていく、そして、男性が少しデータの的には少ないようですので、その辺への意識啓発といいますか、アプローチも必要じゃないかと思っておりますけれども、そのあたり、何か考えていることがございますでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。
- 市民保険課長（植田佐智君） 先ほども言いましたけれども、後期高齢者に関しましては、保険者が広域連合ですのでそちらのほうで考えていると思っております。前期高齢者に限らず74歳までの方に関しましては、確かに女性のほうが受診率が高いということはわかっております。ですので、女性に引っ張られて男性が来るようなになればいいなとは思っているんですけれども、具体的に男性に対してこういう働きかけをする、女性に対してこういう働きかけをするという、性別に分けた具体的な策ではございません。
- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） 先ほど課長は、後期高齢者については広域連合で考えてやっているということをお答えられたと思うんですけれども、広域連合になっても、香美市として受診率を上げるために何かプラスの工夫をということは可能ですよね、その辺を確認したいと思います。
- 議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。
- 市民保険課長（植田佐智君） 健診に関しましては、保険者が責任を持ってすることですので、保険者ではないうちが特段に後期高齢者に関しまして、こういうような目標を持ってこういうことをしてというふうに積極的にするような計画はそれほどには持っていないくて、どちらかというところ私どもは国保の保険者でございますので、国保の被保険者のほうに力を割いております。
- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） 課長の御答弁を伺いますと②のほうはなかなか難しいかと思うんですけど。この表の質問といいますか年齢と男女別にしたときに、集団健診と個別健診の状況について、ちょっと質問していないのでわかりかねると思っておりますが、傾向として前期高齢者の方々は集団健診と個別健診があるわけですが、後期高齢者の場合は集団（後に「個別」と訂正あり）健診だけになるわけですがけれども、傾向としてどうでしょうか、前期高齢者の方々に、例えば個別で受けていた人も、後期高齢者になったから集団健診のほうにもうスムーズに移行できているというような見解でしょうか。

- 議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。
- 市民保険課長（植田佐智君） 後期高齢者になりますと個別健診のほうになります。ですが、傾向としてきれいに分析したわけではございませんけれども、前期高齢者の方は非常に意識の高い方が多ございました。その関係もあって、後期高齢者に移られたときに、集団健診でなくても個別健診のほうに行ってください方がいるのではなかろうかということと、もう一つ、後期高齢者になったら個別で病院のほうへ行って健診を受けるといことが、徐々に浸透されてきているのではないかと思います。
- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） 済みません。先ほどの質問、集団健診と個別健診がちょっと間違っって言ったみたいで。
それでは、②のほうに移ります。
後期高齢者は、今まで個別健診だけでなくて集団健診も必要じゃないかということをお私はずっと言ってきたのですけれども、改めて集団健診の必要性の認識があるのか、お伺いいたします。
- 議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。
- 市民保険課長（植田佐智君） あらゆる機会を設けるとい観点から判断しますと、集団健診でなければ受診できない方がいれば必要があると考えますけれども、限りある人員や予算を勘案しますと、現状では後期高齢者の方には、かかりつけ医にて個別健診をお願いするところでは。
- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） 次に、③に移ります。
後期高齢者の集団健診は、健診場所の問題、保健師の確保などの体制に課題があるといこととて実施できていないといこととてした。昨年の答弁では、解決できない課題ではない、引き続き協議をするといこととてした。その後の経過をお尋ねいたします。先ほどの答弁と少しダブるかもしれせんけれども。
- 議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。
- 市民保険課長（植田佐智君） 関係部署と意見を出し合い検討しておりますけれども、状況が大きく変わったわけではございませんので、解決には至っておりせん。
- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） この健診場所の問題とか、保健師の確保などの体制に課題があるといことに対しては、その状況が変わっていない以上解決ができないといふうな理解でいいのでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。
- 市民保険課長（植田佐智君） まず、人員が今ふえていないといこととてありますし、予算がふえているわけでもないといこととてありますけれども、まず何よりも委託している先が1カ所しかありませんので、そこの委託先との状況が変わる状況に今ない

ということです。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 済みません。委託先が1カ所しかないというのは健診センター、委託先というのは、ごめんなさい。詳しくお願いします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 総合保健協会です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 総合保健協会はほかの自治体のほうにも同じように後期高齢者の健診、集団健診に行っていると思うんですけども、ほかのところは前回の質問のときに述べたと思うんですけども、個別健診も集団健診もずっとしてきているところが多いんですよ。そういうことも考えると、委託先が1カ所しかないということがちょっとわからないんですけども、どうなんでしょう。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 現在、後期高齢者の方は集団健診のほうはやってなくて、これをふやすとなりますと、今お願いしている日数とか時間とかをふやしてもらわなければなりません。ですが、県下全部を調整して保健協会のほうが割り振ったりしているものですから、ここにふやす余地が今のところないということです。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ④です。

高齢になれば有病率も高くなり、通院している方は多いと思います。しかしながら、75歳以上でも元気な高齢者はいらっしゃいます。健診の機会を多くすることで病気の早期発見、早期治療につながるのではないのでしょうか。後期高齢者になっても集団健診できるようにしていくべきと考えますが、再度の見解をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 近年は、高齢者の保健事業を効果的かつ効率的できめ細かなものとするための手だてが求められてきております。そうしたことから、集団健診にこだわらず、より適切な手法で保健事業が実施できたらと考えております。先ほど元気な高齢者もおられるということでございましたけれども、元気な方であったとしても、かかりつけ医というものは持たれて、定期的に健診等に行っていただくことをお勧めいたします。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。3番目です。

子どもの権利条約についてを質問いたします。

子どもの権利条約は、国連で1989年に採択されてからことしで30年、日本が1994年、世界で158番目に批准し25年になります。子供に人権を適用するだけでなく、子供期に固有の発達の要求を子供の権利として認め、子供の最善の利益の視点で

考えるというのが条約の理念です。子供に対するまなざしを変えることが求められています。

国連子どもの権利委員会が、ことしの2月、日本政府の定期報告を審査し、総括所見、勧告を公表しました。今回の所見は、2010年以来8年ぶりです。総括所見には、子供の意見の尊重、体罰、家庭環境を奪われた子供、少年司法等については深刻に懸念するという言葉が使われ、子供の権利が守られていないことをあらわす事実が並べられました。勧告は総論部分で、日本政府には、子供の権利の保障、とりわけ子供の保護に関する包括的な政策が欠如していることを指摘しています。また、今回の勧告は、乳幼児期から生命・発達の視点での子供期の充実を求めています。子どもの権利条約の第6条、生命、生存及び発達に対する権利について、以下の勧告が発表されています。①から④まで4項目ございいますが、順次質問をしていきます。

①です。

「子どもが、社会の競争的性質によって子ども時代および発達を害されることなく、子ども時代を享受できることを確保するための措置をとること。」、このことについての御認識と考えられる対策についてお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 国連子どもの権利委員会からの総括所見は重大だと受けとめています。濱田百合子議員が選ばれている生命、生存及び発達に関する権利、第6条のところですが、これは特に大事だと思います。

子供時代は、人格形成を行う上で非常に重要な時期と考えているところです。社会の競争によりその大切な時期が阻害されることなく、子供たち一人一人が夢の実現に向けて伸びやかに育つよう環境の整備や支援に力を入れているところです。子供が子供時代を享受することの一つとして、子供たちの興味関心を高める体験的な活動や学校教育における探求的な授業や行事を今後も数多く取り入れていきたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） この①のことについて環境整備に力を入れていくということ、そして、探求的な授業を取り入れて進めていくということでございますけれども、このような環境整備、そして、探求的な授業をしていく、これは方針でもあると思うんですけれども、そのために、やはり先生が余りに忙しければ、なかなか子供の対応ができないということにもなるかと思いますが、この①のこのようなことを確保するためにも、私は教職員もふやしていくことが一つの対策にもなるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

非常に幅の広い課題ですので、濱田議員がおっしゃられているとおりで思っています。

す。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ②に移ります。

「子どもの自殺の根本的原因に関する調査研究を行い、防止措置を実施し、かつ学校にソーシャルワーカーおよび心理相談サービスを配置すること。」とあります。これについての御認識、考えられる対策等についてお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 濱田百合子議員の②の質問にお答えします。

学校教育においては、教育研究所や教育支援センターふれんどる一むと連携し、調査研究・防止対策を行っています。また、教育支援センターにスクールソーシャルワーカーを3名、教育相談員を1名、全小中学校と教育支援センターにスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者の相談活動を行い、心理的安定や未然防止に努めているところです。

また、教育支援センターにおいては、毎週土曜日に専門の心理士を配置し、子供だけではなく、保護者に対しても希望制で心理相談を行っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、③に移ります。

「子ども施設が適切な最低安全基準を遵守することを確保するとともに、子どもにかかわる不慮の死亡または重傷の事案が自動的に、独立した立場から、かつ公的に検証される制度を導入すること。」についての認識と対策についてお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） ③の質問にお答えをいたします。

子供施設が適切な最低安全基準を遵守することは何よりも大事なことです。子供にかかわる重大事案が起きた場合、中立的な第三者によって構成された第三者委員会制度の導入は必要です。現在行っている重大ないじめ事案についての第三者委員会に準じて行いたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 私、この子供施設というところで、すぐ保育施設とか児童クラブを思ったのですけれども、そこへの人的配置、そして設備面においても、国からの指針があると思うのですけれども、最低安全基準という、もちろんそれは守っていかなければならないと思いますけれども、やはり最低基準であってそれ以上プラスしながら、やはり本市における保育施設、そして、児童クラブの各施設において、基準を下げることなく上げる方向で安全な環境整備をしていくことが重要じゃないかなと思います。よくうつぶせ寝とか誤嚥とか、アレルギー対策なんかもそうだと思うのですけれど

も、それにおいて、人が足りなければやはり人の配置もしながら、対応していくという
ようなことだと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） できる範囲で子供たちに適切な環境整備をしていきたいと
思います。

放課後児童クラブのほうがずっと課題になっていましたけれど、ようやく施設ができ
ていくということで大変うれしく思っていますし、ここを充実しないといけないという
ふうに思っています。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ④に移ります。

「交通事故、学校事故および家庭内の事故を防止するための的を絞った措置を強化す
るとともに、道路の安全、安全および応急手当の提供ならびに小児緊急ケアの拡大を確
保するための措置を含む適切な対応を確保すること。」についての御認識と対策につい
てお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） ④の質問にお答えをいたします。

いかなることにおいても人命確保は最優先で取り組むべきことと常に考えており、園
長会、校長会、関係機関と未然防止とその対策について協議をしているところです。

また、小児緊急ケアの拡大に関しては、安全教育や訓練の徹底、心肺蘇生法や応急手
当の学習など、繰り返し行っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 学校の中での事故については、学校の対応になると思
いますし、それぞれの施設の対応になると思いますけれども、やはり校外での交通事故と
か、また家庭内の事故もあろうかと思いますが、今コミュニティスクールをやっています
ので、そのあたりで家庭と地域の両方で、一体となって子供を見守っていく体制は必
要だと思います。家庭ではこういうところ、地域ではこういうところというふうな具
体的な例も挙げながら、地域の警察の方も、それから、日赤の方も来ていただいて、
応急手当の方法だとか、保健師さんからも適切なアドバイスを受けるとかいうような
ことを家庭でも、家庭の保護者の方も参加して、地域の見回りの人なんかも参加して
の救命処置の仕方とか、そういうことを地域ぐるみでやれるような体制にしていくべき
だと思いますけれども、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

そのとおりだと思います。家庭、学校、地域のそれぞれの役割を確かにし、そして、
それを連携して行っていくということが大事で、コミュニティスクールの制度がまさし

くそのことなので、今まで学校から家庭へ一方通行だったものが、それぞれの機関が集まっていろんなことを考え出してやっていくという、そういうまだまだこれからコミュニティスクールは活性化していくと思いますので、そのことも期待をしているところです。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。
（午後 2時38分 休憩）
（午後 2時50分 再開）

- 議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

濱田百合子議員から発言の訂正を求められておりますので、それを許可します。

濱田百合子議員。

- 12番（濱田百合子君） 済みません。先ほどの2番目の高齢者の健診についての質問の中で、前段に述べました中で、後期高齢者の健診は集団健診だけであると間違っ
て述べました。後期高齢者の健診は今個別健診なので、「集団健診」ではなく「個別健
診」に訂正をお願いしたいと思います。通告の文章も間違っておりましたので、訂正を
お願いいたします。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） ただいま濱田百合子議員から訂正の申し出がございました。
これを許可することに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

- 議長（比与森光俊君） それでは、濱田議員の訂正を許可します。

続きまして、法光院市長から答弁に対する訂正を求められておりますので、これを許
可いたします。法光院市長。

- 市長（法光院晶一君） 濱田議員の質問、日米地位協定に関して、私、知事会の
「提言」と申し上げるべきところを「声明」と申し上げておりましたので、これは訂正
させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（比与森光俊君） ただいま法光院市長から答弁に対する訂正がございました。
これを許可することに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

- 議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、訂正を許可いたします。

一般質問を続けます。

12番、濱田百合子さん。

- 12番（濱田百合子君） 次の4に移ります。

子供が外遊びできるような支援をについて質問いたします。

幼児期、学齢期の外遊びは、心身の発達、成長には欠かせません。本市は自然環境に

恵まれていると思いますが、日常生活の中で子供たちが安心して自主的に遊べる場所が保障されているのかどうか心配しています。4月9日の地元紙では、「2016年から社会増の香美市は、あけぼの街道の利便性などが人気の背景にある。子育て世代の転入により、0歳～14歳の転入者が年々伸びている。」と掲載がありました。安心して外遊びできる環境が子供たちに必要と思います。

そこで、順次質問をいたします。①です。

外遊びの重要性を認識されていますか、伺います。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 濱田議員の外遊びの重要性を認識しているかという質問について、お答えいたします。

知・徳・体のバランスのとれた子供の成長にとって、外遊びは非常に重要なものだと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 次の②に移ります。

外遊びができる施設として、児童遊園は児童福祉法に規定されており、児童厚生施設の一つになっています。児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的として、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設です。スクリーンをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。

最初に、児童遊園が香美市に3つございますけれども、まず、スクリーンに映しているのは旭町児童遊園です。看板が立っていますけれども、ここは東上一公民館の玄関前広場にこれが設置されていまして、このように水飲み場と、それとジャングルジムが玄関前の広場にありました。トイレは公民館と一緒に使用しているように思われました。本市の看板は特にございません。

次に、これは西町児童遊園地です（スクリーンを示しながら説明）。西町3丁目の防災会の倉庫が設置をされているところで、道の両脇にあります。片側がこのように防災倉庫と鉄棒があります。道を挟んで西側にブランコと滑り台がございます。木も植わっておりまして、ちょうどその下にはベンチが1台ありました。ただ、水飲み場とかトイレとか看板はございません。

次に、宝町児童遊園地です。新しくこのようにできていますけれども、遊具とかトイレ、水飲み場、看板の設置はございましたが、気になるところは、日よけになるあずまやとか、また、以前木が植わっておりましてけれども木も全部のけていまして、もうさんさんと、ちょっとこの写真は曇り空なんですけれども、お日様がある中では、ベンチは置かれていますけれども、なかなか休んでゆっくりということにはならないかなと思いました。子供たちはちょうどこのときには上半身も裸で、男の子でしたけれども、お水を水道の蛇口に口をつけて飲んでいるような状況が見受けられました。ここも同じと

ころです。こう四角になって土があって、ここに何か木も植えられるのかなとは思いますが、今はここには入らないでということなのか、囲いが3カ所か4カ所ございます。ここがトイレと水飲み場ですね。

このような状況でございます。設備面や利用状況などからの見解、今後の対応についてお伺いをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 本市における児童遊園の設置は、条例に定めた旭町児童遊園、宝町児童遊園地、西町児童遊園地の3カ所でございます。このうち旭町児童遊園が、児童福祉法による児童厚生施設に該当するものでございます。

児童厚生施設としての児童遊園は、厚生労働省の定めた標準的児童遊園設置運営要綱で、ブランコ、砂場、滑り台、ジャングルジムなどの遊具や、広場、ベンチ、便所、飲料水設備などを設ける必要があるとされております。旭町児童遊園の設備は、一定充足しているものと考えております。

利用状況についての調査は行っておりませんが、立地場所周辺の環境から推測すれば、不特定多数の利用者が見込まれるのは、宝町児童遊園地に限られるものと考えており、今後、あずまやと植栽の整備を行うよう事業計画を検討しております。また、遊具の保全や更新、事故の防止など、施設管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 児童厚生施設に位置づけられているのは、旭町児童遊園だけだということでございますけれども、西町にしても宝町にしても、児童厚生施設ということにはしなくても、この状態のまま香美市が管理をするということによろしいのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

宝町児童遊園地、西町児童遊園地の2カ所につきましては、法的な位置づけといたしましては、地方自治法第244条に規定する公の施設であると考えておりますので、管理については、旭町児童遊園に準じた形で管理したいというふうには考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 日ごろの管理は、旭町児童遊園は東上の一の地域の方をお願いをしているということでしょうか。それと、西町児童遊園地もその地域の方に管理をお願いしているということなんでしょうか。それとも、市が草も刈っていたと思うんですけども、そのことも含めて全部市のほうで管理をされているということでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

日常的な空間の管理につきましては、旭町児童遊園につきましては地元の自治会の方
にお願いしておるといふふうに考えております。その他2カ所につきましては、遊具の
保全等を含めまして、福祉事務所のほうで管理をしておるといふふうに考えております。
以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） この旭町児童遊園は地元の方に管理ということですが
けれども、例えば、児童福祉法の中の児童厚生施設ですので、これを見ますと、児童遊園協
議会のような組織を構えてといふようなこともあったんですけども、当初ここをつく
られたときには、このような組織があって子供の遊び環境を考えていこうと、地域で考
えていこうということで、子供会とか社協とかも、民生委員さんとかも一緒になってそ
ういう協議会のようなものを立ち上げてしていたと。今の状況はどんなのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

現状といたしましては、そのような管理組織は実際上、機能していないものと考えて
おります。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） この遊園地、遊園については、もう現状のままで特に、
宝町児童遊園地のほうは、これからあずまやとか植栽したりとかいうことですが
けれども、ほかのところについては、遊具について引き続きの管理はするけれども、その遊具をふ
やすとか、とりたてて新しいことを加えるということはないということでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

既存の公共施設の維持管理を計画的に進めていかなければならない状況にありますの
で、新たな取り組みとしては現在のところ計画はございません。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 次の③に移ります。

都市公園についてお伺いいたします。

スクリーンは黒土公園です（スクリーンを示しながら説明）。看板の設置とか、あず
まや、水飲み場や遊具、トイレ、遊べる広場もありました。こういうしっかりとしたあ
ずまやもベンチもあります。このような簡易な屋根があるだけのあずまやといいますか、
こういうところもあって、非常にしっかりつくられているなと思います。

この黒土公園のように、ほかの旭町児童遊園とか宝町児童遊園地も同じような看板で、
同じような設備があるように思いました。しかし、この看板ですけども、3カ所とも

全部同じなんですけれども、ボール遊びはしないようにと注意が書かれておりました。都市公園の利用状況、また、ボール遊びのできる公園についてお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

都市公園の利用についてですが、スタジアムを除く秦山公園のみとなりますが、年間約10万人以上の利用があります。その他の都市公園については、人数等の把握はできていません。状況についてですが、秦山公園につきましては管理人がいることもあり、また、その他の公園についても地域の方々や職員にての見回りなどにより、ある程度は適切な利用状態と思われま

す。ボール遊びのできる都市公園については、限定したボールとなりますが、秦山公園、物部川緑地公園が可能となっています。

また、都市公園ですが、他課の管理の秦山公園内土佐山田スタジアム及び市民グラウンドなどが、野球やサッカーなどが可能となっています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 秦山公園のほうではソフトボールの貸し出しも、やわらかいボールの貸し出しもされているということで、私も遊んでいる光景も見たことあるんですけれども、物部川緑地公園の利用頻度はどうなのでしょう、把握されていますでしょうか。余り私利用されているのを見ないんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 地域の方々がソフトボールをしたりという形は聞いておりますが、先ほども言ったように人数等の把握はしておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ④に移ります。

香北町の中心部の美良布や蕪生野などで安心して外遊びができる場所は、アンパンマンミュージアム前の芝生広場や蕪生野多目的運動公園があると思いますが、下野尻や太郎丸の市営住宅付近には遊ぶところがないように思っています。見解をお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

下野尻や太郎丸の市営住宅付近には遊ぶ場所がない、見解をとということでお答えします。

地元からは、遊び場についての要望や相談などは聞いておりませんが、下野尻の市営住宅の北には、地元からの要望によってつくられた下野尻多目的運動広場があります。ボール遊び等もでき、誰もが利用できるようになっており、十分なスペースがあります

ので、御利用いただけたらと思います。

また、太郎丸の市営住宅の南側には遊べるスペースがあり、市営住宅の子供たちはその場所で親子で遊んだり、自転車の練習をしたりしています。入居している方の話では、不便はしていないと聞いております。

また、国道を渡ることとなりますが、住宅前のクリーンセンターの広場は、トイレの設備もあり、地元の方がそのスペースを利用できるようになっていますので、御利用していただきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 下野尻の多目的運動広場ですけれども、ボール遊びをしても大丈夫ということですが、看板とかは出ていますか。駐車場、車の乗り入れはしてはいけないという看板は見ましたけれども、ここが地域の避難場所になっておりまして、防災倉庫も2カ所建っておりますけれども、木々のほうも全部伐採されていますので、ただの広い敷地になって、広々とはしていますけれども、中で遊んでいるのも余り見ないんですけれども、ここは遊んでもいいところだよというような周知とございますか、そんなことは今までしたことはありますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） この公園につきましては、以前からサッカーが盛んなときにサッカーをやってみたりという今まで意向もありますし、地元も管理していましたので、それは地元の方は御存じだと、自分はそう認識しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 市営住宅にも新しい方もいらっしゃってまして、そして、太郎丸のほうの住宅の方も引っ越してきた方もいらっしゃいます。先ほど太郎丸の住宅は南側がちょっと公園みたいになっていて、私は今まで3回行きましたが、子供たちはそこでももちろん遊ぶのでしょうか、駐車場がやっぱり広いので駐車場で遊んでいます。私も注意をすることもありますが、やっぱりボール遊びを駐車場でするので、3回、国道がすぐ前を走ってしましてボールが向こうへ行くんですね。駐車場でするので当然柵はしていないので、どうしても子供たちは一生懸命やると、思い余って国道のほうにということが考えられて、実際にそのこともあって、私も一緒に遊びながら危ないねという話はさせてもらったんですけれども。例えば親がこういうところで遊んだらというふうなことを知っていれば、そこからだと子供が学校までも歩いていっていますので、下野尻のボール遊びのできるようなところに、アンパンマンミュージアムまで行かなくても行けるかなとは思ったんです。親御さんがどれぐらい周知しているかはわかりませんが、新しく入ってこられた方もいらっしゃいますので、安全な遊び場がここにあるというようなことも含めまして、何らかの形で広報とか回覧とかあると思

うんですけれども、したらどうかと、以前からいらっしゃる方は知っているかもしれませんが、そのあたり今後検討はできないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

入居者の方につきましては、回覧なり班長さんをお願いして、ここで遊びましょうということで回覧はできます。太郎丸のクリーンセンターの広場につきましては、多分自治会のほうでその草刈りをやったりして、住宅の方も一緒にやっているんじゃないかなと思います。ですから、その場所は御存じじゃないかなとは思いますが。

太郎丸市営住宅の南側の広場ですが、入居者の方に聞いてみました。先ほど言ったように不便はしていないということもありますし、再度確認をとりたいと思います。

下野尻につきましては、やはり地元の方の要望によってつくられた公園ですので、また地元のほうから要望がありましたら、また考えたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 地元の方の要望がもちろん大事なことだと思うんですが、小さい子供さんがいらっしゃらない家庭、子供の年齢が上がりますので、周りは多くなっています。私が行き当たった方は遊具が2個あるんですけれども、もう本当に古くなった遊具が2個、下野尻の多目的広場にはあるので、せめてその遊具を新しいものに変えるとかそれだけでも、また遊具が新しくなると明るい色になりますので、ああ、ここは自由に遊べる場所だということも子供たちにもわかりますので、プラスして遊具をとということになると、また管理とかいうことが多分あるかと思うんですけれども、今あるものをもう少し真新しいものに変えるというようなことも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

児童数の減少や遊具の設置と管理費用としましても、市の財政と協議しなければならないということもありますし、やはり地元からの要望がない中で遊具の設置というのは、今現在は考えておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 私は、子供の代弁として言っています。もちろん地元の大人の方が、例えば木を切ったのも、あれは台風のときは葉っぱが敷地に入るから大変だというようなこと言うて来られて、それで切ったのではないかなというのをお聞きしました。でも子供たちは、落ち葉が落ちる中で遊んでもらいたいと私は思っています。全部根こそぎ切る必要がなかったんじゃないかなというふうに思います。子供が少ないから遊具が要らないのではなくて、遊ぶところがあれば子供は来ると思うんです。子供

のせいではないんです。子供の育ちを応援していかなければならないのが大人なんだと私は思っています。費用対効果、効率性とかいうことで子供の育ちを見るべきではないと思うので、お父さん、お母さんがいつもいないと遊べないんじゃないかと、子供というのは3年生、4年生になると集団遊びができますので、そのときにあっちへ行って遊ぼうやと、親にあそこに行って遊ぶというだけで親がついてこなくても自由に遊べる環境をどうやってつくるかが、大人の責任じゃないかというふうに私は思って質問をしているところでございます。

次の⑤に行きます。

昨年10月の地元紙に、子育て中の30代から40代の母親にインターネット調査で子供の遊び方を尋ねたアンケートの結果が掲載されてました。それによると、子供の体遊びが減った理由に、公園や空き地などが少なくなった46%、一緒に遊ぶ仲間が少ない40%、子供が外で遊ぶのに不安がある39%、屋外でもゲーム機やスマートフォンのアプリで遊ぶは55%とありました。外遊びに関する意識啓発や遊べる場所の周知など行ってはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

社会情勢の変化とともに子供たちの遊び自体が変化をし、屋外の遊びが減ってきていることは大変な課題と思っておりますし、体力調査から見る子供たちの体力・運動能力の低迷の大きな原因の一つと考えています

保育園とか小中学校においては、外遊びや体験的な活動を重視し、教育活動に計画的に組み込むなどして、積極的に取り組んでいるところです。

今後は先ほどもございましたように、児童遊園とか公園とか、運動広場で遊ぶことはとても大事だと思います。友達とか大人と遊んでいる光景を見ると、本当にほっとするところです。今後、地域の屋外での遊びは推奨していきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） この香美市のよってたかって教育、教育振興基本計画ですけれども、この中の11ページに、就学前に教育に求めるものの中で、保護者の方が、遊びを中心としたさまざまな経験ができるようにするというのを、アンケートの結果では39.4%の人がそのように書かれています。そして、7ページにあるんですけれども、豊かな人間性の育成に関する調査の結果の項目の中で、将来の夢や目標を持っていますかとの項目を小学校と中学生にそれぞれに、平成25年、平成29年とこの調査をしていますけれども、やはり両方とも将来の夢や目標を持っていますか、自分のよいところがあると思いますかの項目は低いわけですね。

やはりこの4年間でも余り変わっていないというのは何なのかなというふうに思うんですけれども、やはり決められたことを守ることはできるけれども、自分で考えてやる

ということというのは、子供期には遊びの中で育まれてくるものだと思うんです。地域の中に子供が見えない状況をつくってはいけないと思うんです。子供たちが外で遊んでいるのを、地域の人が見ているということがすごく大事なことなのだと思います。子供が外にいとそれを地域の人が見ることによって、あっ、子供がいるから地域で守らないかんという思いが地域の方にも出てくるんだと思いますので、ぜひこの外遊びを保障できる地域社会になっていってほしいと望みますが、再度見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 全く同感です。子供たちが本当に外で伸びやかに遊んでいる姿というのは、いろんな問題を解決していく一番の本もとだと思っています。ぜひそういうふうに、大人も一緒になって子供たちを育てていきたいなと思います。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ⑥です。

安心して遊べる場所を確保するために、市民などに協力を求めたいかがでしょうか。外遊びを援助してくれるプレイリーダーのような方を募集してはどうでしょうか。高校生、大学生とか、元教員、元保育士さんなど、子供とかかわってきた職業の方もいらっしゃると思います。伝承遊びを伝えている方もいるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

現在も、地域の子ども会活動と自治会とが協力していろいろな行事を行っております。また、過去には子ども会の指導者に、KYT（危険予知トレーニング）講習などを開催したこともあります。今後また子ども会連合会総会などの機会に、再度その講習を行ったりしたいと考えております。

プレイリーダーに関しては、具体的な要望があるようでしたら、研究してみたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） まず、プレイリーダーとはどういう人のことをいうのかみたいところをぜひ担当課の課長さんも含めて調べていただいて、本当にただの広場でそこに穴を掘ったり山をつくったり、そして、そこに水を流したり木があるだけで、ツリーハウスをつくったり、ブランコをつくったりと、子供がそのリーダーさんと一緒になって自分たちで遊具をつくっていくんですね。やっぱりそういうことってすごく子供の力になると思います。全身の筋力を使って遊ぼうとする力というのはすばらしいと思っています。それをやはり遊びを通して、子供だけではやはり難しいと思います。なので、ゲームではない外遊び、体を使う遊びはおもしろいんだよというところを、プレイリーダーの方に一緒になってしてもらおうというような取り組みをぜひ今後していただきたいと思います。

次に、5番目の質問に移ります。

除草剤についてでございます。

子育て中の親から、市有地に除草剤を使用しているのではないかという心配な声、また、土佐山田町のある住民から、市の職員が線路近くに車をとめ、除草剤が入っているようなものを背負って歩いていったとか、市が除草剤を使用するのはやめてもらいたいけどというような話をお聞きいたしました。

建設課のほうからは、JR山田西町駅の北側線路近く、駐輪場として市が田役から借りているところに、草が生えてフェンスを越して線路のほうに伸びるため、除草剤を使用しているとのお話もお聞きをいたしました。

周辺の様子も含めまして、写真を載せています。お手元に写真の入った資料をお配りしております。

これは、山田西町駅の周辺、駅の北側ですね。既に除草剤をかけていたということを担当課のほうからはお聞きしました、ほかの方が。そこにプラスをして、かけたということはお聞きしましたが、真ん中のほうの写真は、ここは何も手つかずの状態、地域の方が管理しているところでしょうから草が生えたままになっております。踏切の南側には子供さんを預かっている施設、三育ほっとハウスもあるようなところでございました。

この写真を撮った日はお天気がよくて4時ごろだったのですが、水路があるんですね、ここに。手前が市街化区域、奥のほうが市街化調整区域になっておりますけれども、ちょうど水路がありまして、その水路で小学四、五年生ぐらいの男の子3人がぞぶってフナを釣っておりました。もう既に15センチぐらいのフナが釣れたと言ってバケツに入れて遊んでおまして、懐中電灯を頭につけて探っておりましたけれども、本当にうれしくなったことですが、そういうこともありました。

除草剤のラウンドアップが市販をされていますが、その主成分であるグリホサートは有毒性があります。資料の裏にグリホサートという農薬、そして、市販されているときの商品名がたくさんあります。このような中で、ちょっと私が香美市内を見たときに、目についたものを丸で囲んでおります。御参照ください。

市民の声を受け、質問をいたします。①です。

本市の除草剤の使用状況をお聞きします。また、除草を外部委託している場所があれば、その場所をお尋ねいたします。

- 議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。
- 管財課長（秋月建樹君） 本市の除草剤の使用状況はお手元にお配りした資料のとおりでございます。
- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） 各課からの使用場所、そして、委託先も含めまして課長が一覧にさせていただいております。

これを見ますと、登下校の道ですとか保育園、幼稚園、学校、公園の周辺はこれに上がっていないように思うんですけども、確認しますがそうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 管財課で各課の使用状況を取りまとめておりますので、これ以上のものは把握しておりませんが、もし個別にお聞きしたいのであれば、各課のほうで担当課長がお答えできると思います。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 周辺への配慮のことも書かれていますので、引き続き②のほうに行きたいと思います。

除草剤は日本では使用が許可されていますが、諸外国は厳しく規制しています。国際がん研究機関は、人に対する発がん性が恐らくあるというグループに位置づけています。使用については、周辺の状況に十分配慮すべきと思いますが、見解をお聞きします。ということで、この周辺への配慮という部分も含めて一覧にさせていただいているので、これが御答弁ということになりますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 周辺の配慮も書いてお出ししておりますけれども、除草剤については使用が許可されていますので、使用上の注意事項を守れば安全だと思っております。しかしながら、子供が遊ぶ場所、周辺住民が使用する施設等の散布については、十分に配慮すべきだと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） この表を見ますと、例えば、物部の教育委員会物部分室、物部グラウンドとか、大柵ゲートボール場、ここなんかは「散布年月日を記載したものを数か所設置」というふうに書かれています。ほかの生涯学習振興課の市民グラウンド、そして、土佐山田スタジアム、それから、教育委員会香北分室がシルバー人材センターに委託をして、特記事項の中に年3回、何月、何月というふうには書かれておりますけれども、やはり散布したときには年月日を表示するとかいうことで、その期間は、その立て看板があるうちは立ち入りしないとかいうことがわかりますので、そういった表示をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 管財課で管理している物件については表示をする予定でありますし、また、議員さんの意見を聞いて、各課のほうもそれなりに対処していくと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） そのように対応してほしいと思いますが、除草剤をかけ

ずに、今除草シートとかもこの間売っておりました。可能なところがあれば、除草シートをかぶせて対応するとか、そしてまた、同じようなことは他市でもあると思うんですけども、他市の状況なんかを聞いてみるとかいう方法も研究してみてもどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 除草剤の散布につきましては、管財課が一元的に管理しているわけではございませんが、ほかの市町村についての散布状況等につきましては、ほかの課にもお知らせすることはできると思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ほかの市町村にこういうことを少し尋ねてみられるということは、できませんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 香南市及び南国市にお尋ねすることはできますけれども、そこがまた一元的に管理をしているかどうかはちょっとわからないので、もし管理していなければ、南国市さんとかの各部署に聞いていくということはなかなか難しい。もし一元的に管理しておれば、それはお聞きはしますけど。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 各課でそれぞれ対応しているということですので、とにかく住民の方に周知をしていただくということをまず第一に考えていただくということで、そのことをまた配慮していただきますようにしていただきたいと思います。

それから、小中学生が通常立ち入らない場所に散布とありますけれども、立ち入らないとわかっている、やはりそこはしていますよという表示をするということは可能ではないかなと思いますが、各担当課のほうでまた検討をしていただきたいと思いますところでは。

以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

次に、11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切に、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、障害者施策に関して、ひきこもりに関して、防災対策に関して、奥物部ふるさと物産館とライダーズイン奥物部に関して、香美市教育振興基本計画（後期）に関しての5項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、障害者施策に関してお伺いいたします。

国の障害者施策は、障害者自立支援法から障害者総合支援法に変わり、障害福祉サー

ビスの対象者や支援の拡充等、障害のある方を取り巻く状況は大きく変わってきています。そして、その方向性は施設生活から地域、在宅へと移行しています。

そのような中、昨年は障がい者総合支援法及び児童福祉法の改正がありました。その内容は、障害のある方が安心して地域生活を送ることができるよう、生活と就労への支援を充実させることや、障害がある児童に対しては、さらにきめ細かい対応ができるよう支援の拡充を図るなど、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことが主な目的となっています。

そこで、質問に移ります。

本市の障害支援区分の認定状況についてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

御質問にありました、障害支援区分の認定状況につきましてお答えいたします。

平成31年4月時点の障害者支援区分の認定状況は、認定者総数150人です。その内訳は、区分1が4人、区分2が31人、区分3が27人、区分4が29人、区分5が30人、区分6が29人となっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 先ほど同僚議員の質問の中で、区分の状況の1から3は減少で、4から6は微増というふうにお聞きをしたわけですがけれども、人数的にはどういう状況ですか。ふえているのか、余り変わらない状況なのか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えをいたします。

障害支援区分認定者数の比較でございますけれども、平成25年には合計で183人おいでました。ところが、平成31年、先ほど申し上げました4月時点では総数150人という推移でございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、②の質問に移ります。

障害福祉サービスの利用状況についてです。

在宅での生活を継続させるために、必要なサービスを利用しながら生活をしている方もたくさんおいでだと思います。介護給付や訓練等給付の利用状況をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

御質問の介護給付、訓練等給付の利用状況につきましては、お配りした資料のとおりでございます。

以上でございます。

- 議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。
- 11番（山崎晃子君） 重複されて利用されていますので、どこが多いとかいうところはちょっとわからないところなんですけれども、こうしたサービスを利用しながら生活をされていていらっしゃるということですが、このサービス量としては十分充足をされているというお考えでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。
- 障害のある方が必要とされておりサービスにつきましては、遅滞なく過不足なく支給決定するという方向性でございますので、現在のところ充足しておるというふうにご考えております。
- 以上でございます。
- 議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。
- 11番（山崎晃子君） ちょっと私がお聞きしたところですが、生活介護に関して、月曜日から金曜日まで、土曜日を利用したいけれども受け入れしてくれているところはないというような声も聞きましたけれども、そういった利用したいけれども、なくて困っているというような状況はないということ、そういったお声を聞いたりとかはしていないでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。
- 個別のそういった御相談事例につきまして、聞き及んでいないところでございます。
- 以上でございます。
- 議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。
- 11番（山崎晃子君） またそういった生活されている方、御不便に感じている方もおいでだと思いますので、そうした声はぜひ聞いていただきたいと、聞き取っていただきたいと思います。
- それでは、③の質問をいたします。
- 在宅で介護していく上での短期入所の問題点を伺います。
- 短期入所の利用は、1カ月前ぐらいまでに利用計画を立てて申し込んでいる場合、あるいは、介護をしている家族が介護できない緊急時などの場合に利用できることになっています。しかし、現状は施設のあきがなく利用できない状況であり、介護している方々は対応に大変苦勞されていると聞いています。このような現状をどのように認識されているかお尋ねいたします。
- あわせて、このような状況を改善するためにどのようなことが検討されているか、今後の対応策についてお聞かせください。
- 議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

短期入所につきましては事前に予約をとる必要があります、いつでも利用したいときに利用できるという状況にないことは把握しておりますけれども、施設にあきがないために全く利用できないという状況ではございません。

対策としましては、障害のある方の日中活動の場を提供し介護している御家族の一時的な休息の確保等に利用できる、日中一時支援事業を実施しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、短期入所ができない場合はそれにかわる日中一時支援をしているということですが、もし御家族の方が、事前に計画している場合はそういう対応でできるかと思うんですけれども、緊急、例えば御家族の方が急に御病気になられたとかというところで介護ができないといった場合には、日中一時で対応というのは難しいという場合も出てくると思うんですけれども、そういった場合にはどういうふうな対応になりますか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

現在のところ、そういった御相談等につきましては把握しておりませんが、今後、そういった緊急時の短期入所等の活用をとった需要に対しましては、第5期香美市障害福祉計画にも記載してございますけれども、地域生活支援拠点の整備という形で今後、検討していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 在宅で生活をされている方の介護の方は、特に急にぐあいが悪くなったときに、どうなるんだろうとすごい不安を持って介護をしているわけですよ。後にも施設のことがありますけれども、入所できない、すぐにできないといった場合に何かあったときに頼れるところがないと、やっぱり不安でなかなか在宅ということが難しいということが出てくるんです。高齢者の場合は緊急時対応できる指定施設というのがあって、何かのときにはそこでということもあるんですけれども、そういったことがないと非常に不安感が強いわけですので、その点は十分御理解をしていただいて、なお、そういう緊急時対応できる指定施設があるのかどうか、その点を一つ伺っておきます。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

現在のところ、緊急時対応の施設等については聞き及んでいないところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そういうところもぜひ必要だと思いますので、県のほうと

も協議をしていただいて、検討していただきたいと思います。

それでは、④の質問に移ります。

障害者施設の入所に関してですけれども、入所の申し込みをしてもなかなか入所できないという声があります。現状はどのようになっているのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

施設入所につきましては、待機者が生じているという状況でございます。障害者の方は、お一人お一人障害の程度や内容が異なり、受け入れ施設側の設備、体制とのマッチングもあり、単純に申込順で入所できるというものではございません。また、ある施設にあきが生じたとしても、御本人、御家族が別の施設を希望している場合もあり、結果的に待機状態が続くということもございます。入所待機については、できる限り早期の解消が望ましいところでございますけれども、前述した理由により時間を要する状況にあります。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら先ほども言いましたように、御家族の方が急に病気になられて、なかなか難しいという場合になったとき、短期入所も利用できないといった場合、そういうケースはどういうことになりますか。大変不安な思いで生活をされている、そういう相談を私、受けたんですけれども、そういう場合にどういう対応がとれるのかというところをお聞きをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

緊急時の対応といたしましては、そういった受け入れが可能であるという施設をやはり順次調査いたしまして、調整を進めるという形になるかと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 先ほど待機者が生じているということをおっしゃったので、なかなか受け入れができることを調査していくといっても、現実的には非常に難しいというふうな状況があると思うんですけれども、もう決まった以上は施設がないわけですので、すぐ入所ということにはならないと思いますけれども、何かこういうところに対しての支援ですよね、やっぱり精神的な支援も必要だろうし、そういう不安感を取り除くというところで、こういうサービスがありますよとかという、そういうかわるサービスをその方に情報提供するとかという、困っている思いに寄り添うような支援というものも必要になると思うんですけれども、その点はどういう対応をされていていいますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

先ほど申し上げたところではございますけれども、日中一時支援事業がそういった場合に対応する事業ではないかというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） これはすぐに解決する問題ではないですので、できるだけ受け入れ可能な施設を調査をしていただいで、対応をできるように求めておきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

ひきこもりに関してお伺いいたします。

ひきこもりという言葉が使われるようになったのは、時代が昭和から平成にかわったころで、主に若者の現象と受けとめられてきました。内閣府の定義では、半年以上にわたり家族以外とほとんど交流せず、趣味の用事や近所のコンビニに行く以外は自宅から出ない人をひきこもりとしています。

2015年には、15歳から39歳を対象にひきこもりに関する調査を実施し、全国に54万人いるとの推計値を公表しています。そして、昨年12月に初めて40歳から64歳の中高年を対象に全国調査を実施しました。その結果、ひきこもりの人の数を推計で61万3,000人と公表しました。

ひきこもり状態にある人のうち、男性は76.6%、女性は23.4%、ひきこもり期間は3年以上5年未満が21.3%で最も多く、7年以上の長期にわたる人は46.7%となっています。ひきこもり状態になったきっかけは、退職したことが36.2%で最も多く、次いで人間関係がうまくいかなかったや病気などの順となっています。また、3人に1人が高齢の親に経済的に依存し、暮らし向きも上中下のうち下と答えています。このままではますます社会から孤立し、生活もいつ行き詰まるかわかりません。福祉の現場では、親が80代、本人が50代で生活が困窮する「8050問題」も指摘されており、きめ細かな支援体制の整備が求められています。

そこで、質問に移ります。

本市では、内閣府の調査結果公表をどのように捉えておられるのでしょうか。また、本市の実態を差し支えない範囲でお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

この調査は2018年12月、全国で無作為抽出した40歳から64歳の男女5,000人に訪問で実施したもので、およそ65%に当たる3,248人から得られた回答をもとに、人口データを掛け合わせて全体の人数を推計したものと聞いております。実数との乖離がどの程度か評価は容易ではございませんが、相当数に上ることは間違いな

く、今後、当事者家族の高齢化が進むとともに、生活支援、福祉支援、医療支援など各分野が協力し、連携した包括的な支援が必要となるものと考えております。

本市における全域的な実態調査は行っておりませんが、これまでに生活相談センター香美へ相談が寄せられ対応した件数は、6月現在で25件でございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） これまで25件ということでお聞きをしたわけですがけれども、そしたら、②の質問に移ります。

本市の相談窓口、今、生活相談センター香美の話が出ましたけれども、相談窓口ほどの部署が対応して、どのような対応を行っているのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

生活困窮者自立支援制度において、香美市社会福祉協議会に事業委託を行い、生活相談センター香美として、訪問支援等の取り組みを含めた対応を福祉事務所のほうでとっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、生活相談センター香美が相談窓口ということですがけれども、これまでそれ以外の部署への相談というのはなかった、もうここだけということで、そういう理解でよろしいのでしょうか。そこをちょっと確認したいです。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

生活相談センター香美がかかわったケースは25件でございますけれども、この中には、相談経路といたしまして香美市の福祉事務所以外の部署、それから、警察、それから、市議会議員さん、その他の経路が含まれております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、その対応はどういった対応をとっているのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

対応といたしましては、25件中、支援拒否の2件、それから、市外転出された1件を除き23件につきまして、順次相談対応いたしまして就職に至ったケースもあるというふうに考えております。内、数件は現在もアウトリーチ、訪問による訪問支援を続けておるとい状況でございます。

以上でございます。

- 議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。
- 11番（山崎晃子君） この問題は大変難しい、個々によってその置かれた状況と
いうのが違ってきますので、この方法が正しいということではなくて、その人に合った
対応ということが必要になってくると思うんですけれども、最終的には就労ということ
もあるのかもしれませんが、その手前に、すごく生きづらさを抱えているという
ところで、居場所づくりが必要ではないかということで、以前同僚議員もそういった質
問もあったかと思うんですけれども、そういう支援というのはどのように考えています
でしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。
ひきこもりの支援につきましては、福祉担当部署のみではなかなか支援が完結しない
といったことございますので、関係する部署と連携を深めまして、支援体制を今後整
備してまいりたいというふうに考えています。
以上でございます。
- 議長（比与森光俊君） 暫時、時間を延長します。
11番、山崎晃子さん。
- 11番（山崎晃子君） 今後、検討していくというお話でしたので、ぜひ居場所づ
くりの支援とか、そういったところも念頭に置いて考えていただきたいと思います。
それでは、次の質問に移ります。
防災対策に関してお伺いいたします。
まず、臨時情報に対する取り組みについてお尋ねいたします。
気象庁は、国の中央防災会議で南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更されたこ
とを受け、南海トラフ臨時情報や関連解説情報の提供を始めると発表しました。これは、
南海トラフ地震の可能性が高まったと判断したときに発表されるそうですが、県は今す
ぐ情報が出る可能性があることも踏まえ、事前避難の対象を30分以内、30センチの
津波が到達する地域の避難行動要支援者、耐震性のない住宅、土砂災害警戒区域に居住
する人としたと聞きました。当面の警戒期間は3日間として避難所を開設することも聞
きました。この臨時情報が発表された場合、本市はどのような対応になるのか、お聞か
せください。
- 議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。
- 防災対策課長（一圓幹生君） 気象庁が南海トラフ大規模地震発生の可能性が高ま
ったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報が発表されます。国は平成31年3
月29日に南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災ガイドラインを公表し、発表
時の地方公共団体や企業等がとるべき防災対応を検討し、あらかじめ計画として取りま
とめるための指針が示され、その後、災害対策基本法に基づく防災基本計画など、国策
定の計画の修正がされました。それを受け市町村は地域防災計画への反映に努めること

となっており、今年度末までに地域防災計画の修正を行うこととしております。

市の今後のスケジュールでございますが、今月28日、高知県主催の第6回目の南海トラフ地震に関する情報が発表された場合の対応に対する会議が開催され、市町村に対し、避難対象区域、避難者の検討、避難先の検討、学校保育等の対応の検討や住民への周知など、具体的な作業について説明される予定です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） まだこれからということでお聞きをしたところですけども、新聞とかテレビなどで、近い将来発生する南海トラフ地震等に備えて、事前の準備の大切さと住民一人一人の心構えを連日のように報道しています。このような状況下にあつて、県のガイドラインが出てから計画を立てるとということのようですけども、仮に計画が作成される前に臨時情報が出た場合はどのような対応になるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 仮に。

○議長（比与森光俊君） 暫時、4時10分まで休憩します。

（午後 4時02分 休憩）

（午後 4時10分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 地域防災計画の修正前でも臨時情報が出た場合の避難の呼びかけは必要であると認識しているので、避難準備情報を市内全域に発表するなど、その時点でのできる限りの対応をさせていただきます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） まだ計画ができていないというところでしたので、ひょっとそういう仮に出されたときにどうなるのかなとふと思いましたので、ちょっと質問をさせていただいたわけですけども。

今年度中に作成をするということですが、できるだけ早く計画は作成していかなければならないんじゃないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、②の質問に移ります。

新警戒レベルの運用についてお尋ねいたします。

国は逃げおくれによる犠牲が相次いだ西日本豪雨を踏まえ、防災気象情報を警戒レベルに応じて5段階に区分することや、避難に関する指針の改定を公表しました。そして、気象庁は、豪雨で土砂災害や洪水の危険が予想される際、生き残るための行動を5段階

で表示する大雨・洪水警戒レベルの運用を始めたと聞きました。このことに対する本市の取り組みについてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 豪雨災害に対し、避難対策の強化をするため行政の努めとして、自助意識の徹底や災害リスクととるべき避難行動を周知し、災害時には避難行動を容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供するために導入されたもので、住民がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動対応を明確にしたものです。

本市における避難勧告等の伝達は、国のガイドラインに沿い、警戒レベルと求める行動を端的に伝え、勧告等を発令します。さらに、災害が切迫していることやとるべき行動を見込み、防災行政無線を初め、緊急速報メールを通じて情報を提供いたします。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、状況というかそれは変わりなくて、新警戒レベルをつけ加えて伝達するというのでしょうか、その伝達方法なんか。その点を確認したいと思います。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 今、防災行政無線とか緊急速報メールで流しております情報に加えまして、警戒レベル3・4・5とかの数字を入れるように考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、新たにそういうことが加わっていくということですので、新聞なんかの報道を見て、市民の方も知っているかとは思いますが、市民への周知はどのように行いますか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 現在ホームページに載せておりまして、また広報にも掲載する予定となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そういう新警戒レベルを運用、使うことによって、本当に避難行動に早く結びつくようにというところでの取り組みが始まったと思いますので、ぜひそういった点も市民への周知を徹底していただきたいというふうに思います。

それでは、③の質問に移ります。

次に、要配慮者対策（個別支援計画）についてお尋ねいたします。

県の南海トラフ地震対策の第4期行動計画では、配慮を要する人への支援対策を加速するとしています。県内の個別支援計画の策定率は、2018年9月時点で10%にと

どまっているそうです。そのため、県は2019年度の当初予算に避難先や支援者を決めておく個別計画の策定などを後押しする経費を計上しています。

本市の要配慮者の個別支援計画策定に関しても、これまでの質疑の中からはなかなか進んでいないというように感じています。配慮を要する方々には毎年意向調査等もしていると思いますが、これまでの策定がどの程度になっているか、その進捗状況と今後の取り組みをどのように進めていく計画か、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

避難行動要支援者の避難計画（個別計画）作成の進捗状況は、平成30年度末現在で81件でございます。前年度末実績の1件から増加しておりますけれども、全体の8.7%の作成率にとどまっております。

今後、作成が進んでおります市町村の事例を参考といたしまして、取り組みを加速化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 県も加速ということで出ていますので、他の自治体も参考にしようということではなされたけれども、県はこの経費を計上しておるわけですが、これとあわせて具体的にどう取り組んでいく、今考えている状況をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

進捗を妨げている要因が何であるのか、詳細な分析はできておりませんが、計画作成の中心と規定しております自主防災組織からは、負担が重い、名簿の管理が困難であるという声が聞かれております。阻害要因の一つ一つを解決し、作成率のアップにつなげていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） これまでも自主防にお願いをして、協力してということではきて、なかなか進んでいかないというところで、もうちょっと市のほうが積極的に介入していかないと、なかなかこれは進んでいかないんじゃないかというふうに思うわけなんです。そういったところに対して、市としてどういった支援ができるのかということを考えていかなければいけないと思うんですけれども、自主防さんをお願いしてというだけじゃなくて、そのあたりについてはどういうふうな見解をお持ちでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

この個別計画が発災時に有効に機能するためには、やはり共助の柱であります自主防

災組織が、一定計画の作成に関与するといったことは欠かせないものと考えております。加速化とはいえますけれども、その有効性が担保されていなければ、本当に画餅に帰するといったこととなりますので、その点を十分に留意しながら、今後の取り組みを進めたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、県の当初予算に組まれたこの後押しする経費、これはどういう内容になっていますか。例えば人を配置してという場合に使えるのか、そのちょっと中身についてお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

要配慮者避難支援対策事業費補助金の補助対象経費でございますけれども、個別計画策定、個別計画に基づく訓練に要する経費というふうに定められておるところでございます。香美市におきましては、人件費を要望しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、人件費ということは、策定がスムーズにできるように人を充てていきたいということで要望しているということによろしいですか。

そしたら、そうやって少し一歩前へ進んで取り組みをされていく、まだ要望が通っていないので何とも言えませんが、一歩進んで取り組んでいくということをお聞きいたしましたので、できるだけ早く作成をしていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

奥物部ふるさと物産館とライダーズイン奥物部に関して、お伺いいたします。

①です。

奥物部ふるさと物産館は、現在ふるさと市とテナントのみが営業し、レストランと美術館は閉館となっています。地域の方々から、会合の後でちょっと一服する場所としてレストランを楽しみに利用していた。一日も早く開いてほしいと再開を待ち望む声を聞いています。ふるさと市は、地元の若者が明かりを消してはいけないという熱い思いから行動を起こしてくれました。この明かりを大切に、物産館を活気ある物部の玄関口にするためには、早期にレストランと美術館を再開し、顧客の受け入れ体制を整える必要があると考えます。レストラン及び美術館の再開に向けた今後の具体的なスケジュールをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 山崎議員の質問にお答えします。

今回の定例会で債務負担行為補正の議決いただいたら、奥物部ふるさと物産館指定管理者選定評価委員会設置規程を告示し、7月上旬に第1回奥物部ふるさと物産館指定管

理者選定評価委員会を開き、募集要項等を精査した後、指定管理者の公募を告示（後日「公告」と訂正あり）、ホームページで周知します。広報は8月号掲載を予定しております。8月に募集要項の配付を行い、9月上旬に現地説明会を開き、その後9月下旬まで申請書受け付け、申請書の内容で不明な点を応募者へ問い合わせをし、応募者からの回答を確認した後、10月上旬に第2回選定評価委員会を行い、審査結果通知を申請者に通知し、10月下旬に第3回選定評価委員会を行い、最優秀者を決定いたします。市長にその決定を答申した後、市長の承認を得て11月上旬に選定結果を応募者に通知し、12月議会に指定管理者の指定についての議案を提出し、議決をいただければ指定管理者の指定を通知、同時期にホームページにて選定結果の公表、令和2年1月上旬に指定管理者と協定書を締結し、その後約3カ月の準備期間を置いて、4月1日に再オープンとなる計画を立てています。

今後の進捗次第では多少の変更はあると思いますが、御了承いただきたいと思います。以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 早期に再開をという熱い待ち望む声がありますので、ぜひその状況でおくれのないようにできればというふうに思います。

一応公募の期間は、そしたら8月から9月の2カ月、前回ライダーズインはとても短かったと思うんですけれども、奥物部ふるさと物産館の場合、今回は2カ月間公募する期間があるということで、確認ですがそれでよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

2カ月、公募は8月から9月上旬までで、広報8月号に掲載します。実質公募期間は、この議会で承認いただいた後、7月上旬から9月上旬まで、公告と市のホームページのほうへは募集が今後ありますというような広報を流したいと思います。広報誌のほうには8月に掲載するということになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。

今議会に、奥物部ふるさと物産館に対する債務負担行為586万円が計上されています。令和2年と3年の2年分の指定管理料となっていますが、この金額になった積算根拠をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 山崎議員の質問にお答えいたします。

指定管理料の算定についてですが、レストラン、ふるさと市の経費については新たな指定管理者で事業計画を立てていただき、運営を行っていただくこととなります。そのため今回の指定管理料にレストラン、ふるさと市の経費については含んでおりません。

今回計上している指定管理料は、物産館2階の展示室の運営管理に要する人件費を1名分、年間です。これが189万5,000円ということです。それから、2階部分の電気代ですが、これが74万3,000円、水道代としまして7,000円、消耗品修繕費等に係る経費を53万円考えています。それで、消費税相当額が24万3,000円としております。テナント使用料39万6,000円を計上して、展示室入場料9万2,000円を引いたものを計上しております。

人件費につきましては、条例で定められている休館日を除く開館日数に、午前9時から午後5時までの8時間に、館内のワックス掛け等の大規模な清掃に係る時間を計算したものに、令和元年4月現在の高知県最低賃金を掛けたもの、電気代・水道代・入場料については、平成28年度実績から算出、テナント料は店舗数の変動もあるため3店舗で計上しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、レストランとふるさと市は収益が出るというところもあって美術館、展示室ということですけども、そこに対しての債務負担行為ということですので、それは展示室に常時人が要ということ受けてよろしいでしょうか。私もこの展示室、物部にしたら美術館なんですけれども、これをぜひ活用して、これまでも企画展の開催もしていただきました。とてもいい作品を私も毎回行って見させていただくんですけども、ここをより活用していただきたいというのはずっと思っておりますので、ここが活用できるということになると思うんですけども、人件費1名分、そこに対してというところで、別ということでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

展示室等の入館料も集めていただきますが、指定管理を受けるふるさと物産館の全体の清掃、管理ということを自分は考えて計上しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 展示室とふるさと物産館全体ということでわかりました。

そしたら、次の質問に移ります。

③です。

ふるさと市は、正面入り口に外気を遮断する扉がないため、夏の日照りと暑さに野菜等が腐りやすい状態に置かれています。近年の夏は異常といえる暑さで、大変厳しい状況になっています。見通しがよいガラス戸などを設置して、冷房を整備するなどの対策は講じられないものでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

ふるさと市のガラス戸の設置についてですが、入り口にガラス戸を設置するとすると、その内側で商品の陳列、またお客様が移動を行うこととなります。まずは店舗の動線を最優先に確保する必要があるため、物産品陳列スペースを減らすことになってしまいます。そうすると、お買い物に来られた方に十分な商品の提供もできないと同時に、商品数を減らすことで出品者の方にも御迷惑をかけることになってしまいます。また現在、一部のテナントではテナントを明け渡す際に、原状復帰を条件とし使用者実費で入り口ドア、空調を整備・設置しております。そういったこともあり、一体の建物となっているふるさと市とテナントでの公平性を保つために、ふるさと市だけ公費で改修工事やエアコン等の設備整備を行うことはできないため、香美市としては現状のまま利用していただきたいと考えております。

新たに指定管理者が決まれば、ふるさと市とテナントの利用方法について、新しい指定管理者と利用者で再度協議が必要となると思います。その中でそういった対応はできるのか、指定管理者に考えたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） できないということで、陳列スペースを減らすことになるということでも言われましたけれども、それはレイアウトの仕方では工夫はできると思うんです。言うたら今、夏場になると暑くなりますので、むしろあそこへ持っていったら野菜が腐りやすいから出すのを控えているんだという話も聞きますので、それは出品数が少のうなるというのはそういったこともあるので、一概にスペースがなくなって、出品者が減ってということだけではないと思うんです。今からの時期でいったら、暑くなって、あそこへ出しても野菜が腐るから、出すのを控えているというところで出品数が減っているというところだと思うんです。その点、やっぱり市民の方が作物を出すわけですので、やっぱり指定管理をする際には、指定管理者と協議をするということも言われましたけれども、市としても何か応援できるところはしていただきたいというふうに考えますが、再度お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

夏場に暑いため野菜が腐ってしまうというような御質問でしたが、現在ふるさと市には大型の冷蔵庫とか冷凍庫、陳列用冷蔵ケースがありますので、それをフルに活用していただいて、夏場を乗り切っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） なかなか市の応援はできないということのようですけれども、指定管理する際にはそうしたこともぜひ、市が何か応援できることがあれば、そういうこともやっぱり、してくださいというだけじゃなくて、一緒に考えていただきたい

と思います。

それでは、④の質問に移ります。

レストランが閉店して以来、お客さんは道路を渡って仮設トイレまで行かなければならなくなり、高齢の方々は困っているという声を聞きました。工事の関係で、ふるさと市のあたりからは仮設トイレの場所は見えない状況になっています。また、仮設トイレには真っすぐ行けず、少し回り道をするようになっています。利用者の負担軽減のため、レストランの中のトイレを利用できるように配慮できないものでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 山崎議員の質問にお答えいたします。

物産館内にあるトイレは、公衆用トイレではなく、レストラン利用者、テナント利用者または美術館入場者が利用するトイレで、ふるさと市、テナントに買い物に来られた方が便宜上、利用していたと考えております。ふるさと市及びテナント使用者につきましては、出店時に保健所からの指導で管理の行き届いたトイレを使用することとなっておりますので、物産館内のトイレを使用しております。指定管理者が管理を行っていた時期には、常時職員が配置され建物内に入られる方に目が届いていました。しかし、現在は指定管理者がおらず、市職員も常駐していないことから、建物内に入る方に目が届かない状況です。そういった状況で建物入り口を開放することは防犯上難しいと考えております。また、ふるさと市、テナント使用者に物産館入り口を常時管理することを依頼しても確実な管理は難しく、物産館入り口の管理だけの管理委託業務を結ぶことも現実的ではないと考えております。買い物に来られる方には御不便をおかけしますが、ふれあいプラザ内のトイレまたは仮設トイレを御利用いただきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） レストランのトイレ、ちょっとセキュリティーの関係で難しいということで、レストランのトイレは公衆用トイレではないという趣旨の答弁がありましたけれども、私はこのレストランのトイレを公衆トイレにせよということを言っているわけではないんですね。仮設トイレの現状と利用者の要望をお伝えして、負担軽減のための代替策として提案しているということで、そのことは御理解をいただきたいと思います。

そういうことで、使用できないということならば、せめて仮設トイレの場所をわかりやすく表示するようにはどうかと思うんですが。例えば、今排せつ禁止の看板があります。その下に仮設トイレの場所が小さく書かれているという状況ですけれども、お店の方に聞くと、仮設トイレはどこにありますかというふうなことも聞かれるということをおっしゃっていましたので、誰が見ても一目でわかるような表示をするということなどの工夫が必要じゃないかと思うんですが、その点について答弁をお願いいたしま

す。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

現在、設置している看板が小さいため、お客様が目を確認をしにくいということですので、もう少し大きなものの案内板を設置します。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、次の⑤の質問に移ります。

ライダーズイン奥物部は、これまではうっそうとしていましたが、周辺の木々を伐採し、国道からも建物内が見えるようになって明るくなりました。私も建物周辺を歩いてみましたが、ダム湖に面した景観はとてもよく、春は桜、秋は紅葉と四季を楽しめる空間となっています。5月は連休もあり、気候的にもよい時期でした。諸般の報告では、86人の方が利用されたと聞きました。建物は1997年に四国初のライダー専用宿泊施設として、旧物部村が整備をして20年以上が経過しました。16の客室中9棟が雨漏りしていると聞きました。また、備品等に故障や使用できないものも見られるようですが、指定管理する前に点検しておくべきではないでしょうか。今後の整備計画等があればお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

ライダーズインの宿泊棟の雨漏りにつきましては、都度対応しておりますが、根本的な解決に至っていないのが実情です。雨漏りを根本的に解消するには、屋根の構造を変更するなどの改修工事が必要と考えますが、棟数も多く費用が高額になることが予想されます。そのため関係課及び指定管理者とも十分な協議を行い、修繕方法等を検討していく必要があると考えます。そういったこともあり、一時的にでも雨漏りをとめる方法がないか現在調査中です。

その他備品等のふぐあいについてですが、前指定管理者から修繕の必要な物について連絡があった物は修繕、買いかえ等行っておりますが、職員が実際に使用しての動作確認はできていませんでした。指定管理者が決定した後に、備品や設備で故障等で使用できない物については、都度修繕もしくは買いかえを行い、使用できるよう整備を行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 点検ができていなかったということですが、そしたら今後定期的に点検をしていくということ、何か文書か何かでやりとりするんですか。

そのことと、それから修繕方法、一時的にとめることができないか調査中ということですので。もう既にオープンして、お客さんも受け入れをしています。これから梅雨時、そ

れから、台風なんかも来るわけですがけれども、早急な対策が必要になると思うんですけども、どのあたりをめぐりとして考えているのか、その2点をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

まず、備品の点検ですが、現在指定管理協定書に基づき、指定管理者が施設や設備の点検を行っております。そこで、ふぐあいが見つかった場合は指定管理者仕様書に基づき対応していきます。

それと、雨漏りの修繕についてですが、これは現在業者にコーキング等で防水ができないかということで調査中です。これは抜本的な解消にはなりません、今、雨水をとめるという方法をとっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、できるだけ早く対応していただきたいということをお願いしまして、次の質問に移ります。

最後の質問です。

香美市教育振興基本計画に関してお伺いいたします。

本年度からの後期計画では、「今までの学校での育ちを確かなものとしつつ、市民の皆様が主人公となる「よってたかって教育」により、生涯学習の充実を行っていきます。市内の至るところで「探究」的な活動が沸き起こる「まち」をめざします。」と記されています。

子供たちは保育や学校教育の中から探求的な学びを行うとともに、地域においても学習やスポーツに参加できる環境を整備することで、市民が生涯にわたって学び続けることができる体制ができると思います。生涯学習やスポーツに参加することは、自分の人生を豊かにし、仲間との交流や健康づくりにもつながるものだと思います。全体的な構想と今後の具体的な取り組みについてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

現在、香美市社会教育委員会で、探求あふれる学園都市を目指して、今後の方針を検討し、来年度の行政施策に反映できるような答申いただくよう会議を開催しております。

また、9月28日に開催予定のよってたかって生涯学習フォーラムが、学生のみならず、市民がそれぞれ取り組んでいる探求の成果を発表できる機会となり、また、市民が学びたいことを見つける機会になるよう事業を進めていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ということは、まだ具体的な取り組みというのは決まっていないということですか。これからということだと思っておりますけれども、ちょっと具体的な取り組み、こういった取り組みをしていくのかお聞きをしたかったわけですが

も、構想としてはどういうふうなことを考えておられるのか、これは教育長にお聞きしたほうがよろしいでしょうか、よろしく申し上げます。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 香美市教育振興基本計画（後期）に関してのことについてお答えをいたします。

前期の5カ年計画は、学校教育のほうに視点を当てた改革が大きかったです。後期の5カ年間は、生涯学習の充実へ視点を移していきたいと思っています。その生涯学習の中に学校教育があるという考え方です。

それで、いろいろ調査も行ったたりして課題は幾つかわかっています。とても大きな課題というのが、体育、スポーツの活動の組織的な改革というところが一つあります。

もう一つは文化的なところで、それぞれが今たくさん活動されていますけれども、このところが御意見をお聞きすると、高齢化をしてきて若い人たちももうちょっと入っていただいて、もうちょっと何とかならないかというような御意見をたくさんいただくのですけれども、今それぞれが一生懸命やってくださっているという域を超えていないので、その「探究沸き起こる」ということは、探究って言葉自体は少しかたいですけれども、要は、市民の皆様がやってみたいことをみんなと一緒にってどんどん沸き起こらすということです。市のほうがこういう形でやりましょうということを今、形を示しているわけではなくて、社会教育委員会だったり、公民館の運営審議会であったりとか、それから、これからはスポーツの関係の団体の方たちとか、市のスポーツ推進委員会と話し合いを続けながら、どこを切り口にしたらそういう根本的なところが改善できて、5カ年計画で思っていますので、できるだけ早い機会にいろんなことが改善というか、沸き起こるようなこともそうですけれども、どうすればいいかというところは話し合いながら行っていききたいと思います。

学校教育の場合もそうでしたけれども、今の学校教育の形になることを最初から想定して一つ一つやってきたわけではなくて、この学園都市になる要素をたくさん持っている香美市が、どうやったらこの教育をつなげて、今のよう子供たちも大人も自分から進んで何かをするという形へ持っていく方向へつくるのには、いろんな会とかいろんな発想を全部つなぎ合わせてやってきたところがありますので、どちらかという、ちょっと今まだはっきり見えない部分がありますけれども、御意見を聞く中で、香美市としてはこれだというところが見つかっていくと思うので、そこをどんどん進めていきたいと思っています。はっきりした構想がそのまま言える状態じゃないのですけれども、考えとしてはそういうことですので、よろしく申し上げます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 教育長から答弁をいただきました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定をしました。

次の会議は6月18日午前9時から開会いたします。

（午後 4時55分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和元年（2019年）第3回

香美市議会定例会会議録（第3号）

令和元年6月18日 火曜日

令和元年（2019年）第3回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和元年6月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月18日火曜日（会期第14日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸眞弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	中山泰仁
副市長	今田博明	農林課長	西本恭久
総務課長	川田学	農林課参事	澤田修一
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課参事	奥村周也
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	公文薫	支所長	近藤浩伸
ふれあい交流センター所長	明石清美		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	横山和彦
教育次長	岡本博章	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 吉 川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和元年（2019年）第3回香美市議会定例会議事日程

（会期第14日目 日程第3号）

令和元年6月18日（火） 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 15番 小 松 孝
- ② 7番 利 根 健 二
- ③ 17番 村 田 珠 美
- ④ 14番 大 岸 眞 弓
- ⑤ 9番 爲 近 初 男
- ⑥ 16番 依 光 美代子
- ⑦ 2番 山 口 学
- ⑧ 3番 久 保 和 昭
- ⑨ 5番 笹 岡 優

会議録署名議員

11番、山崎晃子君、12番、濱田百合子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

に移ります。

このままの児童数では、いつかは廃校になるのではないか。そのために何か魅力ある教育、学校特有のものが必要と思われるが、何か計画があるのか。あればどのような計画で、いつから実施の予定かを問う。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

令和3年度からは入学児童数がふえる見込みです。令和3年度が11名、4年度9名、5年度16名、6年度10名の見込みです。この数ですので、一定、全校児童数としたら同じような数字が続いていくということにはなりません。

ここで少し片地小学校で行っている取り組みのお話をしたいですので、若干長くなりますが、全部で大きく5点のことについて、お話をさせていただきます。

まず、学校は地域の拠点ですので、小松議員が言われるように、魅力ある学校づくりが必要と考え、学校とともに全力で取り組んできました。工科大学に隣接していること自体が大きな特色である片地小学校ですので、数多くのモデル的な教育が行われています。

まず1つ目は、香美市で一番早くコミュニティ・スクールとなり、地域と一体となった教育が進められています。地域の教育への参画が日常的に行われ、その取り組みは県内外のモデルとなっています。

2つ目は、探求的な授業により、児童に高い学力がついています。保育園から小学校へと円滑な接続を目的としたスタートカリキュラムの取り組みは、県のモデル校です。

3つ目は、高知県の理科教育拠点校です。

4つ目は、大学との連携教育に取り組んでいます。授業や行事への大学生や留学生の参加、日常的な工科大学との交流などが行われています。

5つ目です。長期宿泊学習というのがありまして、3泊4日の宿泊ですけれども、これは統合した佐岡小学校区での民泊を取り入れた特色ある取り組みです。

何よりも、子供、地域、教職員の一体感が素晴らしい学校です。今後もこの質の高い教育をさらに発展させていきたいと思っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 教育長が言われているような5項目に非常に期待していますので、よろしくお願いします。

いろいろな計画を実施していることはわかりましたが、現実として児童数が減っている。そのことを踏まえ、次の質問に移ります。

その計画について、現状の入学児童数となるまでに、なぜもう少しうまく実施できなかったのか、お聞きします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

コミュニティ・スクールの導入、理科教育、工科大との連携は、ほかの学校に先駆けて行い効果を上げてきましたが、こちらの予想以上に、ここ何年間かの入学生の減少が進んでいる実態があります。

今後は、取り組みがもっと外に見えるようにアピールをしていこうということを経理先生とも話をしていますし、コミュニティ・スクールの方々とも協議を重ねているところです。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 今後どうしたらいいのか早急な対応を願うが、何か対策があれば。できる限り児童の確保、今以上の魅力のある学校づくりをお願いし、最後の質問に移ります。

小学校でなく、片地小学校校区、神母ノ木地区の衰退は目に余るものがあると思うが、市として何か施策があるのかをお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

学校教育の充実は、活力ある地域づくりに大変重要だと考えています。教育委員会としては、質の高い特色ある教育の推進に、これまで以上に力を入れて取り組んでいきます。片地小学校コミュニティ・スクールの運営協議会でも協議されていますので、よい方策があれば積極的に考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 早急な対応、特効薬的な対応が必要と思われるが、市長の見解をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答え申し上げます。

今、香美市の中では、教育を通じてのまちづくり、まさに地域の学校を通じて地域を元気にしていこうという取り組みが各所で行われております。同時に、地域が元気になることによって、学校にもよい影響が生まれてくるんだというふうに思っているところでございます。

とりわけ片地地区は、さまざまなよい条件も持っている地域だというふうに考えております。1つは工科大学がございまして、環境的にも大変落ちついた場所でもあります。そうしたことから、地域の中で地域を今後どのように元気にしていくかという地域の皆さん自身の発想、主体的な考え方がいかに醸成されていくかということが何より大事だと思います。そのために行政としても応援をしていく、また、その中で具体的な取り組みがあることについては、しっかり一緒に汗を流していくという取り組みをやってまいりたいというふうに思っております。

ただ、地域はだんだん高齢化も進んでおりますし、大事な路線バスのことについても厳しい環境になっていきますけれども、行政としては、もうできる限り応援をしていくということで、バスの業者についても続けてやるようにという状況でございます。

お互いに汗を流すということしか申し上げられませんけれども、ひとつ小松議員を先頭に、地域をまとめ上げていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 児童の減少は線引きが一番の問題だと僕は思いますが、直接関係はなさそうに見えますが、国道ないし県道からは15メートルないし20メートルの線引きを引き直す方向で、県に立ち向かって進めていただいたら、簡単にはいかならないと思いますけど児童数はふえると思います。

今の現状では全部よその地区に流れておりますので、線引きを20メートルくらいにいただいたら、全部の線引きをするいうたらなかなか大変ですので、その線引きだけを、直接関係ないといえない、あるといえはあるけど、それをひとつよろしく願いします。

少子高齢化は今後の課題と考える。避けられない課題でもあるが、少しでも衰退の速度を抑える方法を今後、議会も一緒になり、考えていかなければならないと思いますので、市役所全体で十分な検討を当然、議員もですが、ひとつよろしく願いします。

以上にて質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 小松 孝君の質問が終わりました。

次に、7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） おはようございます。7番、市民クラブ、利根健二です。通告に従いまして、順次質問をしていきたいと思っております。

1点目、高速通信のエリア拡大をということでございます。

この①の通告ですけれども、1行目に「NTT西日本は本市からの3億円の補助金」と書いてありますが、約3億円ということですので、訂正をお願いしたいと思います。実際は2億数千万円、3億円近い金額でしたが、そういうことです。

そしたら①、NTTは香美市より、平成25年から約3億円の補助金をもらい、エリアのデジタル化を進め、一部地域において光ファイバー網を整備いたしました。そのときは、今後、順次エリア拡大に努めるような答弁もあったと思います。その後、議会報告会が聞かれたときも、そういう答弁があったよというようなことを市民にも実は言っておりました。

その時点より、なかなかエリアを拡大したような話も聞きませんので、実際どれくらい広がったのか、ここでひとつ確認させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 利根議員のご質問にお答えいたします。

平成25年度から26年度の香美市超高速ブロードバンド整備事業以降は事業を行っておらず、光回線の対象エリアの拡大には至っておりません。また、NTT西日本へも問い合わせをいたしましたが、香美市において、自社事業としてエリア拡大事業は行っていないとの回答でございました。

なお、お手元に所外光伝送路整備エリア図というホッチキスどめの資料を配付しておると思います。これは、1枚目が全体のエリア図で、後ろに1ページから7ページまで、それぞれの地区ごとに分かれております。繁藤地区、また香北から大栃までの整備エリア図となっております。

香北は橋川野から蕨野が南岸でございまして、北岸のほうは五百蔵、日ノ御子、永野、猪野々というふうになっております。物部のほうは中谷川、また大栃周辺地区となっております。よろしく申し上げます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 改めてこのエリア図を見まして、実は議会報告会で、ここも順次延びるから来るよと言うたところが実は全然来てなかったりとか、それはちょっとつらいところがあるがですけど。実は思ったより北岸もあるんだなという感想です。

②に行きます。

この間、一般質問等において、光ファイバーのエリア拡大、4Gのエリア拡大について要望するように提案をしてみました。通信事業者に対してどのような働きかけを行ってきましたか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

地域住民から、光回線エリアを拡大してほしいとの要望があり、平成28年度に、NTT西日本エリア担当者に本市へ2度来庁していただきまして、光回線整備エリアの拡大を要望いたしましたが、ユーザー数が少ないため、要望エリアへの光回線の整備はできないとの回答でございました。現在でもNTT西日本としては、自社整備において、およその目安として10キロメートルルート上に100から120ユーザーが必要とのことでございます。

また、平成29年、30年には、高知県情報政策課と高度無線環境の整備（光回線のエリア拡大等）や無線システム普及支援事業などにつきまして、協議・情報共有を行い、補助金等を有効活用し、民設・民営でのエリア拡大の方法を検討いたしました。

また、4Gエリアにつきましては、各通信事業者が順次エリアの拡大を行っていただいております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） なかなかそれぞれに民間の事業になりますので、難しいとこ

ろもあろうかと思えます。

続きまして、③に行きます。

「U・I・Jターン移住者対策」と書いてますけど、これは推進ですね、「対策」といったら何か悪いことに対応するみたいなので「推進」に変更をお願いします。

現在住んでいる方の定住には、高速インターネット環境の整備が不可欠であると思いますが、その辺の基本的な認識をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

都市部から地方へと移住して来られる方の中には、中山間地での田舎暮らしを希望する方が多くいらっしゃいます。インターネットによる通信は、今や生活の中でも仕事をする上でも欠かせないものとなっております。光回線を初めといたしましたインターネット環境は、重要なインフラ設備であると考えております。

利根議員ご指摘のとおり、移住や定住について考えている方々にとりまして、光回線の対象エリアであるかどうかは、重要な判断材料の1つであると認識をしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） それでは、次へ行きます。

通告の④、何らかの対策をとるべきではないかということで、まず、ブロードバンドというか高速通信は、光ファイバー系と無線系があると思いますので、まず、光ファイバー系のほうから質問をしていきたいと思えます。

2012年の自分の一般質問で、10年後にはNTTのアナログ交換機が引退する。黙っていてもNTTは自己資金で設備を改修する必要がある。これに対して補助金を出す側としては、エリア拡大などもっと有利な交渉ができるのではないかという質問を、実は今田さんが課長のときに似たような記憶があります。

そして、その10年後のアナログ交換機の完全引退が実は近づいてきております。自分は、その時点で全て光ファイバーになると実は思ってたんですが、よく調べてみると、2025年時点ではメタル回線は維持され、メタル回線を用いたサービスはIP網に収容される予定とアナウンスをされたようでございます。一方、今後メタル収容装置の維持限界が到達することを見据え、アクセス回線の光化等の進展が予想されるとも、また言われております。

これを見たとき、先ほど補助金の話も答弁のほうで出ましたが、国の高度無線環境整備推進事業や情報通信基盤整備推進事業など、関連した補助金制度も現在も利用しているところもありますので、そういったところも研究・検討して、その上でNTTに働きかけるのもありではないかと思えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

光回線等の高速無線システムの整備や携帯電話等のエリア拡大につきましては、ランニングコスト等の課題が多く、市単独での解決は困難であると考えております。そのため、エリア拡大につきましては、民設・民営とし、市としては通信事業者に対する補助金、初期投資や施設整備の対応を考えております。

また今後も、高知県情報政策課等から情報をいただきながら、NTT西日本等の通信事業者に対し、引き続き企業努力による整備の拡大を要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 10年前も大体、公設でやったところが、ランニングコストの関係で、もう破綻して県のほうに随分お願いをしたような経緯があって、多分それを見据えた上で当時の今田課長が、民営の話が来てそれでやったと思います。

現実的には公設・公営はとてもランニングコストが高いということで、当然、自分の質問も民営のベースでございます。まあ交渉していただけるということなので。

それと、先ほどの地図、マップ、あれを見たときに、実は市民からよく香北北岸には光が来てない、不便であると聞きます。しかし、エリア図を見ると香北北岸でも比較的大きな集落には光ファイバーが入っているようです。

先ほどの外に対してのアナウンスの件ですけれども、現在住んでいる方は電話番号で提供エリアを確認できるがですね、住んじゅう方はね。けど、そのUIJターンを考える方が自分がこのエリアに住みたいと思ったときに、そこが現実的に光が来てるのか来てないのかと確認する方法が実はないがです。NTTの窓口で調べると、全部エリアになってるがです、一旦はね。

そういうこともありますので、実際、現実的にUIJターンからサテライトオフィスの誘致に当たっては、きょういただいたこの図面が公表できるものであれば、それをずるずると線で囲んだ、よくドコモとかの対象エリアみたいな、その辺の図面でもえいので、担当課のほうでそれを準備しておいて、ちゃんとお見せできるようにしちよつたらえいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 現在も空き家バンク等、また、いなかみライフのほうも移住を希望される方には、それぞれ空き家バンクなどを皆さんにご紹介しておりますが、そのときに光回線が入っているかどうかということもご説明もさせていただいております。

また今後、こういうエリア図とかいうふうなものも皆さんにお見せいたしまして、また参考になればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） そしたら、光のほうは置いておきます。

続いて、今、ドコモ、a u、ソフトバンク、楽天も参入するようになりましたかね、キャリアとして、等の無線系です。

ここもエリア拡大は順次行われており、マップを見ても4Gのサービスエリアは、人が住んでいるエリアのほとんどが実はカバーできているようです。しかし、電波状態が悪く、通信が不安定なところが現実によく残っていると聞いております。つまり通信キャリアの通信エリアに入っているという認識のメッシュ、大体いろんな事業については1キロでエリアをくくるとか、5Gになったらエリアをくくっちゃうのかな。そういったメッシュが割と広くて、谷間など地形的に不利な場所で実態と違うところもあるということです。

これに対して継続して働きかけをしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 順次、通信事業者のほうには、また要望もしていきたいと思います。

また、ドコモのほうにつきましては、電波状況が悪いときには、ドコモレピータという通信の分で無料でお貸しできるものもあると聞いておりますので、またそういうことも皆さんにお知らせしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 2回目で聞こうと思っておりましたドコモレピータ、ドコモ以外にも多分a uかな、電波サポート24とか、いろいろそれぞれの、ソフトバンクなんか電波改善の取り組みとかあります。あるけど、直接できる人と、なかなかa uかな、そういうところのホームページ上から入っていきづらいというか、どこへ言うたらえいというのが、電話すれば済むことですが、ホームページ上でどこへ言うたらえいかわかりづらいところもありますので、ある程度、行政が一旦その窓口になって、ご紹介するぐらい積極的にいったらどうかなと思いますが、いかがでしょうか。窓口とか取りまとめというほどでもないですけども、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） またお問い合わせがありましたら、順次、皆さんにも説明もさせていただきたいと思いますが、またUIJターンで移住を希望される方につきましては、そういうこともまたご紹介もさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） ドコモのは、電波状態が悪いときに何か室外アンテナ的なやつもあるようです。ほかは光を利用してやるとかいろいろあるがですけども。実はほかにも民間で、民間ということもないけど、室外アンテナを使って内部でWi-Fiをするような装置もあります。そこの販売しているところには「適法です」と書いてあるけど、NTTのホームページを見ると「それは違法です」と書いてあるやつがありますの

で、そういった方法も実はもうNTTにしても、基地局をどんどんつくるよりは、もう本当にポイントポイントの外部アンテナなんかを研究してもろうたほうが、お互いコストがかからんかなという気がするがですけど、そういったことも含めてご相談をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ということで、高速通信エリアの拡大をということは終わります。

続きまして、南海・東南海地震の避難についてに進んでまいります。

①です。

平成30年3月8日指定の資料によると、香美市には指定避難所が89カ所あります。このうち複数の防災会が避難所と想定している避難場所は何カ所でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） お答えいたします。

各防災会から提出された防災計画書をもとに集計した結果、複数の防災会が避難してくる避難所数は、学校施設や公共施設等26カ所、加えて、自主防災会の防災計画書に避難先が明記されておりませんが、複数の防災会が避難してくると推定される避難所が6カ所あります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 防災会とか地区に対しての避難所の指定は、ある程度、行政側がこうじゃないかえというような指定をすと思ってたんですけど、今聞くと、自主防災とか自治会がそれぞれ申告するというか、が決めていくようなということでよろしいですか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） そのとおりであります。自主防災会のほうから防災計画書に避難先が明記されているという状況になっております。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） わかりました。それで多分、山田高校とかいろんなどころでちょっと混乱が起こっているのかなと思います。

質問を続けてまいります。

複数の地区、防災会が避難所を使用する場合、開設マニュアル、訓練が必要です。その避難所の26カ所プラス6カ所の今後の開設訓練の予定はどうなっていますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 本年度中に避難所開設訓練を予定している避難所は、山田高校、鏡野中学校、山田小学校、香長小学校の4カ所でございます。あとは順次、避難所の訓練を続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 今、4カ所でしたっけ。

香美市防災計画を見ても、震災が起これば行政も市民も総力戦となると思います。その中で、市行政の役割はとても重要です。現在の避難所の数から言うと、今後の開設訓練において、防災対策課だけではとても追いつかないのではないかと思います。少なくとも香北、物部にある避難所の訓練は、それぞれの支所に音頭をとってもらって早急に行ったらいいと思いますが、どうでしょうか。

防災計画を見ても、支所にはそういった役割があると思います。日ごろからそれを認識する必要もあるのではないのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 大勢が避難する学校等避難所において、順次マニュアル作成を行い、避難所開設訓練を促していきたいと考えております。また、訓練の際には、香北・物部支所と連携し、自主防災組織を中心に避難所訓練を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 実は自分が言いゆうことは、防災対策課が人数が限られた中で、かなり多くの避難所がありますよね、それに対して全部防災対策課が音頭をとっていくと、実際、全部終了するというか仕上がるのが遅くなるんじゃないかという質問で、ある程度のラインは山田小学校とか山田高校とかで大きなラインが見えてくると思いますので、それができた段階でそれぞれ、もう一々という表現は、防災対策課が行かなくても香北・物部支所については並行してやっていけばいいんじゃないかというような提案ですが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

大規模災害になりますと、支所としては町内在住の支所の職員が少なく、就業日以外のおきにどれだけ参集できるか不安です。避難所の開設にしても、少ない職員の中で対応し切れないため、住民の方が自主的に避難や避難所の開設ができるような体制が必要となり、訓練や準備は必須だと考えております。

今後、防災対策課と連携しながら市の職員の防災意識も高めることと、そして、香北地域で住民主体の自主訓練を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

物部支所でも、防災対策課と物部支所との連携を重視しながら、自主防災組織を中心に、避難所運営マニュアルを使った避難所訓練を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 避難所の単に開設というても、窓口から食料の配給体制とかいろいろな全ての課が関連しているので、単独の課というより防災対策課がある程度、調整役という位置でもおるとお思いますので、連絡をとっては結構ですが、ある時期が来たら、防災対策課の職員がその現場におらなくても、並行して進めていけるような体制をとらないととても間に合わないの、その辺はよろしく、また調整をしてお願いをしたいとお思います。

続きまして、③に行きます。

プラザ八王子など複数の防災会が避難所としている指定避難所で、その施設の特性上、避難所開設訓練を行うことができないところがあります。特にプラザ八王子は、定員オーバーも予想されています。災害発生時の対応はどういった方法を考えていますか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 指定避難所のうち、学校施設や来客・来所者が頻繁にある施設等におきましては、避難所開設訓練を行いつらい状況があるとお思います。こうした指定避難所において、周辺の防災会が施設を使った訓練を計画される場合は、当課より施設側に防災訓練への協力要請や訓練日程、施設使用などについて調整したいとお考えております。事前にご相談いただきたいとお考えております。

また、避難所マニュアルの策定がまだできていない施設につきましては、ご参考として、基本的な運営方法を示したマニュアルをお渡ししますので、これをもとに訓練を実施していただければとお考えております。

大勢の住民が避難する避難所におかれましては、災害発生時に避難所を円滑に運営できるよう訓練を重ねていただきたいとお考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 一応、プラザ八王子をちょっと例にとりますと、現在、避難してきても避難所の駐車場に集まって「はい、終わり」というような状況だそうです。実際はその3階だけが避難所の対応エリアということなわけですけど、それを知っている方がまず少ないということです。

そういった場合、ここが避難所ですよと、少なくともその施設まで入って、その狭さも含めてちょっと確認できるような、「ここでどうしようね」というて次のプランを立てれるようにしちよかんと、駐車場へ入って「はい、終わりです」というて解散しよったら、実際行って「3階だけです」と言われたとき、実際かなり混乱するとお思いますので、そこまで踏み込んだ訓練をちょっと提案したらどうかとお思います。

あと、特にここはボランティアセンターの拠点になっております。ボランティアセンターとのすみ分けとか、スペースの定員オーバーとかかなり対応が難しいとお思いますの

で、ここは訓練とあわせて、ボランティアセンターとのすみ分けをどうするかということをやっと真剣に考えると、現実的にはもう全く両方が使えない。ボランティアセンターとしても使えないし避難所としても使えないような状況になるんじゃないかと思います。

結構、周辺の多くの自治会、防災会の避難所になっておりますので、その辺の再度の調整というか確認をしておいたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） プラザ八王子につきましては、ボランティアセンターと避難所の機能が両立できるよう、香美市社会福祉協議会と協議を行い、避難所運営マニュアルを策定したいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） ちなみに、ずっと調べていたら、ほかにも香北と物部ともに、ボランティアの活動拠点と避難所が同じ施設になっておりますので、その部屋の使い分けとかいろんな運営計画をまたあわせてつくるように、そっちのほうはちょっとスペースも広いので何とかかなりそうな気もするがですけども、十分現場で混乱が起こらないようなことをよろしくお願いいたします。

続きまして、④番に行きます。

山田高校、山田小学校の避難所は、現在、ここを指定避難所としている防災会により避難所開設訓練をしています。しかし、明治地区のある防災会は、最終は山田高校へ避難するという認識であったり、山田小エリアの栄町の量販店には、「避難所は山田小学校」と書かれたプレートがあることなどが判明しております。

つまり、これらのエリアの方々及び防災会は、それぞれ山田高校、山田小学校が指定避難所と認識をしていますが、開設訓練には参加をしてないということです。これは訓練している以外の地区の方が避難所に来た場合、居住の区割り訓練に参加してない方がどっと集まるということになると思います。災害発生時、間違いなくこれはもう大混乱を引き起こすんじゃないかと私は思っております。今の訓練している方だけでも、かなり訓練回数も少ないので、受け付けとかもかなり混乱している状況です。

現在、訓練している防災会以外の避難者も想定した受け付け方法のさらなる改良や、区割りにおいても現在想定しているよりも広いスペースを区外の方に対してやるとか、その配慮をした見直しとかそういうものを確保する必要があるのではないかと、検討して整理して、広くそれを告知する必要があるのではないかと思います。

これは防災会だけではなく、防災会に入っていない市民も広く知っておくことが必要と思いますが、対応はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 各防災会が計画しております避難先及び最寄りの指

定避難所につきましては、自主防災組織連絡協議会に一覧表を配布して情報共有を行いたいと思います。

なお、避難先をあらかじめ指定することにつきましては、発災後、誰が避難してくるかわからない状況下で避難者を選別することは難しいと考えますので、あらかじめ想定された近隣住民に限らず、避難所の収容状況に応じて避難者を受け入れていただきたいと思いますと考えております。

また、開設訓練の際には、各避難所・施設の特性を考慮して、円滑な受け付けができるよう改良を重ねていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） ぜひ見直しの中で、今までの認識が割と区域内の訓練しているところというような認識が訓練している側もちょっと強いので、今言ったように、区外からの方がかなり来るよということを想定して、少なくともそこ集まっている方は、そういった認識を強く共有できるようにしておいていただきたいと思いますなど。

現状で山田小でいえば、1つの防災会が今20人ぐらいのエリアですね、体育館でぼこぼこととれるのが。それプラス区外の方に対しても、やっぱり1区画で20人ぐらいやから、多分現場ではそういうことは現状ではとても無理なので、そういったことも含めて、ちょっと防災訓練のときに周知して、ここどうしようかというような、現場訓練だけじゃなくて会もやっていますので、そこで提案をしていただきたいと思います。

あと受け付けについても、山田高校でかなり受け付けが大混乱を起こしまして、山田小学校では、それを見た上で大分改良されて大分スムーズになりました。またもうちょっと簡単な話もさせてもらっていますので、またそういったことで、どんどんどんどんフィールドバックを素早く行って、あと、その改良されたことについては、ほかのまた山田小でやったことは山田高のほうへ、会のとときに素早くあのときはこうこうやったけど改善しましたよというようなことを、山田高のエリアの方はそれを知らないの、そういったことも含めて広く伝えてあげてください。

続きまして、⑤へ行きます。

開設訓練を行った防災会のメンバーと話をすると、多くの防災会の方が、先ほども言いましたように、県の試算をもとにして計算をされた想定避難者数では、とても対応できるはずがないと。これは認識の違いにはなりますが、例えば1つの防災会、山田小学校といえど1つの町内会、防災会やから、西本町1丁目の人が想定して入るスペースが20人弱ということは現実的にはちょっと考えられないと、そういうことです。これは認識です。

これに対して、耐震工事等により死傷者を抑えることにあわせて、避難所への避難者数を抑えることが、これは重要になってくるのではないかと。限りある公共のスペースですので、できるだけ在宅避難ということは1つの方法だと思います。これには、在宅

避難者に対しての食料や飲み物等の配給方法を明示して、在宅避難をお願いするのが一番効果があるのではないかと考えております。

過去の一般質問や職員の方との話でも、これに対して避難所は避難した方だけの食料で、在宅避難者は備蓄食料でお願いしたいというような見解も聞いたことがあります。それとまた別に、実際そういった方が避難所に来たら断ることができないだろうという見解もあわせて、同じ職員ではない、時を隔てて職員の方から聞いております。

そういった違う認識とかも見受けられるようですので、明確な答えが返ってきておりません。ここはもうはっきりした方向性を示して、市民に告知をしていったほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） L2想定で発災後1日目には、指定避難所等への避難者数は5,100人、在宅避難など避難所外の被災者は3,400人を想定しております。備蓄倉庫の食料及び飲料水は、避難所への避難者分と避難所外の被災者分を合わせて8,600人掛ける3日分を想定して備蓄しておりますが、4日目以降は救援物資に頼るしかないのが現状であり、各ご家庭におかれましては、最低3日分の非常用食料や飲料水の備蓄をお願いしているところでございます。

なお、発災後の備蓄食料や飲料水の配給につきましては、各指定避難所からの要請に応じて配給する予定ですので、在宅被災者の方々は最寄りの指定避難所に食料及び飲料水の必要数をご申請いただき、配給を受けていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） そしたら、在宅避難者についても、そこで食料をもらって帰るということはあるということでしょうか。

その場合、よく防災会とかの会で、町内会長なのか防災会長なのか、そこで「うちでまとまってとりにいっちゃうよ」と、お年寄りとかもおる関係とかいろいろあるので、「おまんら、ここでおりよったら、わしがまとめてとりに行ってみんなに配っちゃおきね」という話も聞くがですけども、そういった場合の対応はどうなりますか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 各指定避難所に配給する予定ですので、そちらのほうに来ていただければと考えております。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） そしたら、目の前で食べる人じゃなくても、まとまった量でも、ある程度「どこの防災会です」とか言うたら配給していただけるということでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） ただ、現時点で調達・配給等の計画はない状態です。

ので、本年度、計画を修正するようにはしておりますので、その中でまた確認したいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） そうですね、計画の見直しの際によろしくお願ひしたいと思ひますが。

自分が考へたことでは、防災会単位とかで構へた私設避難所というか、防災会が独自に構へた避難所ができると思ひます。思ひますというか、山田小学校とか山田高校の避難所を傍聴に來ている防災会の方が、こりゃあいかんかと、だから自分くで構へて自分らあのとこでちょっと完結するよな案を練ってみろうかというよな防災会が実はできています。

この狭いところに、言われんね、この狭いエリアにうちの人があるところへ逃げてきて、とても何ていうか、ちゃんと暮らせるということもないですけどもできんから、自分このエリアで、防災会やから私設になるのかな、半公設なのかな、構えろうという動きもあります。

そういった場合、同じよに行政のほうで私設避難所の登録をして、配給のルートへ直接のせたほうが、實際の一般の避難所へ來たところで、何十食とかいうのをまとめてとって行くよりは、ずっとスムーズにいくんじゃないかということもちょっとあわせて検討してみてください。

あくまでも個人があるところへ、まあ言うたら倉庫へ個人がとりにいくんじゃないかと、事前に登録をして私設避難所を構へると、できるだけ指定避難所に行かんよにするよというところについての対応を、ちょっと検討していただければと思ひます。

あと、混乱の原因を自分はずっと探ってみました。

これは平成27年の香美市地域防災計画で第2章の災害予防計画というところの13節、43ページですけども、そこに食料の備蓄並びに調達体制の整備というところがありまして、そこに供給対象者は、「避難者（家屋被害による避難者、断水による避難者）及び災害救助従事者とする。」と書かれております。

しかし、同じ防災計画の中で、第3章には、災害応急対策計画の第15節、138ページです。これは同じよな項目ですが、「食料の供給対象者は次のとおりである。」と。ここには「避難指示等に基づき、避難所に収容された者、住家が被害（全焼、全壊、流失、半壊、半焼、床上浸水）を受け、炊事の不可能な者、供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった者、帰宅困難者、市内通過者」等と、同じ防災計画書の中で避難者に対する定義が実は2つ書かれてるがです。

別々の条例とか目的が別のものに対して、言葉の定義というのはもちろん法律じゃないので変わってもえいとは思ひますが、1つの防災計画の中で、市民とかも避難者ということの定義が変わるのは、ちょっと混乱を招くと思ひますので、計画書をつくる

とき、またその辺も確認して、用語の整理をしておいていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 先ほどもお答えしましたけれども、本年度、地域防災計画を修正するように計画しておりますので、その中で確認したいと考えております。以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） ⑥に行きます。

地域防災計画に沿った訓練をしているかということです。先ほどの質問にも出ましたが、指定避難所がボランティアセンターと併設になっているところなど複数の役割がある箇所があります。また、現在行われている避難所開設訓練においては、市民による開設となっていますが、防災計画では職員も避難所開設の役割を担っています。例えば、避難所関連では、避難所対応班は市民保険課になっております。ほかにも学校教育班、生涯学習班などは、これは多分、直接というか受け入れ態勢とか、それぞれ教育施設とかを使う関係で、避難所対応の職があるのかなという気がいたします。

そういったことを考えると、訓練においても防災対策課だけでなく、割り当てられている職員も一緒に訓練に参加するべきではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 地域防災計画では、各指定避難所には職員を配置し、避難所運営を行うこととなっておりますが、発災後、各指定避難所へ職員が配置できるまでに時間を要することが考えられます。避難所開設は周辺住民の皆様に行っていただくこととなると考えられます。こうした想定をもとに、避難所開設訓練につきましては、各防災会を中心として行っていただきたいと考えております。

なお、開設訓練への職員参加につきましては、積極的に訓練に参加するよう周知を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） そうですね、今その防災会単位でやるのは、基本的に自分らでやるぞというような構えでもうやっていますので、その中で一緒に訓練していない職員の方が来たときに、お互い不満がぶつかったりとか、あと熊本県、南阿蘇に行ったときに、職員がそういったストレスで自殺した方もおられますので、現場でそういった混乱ができるだけ起きないように、お互いふだん何をしているかということはそれこそ重要なことですので、ぜひ促すというかも職務で出すぐらいの気持ちでおっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） そのようにしていきたいと考えております。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。
- 7番（利根健二君） 以上で全ての質問を終わります。
- 議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。
- （午前 9時59分 休憩）
- （午前10時10分 再開）
- 議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

利根健二君の質問が終わりました。

次に、17番、村田珠美さん。

- 17番（村田珠美君） 17番、自由クラブ、村田珠美です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

1つ目の質問です。わが町の交通安全対策の充実をです。

毎日のように高齢者ドライバーなどの運転操作ミスなどにより、痛ましい交通事故によるニュースが報道されています。5月8日、大津市で保育園児が死亡するという、あってはならない交通事故が起きてしまいました。その交通事故で亡くなられた方々のことを思いますと、本当に深い悲しみで心が張り裂けそうになります。

事故を防ぐために国や自動車業界も安全運転を支援するASV（先進安全自動車）の技術開発と実用化を進めるようになりました。そして、相次ぐ交通事故の防止の一つとして、高齢者の免許自主返納を推進しています。この自主返納に対しまして、香川県では全国で初めての高齢者ASV購入補助金制度を創設し、県内でも奈半利町がいち早く取り組んでおります。本市の早急な対策を願うところでございます。

さて、県内の自転車による交通事故も平成26年には499件の事故が発生しています。減少はしてきているものの、平成30年度の自転車利用者による交通事故の発生は315件で、7名の方のとうとい命が奪われてしまいました。負傷者の方は304名で、自転車事故はほとんどの方がけがをされているということです。この数字は交通事故全体から見ますと約19.5%、約2割を占めております。

また、平成30年度の自転車警告書の交付状況は、合計で1万655件だったそうです。内訳は中学生が1,846件、高校生が2,979件で、残りはその他の方になります。警告の一番多いのは、やはり並進走行3,741件、そして無灯火1,600件、通行禁止が1,553件、イヤホン使用1,303件などとなっております。

事故種別発生状況では、今年の5月22日までには県下で歩行者の事故は80件、子供の事故は28件、自転車の事故は129件です。自転車による交通事故が多く発生をしています。

そこで、県民がより安心して暮らせることができる地域社会の実現に寄与することを

目的といたしまして、本年度4月1日施行の高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が公布されました。主要な規定といたしまして、自転車交通安全教育、あと自転車の点検整備、自転車小売業者等による情報の提供、自転車損害賠償保険等への加入、広報と啓発、利用環境の整備等が、県と学校、保護者、家族利用者、これは自転車の利用者です。小売業者、関係団体などに対して努力義務が課せられました。

この自転車保険について、今までに数回質問をさせていただいております。今回もさらに安心安全なまちを目指すために、わが町の交通安全対策の充実をとして、さまざまな観点から質問をさせていただきます。

今年の4月1日、高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行になりました。本市の取り組みについてと、市民を交通事故から守るためについて、お尋ねをいたします。

①です。

4月1日から施行になったこの制度について、どのような取り組みをしていくのかをお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 本年度から施行されました高知県自転車条例では、18歳以下の子供を持つ保護者に対して、子供へのヘルメットの着用及び自転車保険への加入が努力義務として規定されております。

施行に際しまして防災対策課では、本条例の普及促進のため、市内の小学校3年生から中学校3年生までを対象に、本条例の概要を説明するチラシを配布しており、また、高校生に対しましては、同様のチラシを「自転車マナーアップキャンペーン」として、山田高校の生徒会の皆様にご協力いただき、啓発物とあわせて配布を行っております。

今後も広報啓発による普及に努め、自転車の安全利用に向けた意識の向上につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 小学校3年生から中学校3年生、あと高校生というふうなことでしたが、18歳未満ということですので、それ以下の子供さんと大学生なんかも数人になると思いますが入ると思いますが、あと、そして市民の方々も自転車に乗られる方が多いと思うんですけれども、そういった方にも、さらに啓発をされていくべきだと思いますが、そういったところも、またよろしく願いいたします。

昨年10月議会の質問で、平成29年度からの進捗状況をお尋ねしたとき、平成29年10月に自転車保険の義務化を条例化した名古屋市に聞き取りをした結果、条例施行後1年で自転車保険の加入者がおよそ34%から74%に増加したということをお聞きいたしました。そして、その後「県を挙げての自転車安全利用への取り組みの気運が一層高まるものだと思います。」ということと、「加入の義務づけを導入した自治体

の実情について情報収集し、今後課題を整理したいと考えます。」と、そのときの担当課の課長さんがおっしゃっていました。

その後1年半ぐらい経過をいたしました。中学生等加入率の調査がしやすいところになるとは思いますが、調査をされたのでしょうか。

②です。

自転車損害賠償保険等の現在の加入率と学校への周知について、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 自転車損害賠償保険への加入率につきましては、おのおので加入手続がなされておりますので、市のほうでは把握できておりません。

学校への周知といたしましては、小中学校で実施した自転車教室で、事故加害者となった際に高額な賠償責任が課せられる旨の説明を行い、また配布するチラシの中で、自転車安全整備店で加入ができるTSマーク等保険制度の案内と加入を勧めております。

事故に遭わない、起こさせないことが第一ではありますが、もしものための自転車損害賠償保険の加入は努力義務として規定されておりますので、今後も関係機関と協力し、加入を呼びかけてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 本当に、ぜひともそのようにしていただけたらと思います。

その県の条例なんですけど、市としては特に独自の条例をつくるとかというふうなこととは考えていないのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 現在、市として条例を定めることは考えておりません。県条例に基づき、交通安全教室を通じての自転車利用者への安全利用に関する意識の向上、また関係機関と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための広報・啓発活動を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） この自転車事故ですが、16日になりますけど熊本市のほうでも、午後7時50分ぐらいに79歳の方が歩道を歩いていて、向かいから来た自転車と正面衝突をして、転倒された79歳の方が翌日早朝に亡くなられたと。この自転車に乗っていた方はライトがついてない自転車に乗っていたようでして、だから無灯火ということになります。この高校生なんですけれども、この方は左ひじの軽症で済んだそうですけれども、このように、いつ、どこで、どんな事故が起きるかわからないということが多々ありまして、先ほど課長もおっしゃいましたが、賠償金もすごく1億円に近い高額請求も発生するようなこともございますので、ぜひそのような保険のほうに少しでも加入をしていただけるように、もしくは既に入っている方もおいでるとは

思いますので、確認をしていただけるようにしていただけたらと思います。

この自転車保険につきましては、人に掛ける保険と、あと自転車に掛ける保険というのがあるようでして、そのほかにも個人用、業務用があるようです。自転車保険は火災保険に付帯しているものとか、あと災害保険の特約、学校PTAが取り扱っている賠償責任保険とか、あとカードについているものもあるようです。それと自転車のほうですが、点検とか修理をするとTSマークというのがありまして、このTSマークの補償は、所有者ではなく自転車につくというふうな保険になっております。これは毎年毎年、点検をして更新ということになりますので、気をつけていただけたらと思います。新たに入るのではなくて、入っていたという方がたくさんおいでだと思いますので、そういったところの確認は、やはりしていただくほうがいいと思います。

ヘルメットのほうですが、防災対策課の方々、交通安全の方々、また関係機関の方々が本当に努力をしていただいて、以前から比べると着用率もよくなっていると思います。

今回の条例では、家庭における自転車交通安全教育等の中の第11条第2項により、保護者は、その保護する児童等の自転車に反射器材を備えるよう努めるとともに、当該児童が自転車を利用するときは、乗用車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないが、保護者の努力義務となっております。

現在、香美市は自転車通学の方には、2分の1の上限1,100円の補助金で購入することになっています。一部小学校でも、自転車通学の子供さんたちには補助が出ていると思います。

③の質問に行きます。

ヘルメット購入時の補助は、自転車通学中の小中学生には適用されていますが、18歳未満の対象外の子供たちの支援はできないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

現在、実施している通学用ヘルメット購入費補助金につきましては、香美市立の小中学校に自転車通学をする児童生徒が安全確保のために着用する通学用ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助しております。

自転車通学をしていない児童生徒、また高校生以上への対象拡大は、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 考えていないというふうなことでありますが、ぜひそういったところで少しでも補助をしていただけると、なおさら着用させようというふうなことにもつながると思いますので、また検討をお願いしたいと思います。

④の質問です。

小中学校での通学路の確認はどのようにされているでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

昨日の答弁にもあったかと思えますけども、通学路の安全確認につきましては毎年実施しております、警察や道路管理者など関係機関と連携して、安全施設等の設置や改善を行い、児童生徒の安全確保に努めております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 毎年、実施をしていただいているということで安心しました。

そしたら、⑤の質問に行きます。

保育園での散歩等の交通安全対策は万全でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

園外保育を行う際は、事前に時間と行き先を報告し、職員を先頭・中間・最後尾の車道側に配置しております。また、加配が必要な園児がいる場合は、職員を増員し、安全の確保に努めております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 先日、ある私立の保育園ではございましたが、今回のこの事故が余りにもショックで、今のところまだお散歩はちょっと控えていますというふうなところもありました。子供たちにとっては大切なお散歩でございますが、本当に対策といってもなかなか妙案はないというところではないかと思えます。

楠目小学校の前の道がくねくねと曲がっております、そこが危険箇所であるというふうなことで母の会のおきに出まいました、その対策といたしまして道路の拡張はなかなかできないというふうなことで、路側線を引いていただいたり、あとスクールゾーンを書いていたことがあります。

このスクールゾーンというのも、やはりドライバーに対してはすごく啓発になりますので。

ここで質問ですが、保育園・幼稚園付近の道路に、子供たちの交通安全のために小学校はスクールゾーン、保育園・幼稚園のほうはキッズゾーンの表示はできないかお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 教育振興課のほうからもお話がありましたとおり、交通安全対策の中で検討会をやっています。その中で出れば、公安委員会がするのか道路管理者がするのか、また学校とかその施設がするのかという形の協議は可能かとは思いますが。

ただし、道路管理者として言いますと、そこまでの予算的な配慮、豊潤な予算があるわけではないですので、なかなか手が出せないというのが事実でございます。白線なんか一部できてないところもありますので、随時そちらのほうからの対応になろうかと思えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 予算的な面でというふうなことから担当課のほうからお聞きしましたが、保育園・幼稚園も数がたくさんありますし、結構な予算がかかると思うんですけども、まず危険率の高いようなところから、1つでもそういうふうなゾーンがつかれると、幼稚園が近い、保育園が近いということもドライバーのほうには啓発にすごくなると思えますので、またその中で、きょうこういったことが出たということで検討していただけたら、ありがたいかなと思えますのでよろしくお願いします。

それでは、⑥の質問です。

高校生と大学生の自転車運転マナーが悪いという声を、もうこれはずっとですが聞きます。この質問は今までも本当に数回してまいりましたが、なかなかよくなるのが現状です。家庭での教育が条例の中でも努力義務となりました。さらなる対策をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 高校生や大学生に関しましては、日ごろより各学校において街頭指導や交通安全に関するオリエンテーションの開催等の取り組みが行われており、また、市としましては自転車の利用者が多い高校生を対象に、自転車マナーアップキャンペーン等の啓発活動を行っておりますが、依然として自転車の並走や一時停止違反などの声もあり、まことに残念ながら全ての学生が交通マナーを徹底するには至っておりません。

市としましては、高校生や大学生の皆様にも、改めて交通安全について考えてもらえる機会をつくる必要だと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 一生懸命努力をされているところはわかっております。しかし、高校生、大学生になりますと、個人という問題も言われる方もおりますが、やはり啓発が一番大事だと思いますので、ぜひそういうふうなことをしていただけたらと思います。

高校生は、交通安全母の会のほうにも会員として登録されておりますが、交通安全教室なんかはなさってますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 聞いた話では、年間3回ぐらいしているという話を

聞いております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 年間3回はすばらしいですね。なかなかそれでも傘差しやったり並進だったりということで、また携帯・スマホを見ながらということも見たりはしますので、その都度、注意をすることが大事だと思うんですが、なかなか私たち市民はそれができづらいというところがあったりするので、とにかく啓発でしっかりよろしくお願いいたします。

それでは、スクリーンのほうをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。

こちらは山田の町内なんですけども、「とまれ」という道路標示が消えております。そして、こちらは幼稚園の近くなんですが、ここは結構、通行量も多いんですけども、同じく消えていると。こちらもそうなんですけども、本当にあちこち消えているところがございます。

また、さざんか街道の方面から新改のほうへ行く道路なんですけども、路側線が消えていることで、お年がいくと路側線を頼りに運転をされているという方が多いそうです。それで夕方ですが、その白線を頼りにずっと自宅のほうに帰ってきている途中で路側線が消えてしまって、すごい怖い思いをしたというお話をしていました。

先ほど担当課の課長もおっしゃいましたが、予算がないというふうなところは重々わかりますが、お年がいくと目が薄くなるというふうにしてその方はおっしゃってましたけど、本当に見えにくくなるというふうなことがありますので、そういったことも理解をさせていただいて、できるだけ早目に対応できるのでありましたら、していただきたいということです。

⑦の質問です。

市道の「とまれ」などの道路上の規制が数カ所で消えています。市民の方々からも早急に白線や「とまれ」を引いてほしいという声があります。この標識があるんですけども、やはり標識よりは地面のほうで、その方たちが言うのにはすごく効果があるからというふうなことをおっしゃってました。

高校生なんかもうそのままぶんと出てきたりして、すごく怖い思いをされたということです。このことについて、早急な対策をとということでお尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 要望を受け次第、南国警察署を通じて、所管する公安委員会へと要望は上げております。公安委員会では、県下全域での要望を一括して取りまとめており、予算に対して要望箇所数が余りにも多いため、重大事故の発生場所や通学路などを考慮した優先順位に沿って対応を行っているとのことでした。

南国警察署でも直接、要望の受け付けは行っているとのことですが、市といたしましても要望を続けてまいりますので、具体的な箇所等ありましたら、防災対策課までお知

らせください。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 引き続きよろしく申し上げます。

以前、神母ノ木にある交差点、皆さん御存じだと思っておりますけれども、信号機があるんですが、そこに歩行者用の信号が実はついておりませんでした。それで、学校等でも交通安全教室なんかでも、信号を見てしっかり安全確認をして渡りましょうというふうなことをしているんですが、そこももちろん通学路でございまして、信号機と歩行者用の信号とはまた高さも随分違います。お年寄りの方なんか、もうすごく見上げるようにして、ずっと見ていたのを記憶しておりますが、あと時間も違うんです、歩行者用の信号の点滅が終わって、それから信号が青に変わるというふうなところで、時間なんかも違います。

そこで、3年ぐらいはかかったんですけれども、関係団体の皆様方がご尽力いただきまして、今年の春にやっとそれがつきました。

そこで、スクリーンをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。

⑧の質問に進めさせていただきます。

西本町5丁目の商店街と前浜植野線の病院前の交差点にある信号機に、歩行者用の信号がここもございません。わかりますでしょうか。このように歩行者用の信号がありません。病院前でもあり、また通学路でもあるということから交通量も多いところです。また、歩行者用の信号をこちらのほうにも取りつけていただけないでしょうか、見解をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 当該箇所につきましては交通量が多く、また通学にも使われる交差点であります。既に南国警察署に対して、歩行者用信号機の設置について要望を上げております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 早速に対応していただきまして、ありがたいです。

それでは、⑨の質問に参ります。

ドライバーに対しての啓発は、ドライバーサービス以外にはどのようなことをなさっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） ドライバーの方々に対する啓発方法につきましては、市内の各事業所等にも毎月ご協力をお願いしております「県民交通安全の日」及び各交通安全運動期間中の街頭指導のほか、交通安全広報車の巡回による啓発活動、また、季節の変わり目には、車両事故の発生しやすい薄暮時におけるヘッドライト早期点灯を呼

びかける「たそがれどき早期点灯啓発パレード」を実施しております。

そして、南国警察署の高齢者アドバイザーとともに高齢者の世帯訪問により、交通安全の呼びかけの実施等、持続的な活動と時期や対象に応じた活動とを織りまぜた交通安全の普及啓発を行っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 事故防止に向け、さまざまな取り組みをしていただいていることは本当にありがたいことです。

新たなまた別の啓発といたしまして、母の会や関係団体に声をかけてアイデア等を出していただくようなことをすると、個々の交通安全の抑止にもなりますし、効果的な啓発も、もしかしたらできるかもわかりません。

そういったところで、検討していただけるように声かけをするということはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 関係機関にご協力をいただけるならば、各老人大学等の会場で、主催者側に交通安全啓発の時間をとっていただけますよう働きかけていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ぜひ、その老人大学というのはすごく有効だと思いますので、啓発は配るだけではなくて、そういったところをぜひ検討していただけたらと思います。

それでは、2つ目の質問です。市民に愛される公民館をとということで質問させていただきます。

香美市立中央公民館事業計画の1つ目の方針は、香美市立中央公民館は、地域住民の生活課題や地域課題を見据え、効果的な学習機会を提供し、市民の主体的な学びを支援することにより、地域づくりにつながる視点を持って事業を実施する。また、人と人とのつながりを大切にして地域社会の活性化を図るために、住民が学び・育ち、文化創造の担い手となって活動や交流ができる場として、市内に12の地区公民館と連携をとりながら運営をしていき、そして人々に親しまれ愛される開かれた公民館を目指すとあります。

この事業の中を見てもみますと、市民大学やパソコン教室、そして市民セミナー、放課後子供教室推進事業、香美市人材バンク登録の先生方による事業等さまざまな人気のある事業を実施していて、市民の方々にも大変喜んでいただいていると思います。去年は3回実施されました人権映画の上映と、あと弁論大会など、本当にたくさんの方が一堂に会するような事業もなさっております。

地域の最大のコミュニティーの場所を、よりすてきな市民に愛される公民館へとなる

ように期待を込めまして、質問をさせていただきます。

香美市中央公民館は、市民としてボランティア団体としてなくてはならない施設です。ボランティアを通じてのさまざまな活動は健康の源になり、さらに元気で健康的に活動できると思います。

そこで、①の質問です。

年間の香美市立中央公民館の利用団体数と人数について、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

平成30年度の当館の利用団体数は約120団体で、利用人数は約4万6,300人です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 約120団体で約4万6,300人、すごい人数の方が利用されているということになります。このように利用者が多い公民館であります。実は市内外の方々からも、香美市立中央公民館の利用に当たり、対応が大変厳しいというふうなお声を聞くことが今までにありました。公民館の利用については、さまざまなご配慮もくださっていると思いますが、要望等もあるのではないかと思います。

現在はトイレの前のスペースにご意見箱が置いてございました。記名でも無記名でもよいというふうになっておりましたが、要望等は投稿されているのかどうかちょっとわかりません。利用者の方々からの声は、なかなか伝えにくいものがあるのではないかと心配をするところです。

②の質問に行きます。

公民館利用について、さまざまな声があると思います。市民の方々から声を聞くために、アンケートなどをとったことはあるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 市民大学では平成23年度から、市民セミナーでは平成24年度以降、事業を行った際に、受講した内容や今後希望する教室や事業の内容についてのアンケートを続けてとっております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 市民大学とか市民セミナーのときのアンケートは、そのほとんどが、そのセミナーとか講演についての内容が多いと思うんですけども、利用についてとか、そういったところでのアンケートはとったことはないのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 利用についてのみのアンケートはとったことはありません。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） せんだっても中央公民館の中のロビーをゆっくりじっくり

見てまいりました。そこでは「サークルさんを紹介します」のコーナーとか、あとスポーツ少年団の紹介、中央公民館からのお知らせをホワイトボードのほうに掲示しておりました。市内、市外のイベントのチラシも自動ドアを入りましてすぐ両脇に置いておりました。あと、人権等の啓発用のポスター、チラシやサークルの募集、本当にさまざまなPRチラシ、パンフレットを置いてあります。こういったことはすごくいいと思うんですけども、そこにちょっとコメントのポップを張っておくと、もっといいのではないかなというふうに思います。「ご自由にどうぞ」とかささまざまなことですけど。

今まで市民大学、パソコン教室等は、チラシやポスターで見たことはありますが、公民館事業のチラシは単発的なものが多いように思いまして、半年ぐらいの事業とか今年1年間のスケジュールというまとめたものを見たことは余りないのですが、私が見たことないだけかもしれませんが。そういったものがあると計画を立てやすいという市民の方の声も聞いたことがあります。

移住してきた方が、何かに参加をしたいというふうなことで、どこに行ったらいいのかということを知ったそうです。そしたら「公民館とかプラザ八王子さんとかに行ったらどう」というふうに言われて行ったということで、公民館に行きますと、「行くには行ったけどようわからん。扉の向こうに職員さんがいましたが、何かドアをあけてまで入って聞く勇気がなかったので帰ってきた」というふうなことをお話しされてました。パンフレットもたくさん置いてありますので、そこに「ご自由にどうぞ」、または「わからないことがありましたらお気軽にお声をおかけください」というふうなポップを置いておくと、またすごくいいのではないかなというふうに思いました。

そこで、③の質問をさせていただきます。

公民館事業の充実のために、事業の案内等広報用のチラシを作成して、より親しみやすく頼れる公民館を願いますが、ご見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） チラシや広報などはできる限りやっているつもりですけども、より一層身近に感じていただけるように、チラシの内容などは改良し、先ほどご指摘いただいたようにポップなんかもつくって、皆様により相談してもらいやすい環境をつくりたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 早速そのようにやっていただけるということで、ありがたいです。

それでは、ここで1つ提案なんですけれども、公民館の方針でもあります、人と人とのつながりを大切にして地域社会の活性化、人々に愛される開かれた公民館を目指すために、1つの役割を果たしてくれそうな利用者の方々のコミュニケーションコーナーというのを設けてはいかがでしょうか。

先ほど言いましたいろんなところに置いてあるのをまとめるとか、場所的にはあると

思うんですけれども、例えば「譲ってください」ですとか「仲間に入りませんか」とか「譲ります」「子猫がたくさん生まれたんですけど、誰かもらって育ててくれませんか」というふうなこととか、あとサークル活動、どこかのボランティア団体が「こういう活動を今度やりますので参加しませんか」みたいなコーナーをつくっていただけたら、市民の方々同士の交流ができると思います。

公民館としては、場所の提供というふうなことですがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 検討したいと思います。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 最近は、終活とか断捨離とかいろいろされている方もいらっしゃると思いますので、ぜひそういったところで公民館を地域に広げるというふうなことにもつながると思いますし、また環境、エコにもつながることも中には出てまいりますので、ぜひ前向きに検討をお願いいたします。

ここでスクリーンをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。

こちらは、公民館の出入り口になっております。ここにある植物は、スイカズラ科のツクバネウツギ属植物のアベリアという植物でございます。これもそうです。花言葉をちょっと気になったので調べてみました。花言葉は何と「強運」だそうです。次々に芽が出て、そして花がたくさん咲くというふうなことから、そういう花言葉がついたそうです。開花期もこの植物は5月中旬から10月と長く楽しめるようです。

毎年このように枝が伸びて、もうそろそろ剪定をしようかと考えていらっしゃるころかもしれません。そこで、市民の方々からの声なんですけれども「管理がなかなか難しいね、忙しくてなかなかカットもできんがでしょうね」みたいな話をされる方と、あと、植物の場合は枝がこういうふうに伸びてくるので、車にさわるから嫌やという方もいらっしゃいました。公民館の正面全体の写真がちょっとないんですけれども、ちょっと寂しく感じるというふうなことをおっしゃってました。この町市郎先生の「この町を楽しく この町に光を」という言葉をせんだってもある市民の方に言われまして、この周りをきれいにしていただきたいということを、その方々もおっしゃってました。「植物が伸びているのを勝手にはカットもせられんろうしね」、「言うてくれたら引くし切るのに」というありがたい声も聞くんですけれども、それだったら公民館の方に「私が刈りましょうか」と言っていたらいいと言われるかもしれませんが、そういったところで、先ほど言った「こういった方を公民館としては募集してますよ」みたいなことにも利用もできるかなと思うんですけれども、④の質問に参ります。

公民館の玄関の両側にある花壇と申しまししょうかスペースなんですけど、そこに協力をしていただけるボランティア団体や子供たちと一緒に、四季折々の花を植えてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

四季折々の花を植えるような花壇にするには、先ほど村田議員が言われましたアベリアの花木を撤去して、それから、土なんかも入れかえてということになると思います。となりますと、作業や経費が相当必要になるのではないかと思います。当面は、現在の花壇をもうちょっと手入れして維持していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 先ほどのこの部分ですが（スクリーンを示しながら説明）、この部分にはアベリアを植えることはすごくいいと思うんですけども、町先生のこのあたりですが、ここはアベリアがまだ広がっておりません。草も結構たくさん生えていたりしますので、この間にお花を植えるといいのではないかなと思うんです。

確かに植物を植えるということは、水やりとかさまざまな管理面で時間と手間をとられると思うんです。幸いにもこの入り口のところには水道がついておりまして、お花に水をあげることは簡単にできるようにもなっております。

人権の花植えて小学校なんかには花を子供たちと一緒に植えるんですけども、子供たちはポットに入ったパンジーとかのお花を本当に優しくとって、大切そうにプランターに順番に植えていってくださいます。

人権の場合は、後の水やり等で人権の思いやりの心を育てるようになっておりますが、石碑のところにお花を植えてみてはいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 現在も職員がそちらの植栽のほうを管理しておりますので、できる範囲内で考えてみたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 確かに公民館の職員の方も少ないというところは重々わかっておりますが、それにかえれないものもありますし、またボランティアの方を募るといってもできますので、またご検討をお願いします。

それでは、平成29年9月の定例会におきまして、同僚議員の方から、公民館の南東出入り口の利用について質問がございました。交通安全上さまざまな点からの質問だったと思います。

答弁では、「ロビー及び事務室から死角となっており、来客者の安全の確保、またセキュリティー面における対応が困難であるということから、職員専用の出入り口としております。来館者の安全確保は最優先課題でありますので、今までどおり正面玄関を利用させていただきたいと考えております。」との答弁でした。最後に、「どのような方法であればこの出入り口が一般の方に開放できるかについて、館長と協議、検討をしたいと考えております。」との答弁でした。

ここでスクリーンをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。

これはドアが2つありますが、正面に向かった左側、東側から入ったところでございまして、これなんですけど、この幅がはかってみたら1メートルありました。入ってすぐ事務所が全く見えません。それで私が7歩ぐらい左へ入りますと、やっこここの事務所が見えてきたというところでございます。ここですね。しかし、事務所はもうほとんどドアが、この日はたまたまあいてましたがふだんは閉まっています、席もこちらのほう向いては座っていませんので、全くロビー自体が見えないというふうに感じたんですけれども。

それから、もう1本立っているところの柱のほうは、これが1メートルのほうです。先ほどのが1メートルのほうで、その右手にあるほうは75センチぐらいでしたが、それは余り入り口に関しては関係がないところでした。

この写真、そして一番希望が多いのが、ここの職員通用口のところでございます。最近では廊下のほうにも、以前は通せんぼをしておりましたが、そして「この先職員専用出入口につき非常時以外は通行しないでください 館長」と書いていたのがあったんですけれども、この通せんぼは最近のはけてくださっているように思います。しかし、この肝心なところが通行できないのでどうなのでしょう。駐車場のほうも、このようにすごく大きい車が、ここに駐車をされますと、この歩道がもう本当にありませんので大変危険なゾーンになります。

以上のことを申し述べまして、進捗状況など質問をさせていただきます。

⑤です。

公民館利用者の切実な願いでございますが、健康面、交通安全、利便性を考慮して、南東出入口の利用ができるようにならないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 公民館の南側出入口につきましては、職員専用のために備えているものであり、傍らにはセキュリティー装置の設置もしております。内側はステージ袖への通路でもあり、ステージイベントでの利用者の待機場所ともなっております。その通路を不特定多数の方が利用することになりますと、ステージを利用されている方に支障を来すことも考えられます。また、夜間や休日は公民館は日直1人体制ですので、セキュリティーの問題も出てきます。このようなことから、現在のところは南側出入口のほうは一般には開放しておりません。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） イベント等のときは、もちろん袖の入り口になるのでしょうから、それは厳しいかなと思うんですけど、自分が言っているのは平日の利用ということでございます。

本当に公民館は赤ちゃんから高齢者の方までたくさんの方が利用するところでございまして、日ごろの安全が一番かなというふうに思います。そして、たくさんの方がいます。あそこの通路を何とか開放していただきたいという声もたくさん聞きますので、

ぜひそのようにしていただきたいんですが。先日も玄関前がスロープになってて、それはいいのですけれども、その先に段差とグレーチングがあるために、手押し車とか台車がなかなか通りづらくて、ガタガタガタガタして、そのグレーチングの中にせんだってタイヤの輪が入ってしまっただけで外れなくなり、大変困っている方も見受けました。この通路が通れると、こういったこともないのにといいうふうなことで嘆いておられました。最近もまた本当に、この駐車場なんかも危険を感じるようなことがあったりということで、あと雨の日は本当に遠く感じるようでして、通行されている方が車から水しぶきを浴びせられたりすることもあり、本当に通りにくいと。

角のところになります。プランターを置いていますよね、そのプランターの花が以前はなかったんですが、今、花をきれいに植えてくださってすごくかわいいと思うんですけれども、通行にはすごく、3つのプランターを斜めに置いていますので、これは多分駐車をここにすることはできませんよというふうなことだと思ってしまうんですけれども、すごく通りにくいというふうな声を聞きます。横にちょっと移動させていただくか、2つぐらいにさせていただいたら、まだ通りやすいというふうなことを聞きますので、そこもまた考慮していただけたらと思います。

同僚議員の開放してほしいとの質問に対する答弁では、セキュリティー面における対策、つまり不審者対策ということだと思ってしまうんですけれども、駐車場から2階にだと思ってしまうんですが、自分がこの前も見て思ったのが、駐車場から2階に行くところ、外階段になります。そちらのほうは2階、3階からの非常出口にもなっていて、施錠ももちろんされておりません。外階段で2階、3階に上られるわけですので、エアコンとか今の時期のつけてないときには、2階、3階も窓をあけて会議等をいたしますので、誰でも外から自由に入れるというふうなことで、その南東の入り口だけではなくて危険を感じるころはほかにも考えられるかな。正面玄関ももちろんそうですし、そういったところでたくさん考えられるのではないかなというふうに思います。

そこで、安全対策の1つとして、通行許可にさせていただくためには防犯カメラの設置も1つの方法ではないかと思ってしまうんですが、基本的に余り防犯カメラは好きではないんですけれども、安全のためには、これはやはり先ほども夜のことで課長もおっしゃっておいりましたので、そういったものがあると、いざというときにすごく役に立つとは思っています。

通路が大変暗いということもありまして、LEDのライトを取りつけて明るくするとかさまざまなことを考慮されて、日々利用されている利用者のために質問ですが、快適な使用を願って再度、もう一度、開放してしていただけないか、何とか検討していただけないか、たくさんの方々の声を何とか聞き入れていただけないか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 南側出入り口について、防犯カメラの設置などの対策を講じた場合、どこまでセキュリティーなどが高まるか、専門業者などの意見も聞いて、よりよい対策方法が見つかりましたら、前向きに検討したいと考えておりま

す。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ぜひとも前向きに検討のほうをよろしくお願いいたします。
本当に市民の方々の声は多いです。よろしくお願いいたします。

それでは、3つ目の質問をさせていただきます。

恐れ入りますが、ここで訂正をお願いいたします。

題名の「子どもネウボラの設置を」とありますが、「子ども」をのけていただきたいと思います。そして、⑦の質問の最後のほうの「子どもネウボラ」の「子ども」の削除をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、3、ネウボラの設置を。

ネウボラはフィンランドの子育て支援の取り組みで、助言・アドバイスの場所という意味だそうです。フィンランドでは、妊娠に気がついたらまず、近くにあるネウボラを訪れることから始まるそうです。医師や保健師ら専門職が配置され、妊娠中に最低でも8回から9回の健診と、出産後も2回の健診が行われ、子供に対しては15回の健診をしているそうです。必要に応じて家庭訪問も行われ、また保健師や医師だけではなく、ネウボラを通じて栄養管理士、リハビリセラピー、ソーシャルワーカーともつながることも可能で、利用者にはワンストップの、1カ所ということですが、サービスが受けられるということです。最近では総合健診、家族全体の健康調査が行われるようになったようです。家族全体の健康や幸せが子供の健やかな成長につながるという考えからです。経緯は、両親の健康や幸せ、生活習慣が子供たちの健康と幸せに大きな影響を与えるとの調査結果が出たので、規定に盛り込まれたようです。

先ほどまで申し上げたのは、ネウボラという仕組みのほんの一部でございます。

厚生労働省の発表では、2015年なんですけれども、日本で虐待され死亡した子供の約4割がゼロ歳児で、加害者の4割が母親となる大変衝撃的な結果が出ております。ところが、フィンランドでは出生率を伸ばしておりまして、児童虐待死を激減させたそうでございます。このことは、ネウボラの支えがとても大きいと考えられております。

できるだけ同じネウボラ保健師が産前から定期的に会話を重ね、子供家族と信頼関係を築き、必要に応じて専門のコーディネーター役としてかかわっています。この時期にしっかりと、妊娠からですけれども母親の役割、父親の役割、家族とはなど、専門的な立場から温かくアドバイスしていただける方が必要と思います。

香美市も平成29年4月から、香美市役所の2階にある健康介護支援課内に「子育て世代包括支援センターすこやか」を開設しております。これは本当にうれしかったです。部屋の中にはベビーベッドがあり、かわいいカットなどもあって温かい感じの相談室がございます。母子保健コーディネーターの保健師、助産師の方々が中心となって、子育て世代の妊娠・出産・育児のさまざまな問題、悩み、相談に対応され、必要に応じては専門職や関係機関との連携をとって支援をされているようです。

それから、中でもいいなと思ったのは、「保健師にご相談ください」として、似顔絵入りのカードをつくっているというところです。皆さんがすごくよく似てて親しみが持てる、写真ではない温かみを感じるカードとなっていました。それをいただいた方は、すごく相談しやすいのではないかなというふうに思います。住んでいる地区の担当保健師さんの名前が、それによって名刺がわりになっているというふうなことです。

妊娠、出産から子育て期にわたって親子を切れ目なく支援する子育て世代包括支援センター、これは日本版ネウボラと言いますが全国に広がっています。地域社会から母子の孤立を防ぐ体制として、非常に重要な仕組みです。

本市の取り組み等、以下お尋ねいたします。

①です。

平成29年4月から、子育て世代包括支援センターが開始され2年が経過いたしました。組織の構成とその経過をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑ君。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

香美市では健康介護支援課内に「子育て世代包括支援センターすこやか」を設置し、母子保健コーディネーターとして、専任の助産師1名と、母子保健業務と兼任の保健師1名を配置しております。また、先ほどご紹介もありましたが、香美市は保健師の地区担当制を導入していますので、地区担当保健師を含め、また職員には栄養士、看護師もおり、母子保健事業と一体的に事業を実施しております。

主な業務として、母子健康手帳交付時に全ての妊婦さんと面接を行い、困っていることや心配していることがないか聞き取りを行い、不安等に対応するようにしております。また、妊産婦等の電話や来所相談、家庭訪問等を通じて、さまざまな妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、情報提供や助言等を行っております。

中でも支援が特に必要な妊産婦さんには、医療機関等関係機関と連携しながら支援を実施しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ネウボラは、普通どおり月曜から金曜日までと、あと時間のほうは8時半から5時15分というようなことでやっておいでということで、そこで、対象者の年齢をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑ君。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 対象者は、子供さんの場合はゼロ歳から一応18歳までとなっておりますが、施設の特性上、大体就学前の方が多くなっております。あとは妊産婦さんとか、あとはご家族の方のご相談に応じて、年齢は特に限ってはおりませんけども。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 家族までというふうなことでお聞きいたしました。18歳までとなっていて、すごく幅広く対応してくださるという思いが伝わりました。

それでは、②の質問です。

このセンターの2年間の利用率を妊娠中、出産後、育児期で何名ぐらいおいでたか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑ君。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

母子健康手帳の交付は、平成29年度は136件、平成30年度は143件となっています。来所、電話、訪問による妊婦さんへの対応件数は、平成29年度は延べ482件、平成30年度は延べ450件です。出産後ですが、出産後は新生児訪問を中心に、来所・電話・訪問対応で、平成29年度は延べ534件、平成30年度は延べ546件となっております。育児期としましては、就学前までの子供さんのいる家庭への対応として乳幼児健診もやっておりますので、乳幼児健診後のフォロー等も含めまして、平成29年度は延べ1,186件、平成30年度は延べ1,171件となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 人数的には、私が思ったよりはすごく対応ができていかなというふうに思いました。

③の質問です。

関係機関との連携が必要だと思います。相談の内容等により、ケース会議や検討委員会のような会議は行っているのでしょうか。また、どのような仕組みになっているかお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑ君。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

妊娠期からの支援を強化するために、産科のある医療機関との連携を強化しております。連携先としましては、JA高知病院と高知大学医学部附属病院の2医療機関と定期的に連絡会を開催しております。その中では、特に支援の必要な方について情報共有や支援方針の確認など、連携のとれる体制をこの2年間で整えてまいりました。

また、庁内では、子育て部門、それから福祉部門からも参加を得て、妊婦支援検討会とか母子保健連絡会、個別支援会議等を開催し、支援が必要と考えられる方については、ご本人や家族の意思を確認しながら、医療機関を初め関係機関との連携をとり、必要な支援について検討しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） さまざまなところ、また病院とも連携をされているということで、始めてから2年間ではありますが、組織としてすごく構築ができているという

ふうに感じます。

④の質問をさせていただきます。

この制度は余り知られてないように思います。母子手帳を発行するときに、このセンターのチラシを手渡すということを初め、周知を直接していると思いますが、それ以外にはどのような内容で行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑ君。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

窓口以外では、広報香美とか香美市ホームページへの掲載、それから、新聞販売所さんが配布している通信への掲載を最近始めております。あと、子育てサークル交流会等で子育て支援関係の団体さんにチラシを配布して紹介していただくなどの周知を行っております。また、保育園に併設されている地域子育て支援センターにも、利用者向けのチラシ等を掲示していただいております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） それでは、⑤の質問です。

さまざまなところと連携もできているというふうなことではございますが、妊娠から出産、そして育児までの総合的な支援は非常に重要で、そちらのほうもしっかりやってくださっているというお話ですけれども、現在の仕組みで万全だと思われませんか。このところというふうな検討するところはないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑ君。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） さまざまな連携とか、関係機関との調整などはうまくいっているとは思いますが、今、皆さんがいろいろお考えになっているように、妊娠・出産・育児を取り巻く家庭の背景が非常に多岐にわたってきていますので、常に現状を見据えながら、今後もよりきめ細やかな対応ができるように、不断の見直しが必要と思っております。それを行いながら、体制を整えていく必要があると考えております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 見直しをしながら検討を前向きに進めていくということで、お願いいたします。

それでは、⑥のネウボラの見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑ君。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 「ネウボラ」とは、妊娠・出産・子育ての総合相談窓口となる市町村の、うちでいうと「すこやか」になりますが、子育て世代包括支援センターや児童福祉部門、地域子育て支援の拠点となる地域子育て支援センター「なかよし」とかですが、あと保育所、幼稚園などの関係機関が連携しながら取り組んでいく、妊娠・出産・子育ての切れ目ない相談支援体制と考えております。香美市

に合った相談支援の体制を整えていくことが大切だと考えております。

香美市では、既に関係機関が連携しながら、重層的に子育て家庭を支援していると認識しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 最近は核家族が大変多くなっておりまして、先ほど課長のほうからも、家族的なことで不安があるというお話を聞きました。昔でしたら、本当に自分の母親であったり地域の方であったり、たくさんの方々が寄り添ってさまざまなことの支援、ご助言をいただいたように思います。

毎日、本当に忙しい中で、そういったゆったりとしたような時間を、私たちは過ごさせていただき現在に至ったと思うんですけれども、最近では本当に、ネットで検索をしたり、あと本からの情報で子育てをされているという方がいるというふうなことを聞いております。本やネットだけではなく、直接じっくりとお話を聞いてくれる人が、ぜひとも必要でございます。

このフィンランドのほうのネウボラは、1人の保健師さん、または助産師さん等が1人の方をずっと対応していくというふうなところで、そちらのほうはなかなか今現在は難しい、人数も足りませんし厳しいと思うんですけれども、それがいいか悪いかは別にいたしまして、そここのところはすごいなというふうに思いました。

⑦の質問をさせていただきます。

妊娠から就学前にかけての子供と家族を対象とする支援制度であり、かかりつけのネウボラ保健師を中心とする妊娠、産後、子育ての切れ目のない支援のための地域の拠点、ワンストップ、全てを1カ所で対応できる仕組みのネウボラの設置が、今現在、少しここに至ってないところもあると思うんですが、そういったワンストップ型に将来できたらいいかなと思いますが、それについての見解をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑ君。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） ワンストップと申しますと窓口が1つになってしまうという、利点もありながら欠点もあると考えておりまして、既に香美市のほうでは、連携を庁内でも、それから病院のほうとも連携をとるようになっていきますので、ネウボラの設置ができていると認識しております。

この横の連携を密にしながら、今後も母子保健コーディネーターと地区担当保健師、また福祉事務所、地域子育て支援センター、保育園や幼稚園などが一体となって、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行えるよう、現状を踏まえながら体制をより強化していきたいと思っております。

その中では、特に寄り添っていく支援ということで、お母さん方、ご家庭を孤立させないという方向性でやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） このネウボラという制度でございますが、香美市のほうも
どんどん利用率も上がってきていると思うんですけれども、高い利用率が実現できまし
たら、児童虐待のリスクの早期発見、そして早期治療につながり、子供の健やかな養育
環境をつくることのできる大切な仕組みだと思います。

今後とも子供たちの未来のため、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

次に、14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。私は住民こそが主人公の立場で一
般質問を一問一答方式で行います。

まず、保育の無償化についてから、お伺いをいたします。

幼児教育・保育を無償化する、改正子ども・子育て支援法が成立し、本年10月から
の実施となりました。無償化は歓迎されるものの、逆進性の強い消費税の増税を財源と
すること、そしてまた、現在、保育料が免除されている世帯にとっては無償化の恩恵は
なく、消費税支出がふえるだけになる点、給食費や送迎バス代などが実費徴収になるこ
との影響、企業主導型保育や保育士が1人も配置されていない認可外施設であっても無
償化の対象とするなど、保育の質の確保、安全面も心配されるところです。

そこで、本市の保育がどのようになっていくのか明らかにしたいと思い、何点かお聞
きをしてまいります。

まず、①です。

本市で無償化対象となる施設を種別にお聞きいたします。施設型、地域型、私立、公
立、小規模とかいろいろあると思うのですが、分けてお答えいただけますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

施設型といいますか認可保育所につきましては、公立が6施設、なかよし・あけぼ
の・片地・新改・美良布・大栃保育園の6園と私立が1施設でひまわり保育園となりま
す。次に、地域型ですが小規模保育事業所が私立1施設で三育ほっとハウス。また、新
制度未移行幼稚園として私立2施設、土佐山田幼稚園と第二土佐山田幼稚園が対象とな
ります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今、挙げられました施設は全部認可施設と思ってよろしい
ですか。

それと、この地域型保育事業の認可基準の表をもらっておりますけれども、全てこれ
らの施設は認可基準はクリアをしていますでしょうか。全部、監査対象でしょうか。

それから、移行はしてないけれども、土佐山田幼稚園、第二土佐山田幼稚園も無償化の対象というふうにお聞きしたんですが、それは間違いありませんか、聞き間違いでしょうか、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 新制度に未移行であります、私立の幼稚園は対象となります。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 全部が監査の対象であるかどうかのご答弁を。認可基準に照らしてですね。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） はい。全て監査対象になると思っております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 移行してないけれども、幼稚園も無償化の対象ということでお聞きをいたしました。

それで、ゼロ歳から2歳を預けております課税世帯の方々は、これは無償化の枠からこぼれるということになりますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

そのとおりでございます。ゼロ歳から2歳につきましては、住民税非課税世帯のみということになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、②の質問に行きます。

本市で無償化の対象となりまゼロから2歳児の対象数、3から5歳児の対象数、それから、今、対象とならないゼロから2歳の答弁がございましたけども、その人数が何名なのかお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

ゼロから2歳児の対象世帯、市民税非課税世帯の園児は33名であります。それで、対象外となる方が270名となると、直近の6月分に当てはめて抽出しますと、そのような数字になっております。

それから、3から5歳児の対象者につきましては、香美市外の施設を利用している園児を含めて403名となっております、また、5月1日時点で香美市の3歳から5歳児が土佐山田幼稚園に44名、第二土佐山田幼稚園に64名、合計108名在籍しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） その無償化の対象にならないゼロから2歳児が270名ということで結構多い数と思うのですが、私はこうした機会には、こういう方々にこそ手厚い支援が要るのではないかと思うところです。

新聞報道でもこうあります。保育の無償化に関する記事について「幼保の無償化はお得」というタイトルで記事がございました。その中で、無償化が必要なのは3歳児よりもゼロ歳児、高知市内の園長はそう訴える。母親の産後鬱や児童虐待などの社会問題を踏まえ、周りが支えてあげないと育児が難しい保護者は少なくない。ゼロ歳のうちから預けやすい環境になれば、保育士に相談したり日々のストレスを軽減したりできると思うと現場の実感を込めるという記事がございましたが、課として、課長、どのようにお考えになりますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 同じ新聞記事は私も見ておりますし、さまざま報道されておりますので、対象が今回はゼロから2歳の課税世帯は対象外になったということとか、今回の改正で入所する児童がふえた場合の待機児童の問題とか、さまざま課題があるというような報道は見ております。

ただ、4月にこの法律が通っておりまして10月から開始ということで、担当部署としては、もうそれに合わせて精いっぱい準備をしていくということしか考えておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） さまざまな課題がありながらの無償化ということで、また始まりまして何カ月かたつと、ちょっと対応しなければならないようなことがふえるかもしれませんね。

それでは、次に③の質問に移ります。

無償化の対象となる保育施設で、実費徴収をされております費目と金額をそれぞれにお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

直近の事例で申し上げますと、実費徴収しているものについては、公立保育園では5歳児の遠足時の昼食代、これは昨年の例でいいますと650円と、遠足時の保護者の入園料、これは施設によってちょっと変わりますが360円とか460円とかの施設の入園料。それと、自由購入ではありますがカラー帽子、赤と白とかの帽子ですね、それが1,000円程度。それと一部の園ですが、持ち帰りの絵本代に400円を徴収しておるといことです。それと、私立のほうでは、ひまわり保育園で防災用品代として700円、アルバム代が2,000円、三育ほっとハウスでアルバム代が2,000円とい

うことです。あと、災害共済給付制度加入掛金としまして、公立で300円、ひまわり保育園、三育ほっとハウスが210円を徴収しております。

それと、幼稚園のほうなんですけれども、土佐山田幼稚園、第二土佐山田幼稚園を含めてですが、年間の教材費が1万3,000円、スクールバスの維持費が2,000円、私立幼稚園連合会費が1,150円、それと、傷害保険加入保護者負担が200円程度となっています。それと、利用家庭のみが負担するものとして、スクールバスの利用料が毎月3,000円、居残り保育料が毎月3,000円となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） いろんなものが実費徴収をされているということがわかりました。

それで、これらの実費徴収は、現在、保育所でそれぞれに行っているということですか。保育士がというか保育所で行っているかどうか、幼稚園は幼稚園で行っているかどうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

この実費徴収の分については、各施設で行っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そうしましたら、次に④の質問に移ります。

給食費が実費徴収になるという、今回の無償化に際しまして、それが大変問題視をされておりました。給食費は現在、公定価格に含まれておりますね、保育料として徴収をされております。今現在、保育料が免除されております世帯の給食費はどうなりますか。実費徴収が発生し、負担が今よりふえることはありませんでしょうか。

また、この給食費の実費徴収をするところにつきましては、これも園が行うようになるでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃったように、給食費につきましては、今まで保育料として徴収しておりました。それで今回、給食費が実費徴収ということになっておりますけれども、今まで無償というか低所得者層等で保育料が減免されておった方がふえるということはありません。給食費も今まで保育料として、例えば保育料がゼロ円であった方はゼロ円のままといいますか、ふえることはございません。

あと、徴収につきましては、公立の保育所につきましては市が徴収します。認定こども園等については、施設が徴収するということになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 少し安心をしましたがけれども、現在、無料でない方は、やはり給食費は実費徴収になるという捉え方でよろしいですか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

今までいただいていた保育料の中の給食費部分を除いた部分が無償になるというような形ですので、皆さんが保育料としまして保育施設に支払う金額は下がりますけれども、給食費部分だけは徴収になるということになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 先ほどお聞きしました非課税世帯の方は給食費実費徴収の分も措置をするということで、それであれば私は公定価格から分離をしなくてもよいと思うのです。保育の今回の無償化に関して説明会があったと思うのですが、給食費をなぜ実費徴収にするのかの説明はありましたか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

その点の説明はございません。基本的に事務的な説明で、なかなかまだ読み込めていない部分もありますし、分析し切れてない部分もあります。また来月も説明会があるようでございますけれど、なかなか複雑な制度になっておりますので、そのなぜというところの説明はございませんでした。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 給食費なんですけど、この地域型保育事業の認可基準を見ておきますと、保育士の配置数、施設の面積、職員資格などとともに給食の基準もあります。園で調理するしない、それから調理室、調理員さんの配置、これが認可基準としてあるからこそ、給食が保育料の公定価格の中に含まれているわけですね。

つまり、保育は食育という考え方が貫かれておまして、子供の成長・発達に大変大事なものだと考えます。個人的な見解になるかもしれませんが、給食費を無償化の対象から外すというのはおかしくないかと思うところですが、その点、課長、いかがお考えですか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

給食費につきましては、これは家庭で保育しても必要ということもあろうかと思えます。確かに給食費については無償化といった考え方もあろうかと思えますけれども、実際、ご家庭で保育されている方は自分のところで支払っておるといいますか、つくっておるといってもございますので、今のところやむを得ないのではないかと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に⑤の質問に移ります。

以前、公立保育所の運営費の財源に関する質問を行いました。2004年から公立保育園のみ国・県の分が一般財源化されまして、市町村の負担が4分の4となりました。しかし、これにつきまして政府は、県及び市が負担する分は基準財政需要額に反映をさせて、地方交付税に含む仕組みとなっているとのことでもあります。

今回の改定におきましても、やはりこの保育料につきまして、財源区分は変わらず、措置をされると考えてよろしいかどうかお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

幼児教育無償化に係る地方負担につきましては、地方財政計画に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政需要額に算入するということとされております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に⑥の質問に移ります。

無償化になりましたら保育所への申し込みがふえるようになるのではないのでしょうか。どのように予測をされますか、香美市の保育を見た場合。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

ゼロ歳児から2歳児についての増加は見込んでおりません。3歳児ないし5歳児につきましては、4月1日時点の香美市の人口からしますと、何らかの施設へ入所が確認できている人数を差し引いた数が3歳児で12名、4歳児で4名、5歳で2名となっておりますことから、若干増加する可能性があると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そうすると待機の心配も出てくるわけですがけれども、今、課長もおっしゃいましたように、保育に通わせている人もいれば通わせておられない、あるいは通わせられない方もいます。無償化が始まると、こういう状態ですと、市内で同じように保育を必要とする親子の間で格差が生まれることを私は心配します。

保育園のほうが無償になるなら、そちらに応募しようという気持ちも起きても不思議ではありませんし、そうなる、これまで幼児教育とともに保育の受け皿としても役割を果たしてきました施設への影響なども心配をされます。待機児もふえるという心配もありますが、何か対策をお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、3歳児ないし5歳児で園とか幼児教育施設等を使っていないと思われるお子さんは18名でありまして、現在、土佐山田町内の保育園は3歳児で14名、4・5歳児で35名のあきがございますので、多分、若干ふえてもその部分は吸収できるのではないかと考えております。

ただ、何回かお話も出たところですけど、年度当初の予想について、このゼロから2歳児につきましては、年度当初は待機がなくても年度末が近づいてくると若干待機が出てくるというようなことが毎年発生しております。これにつきましては、なかなか新規入所枠を確保する必要もあるため、低年齢児の枠を控えざるを得ないところでありますが、毎年の入所申し込み状況から、1歳児が多ければゼロ歳児室を1歳児が使えるように改修するとか、保育室の流動的な使用を可能にしておくといった対策が必要だと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） その対策を考えていただいて、何とかなるのではないかと
いう見込みでしょうか。

では、そのご答弁を受けまして、次、⑦の質問に行きます。

待機児童とカウントする、しないの指標が国から示されておりますね。いつも待機児童の数を聞くと、国に報告する分はゼロという、ちょっとわからない答弁が返ってくるのですが、私はこの待機児童の指標、数え方の中に、子供の育ちという観点が抜けているのではないかと常々思っております。

保育園を考える親の会という市民グループがございまして、これは首都圏を中心に400名弱の会員が在籍をしております、情報交換や意見表明を行っております。その中に、日本の労働経済学者の山口慎太郎氏が行った研究結果をちょっと簡単にご紹介します。

社会経済的に恵まれない家庭の子供が2歳時点で保育所に在籍していたかどうかにより、子供の多動性、攻撃性などに差が出る。そして一方では、しつけの質や母親の幸福度が上がったという研究があるそうです。アメリカでも同様の研究がございまして。

保育園を考える親の会では、この研究結果を引きながら、子育てが苦しい家庭に3歳未満から適切な保育を提供することの意義、ゼロから2歳が無償、あるいは安価で認可保育所を利用できるようにすることの大切さを述べております。

そこでお聞きをいたします。

待機児童対策は子供の育ちにとってどうなのかを第一義的に考え、産休明けの希望時も心配なく入れるよう、認可施設の整備をきちんと進めていくことが抜本的な対策になると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

先ほどご答弁しましたとおり、年度当初は待機がなくても、この園だけ、この園が希望といった形で、他の園があいておっても希望されない、待たれるという方等は、国への報告では待機としていないところです。

香美市としては、そういった方も一応待機の名簿には上げておいて、順次あきができたらお知らせするというような対応もしておりますが、なかなか今、施設整備等が難しいところで、何とかそういったところで対応はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ぜひ、子供の育ちという観点から考えていただきますように、対応もしていただいておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に2点目の生活保護情報の…。

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。

（午前 11時52分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○副議長（島岡信彦君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

議事日程に入る前に報告します。20番、比与森光俊君は、通院のため早退という連絡がありました。地方自治法第106条の規定により、議長を交代します。

一般質問を続けます。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、2点目の生活保護情報の取り扱いについて、お聞きいたします。

生活保護行政の現場に検察や警察が保護受給者の個人情報を知り、無条件に提供する自治体があるとの報道がありました。憲法は捜索や押収に令状主義を採用しております。個人情報も裁判所の令状があれば、警察や検察は企業などに強制的に提出させることができるようになっております。

ところが法律により、これは刑事訴訟法第197条の第2項ということですが、この法律によりまして、令状がなくても捜査関係事項照会の文書などで、対象団体や企業に情報提供を要請することができるということです。電話会社やコンビニ、交通機関など、そしてまた家電量販店、官公庁などに対し、取得できる情報は商品購入の履歴や銀行口座、顔写真を含む運転免許証の写しなど、360種類に及ぶそうです。

任意でありますので、情報提供に応じなくても罰則はないそうですが、運用実態が不透明なために、それが本当に犯罪捜査のために必要だったのかどうかは外部チェックができません。当事者の関知しないところで行われることも不気味であります。令状なしに幅広い情報が収集されることにメディアも警鐘を鳴らしております。

なぜこのような照会が生活保護行政の現場に及ぶのか、また、庁内の他の課でもそういうことがあるのか知りたいところですが、基本的人権の侵害にもなりかねない重大な問題としてお聞きをいたします。

①です。

本市にもそのような事例があるでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えをいたします。

平成30年度におきましては、検察から1件、警察から4件、合計5件の照会がございました。照会の趣旨、必要性を十分に検討した結果、香美市個人情報保護条例第8条第1項ただし書きの規定に基づく個人情報の外部提供を5件行っております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） その調査はどのような名目で行われたということは、提供する側はつかんでおりますか。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えをいたします。

照会事例は全て刑事訴訟法第197条第2項に基づく、捜査関係事項照会書をもって行われたものでございます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 犯罪の捜査ということだと思っておりますが、そのあたりは言えることでしょうか。また、どんな情報が提供されたのかも言えますか。お聞きしたいです。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えをいたします。

照会の根拠といたしましては、被疑者から生活保護受給中との供述があり、照会されたということでございます。

照会の事項でございますけれども、これまでに照会のあった事項は、生活保護費の支給開始日、支給方法、支給年月日、支給金額を含む支給の状況、加えて支給の理由、疾病の有無等でございます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今ご答弁のありました内容につきましては、記録は公文書として残しておりますか。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えをいたします。

個人情報の外部提供につきましては、照会案件ごとに所長決裁に基づき決定を行っております。関係文書類は公文書として管理しております。

また、個人情報保護条例第8条第2項及び条例施行規則第6条第3項に基づき、外部提供記録表に記録しております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） お聞きしようと思ったのですが、所長のほうで個人情報保護条例第8条で、それに沿って行われているということのご答弁をいただきました。

1つお聞きしたいのですが、この個人情報保護条例の第8条で、審査機関に諮った上でとあります。それは手続を踏んでおられますか。お答えいただいたでしょうか、ちょっとそれを確認。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

香美市個人情報保護条例第8条第1項ただし書き第4号に定める「実施機関が審査機関の意見を聴いて、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき。」に外部提供ができるものとして取り扱っておるところでございます。

審査機関の意見に関しましては、香美市個人情報保護審査会による審査会の了承する例外的取り扱い類型及び個別事例、4の個人情報を例外的に外部提供することについて、（1）類型3で、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査機関等からの照会に対して報告する場合を妥当と判断されております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） きちんと手続を踏んでやっておることはわかりました。

保護申請に関しまして、保護の申請者は申請しました後に、審査の過程でさまざまな調査があります。受給に至ることもあれば却下となる場合もありますが、情報は収集をされます。個人の職歴、結婚歴、あるいは離婚歴、家族・親族の状況、身体状況、銀行の口座など、極めて高度なプライバシーの情報でございます。市は、職務遂行上必要でそれをファイルをして持っておりますが、令状のない捜査に対して、安易に保護受給者や申請者の情報を提供するようなことがあってはならないと思います。この点についての見解をお聞きします。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えをいたします。

先ほどご説明いたしました審査会の意見につきましても、ただし書きで当該個人情報を使用する目的に公共性がある場合、または実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ提供する個人情報の内容、当該目的、その他

の事情から見て、本人の権利・利益を不当に侵害のおそれがない場合に限るという条件が付されておりまして、条例施行規則第6条による調査を含め十分検討し、判断しております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） わかりました。

なぜこの質問を取り上げたかといいますと、今回のようなことが報道にもあるように、捜査機関の恣意的な捜査につながる、これを危惧いたします。

それともう一つ、以前、国会で人気タレントの母親が生活保護を受給しているのは問題だとする質問があったことがありました。週刊誌等ではタレント名も公表され、生活保護バッシングが強まりました。生活保護法違反とも言えない事象であり、人気稼業であるタレント本人と関係者のこうむった不利益は、はかり知れません。

情報の扱いについては、所長申されましたけども、くれぐれも慎重な対応をするよう、再度この場での答弁を求めます。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

生活保護受給に関する情報は、その取り扱いに特に配慮を要するものとして、市が定めた記述等が含まれる個人情報であることから、照会者が捜査機関であるか否かにかかわらず、安易に情報提供することは許されないとの基本姿勢で対応しております。

法令に基づく事務を遂行するために必要な情報であり、公益上の必要があるかを判断するために、利用目的について可能な限り聴取し、提供が可能と判断した場合でも、審査会の了承する例外的取り扱いであることを念頭に、回答範囲を定めて回答しております。書類の複写は最小限にとどめ、必要事項を抜き書きして書面にするなど、提供する内容を絞り込んでおります。報道にありましたような、情報を無条件で提供するといった対応はございません。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） はい。承知いたしました。

それでは、3点目の放課後等デイサービスについて、お伺いをいたします。

放課後等デイサービスは、2012年の児童福祉法の改定によりまして設置された、障害児の放課後や長期休暇の居場所であるとともに、訓練を受けることができる福祉施設であります。現在、全国で17万人以上の利用があるとのこと。本市でも1カ所、民間業者さんが運営をされております。

児童福祉法改定以来、始まった放課後等デイサービスは、潜在的なニーズを掘り起こし、全国的に開始時の4倍までふえました。ところが2018年4月の障害者福祉サービス報酬改定で事業所の収入が減り、ほとんどの事業所で運営が厳しくなっているとの

ことです。これは本市の障害児福祉にかかわる問題でもあることから、質問を行います。
まず、①でお聞きいたします。

放課後等デイサービスの制度の概要、これは法体系や、そしてわかりましたら財源、具体的に申し込みはどのようにするのか、申し込める人は誰なのか、費用負担があるのかないのか、わかる範囲で結構ですのでお答えください。

そして、本市にある施設での受け入れ状況、区分などをお聞きいたします。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えをいたします。

放課後等デイサービスは、平成24年4月に児童福祉法に位置づけられた比較的新しい障害児通所支援の一つでございます。法の規定では、学校に就学している就学児を対象に、授業の終了後または休業日に、生活能力向上に必要な訓練、社会の交流の促進、その他の便宜を供することとされております。

サービス事業所におきましては、放課後児童クラブなどの一般的な子育て支援策を専門的な知識、経験に基づきバックアップする後方支援としての位置づけとともに、子供の育ちを支える力をつけられるよう支援することや、保護者の時間を保障するためにケアを一時的に代行する支援を行うことなど、保護者支援を行う側面もございます。

報酬につきましては、1人当たり1日ごとの基本となる単位を、定員と利用している障害児に占める指標該当児の割合をもとに定め、専門職員等の配置や支援内容によって、個別に加算する仕組みでございます。

事業所の給付費算定の基礎となる区分情報は、高知県が管理する情報で非開示情報であるため、個別の答弁を差し控えさせていただき、全般的な傾向をご説明いたします。高知県内の状況は、区分1が1事業所、区分2が48事業所となっております。

利用状況につきましては、市全体での利用者数が平成30年度704人、これは延べ利用者数でございます。年間給付額が約5,400万円で、平成27年度における延べ利用者数284人、給付額約2,070万円に比較して増加しております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） この事業の財源、国とか県・市の負担割合があると思うのですが、それに関しましてはわかりますか。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 申しわけございません。ただいま手元に資料がございません。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） それでは、先ほどのご答弁を受けまして、報酬の話もございましたが、この放課後等デイサービスは、児童発達支援管理責任者専任加算が途中から廃止されました。また、2018年度からは食事、排せつ、入浴、移動及び行動障害

関連項目によって、利用する子供の障害区分を1と2に分けて報酬に差をつけました。

この区分認定は自治体が行うということですが、区分の状態は結構なんです、区分をどうやって市は決めたのか、その点をお聞きいたします。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

区分の評価につきましては、研修を受けた市職員、または非常勤職員が実施しております。特に指標該当児につきましては、日常生活動作である食事、排せつ、入浴及び移動のうち、3つ以上が全介助を要する児童、または16項目にわたる調査の結果、13点以上の障害の程度があると認定された児童を認定しております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） この障害児の保護者の親の会というところも調査をしているんですけども、その区分の決め方が現実とギャップがある場合があるのではないかと。それで事業所は非常に報酬減になって困っている。同じようにどの子も手はかかるんだというようなこともあるんですが、区分を決める際に、本人への面談、施設とか保護者らから意見聴取を行った上での決定ですか。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

具体的な決定方法につきましては、保護者からの聴取といったことについては、存じ上げておりません。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 全国で8割以上の事業所が報酬減になっております。それで、十分な意見聴取で実態に応じた区分認定ができていくかということで、たくさんの苦情や意見が厚生労働省に行きまして、厚労省のほうでは区分の再判定を、そういう申し出があれば行うようにという通知も出しておるようですが、そういう再判定を行ったかどうか、あるいはこれから、もしそういうのがあれば行う用意があるかどうか。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 今お聞きした状況につきまして適切に対応するためには、やはり現在、認定の区分が適切であるかといった検証が一定必要であるかというふうには考えます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは次に、②の質問に移ります。

平成30年に厚生労働省が、全国の都道府県や指定都市に行った調査の結果があります。これを紹介しますと、平成30年3月末時点で事業所数が1万2,332カ所、平

成30年4月から9月までで、新開設もありますけれども廃止・休止の事業所が369カ所に及んでおります。

その理由は、先ほど申しました児童発達支援管理責任者の加配がなくなったこと、そして、そのために配置基準が満たせない、これを廃止の理由としたところが130カ所。それから、利用児童が集まらないが52カ所、基本報酬の見直しの影響が16カ所、事業所の統合が174カ所となっております。事業所の統合は、基本報酬の引き下げに対応するためのものと思われまふ。このような傾向は多分、全県で発生しているのではないかとと思われまふが、そこでお聞きします。

②です。

本市での報酬改定への影響は、把握をされておられますか。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

本市が支給決定をしております利用者に関しましては、平成30年度に実施された報酬改定の内容を反映し各事業所に給付しておりますが、本市以外の市町村からの給付額が不明であることから、各事業所における影響については把握することができておりません。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 本市の報酬改定への影響については数字がわかるということですが、所長、それをごらんになられてどういうふうにお考えですか。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

専門職員の配置などの加算や減算によるため、一律にふえた、または減ったということは、なかなか評価できないところですが、香美市の放課後等デイサービスに係る給付額を見ますと、利用者1人当たりの平均月額給付額が平成29年度6万6,140円から、平成30年度には7万7,081円というふうに伸びておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 経年的な流れを見ないといけないと思うのですが、高知市内の放課後デイに勤めておられる方のお話を伺うことができました。スタッフ体制もそこはなかなか手厚いと感じたことでしたが、どういう障害のお子さんであっても仕事をちゃんとするには、本当はスタッフは1対1ぐらいでないと言われておりました。そこも報酬改定で赤字経営だそうです。そして、預けておられる世帯の生活状況の困難性についても申されておりました。

本市の施設では、私の聞き取りをしたところでは赤字だと、赤字でも通ってくる子供

たちのことを思うと閉めることはできない、一体これをどこに言っていけばいいかと言われておりました。当該施設が、もしこれ事業所さんが困難になって閉鎖になれば、困るのは通所されている児童やその保護者です。市として一度、施設に行きまして話を聞くべきではないでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

個別の事業所の運営状況につきまして、本市が評価するという事はなかなか困難ではございますけれども、実情といったところを視察するという事も実際必要ではないかというふうには考えます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 私は、ここに通ってこられてる子供さんの保護者の方にもお話を伺いました。とても気に入って通所して来られて、学校でも特別支援学級で手厚い対処をしていただいておりますし、よそへ行ってただけどこちらに移ってきたということで、小さい子からも頼りにされて、すごく気に入って通所をしているんだ。そして、将来は自分もこんな仕事につきたいというふうに言うまでになったとあって、おうちの方が大変喜んでおられました。

私は、障害者福祉にとって大変大事な施設であると思います。そんなときに、やはり施設さんが困っているのであれば、市としても実情を聞く、また存続をしていけるような支援も考えていく、こうしたことが大事ではないかと思っておりますけれども、再度見解を求めます。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

障害福祉サービスの報酬改定後に、収益が急激に悪化したということであるならば、特定の事業所に限らない制度の構造的な問題に起因するとも考えられますので、県を通じて国に要望していくことも必要であるのではないかというふうに考えます。

また一方、個別・特殊な要因がある場合については、地域福祉における社会資源として、政策的な対応で対処することも考えられますが、いずれにしろ経営状況についての議論は、非常にセンシティブな問題でもありますので、別途、具体にご相談をいただければと考えます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 所長のおっしゃるとおりだと思うのですが、ぜひ一度、実態をつかんでいただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。③です。

職員さんの専門性の確保、配置状況は市としてつかんでおられますか。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

事業所における専門員や正規職員の配置状況は、事業者が高知県に報告することになっております。給付費の算定に必要な情報は県から市町村に開示されておりますが、事業経営に影響があるため、一般向けには非開示情報とされております。障害児通所支援の事業所指定を受けていることから、基準を充足しているものと考えております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の4点目の質問に移ります。

教育環境の整備ということでお聞きいたします。

憲法第26条では、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」としております。そして、第2項で、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」とうたわれております。

また、学校教育法の第5条では、「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」ことを決めています。

しかし、現実にはなかなかそうっていないのは、1970年代に、都道府県教育長の会が通知をしました受益者負担の考え方が背景として、歴史的にはあることがわかりました。公立学校でも保護者負担がなければ運営が難しいという状況があるようです。

本市は、その中でも教材の一部を、可能なものにつきましては学校に備えて、保護者の負担軽減を図ってくれてはおります。しかし、なお保護者負担はあると思います。

そこでお聞きをいたします。

①です。

学校で実費徴収をされます教材費等の平均額を、小学校、中学校別にお答えください。学年によって違うのかもしれませんが、調べていただいている範囲での答弁をよろしくをお願いします。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

学校で実費徴収されております教材費等の平成30年度の平均額は、小学校が4,760円、中学校が1万1,131円となっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今お聞きしましたのは、入学時といたしますか、全期間を通じてということですか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 入学時ということではなく、1年間に必要であった昨年度の実費徴収した教材費、例えば各教科のドリルでありますとか図工、家庭科、理科の実験等で使用するキットとか、運動会で使用する手袋とかバンダナとか個人が持つものを徴収しております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ちょっと中学生と小学生を持つ保護者の方に聞きましたら、教材費だけということではなくて、上履きが要ったりとか体操服が要ったりとか、そんなお金が結構発生するので、中学生が今年になって、特に4・5・6月は二、三千円あったというふうなことも聞きました。小学生は1,000円ちょっとだそうです。

次の②の質問をいたしますが、就学援助の対象者に修学旅行費や教材費が支給されておりますが、その財源につきましては、要保護児童は国から、準要保護児童につきましては一般財源化され、基準財政需要額に算定され交付税措置されている、この認識でよろしいでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 財源につきましてはそのとおりでございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、お聞きをしてみたいと思いますが、先日、学校訪問で鏡野中学校へお伺いしましたときに、たくさんの要望をお聞きいたしました。施設整備などの面はまた、学校訪問の全日程が終了した時点で、教育厚生常任委員会を通じて取りまとめをするものと思いますが、大変気になった点を1つだけお聞きいたします。

校長先生が、鏡野中学校の就学援助率の高さについて言及をされました。約100名で全生徒数の25%を超しているそうです。そして、校長先生が大変心配されていたのは、塾に通っていない子供、習い事をしていない子供が全国と比べて多く、ゲームを日に4時間以上している子供も多いとのことでした。

塾につきましては保護者の考え方もありますのでしようけれども、経済的な要因のことを心配をされております。親の所得を含めまして家庭状況の厳しい子と、そうでない子供の二極化が進んで、放課後の過ごし方にも差がついていると心配をされております。子供の貧困問題での学校対応には限界があるということを思いましたが、福祉を含めた家庭への指導・支援が必要であると訴えられておりました。

そこでお聞きいたします。

就学援助の対象世帯はふえてきているのではないのでしょうか。また、基準すれすれの世帯は、もっと広範にあるのではないかと思います。準要保護世帯の対象を、この前1.0から1.3になったところなんですけど、今年の10月から消費税の引き上げ等もあ

ることを考えますと、今の1.3倍から1.5倍ぐらいに拡充をしまして、教材費の支援ができないでしょうか。また、進学のために塾に行きたくてもいけない子供たちのため、学習支援を強めることはできないでしょうか、お聞きいたします。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

就学援助の対象となります児童生徒につきましては、準要保護世帯で平成27年度から5年間の数字を見ていきますと、平成27年度が290名、28年度が312名、29年度が302名、30年度312名、本年度は5月10日現在で309名と推移しております。

この間、先ほども議員おっしゃられましたとおり、準要保護世帯の基準を1.0から1.3倍に引き上げておりますが、結果として世帯そのものの減少傾向というものもあるかもしれませんが、就学援助対象者が大きくふえたということにはなっていないと捉えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 児童の数も減っておりますのでね、そういう意味でふえないとか、率は上がっているんじゃないかと思うんです。

それで、児童の数が減るということであれば、財源的には1.3から1.5倍へというふうに拡充することは可能ではないでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

今後の拡充につきましては、準要保護に係る就学補助は全て一般財源で賄っていること、それとまた、平成30年度に基準の引き上げを行ったこともあり、財政状況等も考慮しつつ、現在の支援を当面は継続していきたいと考えております。

その率につきましては、平成27年度から28年度の間は1.5%ぐらいふえておりますけど、その後は19.07%とか、今年は19.57%になっておりますけど、ほぼ19%ちょっとで推移をしておるようになっています。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 先ほどの質問で、学習支援の強化につきまして答弁がありませんでしたので、それを。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 申しわけございません。

学習支援という部分につきましては、低所得者層のみだけではありませんけれども、市内の小中学校において、放課後等における学習支援事業という形で、教員のOBでありますとか大学生等に協力いただきながら、授業の補習学習や基礎学力の定着に向けた

反復学習を行っております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） その数字の推移、子供の就学援助率のことを聞きますと、やっぱり固定化してきている、本当に校長先生が言われたように二極化してきているというのが、今言われた数字にあらわれているんじゃないかなというふうに思いました。

それで、教材費の支援に関しましては、もう御存じと思うのですが、学校教育法第19条で「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」、こうなっております。

今現在やっている就学援助制度というのは、これが根拠となっていると思うのですが。

もう一つ、子供の貧困に関する指標で、普遍的課題として日本財団がレポートを提出しております。子供の貧困に関する経済的影響を推計したところ、対策をとらなかった場合、15歳の1学年だけで経済的損失約2.9兆円、財政負担約1.1兆円増の可能性がある。子供の貧困は経済にも大きな影響を及ぼす問題としてきちんと対策をとることが重要だ。これはNHKで報道されたようでありますけれども、やはりこういう観点で子供の貧困対策を社会資源として大事に育てていく、子供に関して足りないものを公的に支援していく、そういう観点が必要だと思いますので、1.5倍の拡充というのは検討していただきたいと思います。

それから、学習支援に関しましてですが、これは進学対策ではないですね、その点だけちょっと。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

放課後等の場合、進学塾とは若干違いますけれども、やはり学習について課題のあるお子さんであるとか、学校の勧めとか自主的に参加して予習・復習でありますとかの反復学習をしておるということです。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 努力をされて、子供たちの学力向上に当たってくださっているということはよくわかりました。

ただ、貧困の連鎖を断ち切る、進学できるだけの学力をつける、こういうことが今の子供にとって大事だと思いますが。提案的に申し上げますのですが、今まで何度も質問にも出ました公設の塾はできないでしょうか。

高知市では生活保護世帯を対象とする厚生労働省の事業、これ、生活困窮者自立支援事業、本市は社協さんに委託をしておりますが、これを活用して塾を開始しました。そして、生活保護世帯の子供さんを対象にしたところ、友達も来たいと言うたのでそれを

断るわけにもいかず、今では全中学生を対象に公設の塾を、NPO法人の委託なんですけども、塾を開設して継続しています。塾の意義につきまして高知市では、学校外での学びが進学や就職に影響する。子供たちに社会的な居場所と学びの提供を行うことを塾事業の根幹にしたいと述べております。

それで、私ちょっと資料を取り寄せて驚いたのですが、進学率がとても高いのです。全登録者の数が、全部の中学生対象ですので、3年生の登録者数が平成30年度136人おります。進学者が135人、そして生活保護の登録者、3年生ですが平成30年度32人、進学数が32人、全体で99.3%。そして、生活保護世帯の子供さんの場合は、平成26年に97.4%で発進して、平成30年度は100%と全員が進学できています。

本当に親子がどんなに喜んだらと思うんですね。子供たちには自信もつくと思います。将来の展望が持てるようになったんじゃないのかと思うのですが、塾の開設についてお答えできるようでしたらお答えください。

これまでの経過を申しますと、以前、福祉事務所でやるべく調べていただいたのですが、生活保護の対象者が非常に少なく、しかも山田、香北、物部に少しずつ飛んでいて開設にまで至らなかったということがありますが、一度やってみて、これ国のほうも2分の1の補助がありますので、こういうふう子供たちに学習支援をしていただくことができないか、お聞きいたします。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

先ほど申されました生活困窮者自立支援事業につきましては承知しておりませんが、先ほどちょっとご説明しました学習支援、放課後等につきましても、一応もともと貧困者対策で始まったとも聞いておりますし、県のほうでは、子供の貧困対策関連施策の一つに上げておるようでございます。公設の塾というのは、やっておられる自治体があるというのは聞いたことはありますけど、まだ検討したこともございません。今後の課題であろうかと思えます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 学力向上、学校が落ちつくように一生懸命努力をされて、今、鏡野中学校は見違えるようになっておりますが、そこの中学校の構成員である子供たちのために、特に貧困家庭への支援をお願いをし、そして塾につきましては、教育委員会部局のほうでも検討をしていただけるように求めておきたいと思えます。

この質問はこれにとどめます。

そして、次に5点目の夜間中学について、お聞きいたします。

まず、①です。

今、夜間中学の意義が見直されまして、全国で1県に1つは夜間中学を設置するとい

うことで準備が進められているようです。さきのころ、鏡野中学校でデモンストレーションというか、模擬授業が行われたようです。

夜間中学については、私は行きたかったのですがこのとき行けなくて、映画等で知っているだけなんです、この模擬授業に参加された方々の受けとめがどうだったか、ひよっつつかんでいるようでしたらお伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員の夜間中学の模擬授業、参加者からの受けとめはということでお答えをいたします。

本市におきましては、平成30年12月4日の午後6時から、鏡野中学校を会場として開催し10名の参加がありました。これは、県のほうが夜間中学の様子を知っていたかどうかということで、県内9会場で全11回開催ということで、香美市は2回目にごういうチラシを配って開催したものです（資料を示しながら説明）。英語と数学の授業を香美市では行いました。

参加者からは、夜間中学の制度があることを初めて知った、それから、授業はとても魅力的だった、夜間中学があれば学び直しをしたい、外国から来ている人たちにとってもよいのではないか、制度をもっと広報するとよいなどの意見が出されました。全て肯定的な意見でございました。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 教育長は夜間中学の意義について、どんなふうにお考えですか。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） とても大事なものだと思います。実は、県がこれに向けて検討するときの検討委員会のメンバーに入らせていただいてまして、平成29年の10月に全国の夜間中学校研究大会大阪大会というのがありまして、それに行って、大阪市立天王寺中学校の視察もさせていただきました。

そうですね、10代から80代ぐらいの本当にたくさんの方が学んでおられまして、日本人もいれば外国人の方も、大変多くの国の方がいらっしゃったりして、生き生きと本当に学びを楽しんでいるという、それともう一つは、そこに集まってそこに仲間がいるという、いわゆる中学校としての集団の大切さというのが何かきらきらとして、すごく大事な場所だと思いました。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 夜間中学の意味といいますか意義ですが、私の知り合いに70代前半の方がいらっしゃいます。この方は幼少のころ病気がちで、余り学校に通えませんでした。また、代がえ措置もとられない環境にあったのではないかと思います、今ひとり暮らしをしておりますので、例えば市役所からの通知とか預貯金の管理など、しばしば困る場面に遭遇します。一応、今は自立した生活を送っておられますが、日常

生活の中で不安なことも多々あるようです。こうした方に学び直しの場合があれば、自信にもつながりますし、社会からの孤立が防げるのではないかと思ったことです。

また、本市には教育長も触れられましたように、海外からの農業従事者などもいらっしゃると思います。そして、何らかの事情で今、10代から80代というお答えがあったのですが、不登校のまま学齢期を過ぎ、就職もしそびれた方々もいらっしゃるのではないのでしょうか。学び直しをしたいという方々が集える場所として、仲間との交流の場として、本市に夜間中学ができればいいのにと切に思います。

そこでお聞きいたします。

②です。夜間中学を本市に誘致できる可能性はあるのでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） そうですね、少し説明をさせていただきますと、この夜間中学ですけれど、「公立中学校夜間学級」という言い方が正式かもしれません。「夜間中学」という言い方を一般的にはします。現在、大岸議員が言われましたように、国が各県に1つ以上の夜間中学設置を進めています。そのこともあって、高知県のほうでは検討委員会もつくって検討を進めてきているところです。

高知県の夜間中学設置に関するアンケート結果（資料を示しながら説明）、実はこの日本語と中国語と英語で書かれた「夜間中学を知っていますか」ということで、一応、夜間中学ということ自体を知らせようということなのでこれをまちのあちこちに置いて配りました。この裏に郵便で送れるアンケートがありまして、このアンケートを県としてはニーズ調査として、そこを集めたわけです。

それで、このアンケート結果では、配布を1万7,000通したのですが、自由に送ってもらう分なので、7%の1,200通が返ってきたそうです。そのうちの8割が「必要」と回答しています。そして、県の公立中学校夜間学級設置検討委員会での検討の中からも、夜間中学を設置することは望ましいという協議結果が報告されています。

現在、県のほうで交通の便がよく、アンケートでも設置希望者の多かった高知市で、県立も視野に入れてということで、令和3年4月に開校予定で夜間中学設置を検討しているところです。

夜間中学は、各地域に設置するほうが、夜行く学校ですのでニーズに合うと思っています。将来的には本市への誘致というか設置も可能であるでしょうし、考えていくべきだとは思っているところです。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 誘致合戦といいますか、誘致活動をする意味は大変大きいですね、ぜひそういうふうになっていったらと思いますが。私は幼児教育から大学まであるこの香美市に、「よってたかって」でやっておりますが、夜間中学もできたら本当に文教のまちとして、高知県で大きな位置を全国でも占めることができるのではないかと

と思います。いかがでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 非常に必要で、そして、こういう学校があれば、本当にみんなが生き生きできるとは思っています。

じわじわといろんなところを研究しているわけですがけれども、夜間学級ですので教員は県から配置されます。山田高校の夜間と同じような考え方でいいと思います。

教員の配置があるということ、それから教室が、そうですね、1年生、2年生、3年生、卒業しなかったら4年生、5年生と続くそうですので、教室がたくさんは要らないでしょうが3つ、4つぐらいは欲しいと。学校の中に音楽室とか美術室とかほかのものはそろっているでしょうけれど、この人たちが、これが私たちの教室と思えるところが、余裕のある教室がしっかりあるかどうかということ等、それから、これから夜間の学級をつくったときに、備品関係とか施設のどれぐらい費用が要るものかというようなこととかいろいろありまして、さっと考えるわけにはいかない部分がありますけれど、今は県のほうが県立も視野に入れてということで検討しているところをずっと見させていただいて、今後考えていきたいとは思っています。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 先日、同僚議員の質問に対しまして、福祉事務所長が「社会的包摂」という言葉をおっしゃいました。本当にこの夜間中学の学習支援も、それに当たるのではないかと思うところです。

できれば香美市に来ていただきたいという展望を持って当たっていただくということで、この質問は終わりたいと思います。

次に5点目、最後の質問に移ります。

宮ノ口のソーラー開発の件でございますが、新聞報道にもありましたように事業所が辞退という形で白紙となりました。計画はため池の上の私有地に、4ヘクタールという広大な面積にソーラーパネルを設置するというものでした。業者は、昨年まず池の管理組合関係者に打診をしまして、反対もなかったということで、つまり賛成であるというふうに位置づけまして、事業を進めようとしてしました。ですが関係者の方々は、話には聞いたけど賛否は聞かれていないという認識でございました。

不安に感じました地元の住民の方々は、他町村の事業を見に行ったり情報を集めたりする中で、専門家の意見も仰ぎ、ため池の上であり、また、ため池の上には調整池が2つあったんですね、災害の心配が大きいということで、反対意見が大半を占めるようになりました。

業者は、経済産業省の許可は既に得ており、県に事業の許可申請をする準備を急いでおりました。業者の地域全体への説明会は1回だけで、測量のためとして作業道をつけたり、広範囲に樹木を伐採したりしたため、地域の方々の不安を一層あおることとなり、

ついに反対署名が始まりました。これは後で違法伐採だったことがわかっているわけです。

私たちの地域は先代、先々代の自治会長さんらを筆頭に、市役所を退職した方がキーパーソンとなって、みんなが献身的に集い、10年以上かけてほかになようなコミュニティをつくってきました。今年の1月に、私の家の近所で火災がありましたときには、地域総出というぐらい皆さんが後片づけに駆けつけました。この様子を見て、私は地域の底力を見た思いがいたしました。

突然のソーラー開発の計画は、このような地域に混乱をもたらしました。それぞれの立場から意見に温度差や食い違いがあり、それが対立に何度も発展しそうになりました。地権者の方も周辺の方々も同様に苦しみ、みんなが気持ちに余裕がなくなりました。私はやはり、地域の住民の十分な合意もなく強引に進めようとした業者のやり方にも疑念が湧きますし、こうした乱開発に対する法的縛りが不明確、不十分だったことが今回の混乱の原因だったと考えています。

そして、何より民有地であれ、立地場所となる市の関与が法に明確に位置づけられていないというのが最大の弱点ではなかったかと思います。ガイドラインでは弱いのです。これを踏まえて、今後の対応を考えていただきたいと思います。

以上を述べて、お伺いをいたします。

①、当該地域は市街化調整区域です。こうした開発は都市計画法に抵触しないのでしょうか。整合性について、お伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

当然、議員も御存じだと思いますが、都市計画法における開発行為とは、建築物及び特定工作物等の建設に供する目的で行う区画地形地質等の変更であり、建築を目的としない造成等の変更は、開発行為には該当しません。

宮ノ口地区でのソーラー開発、太陽光発電設備は、本体のメンテナンスを除いて、ソーラーパネルの下に人が立ち入らないものであって、あわせソーラーパネルの下に空間を住居、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管または格納その他の屋内的用途に供しないものについては、建築物には該当いたしません。

そのため、今回の宮ノ口のソーラー開発につきましては、都市計画法上、問題はありません。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今の課長のご答弁は、平成23年に太陽光発電施設を建築基準法が適用される工作物から除外する法改正があつておありまして、それを踏まえたものだと思います。市街化調整区域でも家であれば規制を受けるが、ソーラー開発は構わないということでしょうか、何かしっくりいかないものがありますが。

国土利用計画法、これいただいた資料ですけども、ちょっとその狙いを書いたものがありますのでご紹介をしますと、1人の人が土地を利用すれば地域の人々の生活や周辺の自然環境にも影響を及ぼすので、自分勝手な土地利用は周りの人々や将来の人々にまで迷惑をかけることになるかもしれません。このため、土地は地域全体の住みやすさや自然環境との調和などを考えて適正に利用することが大切です。都市利用計画法は、こうした考えに基づいて乱開発や無秩序な土地利用を防止するため、届け出をすると云々と、こういうふうになっております。

ソーラー開発などは、この土地開発には当たりませんか、これには当たりますか。

○副議長（島岡信彦君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 国土利用計画法の担当課ではありませんので詳しいことはわかりかねますが、国土利用計画法第5条によって国が策定しております。その下に県が策定する国土利用計画第9条がありまして、その下の中に自然環境、自然公園法、森林法、農業に関する整備の法律、森林法とか、その下に都市計画法も入ってくると思いますが、5つの分類に分かれてくるという形になりますので、国土利用法があって、その下に各種の法律とか規定、決まりというものがぶら下がっちゃうという言い方をしているのかわかりませんが、あるものだと思っております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 大体、課長のご説明でわかりました。今、課長のご答弁の内容というのは、県のガイドラインに示されておりますね、ソーラー開発に関しましては。わかりました。

それでは次に、②でお聞きいたします。

今、私の地域の実情の経過を申し上げました。まちづくりの観点から、まちづくりと申しますと、地域コミュニティーなども入ると思うのですが、市としてこうした問題に今後どうかかわっていかれるのか、ソーラー開発の話などは、ほかの地域でも上がっていると思います。市として今後こういう問題にどうかかわっていかれるのかをお聞きいたします。

○副議長（島岡信彦君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

環境サイドからにはなりますが、東日本大震災以降、原子力にかわる再生可能エネルギーとして、太陽光発電が民間及び行政施設でも多く設置され、2018年度では電力全体の6.5%を占めるものとなっています。化石燃料による発電量も多くなり、地球温暖化が年々深刻となる中、太陽光発電等による再生可能エネルギーへの期待は大きいと考えています。

また、その一方で、設置場所の条件や地元との調整不足等のトラブルが絶えないことも承知しています。経済産業省は、太陽光発電に関する事業計画策定ガイドラインを、

高知県においても太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドラインを策定し、地域住民への説明や配慮、また、これらについて自治体へ相談することが盛り込まれていますが、十分でないというのが現状です。

ただし、香美市は地球温暖化防止の観点から、太陽光発電等を全く排除するものではなく、あくまで中立公平な立場で、双方納得の上で設置するよう、設置業者から問い合わせがあれば相談を受けるとともに、ガイドラインの遵守をお願いしていきたいと今後とも考えています。

また、まちづくりの観点からも、地域と共生できるエネルギーづくりの仕組みを許可権者であります国がさらに強化することを期待するものです。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 誤解のないように申し上げておきますと、私たちの地域はソーラー開発そのものに反対というわけではありません。何より災害の心配があったということと、住民への説明も合意も十分に行わない、ガイドラインも守らないままで工事を進めようとしたことに不信感を募らせました。事実、宮ノ口公民館のそばに結構大規模なソーラーパネルがあります。自然エネルギーの大事さももちろん理解をしております。ただ、災害の危険は見過ごせない。市としてその地域で起きていることに関して、助言なり事業所への指導なり、市がかかわれるシステムがないのかという思いです。

この問題に関しまして、地域住民の方々が市長に直接お願いをしたいということで面談をしていただきました。市長からこの件に関しましてご答弁をいただきたいですが、いかがでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） ソーラー開発についての質問にお答えをしたいと思います。

宮ノ口のソーラー開発につきましては、結果的には事業者が断念をしたということでありましたけれども、地権者、そして周辺住民の皆さん、本当に大変な思いをされたという状況であったというふうに思います。今は少し胸をなでおろした状況で、もとの状況になったのかどうか私にはわかりませんが、住民同士が非常にこういう形で不安を持ったり、お互いが反目し合うような状況というのは、非常に困った状況にあるというふうに思います。

地方自治体としては、このソーラー開発に関して権限がない状況にあります。したがって、地方自治とは言いつつもこのことについて意見書をつけるとか、あるいはそれに同意をすることかということがありませんので、住民の皆さんのお話を聞いても動けない状況になっているということでもありますので、自治体としても非常に矛盾を感じておるところでございます。

そういう点では、住民の皆さんと同じ立場というふうに前から申し上げておりますけれども、そういう状況にありますので、全国でもこういう問題がたくさん起こっており

ますので、今後しっかり勉強させていただきながら、よりよいものを目指してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 市長からもご答弁をいただきました。

あちこちでまだ大規模な開発がやられようとする、また県外等でも本当に物すごい規模の広さで、風力であったりソーラーであったり開発が行われるたびに、地元住民とのあつれきでいろんな疑義がありまして、国や県に対して意見も上がりまして、だんだんと法整備も進んではきております。それも意見も言える場があれば言いながら、早期の法整備をしてもらいたいと思っているところでございます。

地域住民の方が後継者もない中、土地の管理をどうしようかと本当に悩んでおられる中で、何とか耕作放棄地もそのままにしておいてはいけないということで、いろんなパワーアップとか集落営農とかいろんな事業を使いまして、本当に皆さんが集落維持に献身をされております。

ですので、こういう地域がこんな思いをしなくて済むような法整備を、私は望みます。それでは、最後に③でお聞きいたします。

これまで、こうした地域の現状を今もお伝えしますとともに、当該地である市の頭を飛び越して、経済産業省、県のやりとりだけで事業化できる仕組みになっています。地元は十分な説明も受けられないといった不合理は、納得ができないと申してまいりました。

そこで、乱開発を防止できる条例の制定をこれまでも一般質問等で求めてきました。前課長からは検討する旨の答弁がございまして、地元住民の方は法のいろんなあたりなどはもちろんわかっておりませんので、せめてこんなため池の上らあでは、開発できんような条例にしてもらいたいとかいうふうなことも切実な願いとして言っておりました。

条例化につきまして、検討をされてきていただいていると思いますが、具体的な日程についてお聞きいたします。

○副議長（島岡信彦君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

検討を続けてきましたが、現時点では条例の制定は困難であるのではと考えています。その理由としまして、条例を制定してもその有効性に疑問があることと、太陽光発電を全く排除する立場ではないということの考えからです。

ただ、他市町村の事例等、最新の情報を県より提供してもらおうとともに、県の指導を仰ぎながら、実行可能なその他の方法等を含め、再度、検討を続けていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） なかなか上位法が強いので苦しむところかと思いますが、

県外とか大岐の浜問題で揺れました土佐清水市には条例がございます。普通の条例というとおかしいですけど、きちんと罰則の効く条例というよりは、再生可能エネルギー基本条例というふうに、再生可能エネルギーを推進するよというたてりのもとに条例をつくっております。

そして、その中でこういうふうになっております。第8条ですけども、「市は、再生可能エネルギーの活用について、市民及び事業者の理解を深めるため、再生可能エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずることができる。」ということができる規定。それから、第9条で、「事業所に対しまして、特定発電設備に該当しない発電設備にかかる設置事業を市内において実施しようとする者は、高知県が太陽光発電に関して定めるガイドライン等に準拠するよう努めなければならない。」、このように事業所に求めています。そして、第11条で、「市長は、第3条の理念に基づき、再生可能エネルギーの利活用による地域環境との整合性及び近隣関係者等への影響との調和を図る必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導、助言又は勧告を行うことができる。」。

条例としての効力は弱いかもしれませんが、この条例にすることで、こういう事業の計画があったときに、少なくとも当該の市ですから、先に事業申請をするとか、それに対して市のほうが助言をするとか、そういう市のかかわりが担保されるとかいうような、札幌市でも条例がありまして、それは緑地を保全するためのというふうに事寄せてつくっております。

そういうふうに、ここは知恵の出どころ、課長のお気持ちもよくわかりますが、各地域で本当にこんなに住民が悩まなくて済むように、法的にできればと思うところです。この土佐清水の再生可能エネルギーの基本条例などは参考になると思います。

もう一つ、梅久保のときには、この「市民が学習をする機会を設ける」のところですけども、地権者が伐採をする際に許可願を出さないといけないということすら御存じなかったんです。その後ほかにも御存じなくて、これがわかってたらと思うようなことがたくさんあったんですね。そういうことがあれば、もう少し地域の混乱も防げるのではないかと。

太陽光エネルギーの推進につきましては、私も同様の思いでございます。原発よりはずっといい電力源だと思っておりますので、この点に関しまして、最後に再度ご答弁をお願いします。

○副議長（島岡信彦君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 先週ではあります、国のほうがフィット法による固定買い取り制度の廃止を、来年度、法で検討していくという形のニュースが出ております。それを踏まえて実行可能と申し上げましたが、マニュアル、指導要綱、ガイドライン等は作成可能だと考えておりますが、実際のところ実効性がないものではあります。

今後もさらに検討を重ねていって、ちょっと課の対応等も含め検討し続けたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

- 副議長（島岡信彦君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） 以上で私の質問を終わります。
- 副議長（島岡信彦君） 大岸眞弓さんの質問が終わりました。

次に、9番、爲近初男君。

- 9番（爲近初男君） 9番、市民クラブの爲近です。通告に従ひまして質問をいたします。

まず、教育の振興についてです。

①です。

大柘小学校の生徒数は、1年生4人、2年生3人、3年生5人、4年生9人、5年生8人、6年生7人で全て複式となっております。また、大柘保育園の園児は合計10名しかおらず、非常に厳しい状況となっております。保護者を初め地域は大きな不安を抱いていまして、打開策はないものかと考えています。物部町外より子供たちに来ていただき、学校の充実を図るべきではないかと思ひます。

山村留学に取り組んでいる魚梁瀬小・中学校では、父母、祖父母、またそれにかわる者との同居を条件としていますが、昨年度の実績は保育園児1名、小学生6名、中学生1名の入学となっております。住宅は月額1,000円から1万円であっせんをしているそうです。

また、大川小・中学校では、小学校5年生から中学校3年生までを募集して、定員の満杯の15名に達しています。大川小・中学校では寄宿舎を構えています。そして、卒業した卒業生が成人式には村に帰ってきて、式に参加する人も多くいるそうです。

このように、両校とも成果が継続していますが、どう捉えるのかお聞きをいたします。

- 副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子さん。
- 教育長（時久恵子君） 爲近議員の大柘小学校の入学生の減少への今後の対応、特にその中で山村留学の見解についてということで、お答えをいたします。

まず、物部地域と学校の活性化は一体のものと考えています。児童の減少が心配される今、本当に早急に対応策を考え、スピード感を持って取り組まなければならないと思ひているところです。物部には本当に教育の原点とした地域と一体となった教育がありますので、それを大切にしながら進めていきたいと思ひています。

山村留学につきましては、爲近議員が言ってくださったように、現在、高知県内には4市町村、室戸市と馬路村と大川村、いの町、そして、そこに全部で8小中学校がございまして、中川内小学校・中学校、魚梁瀬小学校・中学校、大川小学校・中学校、そして本川中学校ということで、これは平成30年5月現在ですけれど27名の児童生徒が学んでいます。それぞれの学校が地域の特性を生かし、特色ある学校づくりを行い、すばらしい実践を残されており、児童生徒数の増に向けて有効な対策の一つと考えている

ところです。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 各校とも自然豊かな山村で、楽しく伸び伸びと生活しているようです。また、友達が少ない地元の子供たちにも、留学生が加わることによりまして、交流を深めることなどメリットは大きいと言われていています。同学年が3人、4人では、保護者としても我が子の将来に大きな不安を感じているのが現実です。

こういう現状を改善しようとする協議はされておりますか。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

協議はしております。庁内では市長さんが中心となる総合教育会議の中であつたり、教育委員会の中であつたり、そして事務局のほうのいろんな会議の中で、とても大事なことなので何度も話をしているところです。

それから、物部地域の方たちとは、コミュニティ・スクールの運営協議会にたびたび出させていただいて、物部の教育をどのように進めようかというようなことは何回か提案もさせていただきながら話をしてきたところです。

地域の方もいろいろ山村留学のことも含めて話をしていますけれど、何かそれぞれ受けとめる側にも課題があつたりもするので、すぐにそれをやりましょうということにはならず、今まで来ている経過はあります。でも、もう今、取り組まないと大変だということが地域のほうで再度盛り上がっていますので、ここを本当に早く、何か対処していきたいと思っています。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ぜひスピーディーに検討を重ねていてもらいたいと思います。

また、これを実施する場合に、大栃小学校の隣にある教員住宅とか、セトル成矢の空き室なんかも使えるように何とかしていただいて、受け入れ態勢も整えてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 物部地域のいろいろな施設は有効に使えるように、全体像を大きく広げながら考えていかないといけないと思っています。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） よろしくお願ひしたいと思います。

②です。

南国市の奈路小学校や白木谷小学校では、小規模小学校特認校制度のもとで、特別に入学・転入学を認めて学校の充実を図っています。奈路小学校は四国では最初の特認校として、平成12年にスタートしています。今年度の全校生徒は16名だそうです。7

名は地元、奈路の子供で、9名が特認生となっています。南国市内よりスクールバスで通学をしているそうです。

学校の授業の特徴は、地域の方々が講師となつての課外授業を昨年度は25回実施して、奈路地区を理解できるように努めているそうです。そんな中で、最近2家族が地区に移り住むようになってくれたそうです。

奈路小学校は、1・2年生に限定して特認生を受け入れています。また、白木谷小学校は、1年生から6年生までの全学年を受け入れ、全校生徒は24名だそうです。両校に通学する特認生のエリアは、南国市をほぼ2分割しているそうです。

このように、南国市の特認生制度の成果が継続していますが、どう捉えるかお聞きいたします。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 特認校制度のことについて、お答えいたします。

奈路小学校と白木谷小学校の内容については、議員のほう詳しくおっしゃってくださいましたので、私たちが南国市の教育委員会のほうに、この特認校制度のことを聞きに行ったときのことをお話しします。

特認校の制度というのは、校区を解いて誰でも来れるというふうなことなので、この制度はとてもいいと思って南国のほうにお聞きしにいったところでした。そうしましたら、奈路小学校のほうと、後から白木谷小学校と順番に行っていますけれど、いずれも地域の方からの強い要望があつて、南国市のほうで決定したという経過を踏んでいるようです。それは、地域をやっぱり活性化していくときに学校はとても大事ということで、そういう地域の動きがあつて、地域の活性化とともに学校の動きをつくったので、非常にうまくいったというような話をされてきました。

これと別に、特認校というのかどうかちょっとわからないんですけど、土佐山のほうに土佐山学舎という小中の一貫校で、建物ももう一貫として建てた学校があります。それは高知市に土佐山が合併をするときに、これは市のほうの大きな施策として、土佐山の100年計画とかいうのがあると思うんですけど、とにかく地域を元気にするというので学校をそのときに建て直して、そのままいったら大栃と同じようにだんだん子供の数が減ってくるという地域ですけれども、1クラスを20人、1年生から9年生までを20人、全部で180人規模の学校を存続していくということで、最初からコミュニティ・スクールですということ、ICT教育を充実する、英語教育をすとか、それから、土佐山学という学問を、そういう中身を入れて整えていくとか、そういうふうな最初から狙いを持ってつくった学校もあります。

そういうのを研究しながら来ましたが、大栃小学校・中学校に大きな特色が必要と、人が寄ってくるだけの特色を先につくろうというところで、学校とはその特色づくりを私たちは今やっているところです。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 奈路小学校は奈路地区の住民が力を合わせて小学校を盛り上げていこうという姿勢を強く感じる、他校もそういう感じだと思いますけど。そして大栃小学校、大栃中学校においても、学校と地域が連携して充実した環境づくりに取り組んでおります。

奈路、そして白木谷、そして魚梁瀬、また大川、またその土佐山学舎ですか、そういういい手本の学校があると思いますけど、そういう取り組みを大栃小中学校の充実に向けての検討課題として、推進して行ってほしいと思います。

また、教育長の独自の考えが、それにプラスしてあればお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 地域の方と一緒に話をしながら、今ちょっと機運が高まっているので、みんなで考えてつくっていききたいというのが基本姿勢ではあります。

きょうご質問いただいていますように、山村留学もとてもいいし、これも考えて地域へも提案をしたこともあります。それから特認校制度もそうですし、あと一貫教育をもう進めていますので、そこをもうちょっと何とか見えるようにしていこうというようなこととか、ありとあらゆることをやりながら整えんといかんと思っているんですけど、このあたりでちょっとみんなで考えて、もっとしっかりした、何ていうか変革のスケジュールというか、そこをきちんと話し合っていきたいなと思っています。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 何とか早く形になりますように、また関係機関が連携して、一緒に歩むことが大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

③です。

本市の小規模校として、大栃小学校、大栃中学校、片地小学校、香長小学校は、1学年が平均13人以下の少人数となっております。こういう状況の中で、保護者として我が子が充実した教育環境が得られるのか、大きな不安があると思われる中で、今後どのような授業内容や施策を考えているのか、お聞きをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

一番先に、だんだん子供が減ってくると複式学級になります。基準がありまして、小学校の1年生を含む学級、それから1年生、2年生の学級は8人までは複式です。8人を超したら単式になります。2年・3年とか3年・4年とかいう2年から上で複式になるとときには基準が16人です。ですから、かなりの子供たちの数が必要になります。大栃小学校は今、全部、1年・2年、3年・4年、5年・6年という複式になっていますけれど、これはその基準に合わせたときに、それで教員配置がなされているということです。

ただ、複式学級の授業が、2つ学年があって大変だろうというのでマイナスとは考えないほうがいいと思います。ひょっとしたら単式の大きい学級よりは、もっとおもしろ

いというか、子供に自学力が絶対につきますので、学習ってそもそも自学力なので、その時間が、2つの学年があるということは、年間の半分ぐらい自分で学習をしているということが大人になって本当に大事な力になりますし、複式の勉強を先生方がされるので、複式学級だからマイナスだという捉え方はしないほうがいいと思います。

ただ、数が減ってくるとそういうふうになって、一番小さくなると学級が3つぐらいなるというふうなことが起こってきます。先生が少なくなるということです。

それで、先ほどの小規模校の今後の授業内容とか施策とかいうことについての答弁ですけれども、大栃小学校・中学校の小規模校の特色を生かした教育の充実を図るために、これまで小中学校と一緒に話し合いながら随分たくさんのことを取り組んできました。

それは、もとのところに、この特認校の制度をとったときに、ほかのところよりも光っているというか、小規模がゆえにあれができるという何かを持たないと、ただ特認校にしてもだめだろうということで、特色のある教育をつくってきたところです。

幾つかありますが、6つぐらいちょっと言いますと、1つ目は、片地小学校と同じように、片地小学校に続いて2番目にコミュニティ・スクールとなって、地域と一体となった教育が進められています。特に保育園も一緒に入りまして、保・小・中が一緒になったコミュニティ・スクールは珍しい取り組みです。地域の教育への参画が日常的に行われるとともに、地域の活性化につながる取り組みも行われ、県内外のモデルとなっている地域です。

2つ目は、小中一貫教育を進めています。もう今でも1年生から9年生までと呼びながらやってもいいようなぐらいに、お互いの一貫への意識は高いです。

それから3つ目は、複式教育の研究が積極的になされています。来年は1人先生が大学へ行って、複式の勉強もしてくるようになっていきます。

それから4つ目が、ICT教育推進校です。少人数の特色を生かして、一人一人が自分のタブレットを使って学習を進めています。これは議会のほうでもタブレットの予算をいただいて行っているところで、小学校でのプログラミング教育もこの地域で進めています。

それから5つ目は、起業家教育を進めています。起こしていく起業ですけれども、起業家教育ということ、これは模索しながらですけれども、地域で仕事をするということも念頭に置いて、どうやったらICTも使いこなしながら、次のことを開発していけるかというようなことをやっている地域です。

それから6つ目、そのために必要な外国語活動、外国語教育を推進しています。

何よりも子供たちと地域のかかわりと一体感がすばらしく、地域学習を通して地域が大好きな子供たちが育っています。今後もこの質の高い教育をさらに発展させていきたいです。

ただ、この大栃小・中の教育が、何ていうかな、特認校として香美市の中で大栃以外のところから来る教育というより、もうちょっと市外からも人が来ないと、中の子供の

取り合いみたいになってもいけないので、特認校だけではいかんかなということもあって、特色ある教育づくりは一生懸命やっているところです。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 確かに子供が少ない分、1人当たりの教育の時間というのはたっぷりあると思うので、そのあたりを充実していただいて、やってもらいたいと思います。そしてまた、個別のタブレットなんかは可能と思うので、ぜひやってもらいたいと思います。小規模校の特徴を生かした教育の充実を進めてもらいたいと思います。

④です。

大柘小学校と大柘中学校が合併・統合して、メリットがあるならば、その方向性を検討すべきと思いますが、見解を問います。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

メリットは大いにあります。子供が減っていくときに、学校がそれぞれ保・小・中と分かれていて、それぞれが減ってくると全部元気がなくなります。とにかく早くくっつけて、一緒になって少しでも多い人数でやっていかなければならないというふうに思っています。

とにかくそこも思いながら、数年前から一貫教育については小中ともに話をしながら、できるところからやろうということで、授業の乗り入れとか一緒にの行事とかいうことでいろいろやってくれてはいますけれど、やっぱり校舎が離れているので行きにくいということがあります。ですから、どっかに本当に一緒に、保育園も本当は一緒になってつくり上げるという、そこから全部が一緒になった珍しい教育をつくり上げるということをしなれないといけないと思っています。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 総合的に判断していただいて、検討を積み重ねていてもらいたいと思います。

⑤です。

片地小学校の今年度の入学生は3人と聞いております。そして、学年の平均人数は10人となっております。香長小学校が13人、舟入小学校が19人となっております。そんな中で、山田小学校の学年は80人ほどから100人近くになっております。また、楠目小学校の2年生は40人で、入学生は36人となっております。

南国市の大篠小学校では、隣接校選択制度を取り入れ、児童数急増の緩和と当校に隣接する6校の教育のさらなる活性化のため、平成29年度新入生よりこの制度を実施しています。

この制度は、当校区に居住する新入学予定者とその保護者が、隣接する6校の特色ある学校環境の中での教育を希望する場合、入学を認めています。また、転入の入学や新

入学時の兄弟も選択可能としています。

南国市において、このような取り組みをしていますが、どう捉えるのかお聞きいたします。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

南国市が行っている大篠小の隣接校選択制度は、大篠小学校の児童数が大変増加をして、それに伴って大篠小学校の児童が隣接する小学校に入学することを認めた制度というふうに聞いています。全体で行った子供たちが1学級、30人とかそういう人数に相当しており、大篠小のマンモス化対策に効しているというふうに聞いています。

このことから考えると、片地小学校の入学生の減少というのとは、直接は関係がないかもしれません。例えば山田小学校が多いので、じゃあ山田小学校が自由に行っていよいよとなったときに、今ぎりぎり2学級になったり3学級になったり、やりくりしている山田小学校ならではの課題もあるので、これは1年生は30人学級が山田小学校、どこもそうですけど、つくれます。31人になったら2つに分かれるんですよ、30人になったら1クラスという。だから同じことが2学級、3学級と、それで山田小学校は2学級か3学級ありますけど、大体ぎりぎり線のところで、春になって幾つになるかなというふうなことで、それで先生の数が変わってくるし、子供たちが物すごく大きい学級か小っちゃい学級かという、そういう教育の充実ということにも絡まってくるものですから、この香美市内で考えるとちょっと全体的には、あちこちがやりにくくなってくる可能性もあるかなと思います。

だから悩んでいまして、どうやったら大栃も活性化する、片地も活性化する、でも香美市も全体が活性化するというところで、どうしたらいいかということで悩みながら今日までやってきたところです。

全体的にやっているのは、それぞれの学校で特色を生かして、どこの学校に行っても、この学校はここがこういうふうにするという、そういう学校を10校つくっていますので、ですから例えば転入してくる人たちが、どこの学校というときに聞いたときに、それぞれが多分全部いい学校になっていると思います。

そういうような作り込みをしてきて、教育の充実は、学力もそうですけれど、それぞれの子供たちが地域の特色を生かした教育で充実していると、誇りを持っているという、そういう形につくって今に至っていますので、それも生かしながら、ちょっと外のことも視野に入れながら、ちょっと意見をいただいて、しっかり作り込まないといけないと思っています。

今、検討委員会を立ち上げようとして、今ちょっとそれをやり始めているところで、これを早くつくって、どんどん意見を聞きながら進めていきたいと思っています。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） その山田小学校も、やや窮屈な感じを受けたのと、楠目小学校の2年生と1年生が多くなりそうなので、これからも、もうちょっと片地小学校と連携して、上手に話したら片地小学校も盛り上がるんじゃないかと、素人考えで考えました。また、検討のほうよろしくお願いします。

○副議長（島岡信彦君） 暫時休憩します。
（午後 2時49分 休憩）
（午後 2時59分 再開）

○副議長（島岡信彦君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

9番、爲近初男君。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 次に、2の命を守る方策を質問します。

①です。

大雨警戒レベルの5段階の運用が開始されました。レベル3、4の文中に、「危険度分布や河川の水位情報等を用いて」とありますが、説明をお願いします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 今の危険度分布とは気象庁が3種類で発表するもので、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、洪水警報となります。

まず、大雨警報（土砂災害）の危険度分布とは、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で5キロ四方の領域に5段階に分けて示す情報です。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができます。特に「極めて危険」が出現した場合、土砂災害警戒区域等では、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、命に危険が及ぶような土砂災害が既に発生していてもおかしくありません。このため、避難にかかる時間を考慮して、土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を示すものです。

次に、大雨警報（浸水害）の危険度分布とは、大雨警報（浸水害）を補足する情報です。短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができます。1時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報（浸水害）等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、表示するものです。

最後に、洪水警報の危険度分布とは、洪水警報を補足する情報です。指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川の洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができます。

す。3時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、表示するものです。

次に、先ほどの洪水警報の危険度と関連する指定河川洪水予報ですが、河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁が国土交通省と共同し、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報を行っています。これを「指定河川洪水予報」と言います。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 土砂災害、浸水害、洪水警報の危険度分布や指定河川洪水予報の水位情報等において、本市のエリアの情報は市民も得られますか。また、土佐山田町、香北町、物部町別に得られるのかお聞きいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） これらの情報は、気象庁のホームページで公表されておりますので、パソコンやスマートフォン、携帯電話等で常に情報を入手していただきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 指定河川とは物部川でしょうか。また、水位の観測地点はどこなのか、お聞きいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 指定河川は、香美市については物部川となります。水位の観測地は、土佐山田町加茂（後日「香南市野市町深淵」と訂正あり）になります。以上です。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 2週間ほど前に、ローカルニュースで物部川下流に水位計を設置したとの報道がありましたが、これは本市のどこに設置したのか。また、この水位情報も市民が得ることができるのか、お聞きします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） NHK報道でありました河川情報のことだと思いますけれども、国土交通省が直轄で管理する河川に設置した危険管理型水位計は、これまで水位計のなかった河川や地先レベルでのきめ細やかな水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進し、水位観測網の充実を図ることを目的とされております。

物部川に関しましては4カ所で、香美市につきましては、土佐山田町加茂（後日「香南市野市町深淵」と訂正あり）になっております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○ 9 番（爲近初男君） ②です。

土壌雨量指数が 140 を超えた時点が避難のタイミングと決めている県外の地域があります。この指数は本市のエリアにおいても把握できるのか、お聞きいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） これは京都府の綾部市の事例で、昨年 7 月の西日本豪雨で土砂崩れが発生し、死亡者が出たことから地域住民が検討を重ね、地区で決めた避難の判断材料として、土壌雨量指数を用いたとのこと。地面にしみ込んだ雨量をもとに土砂崩れの危険性を数値で示すもので、この情報は京都府のホームページで確認できるとのことです。京都府綾部市の大雨警報の土壌雨量指数基準値は 112 であり、観測された 140 になれば、避難行動を開始するとのことでした。

香美市の土壌雨量指数基準値は 227 で、これにつきましては、高知県の土砂災害危険度情報で閲覧することが可能です。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 9 番、爲近初男君。

○ 9 番（爲近初男君） この土壌雨量指数というのは、県とか市町村によって違うということでしょうか。そしてまた、この指数は、本市の市民も大雨のときは常時得られるのかお聞きします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） この指数につきましては、市町村ごとに違います。先ほども答弁いたしました。この指数につきましては、高知県の土砂災害危険度情報で閲覧することが可能となっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 9 番、爲近初男君。

○ 9 番（爲近初男君） 香美市は、この避難勧告が出るレベル 4 相当の場合に 227 と決めているんですか。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） この土壌雨量指数基準値というこの数字で避難をするというのは非常に難しいことだと考えております。避難のタイミングにつきましては、警戒レベル 3・4・5、3 で高齢者等は避難、レベル 4 で避難ということの情報で、住民は行動をとっていただければと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 9 番、爲近初男君。

○ 9 番（爲近初男君） この 227 という数字は、140 の地点よりは土壌が大雨に対して強いということでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 基本的に数字が大きいほど強いということになります。

す。全国でも140という数値のところはもう数少なく、京都のこの綾部市が、数字的にはレベルが低いところになっております。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） わかりました。

③です。

国内においては、高齢ドライバーによる幼児等を巻き込んだ悲惨な交通事故が後を絶たない状況にあります。交通事故は全体的には減少傾向ではありますが、高齢者による事故は高どまりをしています。

事故の原因は、ブレーキとアクセルの踏み間違いといった運転操作の誤りが目立っています。先月28日の高知新聞の「サポカー補助 県内広がるか」の記事を引用して質問させていただきます。

香川県では3年前より、また奈半利町では今年度よりサポカー補助を予算化しました。65歳から79歳を対象に、1台3万円として、香川県では今年度は1,500台分を、奈半利町では10台分の30万円を、ふるさと納税の寄附金より充てました。対象は自動ブレーキ、車線逸脱警報、または車線維持支援、ペダル踏み間違い時の加速抑制、これらの3機能全てを備えた新車としています。

高知県警によると、65歳以上のドライバーによる人身事故は、この10年間で5,300件余りで、4割ほどがサポカーなら被害軽減ができたと推定しています。高知県の担当課は県警と情報交換を進め、必要性が出てくれば、補助金を含めた有効な施策を検討すべきか考えるとしています。

奈半利町の担当課は、この補助は事故防止はもとより、高齢者の外出支援の意味合いもある。「自家用車に頼らざるを得ない町民に、乗るなら安全な車を、との考えで生まれた制度。確実に高齢者の事故防止につなげたい」とコメントしています。

本市においても高齢ドライバーの皆さんが日々の生活の中で、自家用車の運転を必要としている人は多いと思われれます。この施策をどう捉えるか、お聞きします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 本年4月1日より、奈半利町で始められた安全運転サポート車の購入補助制度は、高知県では初の試みであり、高齢者に対する交通安全の普及促進とともに、外出支援と両立した取り組みであることから、本市におきましても参考にすべき事例であると考えております。

中山間地域に住まわれる高齢者の方々にとって、自家用車は生活に欠かせないものがあります。南国警察署からも昨年度末ごろから情報提供を受けており、奈半利町を初めほかの先進事例の取り組みについて、調査研究を行っております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 警察庁の前年度の調査では、死亡事故を起こした高齢ドライ

バーの8割以上が過去3年間、無事故無違反だったとしています。自分は大丈夫、自分は運転がうまいと思う人ほど、大事故につながりやすいと指摘しています。そして、高齢になれば視力、そして視野が低下し、危険性が増すと言われております。

高齢ドライバー対策の今年度の方針をお伺いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 高齢者に対しては、9月に高齢者世帯を、南国警察署交通安全指導員さんとともに訪問し、秋の交通安全運動の案内とともに、交通安全の呼びかけ、及び免許返納制度の説明をしております。また、9月から10月にかけて、交通安全母の会の協力で、香美市老人大学の会場付近での交通安全運動の呼びかけと啓発物の配布、また毎月15日の高齢者交通安全の日に、交通安全指導員さん、交通安全協会さん等関係機関により、街頭指導及び広報車の巡回による交通安全の呼びかけを行っております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 高齢ドライバー対策の確実な指導を要請いたします。

市長は、このことに対しましてどう捉えておられますか、お聞きをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えいたします。

車社会にあって、車を手放すということは大変厳しい現実がございます。毎日の暮らしだけでなく楽しみもなくなっていくというようなことがあります。高齢者の場合には、それを機に次第に認知症が進むというような状況も目の当たりにいたしております。

それだけに高齢者が外出ができる状況、そういうものをしっかり考えていくためには、このサポートカーのあり方も大いに勉強しなければならないところだというふうに思いますが、果たしてそのサポートカーにつきましては私も十分な知識がありませんので、どれだけの効果があるのか、果たして中山間地に合うのかどうなのかということもあろうかと思えます。

ただ、中山間地だけでなく、町場のほうにも高齢者はたくさんいるわけでありまして、日々の買い物も大変厳しくなっているという事情がありますので、町全体で考えていかなきゃならないことだと思いますので、議員とともに、このことについて勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 市と関係機関が連携して取り組みを要請して、自分の質問を終わります。

○副議長（島岡信彦君） 爲近初男君の質問が終わりました。

次に、16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 16番、依光美代子です。通告に従って、3項目について一問一答方式で質問をいたします。

最初に、プラスチックごみの削減対策が急がれるということで、前議会に引き続き、この問題について質問をいたします。

毎日の生活の中で、レジ袋やペットボトルなどプラスチック製品の利用が大変多くなっております。その一部のもので、リサイクルや焼却処分をされずに海へ流れ出し、海洋プラスチックごみとなり、海洋生物が餌と間違えて飲み込むなど生態系への影響が深刻な問題となっており、世界的に対策が急がれております。その海への流出量は、全世界で年間800万トン以上と言われ、世界各地で海洋プラスチックごみによる海洋汚染が問題化しております。このプラスチックごみの削減は待ったなしの状況が来ております。

日本人の1人当たりのプラスチックごみ発生量は、国連によるとアメリカに次いで世界2位と言われております。政府は、国内のプラスチックごみの大幅削減を目指して、この環境汚染を招くプラスチックごみの海洋流出を2050年にゼロにすることや、食品容器などの使い捨てプラスチック排出量を2030年度までに25%削減する、そして先日はレジ袋の有料化を早ければ来年4月1日に実施したいということなどを打ち出しました。

国においては積極的に解決策に取り組んでもらい、私たちとしては身近にできることから、プラスチックごみの削減に取り組むべきと考えます。

本市では、人口が減少しているにもかかわらず、容器包装プラスチックごみの排出量は増加傾向にあります。容器包装プラスチックごみの1人当たりの排出量は、平成28年度と比較すると、30年度は1人当たりの排出量は約520グラムも増加をしております。この問題は、一人一人がプラスチック製品の無駄な利用をやめるという意識改革が必要です。

それでは、次のことについてお尋ねをいたします。

最初に、香美市のプラスチックごみ、容器包装プラスチックやペットボトルについて、平成28年度から平成30年度の各排出量と経費について、お尋ねをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

昨日お配りしました山崎龍太郎、舟谷千幸議員の資料の裏側になっておりますが、平成28年度から30年度のプラごみの排出量と経費については、お配りしました資料のとおりとなっております。よろしく申し上げます。

○副議長（島岡信彦君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 大変丁寧につくっていただきまして、大変お世話をかけました。

私もこの数字を聞きながら、自分で拾えるものは拾いましたけどわからない数字がた

くさんありましたもので、ここに電卓を持ってきてちょっとたたかないかなかなと思っ
てましたが、この資料をいただきましたので2回目の質問をさせていただきます。

平成30年度より、この容器包装プラスチック収集回収を月2回から毎週に変更した
ことで、この資料をごらんになってもわかると思いますが、収集運搬経費が約2倍強に
なったことには大変驚きました。

前議会でこの排出量を聞いたときに、比較してどれだけ排出量がふえていますかと言
いましたら8.9トンと言ったけど、ここで計算すると9.13トンと増加しております。
経費においてはリサイクル協会の経費も含め、平成29年度と比較すると平成30年度
は約1,226万6,000円となり、前年度と比べ約623万4,000円の増額とな
っております。

住民の利便性を考え回数をふやすことも大事ですが、これだけプラスチックごみによ
る悪影響が出てきており、世界的にこのことが問題化をされております。やはりここで、
身近にできることとして、いかにごみを減らすかに力を入れる必要があると思いま
す。

ますます啓発ということが重要だと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） ご指摘のとおり、排出量はさほどふえておりま
せんが、収集運搬の手数料が大幅にふえた結果となっております。このことにつきま
しても、国の施策で削減という形の施策が出ておりますので、それに期待したいと思っ
ております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 国のほうでも削減ということを打ち出して取り組むよう
になっていますが、ぜひ市として何ができるか、そこの辺で課長はどんなことをお考え
かお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 市としては、やはりプラごみの分別回収を積極
的に進め、再生利用を進めていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 積極的に回収することも大事だけど、やっぱりいかに減
らす、そこをやっていかないと、ふえるから回収するとまた経費が多くなるので、そこ
ら辺はぜひ気をつけて、そして、やはり汚いまま出てくると、めったにないけど年に一
二回、抜き打ち検査があると思うがです。そうしたときにランクが違ってくるから、や
はりそういうことも気をつけてお願いをしたいと思えます。

そしたら、次の質問に移らせていただきます。

本年度からペットボトル収集への出し方が従来と変わり、ラベルやキャップを取り除

き、中をきれいに洗って潰して出すようになりました。変更となった事項が守られておりますか。何か問題は発生しておりませんか、お尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

これにつきましては、事前に全戸配布等で周知を行ったことにより、少数ではありませんがキャップの外し忘れ等を見かけますが、目立った問題は起きておりません。

○副議長（島岡信彦君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ほぼ守られて出されているということで、よかったと思います。やっぱり全戸配布したり、気をつけようという啓発、そういうことがやっぱり定着していくような取り組みができてきたというように思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

香美市のプラスチックごみがどのように処理されているのか、そういうことをどれだけの住民が知っているのでしょうか。意外と知らないのではないのでしょうか。そこでお尋ねをいたします。

容器包装プラスチックやペットボトルは、どこの業者が収集を行い、どのようなルートで処理され再利用されていますか。そして、その再利用は国内ですか。それとも中国や東南アジア諸国など、国外へリサイクル支援として搬出をされておりますか。また、再利用されているならば、再商品化合理化拠出金は、拠出金というたら出すのやけど、決算書を見たら拠出金と書いてるのでこう表現しましたが、その拠出金はそれぞれどれぐらいの金額が入ってきておりますか。平成28年度から平成30年度について、お聞きをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

容器包装リサイクル法に基づく指定法人であります公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ、「容リ協」と呼んでおりますが、ペットボトル・容器包装プラスチック・ガラスびんのリサイクルを委託しております。収集運搬業者が分別収集したものを容リ協に引き渡しています。

次に、容リ協は再商品化事業者に入札による委託を行っております。この過程の中、リサイクルが合理的・効率的に進み、想定よりもリサイクルの費用が少なく済んだ場合には、その半額が事業者から市町村へ翌年戻ってきております。それが再商品化合理化拠出金となっております。あわせて、最初の入札時に有償分で入札された金額につきましても、歳入で市のほうへ戻ってきております。その合計の金額ですが、平成28年度が173万8,995円、平成29年度が252万3,570円、平成30年度が85万9,644円となっております。

詳しくはお配りした資料に分けて載せてありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 今回この資料をいただいて、容器包装プラスチックが全く返ってきてないということがわかりました。当初、取り組みを始めたときには、汚れたものは入れないように、できるだけきれいに出してください。汚かったらランクがA・B・Cあって、ランクが落ちると返ってくるお金が少ないからということでしたが、全く返ってきてない。もう今はそういう制度がなくなったのかなということをおもったことです。

そして、ペットボトルですが、この平成29年から30年度、30年度は約3分の1になっている。これはやっぱり輸出制限というか中国や東南アジアに搬出されるのが禁止された、そういう影響でしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） ちょっと先ほどの答弁につけ加えまして、全てがリサイクルに回っておると、国内で容リ協で処理されているということです。

それと、今回の質問につきましては、再商品化事業者の入札等によるもの、もしくは事業者の変更によるものではないかと考えますが、詳細は申しわけない、ちょっと調べておりません。

○副議長（島岡信彦君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 業者によってこうして価格が違ってくるということは、その業者をこちら側が決めることは、今のお話で処理されるルートを選定ができないけれど、やはり皆さんがきれいにして、適正な形で出してもらおうということ徹底するということはとても大事だなということをおもいました。

今後やっぱりプラスチックごみ削減を、住民とともに取り組みを進めていかなければならないと思います。そうしたときに、自分たちのまちの現状、このプラスチックごみの年間排出量や、それを処理するための経費がどれくらい必要なのかということ、今回私もこの表にさせていただいて、ふだんは決算書とか予算書で拾ってやるけど、全部が出てきてないんですね、今回詳しくよくわかりました。

こういったことも、やっぱり皆さんがごみをこれだけ年間出されていますよ、そのためにこれだけの費用がかかっているという、そういうことを十分住民に理解してもらって、そんな啓発や取り組みが重要だと思います。毎年、ごみの排出量を広報に掲載して住民にお知らせしていますよね。そこに、そのトン数だけでなく、そういうことも一緒に掲載すること、まして今、プラスチックごみのことが大変世界中で問題になってますよね、それから、レジ袋の有料化も考えられ、いかに削減するかということをしなくてはならなくなっているから、やっぱりそういうことを、本当に問題になっているから、一面を利用してでもいいから、やっぱり住民がぱっと目につくようなそういった掲載方法、特集記事みたいなことができないのでしょうか、お聞きをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

今年から来年にかけて、プラごみ問題は取り上げられることが多いと思いますので、また検討して対応していきたいと考えます。

○副議長（島岡信彦君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） それでは、次の質問に移ります。

中国がプラスチックごみの輸入を2018年から禁止をした影響で、日本国内のプラスチックごみの保管量は増加傾向と聞いております。環境省の今年2月の調査によると、地域内の処理業者の保管量が増加しており、保管をし切れないプラスチックごみの不法投棄がふえる懸念がある。そういうことを思い環境省は、各市町村へ産業廃棄物として排出されたプラスチックごみを市町村の焼却施設などで積極的に受け入れをするよう要請したとマスコミ報道がありました。

本市が可燃ごみなどを処理している香南清掃組合では、どのような対応を考えているのか、お聞きいたします。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 先々週の協議会で局長にお伺いしております。

香南清掃組合の焼却施設は、容器包装プラスチックごみを燃やすことを前提としていないため、プラごみ燃焼による高熱により焼却炉が傷み、耐用年数への影響が出ることや、産業廃棄物のプラごみを燃やすことについて、新たに近隣地区の同意を得る必要があることなどにより、現状では受け入れを考えていないという回答であります。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そしたら、次の質問に移ります。

前回に引き続き、プラスチックごみ削減として身近にできる、レジ袋の削減の取り組みができないかについて、お聞きいたします。

6月3日に原田義昭環境相が、この深刻な海洋汚染につながるプラスチックごみの排出を抑制するため、レジ袋無償配布を一律に禁じる新たな法令を制定する方針を表明しました。環境相は、レジ袋がプラごみに占める割合にしては多くはないが、レジ袋の有料化の象徴になるということを強調されました。

また、先日はレジ袋の有料化を早ければ来年4月1日に実施したい、これは15日に長野県軽井沢町で開幕をされた20カ国地域エネルギー環境相会合で打ち出したものです。国もやっと積極的に対策に取り組み出しました。

私は、前議会でレジ袋削減の取り組みを住民へ周知するより先に、職員の取り組みができないかということで副市長に質問したところ、レジ袋の有料化が検討されており、いいタイミングである。検討してみたいと前向きの答弁でした。

この私の質問を議会だよりで見たということで、土佐山田町日曜市平成組合の代表よ

りお電話をいただきました。私どももこの問題に関心があり、レジ袋削減の取り組みをしたいと思うが、どのようにしたらいいかわからないとお話がありました。

取り組みのいいタイミングだと思います。一步進んだ取り組みとして、モデル的にこの団体の協力による取り組みができないか、副市長にお尋ねをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） お答えいたします。

さきの議会でも答弁をさせていただいたとおりでございます。担当課長のほうには、レジ袋削減に向けた取り組みの検討を進めるように、既に指示を出させていただいているところでございます。

また、団体よりレジ袋削減の取り組みをしたいとのご相談があったということでございましたが、製造者、そして、販売者、消費者が一体となって取り組むことが非常に重要だというふうにも思いますので、ありがたいご提案であるというふうにと考えるとございまして、また、担当課を通じて対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○副議長（島岡信彦君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お示しの提案ですが、近隣の市では、市職員内でのレジ袋削減の取り組みが成功している事例があります。まずは職員からの取り組みとして、お手本を参考にしながら進めていきたいと考えております。

また、国のレジ袋有料化は2020年4月からの予定で進んでおりますが、これに合わせて、団体協働によるエコバッグ普及の取り組み等も、期間は短いですが、ちょっと考えていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ぜひ職員の取り組みをお願いしたいです。

やはり市の職員さんが率先して、マイバッグを持ってレジ袋削減をやっている、スーパーに行ってもどこへ買い物に行っても、職員さんがこんなにしてるということで、住民の意識づけてすごく違ってくると思うがです。

少し香南市の取り組みについてお話を、課長も御存じかと思いますが、香南市の取り組み。香南市はなかなか民間の企業さんにもマイバッグ運動、レジ袋削減は難しいから、とりあえず職員から始めようやということで始めております。職員が率先して、このレジ袋削減の取り組みであるマイバッグキャンペーンに毎年参加をしており、昨年で10年目です。

当初は参加者が少なかったんですが、年々その参加者はふえ、昨年、職員の参加者数は489名。すごいでしょう、参加率120.15%でした。それは正職員に加えて臨時職員まで幅広く周知を行い、10年連続して参加したことと、県内市町村のモデルとなるすぐれた取り組みの実績が評価をされました。このたび、高知県地球温暖化防止県

民会議において、行政部門ですぐれているということで、県内でただ1つ行政部会長表彰をされました。こういった取り組みが香南市でできるのは、香南市の環境課の職員数は本市の倍の職員がいることも大きな力になっていると思います。

しかし、香美市だってそれ以上の取り組みができると思います。独自のやり方として、前議会でも質問したように、職員数は少なくても、それこそ副市長のお力もかりながら、職員を1つにまとめて一丸となってやっていける旗振り役にリーダーとして立ってもらい、そして、新しく声を上げてくださっている環境団体、そこへは環境班がその団体への指導や推進役、そうすることで職員と土佐山田町日曜市平成組合の協働による取り組み、そんなことが実現したら、香南市よりもっともっとすごい。県内では初めてです、職員と民間の団体が取り組む、そんな取り組みを私はぜひ実現したいと思います。そのことが、また周りの市民へも大きな啓発になっていくと思います。

秋にはまたマイバッグ運動、ぜひそこにチャレンジ、挑戦してもらいたいと思いますし、先週に県民会議の部会がありました。その中で高知県や高知市、そしていろいろな量販店の業者さんが参加をしておりました。その中で、マルナカさんがこういうことをやってもいいと、徳島県ではやっているんですよね、県下では四万十市でやっております。態勢が整い各市町村、自治体が協力してくれるなら、私たちも一緒にやっていいという声も上げてくれたそうです。ぜひ、一足飛びには量販店までいかないにしても、せっかく土佐山田町日曜市平成組合さんが言うてくださっている、これは一つの大きなチャンスだと思います。ぜひともこのような県内初の取り組みができないか、再度お尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） たくさんの課題がある中、限られた職員数で対応していきますが、課として知恵を出し合いながら進めていきたいと考えます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 少ない課員の中で、いろんな新たな取り組みをするのは本当に大変だと思います。ぜひ副市長、協力のほうをよろしく願いいたします。

それとまた、地球温暖化防止推進員さん、そのメンバーたちにもご協力を得ながら、ともに、課だけでやるって本当に大変だと思うがですよ。そして今、この議場で各課の課長さんが聞いてくださってますから、皆さんが協力をしてくれると思います。協力してくれますものね。みんなで1つとなって、ぜひこの取り組みをお願いしたいと思いますので、市長の見解をお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お尋ねにお答えしたいと思います。

もう今、世界の潮流になっておりますし、国も約束をして進めるということでありますので、ぜひとも率先してやっていきたいというふうに思います。ぜひ職員だけでなく

議員の皆さん方も、そちら側も一緒になってやっていきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） またみんなで協力しながら、香美市ならではの取り組みができることを私も楽しみにしておりますし、また協力もしたいと思います。

それでは、2つ目の項目の質問に移らせていただきます。

厳しい環境にある子供たちへの支援について、お聞きいたします。

今年春に、平成31年度を初年度とした後期5年間の教育の方向性を記した香美市教育振興基本計画（後期版）をいただきました。その計画は、前期と比較すると表紙からしてわくわく感があり、楽しそうだな、ちょっとのぞいてみたいなという気持ちにさせられました。

そして、以前と比べ教育の対象を幅広い層を対象として、本市にあるさまざまな教育機関を生かして、就学前の保育・幼稚園から小学校、中学校、高校、特別支援学校、大学まで対応できる教育。そして、その教育はどこよりも質が高く、地域住民も生涯にわたって学び続けられる方向性が記されております。

「探究あふれる 学園都市 香美市」を目指して、市民、行政が一体となって、みんなによってたかって地域が育てる教育により、市内の至るところで探求的な活動が沸き起こるまちとなることを大変期待しております。

計画の中には「子どもの育ちの連続性を保障する教育を推進します。」。そして、「一人ひとりの子どもに向き合い、生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」等の社会を生き抜く力を育てます。」とうたっております。誰もが平等に教育の連続性を受ける環境はとても大切だと思います。

しかしながら、近年、子供を取り巻く厳しい環境について、さまざまな問題が取り上げられております。先ほども出ておりましたが、親の貧困による子供への影響、そういうことも取りざたされております。親の貧困により家庭の厳しい経済状況が、子供の困窮や教育の低下となり学力の未定着。それ以外にも不登校や非行などにより、学力の未定着という状況の子供たちが一部いるのではないのでしょうか。

高知県のその子供を取り巻く状況の説明を少しさせていただきます。

皆さんから見て右側が高知県のデータです（資料を示しながら説明）。これが高知県の生活保護被保護実人員の推移を書いています。これが全国平均です。上側が高知県の状況です。高知県は全国で3位です。そして、就学援助率の推移、これが全国平均、それより倍ぐらい高くなってまして、援助率は全国1位となっています。これは平成27年度です。そして、ひとり親世帯比率の推移が、下側が全国平均、上側が高知県の状況です。全国5位です、ひとり親世帯が。その中で父子世帯の比率が全国2位で、母子世帯率が全国5位となっております。ひとり親世帯の貧困率は、子供のいる現役世代全体の貧困率の約4倍厳しいということをお聞かしております。

そして、この左側のBが、香美市の就学援助の件数及び金額とか、準要保護とか要保護の状況、小学校と中学校の状況が出ております。このグラフは、香美市教育振興基本計画の後期版の10ページにありますので、またお時間があるとき、ゆっくりごらんになっていただけたらと思います。香美市も高知県と同じく、子供を取り巻く環境は厳しいものがあります。「厳しい環境にある子どもに対し、貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切るための支援の充実が求められています。」と記載されております。

以前、合併前の旧土佐山田町時代に、中学校を卒業したが高校へ行くことができず、されど就職もなく困っている子供さんについて、ご親戚の方から相談を受けました。行政に相談するが、義務教育は終わっているということで大変苦慮した記憶がございます。最終的には高知市のほうで助けていただきました。

今回の後期の教育振興基本計画には、子供の育ちの連続性を保障する教育を推進するとなっており、就学前から義務教育、高校、特別支援学校、大学までとうたっております。そこで、お尋ねいたします。

最初に、現在、香美市において中学校卒業後などの進路未定の子供、例えば厳しい生活環境の中で学力が未定着なため、不登校、そして非行などにより学力が未定着により進路が定まらなかった子供さんは、前期計画期間の平成26年からの5年間の各年度に何人ぐらいいたのか把握できていますか、お尋ねをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 暫時、時間を延長します。

教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 依光議員の中学校卒業後などの進路未定の各年度の人数ということにお答えいたします。

平成26年度1名、平成27年度3名、平成28年度1名、平成29年度6名、平成30年度3名です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

その子供たちへの支援は、どのような対応をしてきたかについて、お尋ねをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

進路未定となった生徒の状況はさまざま、主に在籍中学校が学級担任や特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事を中心に、学校ぐるみで該当生徒や家庭を支援してきました。ケースによっては、教育支援センターや育成センター、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、福祉事務所、医療関係機関等が情報共有し、支援をしてきたところです。

○副議長（島岡信彦君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 学校ぐるみでそういう子供たちの支援をしてきたという

ことですが、中学校を卒業した後、中学校に在籍中はそういう方たちが連携してできてきたかと思いますが、その後も引き続いて、その子たちが学校へ行くなり就職するなり道筋がつくまでのかかわりはなかったのかも、学校に在籍中、卒業まででしょうか。卒業してからのことをお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

中学校卒業後の進路未定者につきましては、先ほどお話ししましたように、卒業まで在籍中学校で支援してきた生徒がほとんどです。卒業後も中学校教員が状況把握しながら、支援をしているという状況が多いです。

○副議長（島岡信彦君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 卒業後もそういった子供さんにかかわってきてくださっているということで、少し安心をしたんですが。

この後期の計画の中に、厳しい環境の中の子供への支援を一層徹底させるというか、そういうことが必要であるというようなニュアンスで書いてあるけれど、そういった中学校卒業後の進路未定者の支援についての記載はないですが、その辺のような対応を今後も考えているのか、見解をお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 今お話ししましたように、この子供たちはどちらかという和学校で対応し続けてきたという子供がとても多いです。ですから、昨年度、この計画も仕上がってというあたりから、ちょうどこのことが非常に課題になってきまして、現在、関係機関が集まっての情報共有と今後の対応について、協議する場を検討中です。

支援センターとか福祉関係とか、つながっていてくださるとあちこちから支援ができるのですが、学校ですとずっと頑張っていてやり続けると、卒業してから学校しか窓口がなくなるということが課題になっていまして、今検討しているところです。

ところが、この子供たちの情報共有というのは非常に難しい背景もあつたりしますので、慎重にしないといけないこともあって進みにくいという面もあるのですが、そこを何とかしないといけないと思っています。

それで、香美市教育振興基本計画でいうと33ページのところに、この体系図があるんですけども、体系図の一番上のところの「きめ細やかな保育・教育の推進と体制整備」というところがあって、その「0歳から15歳にわたって子供の育ちの連続性を保障する保育・教育の推進」ということと、「教育相談、生徒指導のためのシステム構築」というところにこのことは入っています。

33ページの隣に詳しいものが出てくるんですけども、この中でいうと、どちらかというところとゼロ歳から15歳までの発達段階に応じた保育・教育の推進というところと、それから不登校対策、不登校でない子供もいるので、この辺が切り分けが難しいですけど、そのあたりに入ることと、それから37ページのところに、子育て支援と親支

援の推進ということがありまして、主にここは就学前のことで書いてはありますけれど、家庭への専門的な支援、地域子育て支援の充実というあたりを切り口としながら進めていきたいと思っています。

直接的にできるのは、やっぱりさっきの33ページのゼロ歳から15歳までの発達段階に応じた保育・教育の推進と、それと不登校対策はちょっと言葉が違いますけれど、そのきめ細かい子供へのかかわりというところでやっていきたいと思っています。

○副議長（島岡信彦君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 説明でよくわかりました。

私もこの37ページを見たときに、厳しい環境にある子供たち、子供だけでなく、保護者やその家庭へのきめ細やかな支援が求められていると、その背景だったり留意点を書いているところがあったから、あっ、ここかなということをやっと見たりしたことでした。

その33ページにあるゼロ歳から15歳、結局、義務教育を離れるとなかなかその、義務教育を卒業しても、進路が未定であっても、やっぱり香美市の子供には変わらない。今回その連続性を持って大学まで、そして地域の大人たちまでも含めて幅広く取り上げて計画に、いや、うれしいな、これこそ大事だということをやっと思ったがですよ。

その37ページに書いているように、保護者が不安を抱えたり、負担を感じたりしたときにSOSを出せる場所を多数確保する。やっぱり困ったときに相談できる場が必要だと思うがですね。その「場所を多数確保するとともに、その場所の情報がすべての子育て世帯に届くよう、多様な媒体を通じて周知・啓発することが必要です。」と記載をされております。

具体的に何か考えておられるのか、どのようなことを考えておられるのか、お聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

この子供たちについては、例えば教育支援センターが18歳までを一応区切りとして支援をしています。ですから、高校へ行った子供たちについても、つながって高校の先生方と話をしたり、ケース会をしたりということも行われているのです。だから、年齢的には18歳までというより、もうずっとちょっとしばらく、子供たちの様子を見ることができるところです。

その支援センターを中心にしながら、いろんな機関がつながって支援をしていきますので、どうしても学校だけでとり切りじゃない形にしておかないと、後の支援がしにくいという、卒業してから子供と「初めまして」と会うのがなかなか難しいものですから、つながりを在学中につくっておこうということで今進めています。

それから、今は支援センターが不登校を柱にやっています、その他のいろんな課題の子供のことについては、その担当というか中心になりにくいところがあるんで

すね。どちらかという育成センターのほうが、補導関係とともに、そういうちょっとしんどい子供たちの支援をするという機関なのですけれど、この支援センターが子供を預かって、支援をしていくという場所がないんですね。

いろいろ考えて自宅へ行ったり公民館でやったりということもしてはいますが、何か総合的な支援センターというものがないと、今は不登校の子供はしっかり受けとめていくのですけれど、その他の子供たちがちょっと支援がしにくいものもあって、そういうことも含めて今後考えていかなければならないと思っています。

○副議長（島岡信彦君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ぜひその不登校の子供さんにそうやって手厚くされるということはすごくいいことだと思う。あと、非行であってもいろんな問題があった子供さんが行く場所がない、それから親御さんもどこへ相談しにいいのかわからないというような状況もあると思いますが、ぜひそういうSOSを出せる場所を確保して、また協議会を立ち上げるように、よろしく願いいたします。

それでは、3つ目の質問に移らせていただきます。

外国人への支援について、お尋ねいたします。

香美市では多くの外国人が生活しております。高知工科大学への留学生や先生、そして、そのご家族、また農業や介護などの技能実習生などで多くの外国人が居住しております。今年4月からの入国管理法の改正により、新たな外国人材の受け入れ拡大を目指していますので、ますます外国人の増加が考えられます。

私の地域でも多くの農業技能実習生を見かけます。会うと大きな声で挨拶をしてくれます。とっても気持ちがいいです。「楽しいですか」と尋ねると「楽しい」。「困ったことはない」と聞くと「お母さんいる。大丈夫」と言われます。きっと雇用主さんの声かけが行き届いているのではと感じたことでした。

これらの外国から来てくださった方々に、香美市で安心して暮らせる支援が必要になると考えます。本市の現状と今後の対応について、お聞きいたします。

最初に、香美市には何名の外国人が居住しておりますか。

○副議長（島岡信彦君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 6月1日現在でございますが、300名おられます。

○副議長（島岡信彦君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） その300名は、そしたら成人した大人でなくご家族で来られた子供さんなど、それも含めてでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 現在登録されている方ですので、年齢問わず300名です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そしたら、次の質問に移らせていただきます。

以前に家族連れで香美市に来られた外国の方が、子供さんの学校への手続や子育てや生活上の困ったときに、どうすればよいかかわからず困ったという話を聞いたことがあります。

外国から来た方々は、英語を初めインドネシア語、ミャンマー語、ベトナム語、フィリピン語などさまざまな言語です。日本語が十分に話せない方もいると思います。その方々が窓口へ来庁したときの対応はスムーズにできていますか。どのようにしていますか。困ったことなどがあればお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 香美市に中長期滞在者として住民登録する外国人のほとんどは、技能実習または留学を目的としております。技能実習生の場合は、受け入れ先の事業所の方と一緒に窓口へ来られますし、工科大への留学生は、大学の職員または学生と一緒に来られますので、住民登録手続を初めとする窓口での対応で、市役所側が困ることは少ないです。

また、まれに英語は通じますが日本語が得意でない方がお一人で来られた場合には、英会話のできる職員が補助して対応しております。

○副議長（島岡信彦君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 少しお話を聞いてほっとしたことでした。技能実習生はほとんどの方が雇用主さんがついて来られるかなということを思うんですが。留学生のご家族の方が1人で来られたり、英語でないほかの外国の言葉とか、そんなので対応が困ったとか、市民保険課だけでなく、あとほかの課で、ひょっと子育て支援だとか保健だとか税だとかに來られて、窓口で何か困ったようなことはございませんか。

○副議長（島岡信彦君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 今回のご質問に当たりまして、各課のほうに問い合わせもいたしました。大抵の方はお一人で来られる場合は英語ができるということで、困ったことはそれほどないというふうに聞いております。

それと、保健のほうでは、母子健康手帳とか子供の乳幼児健診などは英語版のものを使用しております。あとはスマホのアプリとか、そういったものを使ってご説明をしていることもあるようです。

○副議長（島岡信彦君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） よく理解できました。

そしたら、最後の質問に移らせていただきます。

市長にお尋ねします。

入国管理法の改正により、ますます外国人の受け入れの増加が考えられます。後でも同僚議員が聞かれると思いますが、家族連れで来られる方もふえてくるのではないかと思います。

その中で、県下でも香美市は外国人の方が多く住んでいるように思います。数をかち

っと数えたわけではないけれど、よそと比較すると、他市の議員間でいろんな話をしたりするんですが、その中でも香美市には、いろんな形の留学生であったり技能実習生、それから、そのご家族であったり、いろんな関係で外国からおいでている人が多いかなということを感じたことでした。

法の改正により、またますますふえてくることが予想されます。そうしたときに、外国人の方が、この香美市に来て、安心して暮らせるように生活にかかわるさまざまな情報提供や相談体制の整備、そして災害時、災害が発生したときに情報発信などの支援が必要になると思います。先ほど聞くと、英語で補助したり、どうしてもいかないときにはスマホで対応されてきて、今のところ困ったことはないということでしたが、ますます多言語化、多様性が出てくると思うがです。

そうしたときに、今年、県の相談窓口も確かに開設されましたが、香美市として外国人の方々が安心してこの地で暮らせる支援や体制づくりが必要と考えます。今後どのような対応を考えているのか、市長の見解をお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えいたします。

今、香美市では報告がありましたように、労働者として、また研究者、学生として、300人の方がこのまちで暮らしをされておられるわけではありますが、法律の改正にもよりますけれども、今後は幅広い分野の就労を求めて海外からたくさんの方が見えて、このまちで暮らそうという方もたくさん見えると思います。

またインバウンド観光ということで、今までになく細かなところまで観光を楽しむ方もふえて来られるというような状況になってきて、このスピードが私たちが想像している以上に速い状況で、外国の人と一緒に暮らしをしなければならないような状況になっていくだろうというふうに思っております。

海外のほうの状況を見ますと、フィリピンの例を挙げますと、240万人の方が海外で就労する、海外で稼ぎだしているということで、GDPの中で占める割合も大変大きいわけでありまして。ですから、国を挙げて海外に送り出すというようなことをやっております。ですからフィリピンには、海外雇用庁というのができて、海外に行くことを前提にしてる。そして国際労働問題局という、そういう国の機関が設けられている。

送り出すために教育もしなきゃいけない、技術も高めなきゃいけないということで、そういう開発機構もできてしっかりサポートしている。海外のフィリピンの大使館、領事館も、もう本当に一緒になって動いているし、マニラの海外の大使館にも情報を求めているというような状況がある。

ですから、本当にどんどん送り出していこうという、そういう外からの事情もあります。これはもうフィリピンだけではなくて、海外は本当にそういう国が多くなってきて、中国も例外でない、インドも例外でないというような状況になってきていますので、私たちが想像している以上に、そういう海外からのたくさんの方が入ってくる時代が、も

う目の前だというふうに思っております。

日本で働こう、あるいは研究しよう、学ぼうと思ってやって来られる方はそれなりの決意をしてやってくる。そういう準備もしておいでますから、それなりに苦勞があっても我慢してやっていく部分があると思うんですけど、今言われたように、ご家族を連れて来られるということになりますと、奥さんであるとか子供たちも、また別の悩みですとか苦勞が生まれてくるというようなこともあります。

やはり、交流ということが非常に大事になってくるわけでありましてけれども、この香美市の中でも海外で暮らした経験のある方、留学をした経験のある方なんかが集まりまして、そうした海外の人と一緒に交流の日を持って、悩みを聞いたりとか、一緒に食べ物を食べたりお酒も飲んだりなんかしながら、和気あいあいとやってくださる、そういうボランティアといいますか、そういうことをやってくださっている方もいます。そして、奥さんが1人で孤独になったらいけないとかいうことで、奥さんに何かアルバイトを見つけたいとかいうことで動いている方もいます。

こういうことを、この香美市の中で今後広めていく必要があるんだろうというふうに思ってます、私は海外の方の経験であるとか、能力であるとか、語学であるとか、いっぱい私たちも交流をして、得たいものもあると思います。そういうものを行政の中で、公民館を開放してそういう機会をつくっていくということと同時に、日本の文化、地域の文化であるとか、制度とか決まり事とかいったことを、私たちの思いというものも理解をしてもらい、相互の理解をしていく必要があるんじゃないかなと。

このまちに嫌な思いを持つということになれば、やっぱりゆがんだ理解になっていくということもあろうかと思えます。ですから、お互いがウイン・ウインになるような関係をしていかなきゃならないというふうに思えます。

これからは交流の中で、物の動きについては、やっぱりキャッシュレスということも大事だと思います。そういうことは私たち市民も非常に便利になる、相手側もキャッシュレスの社会から来てますので、そういうこともいち早く、我々にとってもプラスだということを見出してやっていくことも大事だと思います。

語学のこともしっかりと学び取っていくことが、地域の子供たち、まちの子供たちの未来にもつながっていくということで、お互いが助け合うというか交流をし合うことによって、前向きにできるようなことがあると思います。

ただ、そのためにはいろんなツールも必要だというふうに思えます。議員のほうから幾つかの提案もありましたけれども、そういうツールをどういうふうに整備をしていくかということは今後しっかり、この市役所の中に設けていく必要があるかと思えますので、ぜひともご提言を賜りたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ぜひとも外国から来た人が、この高知県でも香美市に来るととっても暮らしやすいよ、とっても楽しいことがいっぱいある、地域住民とも交流

ができる、そんな香美市になってもらいたいと思いますので、大変期待をしておりますので。

以上で私の質問を終わります。

○副議長（島岡信彦君） 依光美代子さんの質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定をしました。

本日の会議はこれで延会します。

次の会議は6月19日午前9時から開会します。

（午後 4時18分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

令和元年（2019年）第3回

香美市議会定例会会議録（第4号）

令和元年6月19日 水曜日

令和元年（2019年）第3回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和元年6月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月19日水曜日（会期第15日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸真弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	中山泰仁
副市長	今田博明	農林課長兼農業委員会事務局長	西本恭久
総務課長	川田学	農林課参事	澤田修一
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課参事	奥村周也
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	公文薫	支所長	近藤浩伸
ふれあい交流センター所長	明石清美		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	横山和彦
教育次長	岡本博章	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理 選挙管理委員長 松 尾 禎 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 吉 川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和元年（2019年）第3回香美市議会定例会議事日程

（会期第15日目 日程第4号）

令和元年6月19日（水） 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 2番 山 口 学

② 3番 久 保 和 昭

③ 5番 笹 岡 優

会議録署名議員

11番、山崎晃子君、12番、濱田百合子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

初めに、物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） おはようございます。答弁の訂正をお願いしたいのですが、山崎晃子議員の質問①の回答の中で、指定管理者の公募を公告すると発言するところを、「告示」と発言しました。「公告」と訂正をお願いいたします。申しわけありませんでした。

○議長（比与森光俊君） ただいま物部支所長、近藤浩伸君から6月17日の会議における山崎晃子議員への質問に対する答弁の中で、「告示」の部分を「公告」に訂正したいと申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、物部支所長、近藤浩伸君からの発言の訂正を許可することに決定しました。

次に、防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） おはようございます。昨日の爲近議員からの質問で、物部川の避難情報に関する水位計の設置場所につきまして、「土佐山田町加茂」と答弁いたしましたが、「香南市野市町深淵」でございました。申しわけございません。訂正いたします。

○議長（比与森光俊君） ただいま防災対策課長、一圓幹生君から6月18日の会議における爲近初男議員の質問に対する答弁の中で、「加茂」の部分を「深淵」に訂正したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、防災対策課長、一圓幹生君からの発言の訂正を許可することに決定しました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） おはようございます。2番、市民クラブ所属、山口 学です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式で質問します。

まず1問目、外国人の方々について質問します。

今、香美市でも外国人の方をよく見かけるようになりました。これからも教育の場、

インバウンドによる観光客、国際結婚、入国管理法改正に伴い労働力として活躍する方など、今以上に増加する可能性があることを人口減少の流れの中でうれしく思います。行政としてもフォローしていく必要があると感じます。

ここで1の質問に移るところですが、①と②の質問は先日、同僚議員の質問と重複するところがありますので取り下げます。③の質問に移ります。

人材不足解消を目的とした入国管理法が改正されましたが、市の管理、関係する施設への雇用は考えていますか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 山口議員の御質問にお答えします。

出入国管理及び難民認定法のいわゆる入国管理法の改正によって、在留資格特定技能1号、特定技能2号が創設されました。これらの特定技能の在留資格を持つ外国人を雇用する事業者は、人手不足が深刻化している特定産業分野、14分野の民間の中小企業、小規模事業者が想定されているものですので、本市の臨時的任用職員や非常勤職員の任用の状況が変わるとまでは考えておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） わかりました。

④の質問に移ります。

特定技能2号の方には、配偶者及び子供も在留資格を与えられるが、試験を受けていないため、言葉、風習の壁が生じると思われます。生活のための手引書等があればよいなと感じました。

そこで、参考資料①、②をごらんください。

先日、よってたかって生涯学習フォーラムの場で、鏡野中学校英語部の発表にちょっと感銘を受けましたので、そのとき使用された資料を許可を得て、参考資料として使わせていただきます。

A L Tの方々と中学生のほほ笑ましいやりとりを感じさせるものですが、ある意味素直な意見ともとれます。中に英語の地図が欲しいとの意見があり、手引書とあわせて考える中、くらしのガイドブックというものの存在を知りました。このくらしのガイドブックを外国の方が見てもわかるようにはなりませんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

本市では、市民の暮らしに役立つ情報を1冊にまとめました香美市くらしのガイドブックを発行しておりますが、現在、外国人向けのものは作成しておりません。本市のホームページにおきましては、英語に限らず中国語、韓国語に翻訳して閲覧することが可能ですので、こちらから情報を入手していただければと思いますが、今後とも関係各課、住民、外国人の方々も含めて皆様の御意見をいただきながら、ガイドブックの利便性の

向上を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。

⑤に移ります。

日本語教室が欲しいとありますが、今土佐市では実習生やALTを対象に、地域ボランティアを中心に週2回、日本語学校が開かれていると聞きました。香美市でも日本語を学べる機会、場所をつくれませんか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

土佐市以外にも高知県下をちょっと調べてみますと、高知市とお隣の南国市のほうで、国際交流協会が主催する教室があるということです。教室は日本語ボランティア講師養成講座を修了し、国際交流協会に登録している方が講師ボランティアをされています。公民館などの場所の提供は香美市でもできますので、香美市にお住まいの外国人の方々からの要望を聞いてから、要望がたくさんあるようでしたら、国際交流協会の方に協力を求めていききたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） ぜひ香美市でも実現されたらよいと思います。

⑥の質問に移ります。

香美市の好きな場所という答えでは、龍河洞、秦山公園、アンパンマンミュージアム、物部川が挙がっています。外国人の方々には魅力ある場所はまだほかにもあると思いますし、インバウンドによる観光客の方に来てもらい、その場所を理解してもらうためにも外国語表記が大切になると思います。既に龍河洞ではスマートフォンアプリによる観光案内が始まっています。ほかの観光施設への導入は考えているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

龍河洞では、平成27年よりスマートフォンアプリによる観光案内が可能となっています。このアプリケーションは、高知工科大学の学生が外国人観光客向け観光アプリ「キャビゲーター」を活用して研究開発したもので、龍河洞内の案内ポイントを写真に加え、英語、韓国語、中国語、台湾語の音声で案内してくれる観光案内アプリケーションとなっています。

他の観光施設での導入状況につきましては、やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムで観光アプリを導入しており、日本語のほか、英語、中国語、韓国語で対応しております。その他の施設における導入実績及び今後の導入予定などは今のところ伺っておりませんが、近年の高知県へのインバウンド客数が増加している状況下、観光客を取り込むために有効なサービスであると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 本当に最近外国の方を見かけることもふえました。これからは香美市民も外国人の方々にかかわる機会がふえていくと思います。また、ふえていかなければおかしいような状況になるかもしれません。トラブルを危惧する声も聞こえますけど、市政には優しさを持ってフォローしていただきたいと思います。

2問目の質問に移ります。

運転免許証自主返納について質問します。

最近、高齢者ドライバー関連のニュースをよく見聞きしますが、山間部の多い香美市では、運転免許証がなければ生活への支障が非常に大きいと思います。それでも運転に自信がなくなったり、家族が心配するからなどの理由で返納を考えている方もおられます。事故が起きてからでは遅いからです。市でも返納を考えている方に対して支援をするべきではと思います。

①の質問です。

平成28年12月議会において、同僚議員の問いに当時の担当課長が、支援策について調査・研究を行い、関係各課との相談を進めるとの答弁がありましたが、現在までの進捗状況をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 現在のところ、特に進捗はございません。しかしながら、最近では高齢者の事故が全国で多発しております。早急に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） じゃあ、引き続き調査・研究を行ってくれるということでしょうか。

ここで参考資料の③と④をごらんください。

返納支援について検索し、香美市に関係したところだけを抜粋したのですが、移動支援と生活支援に分かれています。これを踏まえて質問させていただきます。

②の質問に移りたいところですが、②の質問も先日、同僚議員から同じような質問があり、答弁をいただいておりますのでこれは取り下げたいと思います。

③の質問に移ります。

市内にあるタクシー会社が運賃10%割引をしてくれていますが、協力してよりよい支援ができないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） ⑥の質問の答弁と重なってまいります。高齢者の方々がより安全に外出ができるよう支援を行っていくには多様なニーズがございますので、さまざまなサービスによって複合的に支援を行っていくよう考えております。タク

シー会社だけではなく、サービスを提供していただける事業所、あわせて、南国警察署等関係機関と連携しながら、支援につきまして早急に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） よろしく申し上げます。

④の質問です。

免許を返納してすぐ直面する問題は日ごろの買い物だと思われれます。移動販売車というすばらしいものがあり、非常に助かるとの声を多く聞きます。市内を走る移動販売車に補助が出ると聞きますがどのような内容か、また、周知等、台数をふやす取り組みはされているか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

御質問の移動販売車の補助制度は、地域の中で食料品等の日用生活用品を入手するための仕組みづくりを目的として、市内に事業所がある団体が車両の購入や店舗の整備などを実施する場合に、それに要する経費を補助する制度となっております。補助率は、県が2分の1または3分の1、市が3分の1または2分の1となり、事業主体の負担は6分の1となっております。

補助制度の周知につきましては、平成29年5月に市の広報誌にて募集をしており、本年度につきましても、県の募集時期に合わせて広報誌に掲載する予定となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 台数がふえると喜ぶ方が多くなると思いますので、引き続き周知のほうよろしく申し上げます。

⑤の質問です。

移動販売車がいつどこに来るのかを知りたいとの声があります。協力体制を仰いで、ルートの提案・調整、それを一覧できるようにはならないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

移動販売車の運行ルートや日時につきましては、地域の要望や実態に応じて適宜変更をしていると聞いております。市民からのお問い合わせがあった場合には、全事業者におきまして把握している範囲での御案内はできますが、詳細につきましては、各事業者にお問い合わせいただきたいと思います。

御提案のルートの提案や調整につきましては、事業主体が民間となっておりますので、ほかの事業所との平等性に欠けるため、難しいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） わかりました。では、問い合わせになるべく答えられるような格好をお願いします。

⑥の質問に移ります。

生活支援としてさまざまな店舗でサービスが受けられるようですが、新たに加盟店をふやす取り組みはされていますか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 先ほどの答弁と重なりますけれども、タクシー会社及びサービスを提供していただける事業所あわせ、南国警察署等関係機関と連携しながら、支援につきまして検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 例えば商工会などに協力を仰いでみたら、たくさんの業種の方にわたって協力してくれるところなども見つかると思いますので、また検討ください。

高齢者の事故等のニュースが本当に多く聞こえ、サポートカー等さまざまな対応策を国、各自治体が考えている時代です。市長も香美市交通安全対策推進会議会長をされていると聞きました。交通安全の観点から、香美市の運転免許自主返納者がふえる支援を期待したいと思います。ぜひ市長の見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをしたいと思います。

高齢者にとりましたら、移動手段がなくなるということにつきましては大変厳しいものがあるかというふうに思います。これまでの交流が次第に遠のいていくとか、あるいは、社会の変化についていけなくなる方もたくさん生まれてくるわけでありますので、暮らしをしていくというだけではなく、充実した暮らしが遠のくというようなこともございます。そういう高齢者を抱えている地域、また、御家族にとっても大変心配なことでありますので、市を挙げてこの高齢者の移動の手段の確保については、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。なかなか条件としては厳しいものがあるわけでありますけれども、現在のところ、タクシー協会の方につきましても非常に協力的でありますので、このあたりをさらに応援をしながらやっていきたいと思っております。議員のほうからも御提案がありました、サポートしてくださる、応援をしてくださるお店などを広げていくことによって、高齢者にとって前向きになっていただけるような状況を少しでもまちとしてはつくってまいりたいと思っておりますので、一層のお力添えをいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） わかりました。ぜひそのようにお願いします。

これで、私の質問は終了させていただきます。

○議長（比与森光俊君） 山口 学君の質問が終わりました。

次に、3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 3番、市民クラブ、久保和昭です。議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をします。質問は一問一答方式です。

まず1、中山間地域の農業と暮らしを守る対策であります。

農業に関する質問で、農業振興地域についてお伺いをいたします。

農業の振興対策は、農業振興地域整備計画を策定しまして地域農業を守ってきました。しかし、近年、山間・中山間地域を取り巻く情勢は大変厳しいものがあります。農道、用排水路など農業施設はもとより、農用地の維持管理が困難化してまいりました。耕作放棄地や原野化している状況が見受けられるようになり、山間地域では「山がおりてきた」と表現されるようになってまいりました。

まず①、10年ごとに計画されてきました農振地域の指定面積の推移を3町ごとにお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、国の基本指針が定められた後、高知県により農業振興地域整備基本方針の策定と農業振興地域の指定がなされ、香美市農業振興地域整備計画が策定されます。

香美市の指定地域としては、都市計画法の市街化区域、規模の大きな森林の地域、規模の大きなゴルフ場を除いた地域とされており、合併前の平成12年に旧土佐山田町6,814ヘクタール、旧香北町7,323ヘクタール、物部村1万3,280ヘクタール、合計2万7,417ヘクタールでした。

その後、中山間地域等直接支払制度により農用地区域の大幅な編入があり、県の基本方針が変更される平成22年以前に、土佐山田町6,922ヘクタール、香北町8,340ヘクタール、物部町1万7,347ヘクタール、合計3万2,609ヘクタールとなり、平成22年、平成28年に県の基本方針が変更されましたが、指定面積の変更はなく現在に至っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） わかりました。3町ごとにどういったことが見てとれますか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

先ほど申しあげましたように、合併前に中山間地域等直接支払制度による農用地の編入が行われました関係で、振興地域の面積もふえましたし、農用地につきましても、平成12年度に3町村合わせまして2,478ヘクタールであったものが、平成22年の

県の基本方針変更時には3,094ヘクタールまで増加しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 続きまして、②に移ります。

先ほど言われたことを踏まえまして、農振地域内での農地として利用が難しくなった土地の除外と、農地を有効利用するための農地転用の状況をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） お答えいたします。

農業振興地域からの除外及び転用の状況につきましては、お手元にお配りした資料のとおりです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） わかりました。特に山間・中山間農地の近年の農振除外と転用の傾向を、こういったものが転用と除外されておるかをお伺いします。

また、あわせてそれに対します見解をお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） 資料を見ていただいたらわかりますように、やはり宅地の転用が多くなっております。宅地の転用54件のうち48件は農地法第5条許可、つまり転用のための権利の移転でありまして、香美市の住宅の人気の高さがうかがえるのではないかと思います。

また、太陽光発電設備の設置も増加傾向となっておりますが、昨日も話題になりましたが、少なからずトラブルも発生しておりますので、土地所有者と施工業者で十分な協議をお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 除外、転用した土地の周辺農業者とのトラブルですね、先ほどおっしゃいました、太陽光発電設備設置も含めましてこういったトラブルが発生したことと、農業整備計画との計画の遂行上、問題は出ておりませんか、お伺いします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） お答えいたします。

太陽光発電につきましては、周辺農地より高い金額で賃貸借契約を結ぶものですが、その後、転用された場合、その土地の固定資産の評価が上がるということを業者のほうで説明しないというようなトラブルも発生しております。

また、農地の場合、周辺の農地の方が同意しなくても防除計画が適正であると認められれば許可もおりるということもあり、なかなか周辺の方とのトラブルも発生しております。

また、法に照らし合わせて転用等を進めておりますので、整備計画にそぐわないものではないと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） ③に移りまして、農振地域内の農用地の適正な維持管理状況を調査します、農地パトロールの実施内容とその指摘・指導状況をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） お答えいたします。

農地パトロールは、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用の防止、早期発見・是正、過去に荒廃農地とされた農地の再生状況と利用状況の確認等を目的として、農業委員、農地最適化推進委員と農業委員会事務局が毎年行っております。

調査の結果、長期間管理されていないと判断された農地については、所有者に対して注意文書を発送し、適正に管理していただくよう指導しております。

その後、現状が解消されない場合には、遊休農地、耕作者がいない、またはいなくなるおそれのある農地として認定され、農地法で義務づけられた意向調査を実施いたします。平成30年度の調査では、中間管理機構を利用するが14筆、みずから耕作が12筆、無回答が24筆という結果でした。

なお、無回答の方には引き続き、適正管理の指導を行っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） お伺いして大体のことはわかりましたが、ただ、土地の管理者不在や将来性のない農地の取り扱い、その取り扱いについてお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） 今ちょっと問題になっております相続登記が未登記というような事例もありますので、今後、所有者のわからない農地というのは発生する可能性は大きいと考えております。しかしながら、農地法の改正がありまして、所有者のわからない農地につきましても、農地中間管理機構を通じて借り受けることができるという制度もありますので、ぜひ御相談をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 農地パトロールの結果を踏まえて、次期農業振興地域整備計画にどう反映していくのか、見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） 農業振興地域につきましては、総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的に計画し、推進することを目的として制定されておりますので、

区域の縮小は認められないのではないかと考えております。

ただし、農用地につきましては、先ほど申し上げましたように、転用並びに非農地等で減少いたしますし、また、地籍調査、圃場整備等で増加もありますので、農用地の面積の変動はあると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） わかりました。

続きまして④、山間・中山間地域農業は収益性の低い米作、お米が主で、高齢化や人口減少による後継者不足、米価低迷、鳥獣被害、大型機械の導入ができず不利な条件下にあります。今後、山間・中山間地域の宿命とも言われます農地保全を通じて、地域農業を守っていく・いける施策をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

中山間地域の農業の生産条件が不利な地域においては、平成12年度から始まった中山間地域等直接支払交付金を活用していただいております。

来年度から始まる第5期に向けての意向調査では、高齢化・鳥獣被害による営農意欲の低下などから事業の継続を断念したいとする組織も見られることから、事業説明会を行い、周辺地域との連携の検討などをお願いしているところです。広域的な取り組みを希望される場合には、市も協議にわりながら、一定の支援を行っていきたいと考えております。

従来、個人で購入していた農業用機械を地域で購入し、共同利用を図ることも地域農業を維持していく方法であると思いますので、集落営農的な取り組みの支援も行っていきたいと思います。

また、地域農業に欠かせない農道・水路・農用地の維持管理の問題は農業者だけでは担い切れないものですので、農業に携わっていない方と一緒に地域資源の保全活動が可能な多面的機能支払交付金の活用をお勧めしているところです。

地域農業を守るには、担い手の確保が重要であり、新規就農を希望する方に対する支援は重要と考えております。若い世代の就農者に対しては、スムーズに就農し営農が継続できるよう、就農前の研修支援事業や農業での生計を維持できるだけの所得を一定期間保障する農業次世代人材投資事業を実施するなど、担い手確保の支援を行っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） わかりました。大変よい施策を考えておられると思いますので、引き続き御尽力を賜りますようお願いいたします。

続きまして、項目を変えまして2、生活と産業を支える社会資本整備、インフラ整備の充実であります。

初めに、(1) 国道195号山田バイパス、通称あけぼの街道の東への延伸計画についてお伺いいたします。

高知市まで部分供用を重ね、現在鏡野中学校前まで供用を開始され、高知市が近くなり、交通混雑が解消されるとともに、安全性・走行性が高まり、市民は満足をしております。

しかし、香北・物部方面の住人と勤務地がある通勤者は、工科大への分岐交差点で交通渋滞、交通混雑に悩まされています。

そこで、早期に東への延伸の完成を強く待ち望んでいます。

①、東への延伸計画の概要と、進捗状況及び完成と供用開始の時期をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

事業概要につきましては、道路延長、計画延長としまして4.1キロメートル、土佐山田町楠目から佐野、杉田間になっております。道路幅員としましては14.50メートル、あけぼの街道分岐から市道植線まで、車道2車線及び両側歩道です。そこから先につきましては、道路幅員10.25メートルとなります。市道植線から現道の杉田地区の国道195号まで、車道2車線の片側歩道となっております。

事業進捗ほかにつきましては、事業主体であります高知県中央東土木事務所に確認をまいりました。平成30年度末で全体計画の約18.6%、内訳としまして、工事、測量試験費含めまして10.8%、用地補償等としまして43%の進捗率となっております。完成・供用開始時期につきましては、ちょっとわからないところもありますが、令和一桁台ということで確認をとってまいりました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 概要はわかりました。

ただ気になるのが進捗率で、平成22年度から事業を実施、開始されまして、進捗率が18.6%、中でも用地につきましては43%ということですが、9年を経過した進捗の見解と、高知県中央東土木事務所より理由を聞いていけばお聞かせ願います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 進捗率に関しまして、県土木のほうに確認というか協議も重ねてまいりました。一番の原因はやはり用地買収に時間がかかっておるというのが一番です。といいますのが、やはり入り口部分等の住居の移転、あわせまして山のところを入りまして広大地、大きな土地の地形のところ、それと、向こう側におりまして、優良農地の中でやはり金額面の折り合いとかが重なってきております。そのため市におきましても、できる限り説明は一緒に行くようにはしております。全体的な説明では了承を得ても、個別交渉になるとそのような諸問題が出てくるというふうな形となっております。なお、個別交渉になりますと、お金の話だけではありませんけれど、個別の案

件の中で、市がどこまで入っていいのかというのを担当課としてはちょっと悩んでいる状況となります。

また、県のほうからの要請及び地権者等との了解があれば、市としてはできる限り出ていく、一緒に交渉に行く。また、地区長なり第三者の方に頼んでという形もとっておりますが、なかなか行けていない状況もあります。といいますのも、個別交渉となりますと時間外、夜とか土日で、現在うちの建設課において、そのような担当職員を全体的な事業量の絡み、それと人員の関係で構えておりません。私が行っておりますが時間的な問題、その他の中でやはりちょっと応援するにもうちのほうもちょっと、全体的な事業量といいますか人が足りないという感じは持っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） わかりました。ただ、山田バイパスは道路インフラの中でも最重要路線に位置づけられます。多くの市民は早期の全線開通を待ち望んでおります。特に、先ほど説明を受けました用地取得・確保が急務となっておりますので、市として全面的に協力と応援体制はできないか、伺います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほどの答弁と重なりますが、人員的な話の中で、やはり担当職員をつけたいというのが担当課の意見でございます。今後、人事の担当とは、それに向けて協議はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） ぜひそのようにお願いいたします。

続きまして②、バイパス路線となりますので、分岐地点の杉田の佐野大橋から八王子宮前の北本町のバイパス交差点と、同じく杉田の佐野大橋から八王子宮前の国道195号の東本町国道交差点までのそれぞれ道路延長を伺います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） あくまでも地図上での計測となりますが、旧国道分、現在の195号分が約5.0キロメートルとなります。バイパス分といいますかこの新設の部分が、地図上で約4.7キロメートル、バイパス分の新設分が4.1キロメートル、現在供用開始中のあけぼの街道その他の道が約0.6キロメートルとなります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） バイパスが300メートル短縮ということですが、走行性・安全性が高まりますので、走行時間は短縮されるというふうに思われます。わかりました。

続きまして、（2）香北町の林道美良布岩改線についてであります。

当路線は、基幹林道はもとより、災害避難迂回路、アンパンマンミュージアムと龍河洞を結ぶバイパス路線となる重要な路線であります。旧香北町当時より開設しました。しかしながら、諸事情によりまして開設を休止されております。

①、この林道の計画概要と残事業、残りの事業ですね、及び休止までの進捗状況をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 建設課参事、奥村周也君。

○建設課参事（奥村周也君） お答えします。

林道美良布岩改線の全体計画は約5,151メートルで、現在4,883メートル開設済みです。残延長は268メートルとなっており、進捗率については94.7%となっております。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） わかりました。財政措置もありますが、残事業を再開できればどれくらいの施工年数が必要となりますか、伺います。

○議長（比与森光俊君） 建設課参事、奥村周也君。

○建設課参事（奥村周也君） 現在、残が268メートルとなっております。事業費にして約6,000万円程度かかる見込みとなっておりますので、1年ないし2年では開通すると思っております。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） わかりました。今後において休止理由を解決されまして、再開できるめどはありますか。

○議長（比与森光俊君） 建設課参事、奥村周也君。

○建設課参事（奥村周也君） 再開についてですが、現在、香美市で開設計画のある路線が保全林道4路線、県営林道2路線、合計6路線あります。このうち香美市で開設している4路線については、毎年度事業及び起債の枠に応じて隔年でそれぞれ路線を開設しておりますが、昨年7月豪雨で物部町根木屋の国道195号で長期間の通行どめがあった関係で、物部にある林道押谷線を迂回路として優先的に開設することとしまして、5年以内の開通を目標に集中的に行うように予定しております。

このため、今後はこの林道押谷線の進捗状況によって、ほかの林道も含めて美良布岩改線の開設再開を考えております。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） わかりました。再開できるということでございます。めどができたということで承りました。ぜひ早く所期の目的を達成していただくよう、お願い申し上げます。

項目を変えまして、3、幸福寿命を延ばしていける施策についてということで、健康長寿と幸福寿命について伺います。

昨年3月に再選を果たされました市長は、高知新聞の取材に対しまして、新聞記事の

切り抜きを別紙資料につけております。「市民が最期まで幸せを感じきれるような幸福寿命を延ばさないといけない」と抱負を述べられています。公表されてから1年2カ月が経過してきました。以下問います。

①、まず現在の市民の生涯寿命と健康寿命を、それぞれの年齢平均をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

生涯寿命は平均寿命として回答させていただきます。また、合併後の旧町村単位での平均寿命や健康寿命の資料は、今指標が市町村単位としてしか発表がないため、資料はございません。

直近で発表されている平均寿命は、厚生労働省で作成している平成27年市区町村別生命表によりますと、香美市の平均寿命は、男性81.1歳、女性は87.7歳となっております。健康寿命は、国保データベースの平成26年度累計では、男性64.6歳、女性65.6歳となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） わかりました。課長として、この平均寿命と健康寿命についてのご見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

平均寿命のほうは県よりは少し男性も女性も長くはなっておりますが、健康寿命のほうは県平均よりも少なくなっておりますので、健康寿命が若干短いと考えております。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） わかりました。

続きまして②、心の満足と健康長寿を幸福としたとき、現在、健康長寿を目指しました健康づくり、生きがいくくり、介護予防支援などの施策を行っていますが、どのようなことを課題と捉えて健康寿命を延ばしているか、見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

健康寿命が伸びて平均寿命との差が縮まることが大切と考えております。その差は、現在、香美市第3期健康増進計画では、男性で14.6歳、女性で19歳となっております。健康増進計画にも記載しておりますが、香美市では急性心筋梗塞や心不全など、血管が傷つくことで起こると考えられる疾患による死亡が多くなっておりますので、高血圧対策や糖尿病からの重症化予防に力を入れております。

また、介護が必要になる要因は、高齢化による衰弱や骨折、脳血管疾患などとなっておりますので、運動機能低下の防止や社会交流などの継続など、生きがいをもって生活ができる仕組みづくりに取り組んでいくことで、健康寿命を延ばしていきたいと考えて

おります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） よくわかりました。対象の高齢者さんの反応はいかがなもの
でしょうか、伺います。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） いろいろな事業を包括支援センターを中心に
生きがづくりなどやっておりますが、参加されている方につきましては、一定の満足
を得られていると思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） ありがとうございます。

③、幸福度を上げ幸福寿命を延ばしていくとは、どういったことを捉えて市民に向け、
どのような施策を展開していくか伺います。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

幸福寿命とは、幸せを感じられている期間と考えられますが、人間の主観、価値観に
は個人差がありまして、さまざまな要因が重なって幸せと感ずることができると考えま
す。また、一概に病気になったから幸せでないということはなく、どんなに気をつけて
いても病気になることはあります。介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らし
ていける香美市を目指すということが使命と考えております。

健康介護支援課としましては、予防できる病気は予防しながら、少しでも長く元気で
働いたり、好きなことを楽しみながら暮らせるように取り組んでいくことが大切だと考
えておりますので、今後も香美市健康増進計画、食育推進計画、高齢者福祉計画、介護
保険事業計画等を軸に置いて、個人や家庭での取り組みから地域全体への取り組みとし
て、主体的な健康づくりや介護予防を支援していけるよう、課内を初め市役所庁内、社
会福祉協議会など関係各機関とも連携しながら、健康づくり関係団体、民生委員協議会
との協働で、ともに連携し合いながら取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 大変よくわかりました。

私は、地方行政の指針、モットーは、この町に住んでよかったと実感できるまちづく
りだと考えております。

最後に、市長に伺います。

公表された抱負に込められた思いをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 久保議員のお尋ねにお答えをしたいと思います。

誰もが年を重ね、そして、なかなか思うように動けなくなり、そして、人の手をかりなきゃならなくなる。これはもう誰もが持つことでありますし、人にはそれぞれ大変な苦しみもついて回るわけでありましてけれども、その中でもやっぱり人としてこの世に生まれた限りは、できるだけ体も心も頭も健康で過ごしたいというのは、誰も同じ思いだというふうに思うわけでありまして。

行政としてもその応援をしていくということで、私はそういう言葉を使わせていただいたわけでありましてけれども、今議員が言われるように、このまちに住んでよかったと思われることも、それはもう共通したことだというふうに思います。

今、課長からも説明がありましたように、健康であれば幸せかどうかという問題もあるかと思いますが、健康であれば幸せだという方もおられるし、家族に囲まれておられるということで幸福感を感じる方もおると思います。そして、最後まで人の役に立つ仕事ができるということも大事なことだと思います。そして、いつも希望を持っておられる方、こういう方も私は幸福を持つ方ではないかと思いますが、たとえ体が動かなくなっても、人にはそれぞれのすばらしいところがあると思います。これは仏教的な考え方になるのかもしれませんが、人にいろんなことをしていただいたときに、ありがとうと言える人は、ありがとうと言えば、これは相手に対して徳を施すことにもなるだろうし、言葉が出ない人はうれしくしていることを目で伝えれば、それが徳になるということだと思います。人と人との社会の中に生きておりますので、そういう中で人と離れた感じになり孤立しないようなこと、これが一番大事なことだと思いますので、いつまでも人間社会の中であって人と人とのつながりを保てるような、そういうことも含めて、私は幸福の寿命を延ばしていけるようにというふうに願っているところでございます。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 以上で私の一般質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 久保和昭君の質問が終わりました。

次に、5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 5番、日本共産党の笹岡 優です。

最初に、国民健康保険の運営責任である保険者としての香美市のあり方についてお聞きします。

この問題は、市民にとって大変深刻な問題であり、担当課も大変苦勞されていると思います。正しい情報を共有し、市民の立場でどう対応すべきか考え質問します。

国民健康保険制度は、昭和13年の旧国保法から昭和35年の新国保法、そして、昭和36年に国民皆保険制度として位置づけられ、昭和49年から全国で完全実施されてきました。第1条には、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」とし、社会保障制度と

しての性格を明確にしています。この間の動向をしっかりと捉えて、保険者としての対応が、また、姿勢が問われているんじゃないでしょうか。そこで聞きます。

この間も議会で指摘しましたが、これが日本の借金の推移なわけです（資料を示しながら説明）。平成元年に消費税が導入されて、そのときには日本には借金はいくらもありませんでした。ところが今現在、1,000兆円の借金をつくった。30年間で1,000兆円以上の今1,103兆円になっているわけですから、借金が。それで、その結果どうなっているかといえば、これがそうですが（資料を示しながら説明）、この間も指摘しました。一般会計特異の特別会計の両方あいたお金の中で、社会保障費と借金払い、国債のお金が同額になってしまった。この借金払いのお金が今全部日本の財政を圧迫しています、地方交付税交付金のお金も圧迫している。そして今、麻生財務大臣は、借金払いのお金のために社会保障費を今削り落としていっているわけですから。そういう中で今回の国保税の値上げの問題が起こっているんじゃないでしょうか。ここにあと財政投与して、これがこれまで皆がやっている公共事業とか、防衛費とか、文教費とか含めてこのピンクのところですね、ですからこうなっています。

このことを踏まえて、最初聞きます。

当初の国保法の第4条には、国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならないと国の義務を規定し、医療費の45%を国庫負担していました。特に、1984年の改定前には、自治体の国保総収入額の約50%を国が見ていました。サラリーマンが入る協会けんぽや香美市職員など公務員の方々の共済保険の場合は、半額は事業主が負担をしますが、国民健康保険の場合は、保険料の全額が加入者の負担になります。だからこそ、国民皆保険制度として国の保険を明確にしていたんです。

当初はこうやって（資料を示しながら説明）、これは全体に係る医療費総額です。そのうちの半分を国が見ていたんです。ところが、現在これ20%台になっているんです。1984年の改定によって、医療費の窓口負担をのけた給付費の半分になったんです、国が。ここが戦後の国民皆保険制度を狂わせていく大きな原因になっています。

そこで伺いますが、国保制度の歴史的な経過とこの間の経過などを踏まえて、国の姿勢について、市民の代表として、また、国保を運営する保険者としてどう思っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 笹岡議員の御質問にお答えいたします。

国の姿勢についての認識ですが、社会経済情勢等の変化に合わせて、かつ全体のバランスを考えて、また、中長期的展望に立った上で制度改革を行ってきたものと考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） それはそうかもしれませんが、余りにもひどいんじゃないでしょうか。

そこで、お手元の資料の①を見てください。

①に医療費の中での患者の自己負担分はどう変わってきたかという資料をつけています。昭和47年12月のときの関係から、昭和48年（1973年）老人保険制度ができたときにはお年寄りの方々は窓口負担はなかったんです。それから後、定額で入院300円、外来400円だったんですが、定額であればすごく病院に通いやすいんです、安心して、そのお金を持っていければ医療が受けれた。ところが、途中から定率、自分が病院に行ったら幾らお金がかかるかわからない、どんな診療をされるかによって本当に怖くなります。1割負担から2割、現役世代は今日2割負担になっているわけですね。

そこで、もう一つ、皆さんにお示ししたいのは、今回の関係でいったとき、資料②のほうを見ていただいたらいいと思いますが、これが今回の国保の内容です（資料を示しながら説明）。こういう形になっています。特別会計のやり方はこういう形なんです。本来、今やっている、これは国の全体です。お手元につけているのは県の内容、一応同じ内容ですね。医療費がこればあ要りました。先ほど言った窓口負担をのけた金額ですね。要った中で、協会けんぽとか、共済の関係の方々が出資してくれています。前期高齢者分の交付金が来ます。その右側をのけたこの残りをお互いに国と県の公費分と左側が保険者である加入者が支払うという。左側には高額医療の救済の手だてもありますし、2割、7割、5割減免等のルール上の減免もあります。しかし、問題はこの右側の50%50%のルールが基本的に変わっていないんです。

そこで、お聞きします。

もともとここにオレンジがあります、オレンジは県が出しています。当初のように国が50%ここに見れば、このオレンジの部分が左側に行くんです、左側に。県が出しているお金が左側に行けば、保険者の方々の軽減ができます。だから、全国市長会も言っているように、国がちゃんと50%を前のルールの見なさいと、少なくとも全体の医療費やなしに、給付費の50%を見てくださいということを行っているのはそこなんです。県の出しているお金が左側に行って、保険者の方々のこの保険料を下げるができるということを行っているわけです。

そのことについての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

平成17年に県財政調整交付金を加えて50%負担とするよう制度が改正されたので、すから、制度上のルールは守られているのではないのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 市長も加盟しています全国市長会が、先ほど言った内容を言っているわけです。ここの部分のちゃんと国が50%を見てくださいと、そう言っているわけです。全国市長会の中身を見てください。ですから、ここに立っていただきたい。全国市長会が2018年6月6日に国保の安定的かつ継続的運営ができるよう、国庫負

担割合の引き上げなど、国保財政基盤の拡充強化を図り、国の責任と負担において実効ある措置を講じること、これが全国市長会が出した中身です。それがさっき言ったこの中身です。ちゃんとルール上で50%見てくださいということですので、ぜひそこは捉えてください。そうしないと、結局、この問題の解決の方向が見えてきません。

そして、②に移ります。

今回の大幅値上げに至った責任はどこにあるとの認識でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

人によって捉え方が異なりますので、私見を含みますけれども、国、高知県、香美市、それぞれに責任があると思っております。

平成30年度、多くの道府県で普通調整交付金に収入不足が生じました。不足分の5割は補填されたようですけれども、不足が生じたことから、国保事業費納付金の算定に係る国の説明等が不十分だったのではないかと推測します。

また、県においては、先ほどの普通調整交付金の見込み違いのほか、高額医療費負担金においても、過年度医療費の分析が甘いまま推計するなど、平成30年度国保事業費納付金もかなり低く見積もった責任があると考えております。

そして香美市は、平成29年度実績による療養給付費等負担金や特定健診、保健指導負担金の返還金を想定しないまま、かつ平成30年度事業費納付金の額をもとにして、数年先までの財政調整基金残高を推計し、平成30年度の保険税率から資産割をなくしました。結果、想定以上に基金残高が減り、平成31年度納付金の大幅増額に基金の取り崩しだけでは対応できず、大幅な増税となった責任があると痛感しております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） まさにそのとおりでして、国保加入者に責任はないんです、今回の問題は。まさに国を含めて、県、市も含めてですが、見通しの甘さがあったわけです。責任を持つべきことの大もとはそこにあります。国は、国保の運営主体を都道府県単位に移しました。今後、四、五年をかけて国保税を標準保険料率、これは今回初めて持ち込まれました標準保険料率は、これの水準に統一していくということを自治体に要求してきています。

大幅増税の震源地であり、責任は、国保の運営主体である都道府県に強引に移し、標準保険料率に持ち込まれ、その水準に合わせて国保税の引き上げを押しつけている国にあるんじゃないでしょうか。再度この辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

現在、国から通知されているものでは、厚生労働省保険局長通知の国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法についてがありますが、医療費指数を納付金に反映させることを原則としています。つまり、市町村ごとに異なる医療費を納付金や標

準保険料率に反映させるのですから、統一させるものとはなっておりません。

また、高知県は、国民健康保険運営方針で、当面、保険料水準の統一は行わないとしております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 後で触れますけど、県の責任も大変重いです。

お手元の資料③があると思いますが、③は県の中身を分析しました。この表の下の表のところが高知県の国保会計の分析の部分で、令和元年度と平成30年度です。これが先ほど言った50%、50%で書いています。努力支援という欄のところが50%の納付金等の関係、右側がルール分の国32%、県が9%、普通調整交付金9%です。それを見ていただいてもわかるように、まず、努力支援分というのはこれ何かといえば、医療費を抑えて、徴収率を高めたらよけ来ますというお金です。医療費を抑えて徴収率を上げたら、努力支援分は平成30年度が約3億5,000万円になって、令和元年度が約5億4,000万円、1年間でこんなに違う話があるはずがないんです。これはなぜかといえば、県に入れるべき努力支援分のお金を会計に入れてないです、下に書いていますが約1億400万円。

右側のほうを見てください。右側に本来給付費として国が32%見なければならない金額が29%しか入っていません、この黒い数字はパーセンテージです。本来県は調整交付金9%入れてなければならないところを8%しか入っていません。

そして、大変県のやり方が不可解なのは、本来右側のところに書いています努力支援分とか、追加激変緩和分とか激変緩和暫定措置とか子供に係る分とかいう約3億5,600万円は、本来左側に入れていなければならないお金です。給付費の軽減に、それを右側に入れているという、こういう不可解なやり方を県はやっているということがあります。

県は保険者でありながら独自の財源もなく、甘い見通しで県一元化を進めた失敗を全て国保加入者と市町村負担に押しつける姿勢にも問題があると思います。本当に極めてわかりにくい仕組みです。この点について市はどういう見解を、県の姿勢についてどういう見解を持っているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

たくさんおっしゃられましたので、一つ一つお答えすることはかないませんが、御指摘の幾つかは、県と議員の資料とでは整理の仕方が異なっているための誤解があるのではないのでしょうか。

まず、高知県も香美市においても、厚生労働省国民健康保険課長から出された都道府県及び市町村における国民健康保険特別会計予算編成に当たっての留意事項など、国の指導に基づいて、適切な科目に予算計上しております。

また、②の資料は、高知県が国保財源の構成をわかりやすく示したものであり、重立

った予算を掲載したものです。したがって、資料②の数字だけでは全体の金額とはなりません。

さらに、資料②の療養給付費等負担金は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第2条に基づいて算定していますので、資料③で計算された割合とは異なってまいります。

それと、保険者努力支援制度交付金についてですが、こちらは、前年度に示された評価指標及び具体的な算定方法等に基づいて、県及び市町村が自己採点し、その点数により申請したとおりの金額が翌年度に交付されています。評価指標も公表されていますので、不透明な積算とは思っておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 後でちょっと触れますが、次③に行きます。

③、国保事業費納付金と国保税額との関係で、激変緩和策措置を含むシステム上の問題点をお聞きします。

香美市はこういう形でした（資料を示しながら説明）。これまでは香美市のかかった医療費は香美市のレセプトを含めて買って保険料を集めて、この横の関係でつながっていたわけです、要ったお金は香美市が払うと。ところが、今回はもう県に一元化されて、かかった医療費は全部県から来ます。ところが、納付金が請求が来るわけです、納付金。だから横の関係は崩されて縦の関係、納付金は一体何で決まってくるのかということ、先ほど言ったように、これなかなか市が分析しづらい内容になっているわけですね。そういう形になっています。

そして、今回つくっているのは激変緩和施策というのはこういうことです。上がった、伸びた分については、この分については全部で見ましょと、高知県全体の市町村で。そして、1%分は許容範囲ですので、1%足したここの全部のところまでは、全部の市町村で負担ましょという仕組みになっているわけです、激変緩和策。

ですから、資料の④を見てください。④でこういう分布になります。半分から左側は医療費が要っていない自治体になります、医療費が要っていない。右側が医療費を使っている自治体。それから、上下の関係性は所得が高い自治体、半分から下は所得が低い。こういう振り分けをされて、この割り勘の比率を掛けられる。

資料⑤を見てください。資料⑤を見ていただければわかると思いますが、資料⑤が、県全体でかかった医療費の総額、総額から先ほど言った32%と、そして、国普通調整交付金、県の繰り入れ分も含めて前期高齢者交付金を差し引いたもので、引いた金額が高知県全体で納めなければならない納付金になります。それに対して、アルファで1、1より高いその振り分けがさっきの④のこの資料で、1.1なのか0.9なのか掛けて市町村の納付金が決まるわけです。

そして、納付金の関係で見てください、下側。納付金の金額、香美市が決まった、そ

れから、歳出の分を入れて、その次に調整交付金としてマイナスするものやと。この国の調整交付金、努力支援分というのは、先ほど言った私がつくった③の資料の左側に入れるべきお金なんです。ですから、この表を見てください（資料を説明しながら説明）。この中に努力支援分は左側なんです。そして、納付金の軽減策として来ている金は全部左側に入れなければなりません。右側は32%と9%と9%しか入れてはいけません。そこをぜひ精査していただきたいし、最後にあります、高知県で決まった本来あるべき金額というのはこの保険料率の関係です。その関係を含めて右に、法定外繰り入れも含めて基金繰り入れも入れて保険料を決めていく、こういう仕組みなわけです。ですから、もう全国でも高過ぎる保険料を払えないということで、一般会計からの繰り入れもしているわけですので、ぜひそのことも踏まえて検討していただきたいと思いますので。

そこで、聞きます。この県が決めてきた納付金を支払う財源は、国保加入者が支払う国保税と、国保加入者が納めたお金を基金として積み上げたお金しかありませんね、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

国保事業費納付金を支払う財源につきましては、一般会計から繰り入れる保険基盤安定負担金も財源となります。国保特別会計歳入の4款、1項、1目、1節と2節、6節は全額がこれに充当されます。さらに、県支出金の特定健康診査等負担金を除く特別交付金の一部が充当されます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ルール分の話じゃなしに、ルール分を入れる、それはもう先ほど言ったように、このたてりの中にあるんですルール分、高額医療も関係あるし、2割、5割、7割減免の問題もあるし、そういう共同事業の部分も入っているわけですね。その分やなしに、本来それも含めて差し引いた中で払わなければ、納付金額を最終的にはためた国保の基金と、もしくは、国保税を上げないと支払えないじゃないですかという話なんですけど、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 医療給付等がふえましたら、納付金もふえてまいりますので、そうすると保険税率を上げる、もしくは基金に余裕がありましたら、基金を取り崩すという方向になります。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そしたら担当課の判断として、これからは国保税は上がり続けていく、納付金はふえ続けていくという認識でしょうか。どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

今のところ、医療費はずっと伸びていく傾向にございますので、その傾向が続く限り、保険税率等にかかわってくるものかと思っております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 次に、先ほどの⑤の資料にあります、国がつくれと言ってきた標準保険料率というのはこれ参考値ですね、香美市の事務として自治事務ですので、香美市が従う義務があるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

市町村の標準保険料率は国民健康保険法第82条の3第2項で「市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値」と規定されていることから、参考にすることはあっても、香美市の保険税率を標準保険料率に合わせて設定することはございません。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 今回の増税の影響を紹介しますが、香北町の夫妻と子供1人の3人家族の事業者の方からこういう相談を受けました。平成29年度の課税所得額は167万6,254円、国保税額は26万8,700円、平成30年度の課税所得額は150万3,004円、だから約160万円から約150万円に所得は減っているのに、国保税は36万3,200円で9万4,500円の増税になる。市民保険課に問い合わせで大変当惑しています。150万円しかない課税所得の方の24%、4分の1を国保税で支払わなければならないということになるわけです。市民税、県民税もまだあります。今回の増税によって、均等割、平等割は法定減免の対象です、2割、5割、7割。ところが、所得割はなりません。標準保険料率よりも高い、全部合わせたら13.9%の所得割になっているわけです。所得割は旧ただし書き方式を使っております。旧ただし書き方式というのは、控除が基礎控除の33万円しかないんです。だから、所得から33万円引いた金額に13.9%ぽんと税がかかるわけです。各種控除はされません。県下11市の中で、トップクラスの国保税の高い市になったんじゃないでしょうか。増税金額の伸びでは全国一かもしれません。

先ほど言ったように、基金の繰り入れも法定外の一般繰り入れも明確にしているのに、余りにも冷たいんじゃないでしょうか、香美市は。市長、これどうでしょうか。今本当に、私たちもこの資料をもらって見たときに、これはこんな短期間に決められるような中身かと思ったわけです。なぜ慌ててこの値上げをする必要があったのでしょうか、基金もあります、国保会計の基金が。よく立ちどまってやらなければ、先ほど言ったように幸福度ナンバーワンの市にとって、この方々にちゃんと説明がつくような手だてを打たなければならないと思いますが、市長の見解もお聞きしたいと思います。国の責任の問題と今回の問題についてはどういう見解をお持ちなのか、お願いします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 国保に関する笹岡議員の御質問にお答えをしたいと思いません。

言われるように、今回の値上げは大変厳しい値上げになったわけでありましてけれども、今申し上げましたように、制度的な問題も議員からも指摘がございました。こうした分につきましては、市長会においても指摘をしたり、改善を求めたりしてきておるところでございますけれども、この国保につきましては、今申し上げましたように、基金につきましては、大変厳しい状況になってきております。これを先延ばしにするということでは物事が解決できるというふうな状況ではなくて、今回の値上げにつきましては大変私としても、本当に申しわけない思いで決断をさせていただいておるところでございます。もちろん議員からのお話もありましたように、現場においてどのような状況になっているのかということについては、しっかりお聞かせを願いながら、取り組みを進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、ぜひそうした生の声をさらに届けていただきながら、私たちもできることにつきましては、精いっぱい努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ③の資料を含めて、県ともちゃんと精査してください。そして、本当にこれは市としても、私たち議員もこれ議決していますので、議員としてもこれ説明責任を問われます、7月から納付書が届いたときに。ですからぜひ精査していただいて、本当に妥当なのかどうなのか含めてお願いしたいと思います。

④です。

④の資料で、国保税収納率向上や医療費の削減努力に応じて配分する保険者努力支援交付金など、インセンティブ制度の強化により一層納付金額が不透明になるんじゃないでしょうか。インセンティブ制度は、先ほど言ったこの表の右側に黄色い部分です（資料を示しながら説明）。ここが医療費の削減と納付率を上げなければ減るわけです。それについて見解はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

私見ではございますが、保険者努力支援制度の交付金は前年度に交付される額がわかり、納付金の算定においては予算化しやすいため、同制度の強化によってというよりも、調整交付金の算定規定等が煩雑でわかりにくいのがゆえなのではないかと思われまます。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 調整交付金というのはこれですよね、この右側の9%分（資料を説明しながら説明）。国の調整交付金というのは先ほど言ったように7%分は普通調整交付金、2%が災害等を含めた特別調整交付金でやっているわけです。問題は努力支援は左側です。左側の黄色い部分なわけです。これが先ほど言ったように、県の資料も示しているじゃないですか、ちゃんと書いている、国保の収納率向上と医療費削減努

力に応じて配分するという事ですので、香美市は全国の市町村も含めて、県も含めてこの医療費の削減と収納率の向上をやらなければ、努力支援で入ってくる金が減っていくという仕組みになる。

ですので、ここでもう一回、香美市自身が高過ぎる国保料で苦しんでいる市民に対して、強引な取り立てと資格証明書や短期保険証などによる医療抑制を強化させることを各県単位や市町村単位で競わせることになるんじゃないでしょうか。どうでしょうか、もう一度。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 保険者努力支援制度は、予算の範囲内で努力の成果による配分で支援されますので、県、市町村間で競うという構造になっております。ただ、取り組みの方向性としては、保健事業を通じて健康寿命の延伸や健康格差の縮小を図った結果、医療費の軽減につながるものであり、診療抑制を目的としたものではないと考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先ほど言った説明の中で課長も言ったように、調整交付金というお金が、県の資料もそうですね、書いているとおり一体判断がつかない、だから今回も県が判断を誤ったわけですね。国からの9%分の判断が全国でどんなに振り分けられるかわからない。同時にそれによって大きく納付金の金額が狂うわけです。そして、努力支援もさっき言うような内容で全国で振り分けられますので、だから国の動向によってすごく不安定な、だから先ほど説明したように、香美市で要ったお金を香美市で賄うだけで判断ついた問題が、もう県・国のレベルで振り回される、振り回すのは言葉が悪いですか、影響を受けやすいシステムになったということをご認識いただきたいと思っております。

⑤に行きます。

今後、保険者である香美市は、国基準で算出する、先ほど言った調整交付金、努力支援の問題、この状態による圧力と県が示す標準保険料率に向けて値上げに走らせることになるんじゃないでしょうか。そして、国基準も変えられ、標準保険料率自体も上がっていかざるを得ないことになるんじゃないでしょうか。標準保険料率に向けてゴールまで走ることを迫られ、その上にゴール自身もまた上がっていくという二重の国保税引き上げシステムになるんじゃないかと私は思うんですが、香美市はどういう判断をしているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） ③でもお答えいたしました。香美市の保険税率を標準保険料率に合わせて設定することはありません。香美市の保険税率は、標準保険料率の算定に含まれない項目をも含めて算定いたしますし、国保会計の現況や数年先の状況を推察した上で決定しています。ただ、標準保険料率を算定する際に、保険給付費等

の推計額を使いますことから、標準保険料率が上がる時には市の保険税率も上がる要素はあると思っております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ担当課長として調べてもらいたいんですが、標準保険料率を県が示しています。このお金というのは、一般財源からの法定外繰り入れをしないということが大前提で決めていると思うんです。今回、香美市の場合は、所得割等は標準保険料率より上に行ったわけですから、全県、全市を含めて標準保険料率は法定外繰り入れをしないと決めている基準より上へ行ったわけですから、香美市は。そういうことになりますので、どんどんそういう標準保険料率を一つの参考例として上がっていく方向になるんじゃないかと思っておりますので、ぜひこれは研究してください。

⑥です。

国民皆保険制度を守るためには、地方分権での国と県は対等平等の関係もありますし、市もそうです。全国知事会の求める公費1兆円の投入で協会けんぽ並みへの大幅引き上げの行動を起こすときではないでしょうか、見解を求めたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

全国市長会議の国民健康保険制度等に関する重点提言等も掲げられております。その事項に関しましては、香美市としても切に願うところではございます。提言を実行していただくよう、市長会等を通じて要請していきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） これから香美市は国の言う方向の国保税の連続大幅値上げのほうに進むのか、それとも、市民の福祉増進という地方自治の本旨にのっとり国保税の引き下げを目指す方向になるのか。住民自治の立場に立つのか本当に姿勢が問われていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2番目の質問に移ります。

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。

（午前10時39分 休憩）

（午前10時53分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 2番目に入ります。

第3期香美市健康増進計画をどう実践するかという形で、先ほど同僚議員からも質問がありましたので、これを見ましたら、女性の平均寿命、健康寿命は県下最下位ということを書いていますし、心筋梗塞や心不全等の疾病が高いと。その原因をどうしているの

か、年齢別とか、医療保険別とか、旧町村及び地域別など分析しているのでしょうか、お願いします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

この年齢別とか地域別とか保険者別というのは、香美市のほうには全体的に資料がございませんのでその分析はできておりませんが、第3期健康増進計画を作成する際に、SMRと国保レセプトとか、死亡の状況ですね、国保レセプトとか特定健康診査の結果とかをあわせて分析をしましたが、何か一つの要因で急性心筋梗塞や心不全による死亡が多いということは判断できませんでした。

心筋梗塞等の虚血性心疾患では動脈硬化性の疾患であり、主たる危険因子は高LDLコレステロール血症、悪玉といわれるコレステロールが高い状態ということがわかっております。また、このLDLコレステロール血症のみの影響でなく、内臓脂肪の蓄積や共通の要因として、血糖値が高いとか脂質の異常、それから、血圧が高いということが重複した場合には、虚血性心疾患や脳血管疾患の発症リスクが高くなるということはわかっております。これがいわゆるメタボリックシンドロームと言われている状況です。

総合的に考えますと、血管が傷つく因子ということで、先ほども述べましたが、高血圧とか高血糖、尿酸値が高いとか、LDLコレステロールの値が高いとか、内臓脂肪の蓄積等が重なることが引き金になっているということはわかっております。今後も分析は続けていく予定です。

次に、対策についてですが、血管を守るための幅広い対策が必要となってきます。高知県では血管病対策に力を入れており、香美市でも血管病対策、血管を守る対策ということで考えていただけたらいいと思いますが、それに取り組んでおります。心筋梗塞など心疾患や脳血管疾患などの重篤な疾患を防ぐためには、高血圧、高血糖、高脂血症、それから、尿酸が高いなどの発症予防と重症化予防が必要になっており、香美市でも健診後に異常があった方には、減塩とか、体重コントロール、それから、禁煙、適正飲酒、運動等の生活習慣の見直しと適正な治療の開始とか、中断している治療を継続していただくとか、そういうことについて保健師が電話や訪問等で指導しております。

第3期香美市健康増進計画では、血圧対策に加え、以上のことから、糖尿病予防とか重症化予防について力を入れていくこととしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ②に移ります。

ライフステージごとの市民一人一人の取り組みについて、真っ先に食育をやっています。先ほどの構想を含めてお答えいただいたと思いますので、食は命の源ですので、ぜひ大変重要な位置づけと思います。

そこで、ちょっと私自身がこれを見て、データヘルス計画の中で大変注目したのは、

女性の中で、一つは1回30分以上の運動習慣がなしとかいうことを含めて、それから、歩行速度が遅いとか、しかし、改善の意欲はあるということが県下でもっと高いんです。そこで、その下に保健指導を利用しないというのが逆にあるんです。だからここをどうつなげるかということがすごく大事だと思いますので、ぜひそこを研究いただきたいと思います。

私ごとで申しわけないんですが、私も48カ月前に職場の健診で保健指導というのを初めて受けました。保健室の方に来ていただいて、そして1カ月の自分の個人目標を3つ決めて、それをやっていこうということで毎日記録していく表をもらいまして、これを今使っています。体重をやって、今48カ月目にいっていますが、私の場合はウォーキング目標と、あと酒とビールの量と、それから軽スポーツ、この3つを記録するようにしているんです。それ一ついいですので、ぜひ先ほどあった保健指導っていうのをぜひ生かしたらと思います。

それから、もう一つ、私自身がちょっと個人的にやっているのがこの内容でして、健康診断をやったときに、健診結果が送られてくるじゃないですか、これをファイル化してとじています。自分の傾向がわかりますので、ぜひこういうことも含めてやったらどうかと思います。私も35歳からずっとファイルしてまして、ですから、そういう取り組みが必要だと思いますので、特定保健指導の問題を含めてお願いしております。

それと、気軽にスポーツ、軽スポーツするためにも、私が以前かかわったのはマレットゴルフの関係等で、会長さんは今92歳でまだマレットをやってまして、きょうの高知新聞のスポーツの欄とか触れ合い欄の中にも出てまして、やっぱり本当に元気に年を重ねることも大事だと思いますので、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 大変参考になる御意見ありがとうございます。

香美市のほうでも、いろいろ高知県の健康パスポート事業なんかで、歩行とか体重とかつけて、それを持ってきていただくと、健康パスポートのポイントを進呈したりとか、そういう同じような取り組みもさせていただいております。

また、特に健康診断を受けた後、必要があれば保健指導を受けていただきたいと思いますということも私どものほうも考えておりまして、笹岡議員のようにちゃんと受け入れて、指導を受けて、生活習慣に取り組んでいただけているということはずいといいことやと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ありがとうございます。ぜひ元気に年を重ねるということも本当に大事ですので、やっぱりウォーキングルートの整備とか軽スポーツ、やっぱり長野県が気軽に健康に参加するスポーツということで、私も公民館等で今地域の女性グループが卓球をやったりいろいろやっているのもありますし、本当に歩くことを含めて、

そういう条件を含めて整備をお願いしたいと思います。

次に、3番目に行きますが。

- 議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。
（午前11時01分 休憩）
（午前11時01分 再開）

- 議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

5番、笹岡 優君。

- 5番（笹岡 優君） 3番目です。

ことしの一斉地方選挙での低投票率とこれからの地方政治のあり方について質問します。

ことしの春の高知県の県議会議員選挙の投票率は前回より落ちまして、また、高知市の場合も39.41%と、高知市議会議員選挙に次ぐ過去最低となりました。

そこで伺います。

この夏に参議院議員選挙を控えております。今回の低投票率、過去最低になったことについて、どのような見解と要因について認識されているのでしょうか。県レベルでの担当者会議等で意見交換もされていると思いますので、お聞きしたいと思います。

- 議長（比与森光俊君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

- 選挙管理委員長（松尾禎之君） 笹岡議員の御質問にお答えをしたいと思います。

選挙のたびに出る御質問で、大変難しい問題で一朝一夕にはお答えはできにくいと思いますが、県議会選挙は過去最低でした。高知市議会の選挙も最低です。そういう状況が続いておまして、統一地方選挙の状況も都道府県議会から全て全国のやつを見ても、ほとんど最低を記録しているようです、記録とっていいのかわかりませんが。

投票率が悪いということの原因ですけれども、種々いろんな方が御意見をおっしゃっていると思いますが、基本的に選挙管理委員会としては、あらゆる手だてが打てるわけではありませんので、主にハード面で手を打つという考えで行っておりますから、意見交換もそちらのほうの話になることが多いわけですが、個人的なちょっと考えを少し言いますと、投票率の悪いのはやはり教育上の問題がやっぱり大きかったのではないかなという意識は少しあります。政治的中立性ということが大変重要視されておりましたけれども、やや政治を遠ざけてしまうような状況が続いてきたのではないかというのが大きな原因です。それから、政治に対する不信感というのが大きな原因でございます。どこかの明推協か何かの資料で、信頼できるかどうかという資料をいろいろ集めたときに、裁判官とか弁護士というのはかなり信頼ができると。次、官僚とか役人、ほとんど信用できない。それから、政治家に至ってはもっとひどかったという記憶があります。そういう原因をつくっているということについては私から言うことはありませんけれども、

そういうような状況が若い者を中心に蔓延しているのではないかと。

それから、やっぱりもう一点は、マスメディアのありようが随分昔とは変わったということで、理性とか知性とか、そういうこととは違う情念みたいな世界で世の中が動くという若者の考え方というか、そういったものも少し起因をしているのではないかなという気はしております。

ですから、それに対して対策をといわれますと、ちょっと選管の範疇の中ではお答え切れないところがありますが、できることはやりながら投票率を上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ②に移ります。

県政全体に責任を持つべき県議会議員の場合は定数が37です。そのうち1人区が10選挙区あります。そして、2人区が6、高知市が定数が15ありますので、ほとんどが小選挙区で選ばれるんですね。国政の場合は、衆議院の場合が全体の62%が定数1人区の小選挙区で、参議院の場合は選挙区40のうち32が定数1人区です。香美市の場合は無投票でしたが、小選挙区制、低投票率は民主主義の土台、代表民主主義、二元代表制の地方政治を揺るがすことになっているのじゃないでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 選挙制度の問題の御質問ですが、選挙制度について、選管としてどうあるべきだというお答えをするという立場にはないのではないかと思いますけれど、選挙制度は御存じのとおりで比例代表、それから、大選挙区制、小選挙区制、それに対して投票を1回やるのか4回やるのかとか、いろいろ複雑な制度がたくさんありまして、どれが一番いいのかというのも議論が大変多いわけがございます。日本では小選挙区制を導入したわけですが、その後、小選挙区制にも問題があるのではないかという意見も随分最近は言われております。選挙制度につきましては、国民の皆さん、それから、議員さんを含め、どういうのが一番ありようとしていいのか、指標が多くなる小選挙区という意見もあれば、政治を安定的にするという一方的な意見、それから、選挙区が狭いので人物がよくわかりやすいとか、それぞれに皆さん御意見があるようがございますので、ぜひ皆さんの間で検討いただいて、よりよい選挙制度にしたいと思っておりますが、私どもがどうこうというレベルにはないと思っております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 議員選挙は幾ら投票率が低くても無効にならないんですね。ですから、例えば私たち議員も10%でも当選していると。そんなのでいいかなというのがありますので、公職選挙法の目的とされている民主政治の健全な発展に期すること、ぜひ代表民主主義のあり方について議論を深めていただきたいと思います。

③に、特に定数1人区の場合は市民を2分化します。この間も議論の中にありました、外国人もたくさんいる、多様性を認める社会に対して逆行しているんじゃないでしょうか。選挙離れの原因になっているのではないかと思いますので、明るい選挙管理委員会というのがありますので、ぜひ議論を踏まえていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 先ほどお答えしたことと重なります。1人区についてはどうかということですが、日本的な風土というか考え方からいうと、こういう1人制がいいのかどうかというのは個人的には少し思うところはございますけれども、それが全て選挙離れになっているかということ、それもちよっと断定しにくいところがございますので、今後いろんな場で意見交換をしながら、選挙制度そのものについても研究はしてみたいとは思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先日配られました選管のほうからこういう冊子があります。それに載っています。女性の岡山大学の准教授の方ですが、参議院において女性の数的代表の割合が比較的高くなっている理由の一つは、その選挙制度にあると考えられると。女性と政治の研究では、一選挙区から複数の候補者が当選する比例代表制や中大選挙区では政党は女性を立候補して擁立させやすい傾向にあると、こう書いていますのでぜひ研究いただいて、これは何かといえ、2018年に女性が半分やろうということを衆参両方で決めたんです、議員を。そのことに基づいていますので、ぜひお願いします。

最後に、香美市議会は、議会改革で香美市議会議員政治倫理条例を決めています。その内容は金品の受け取りを含めて、政治と金の問題を含めてなっています。これは本当に倫理規定に基づいて頑張らなければなりません、そこで伺います。

政治活動における資金に関する収支の報告は県選管ですが、市町村の選挙の費用の報告は市選管です。政治に関する政治資金等の報告と管理は県選挙管理委員会ですので、その点で考慮すべきは政治資金の流れのシステムを理解しているかどうかと思いますが、その点について伺います。

○議長（比与森光俊君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 選挙運動費用につきましては、市町村選挙管理委員会で届けをしていただいて管理をしております。ただ、政治資金につきましては、おっしゃるとおりの県の管轄でございますので、直接的には把握をしております。ただ、先ほどありましたように、投票率の低下によります民主主義的な正当性の問題というのは大変大きな問題でございますので、どうやれば投票率を上げるかということの中に、一つの方策は政治活動及び選挙運動の自由化を図るべきではないかという意見も多数今出ております。實際上、国会でも個別訪問を解禁するとか、インターネットによる選挙

運動だとか、いろいろなことが出ております。

問題は、政治活動が自由化をどんどん広げますと、金銭問題というのが必ずまた浮上してまいりますので、政治資金のあり方についても十分検討を加えながら、そういう事業を進めていくべきではないかと思っております。透明性ということが大変重要ですが、なかなか毎回政治資金につきましてはいろいろな話題が提供されるわけでございますので、その辺も私ども市としても注力をしながら、それに関してどうこうということはありませんが、選挙活動の投票の向上、投票率の向上に向けて作業を進めたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 政党・政治団体の企業献金、団体献金は、以前は中央の本部しか許可されていませんでした。ところが、地方の支部まで可能になりました。その政党・政治団体の支部に入ってきた寄附を、企業・団体献金のお金を各政治家の後援会に渡すことも合法になりました。これは大変大きな問題がありますので、ぜひ研究は必要だと思いますのでよろしくお願いします。

4番目に移ります。

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。
(午前11時12分 休憩)
(午前11時13分 再開)

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 4番目です。

森林環境譲与税の活用についてお伺いします。

最初に①ですが、香美市未来森づくり委員会の体制とこの間の取り組み、今後のタイムスケジュールについてお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

香美市未来の森づくり委員会では、4月以降、2回の委員会を開催しております。第1回委員会では、会長に高知大学の松本美香氏を選任、香美市の林政事業、森林環境譲与を活用した事業案を説明した後、各委員より取り組みが必要と思われる課題等について意見を伺いました。また、専門部会は事務局案の4部会とし、各部会長を指名しました。

第2回委員会では、第1回委員会での意見を集約、分類し、3年間で取り組む事項を絞り込むとともに、追加委員の候補者について意見をいただきました。

委員会の体制につきましては、現在、会長のほか、森林組合2名、県森林技術センタ

ー1名、木材市場2名、大工・工務店2名、製材所1名、設計士1名、その他5名の15名で委嘱の手中であり、第3回委員会では、ほぼフルメンバーでの会議を開催できる予定となっております。

今後の予定につきましては、第3回委員会後、専門部会を順次開催しながら、森林環境譲与税を活用した事業等について検討いただき、次年度予算に提案すべき事項については、10月に開催予定しております第4回委員会において、事務局提案事業とあわせて御審議いただく予定です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ②に移ります。

航空レーザ測量データの習得と今後の活用プランはどうなっているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

資料をお配りしておりますので、ごらんになってください。

昨年7月豪雨により、西日本において多くの森林が被災したことを受け、林野庁では平成30年度事業により、岡山県、広島県、愛媛県、高知県の4県において航空レーザ計測を実施しております。高知県下全域での計測が終了し、お手元の資料の上段にありますように、基礎データと航空写真は県下全域で整備されています。

また、特に被害の大きかった香美市を含む5市町においては、下段の中ほどにあります、地形データに加工された状態で高知県に納品されており、現在、県から市町村等への提供手続について調整中ですので、要領、様式等が整い次第、提供していただくことになっております。いただいたデータ等につきましては、施業地での路網整備計画に使用するほか、昨年度時点の被災箇所や路網の配置がわかることから、災害対応や地籍調査等にも活用できるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 県がモデル事業として、ここに書いています、森林資源の調査を本年度行うということですが、香美市全域の森林資源データ、木の位置や高さを特定、立ち木の本数とか材積、木の種類とか含めてやると思いますが、もう少し詳しく説明いただきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

先ほど議員から説明がありましたように、本年度の高知県森林情報活用促進事業において、資料の下段の右端にあります、基礎データをもとにした森林資源情報を取得するための委託業務を、県のほうが香美市全域でモデル的に実践していただけることとなっております。

内容については、そちらに書いてございますように、森林経営管理制度の運用に使うものであったり、森林計画の基礎資料や許認可業務の審査資料、施業対象地域のゾーニングの林相を区分ごとに分けたりすることなどにも活用できるように考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） この地形データ、地形解析ですね、は危険箇所の把握や解析に役立つのではないのでしょうか。森林所有者とも協議を含めて、これからの治山、災害に強い森林整備等の観点から活用できるのじゃないのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） 御指摘のように、地形の状況等がわかりますので、災害等にも活用できると考えております。森林資源の活用としまして、林業のほうからいいますと、これらのデータの活用方法について、昨年から航空レーザ測量成果活用検討会というのをつくっておりまして、香美・物部両森林組合や県の意見も伺いながら検討を進めております。先ほど紹介しました県の委託業務におきましても、香美市の意向が反映されることとなっております。

業務の結果、樹種や材積、先ほど申しました本数などもわかるようになってきておりますので、活用に必要なソフトを香美市で整備した上で、意向調査対象地域の選定、任意範囲の立木本数や材積の把握、森林所有者への説明、路網や架線の配置、伐採、搬出のシミュレーション等にも活用できるというふうに考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ③ですが、本格実施には専任体制が必要でないのでしょうか。

南国市や香南市との広域連携で、効率的な機能体制づくりを検討すべきではないでしょうか、見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

議員から御質問いただきました内容につきましては、隣接市町村、森林組合、県などから職員を派遣し、新たな森林経営管理制度や森林環境譲与税の活用について、広域的な取り組みを行う協議会方式による取り組みで、検討を進めていく必要があると考えております。このため、本年度予算に活性化センター設立準備委員会として計上させていただくとともに、県を通じて林野庁から全国の情報を提供していただいているところで

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） まず、どの地域から始め、その規模はどれくらいでしょうか。そして、森林所有者への意向調査スタートはいつからの予定でしょうか。香美市全体をどのくらいの周期で整備していこうという計画なのでしょうか、お聞きします。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

新たな森林経営管理システムによります意向調査につきましては、昨年度、香美・物部両森林組合と協議を行った結果、土佐山田町の繁藤地区、河ノ川地区、物部町の神池地区、庄谷相地区で実施する予定となっております。

対象範囲の森林面積は1,512ヘクタール、そのうち私有林の人工林が916ヘクタール、さらにその森林の中で経営管理が行われていない森林を調査するようになっております。

現在、臨時職員2名を増員し、法務局から提供された登記簿情報等をもとにして、既存のシステムの改修と合わせて、複数のパソコンで使用できる体制も整備しながら対象森林の抽出、所有者の把握作業を進めており、9月中には意向調査を開始したいと考えております。

また、香美市全域の完了につきましては、国のほうからは15年を目安に市町村全域を済ませるよという指導はあるんですけども、現在のペースですともう少し必要だと思われま。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 森林所有者の私有財産を扱うことですから、データ管理の確立、また、森林組合、県などとの連携、継続性が求められますので、ぜひ本格的な推進体制が必要だと思いますので、よろしくお願ひします。

④です。

大規模伐採を行う民間事業者に全国の国有林の伐採を長期間、最長50年委託することを可能とする国有林野管理経営法の改定がされました。森林が持つ水源涵養や災害の防止、生物多様性の保全など、公益的機能や中山間地域の振興といった多面的機能への配慮がおざなりになっては困ります。関係セクションとの情報共有と連携も必要ではないでしょうか、見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

今回の国有林の取り組みは、新たな森林管理システムを円滑に実施し、意欲と能力のある林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要であることから、民有林からの木材供給を補完する形で、国有林が長期・安定的に国有林材を供給するというものです。

なお、林業経営者との契約に際しては、伐採と合わせて再造林を一体的に行わなければならないことを契約内容に明示するとともに、再造林の費用は国が支出し、造林木は国の所有物として管理すると伺っております。

このため、議員の御質問にありますような心配はないものと考えておりますが、今後

とも高知中部森林管理署等、関係機関からの情報の収集に努めてまいります。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 全国規模で国有林の木材が流通に出てしまったら、未来の森づくりとしての香美市の木材等の搬出先の問題が出てきますので、ぜひ研究していただきたいと思います。

次、5番目の質問に移りたいと思います。

災害対策について質問します。

最初に、6月9日に行われた2019年高知県総合防災訓練、地域防災フェスティバルは、法光院市長を先頭に、担当課、関係者の皆さんの協力によって、実践的で有意義な防災訓練になったと思います。本当にお疲れさまでした。

最初、①を聞きます。

各施設等避難所の対応人員数と今避難所は2平米ですね、土砂災害計画区域内の安全対策の観点から見直しが行われていると聞いていますが、対象施設と進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 現在、指定避難所89カ所の収容可能人数合計は1人当たり2平米とした場合、5,667人となっております。このうち、避難所運営マニュアルを策定し、居住スペース内の通路等配置計画を策定して収容人数の見直しを行った避難所は76カ所あり、避難者の収容可能人数は4,597人です。

マニュアルが未整備となっているプラザ八王子、中央公民館、保健福祉センター香北、楠目小学校、舟入小学校、片地小学校、大宮小学校、香北中学校、大柘小学校、大柘中学校、高知工科大学、森林総合センター、香美農林合同庁舎につきましては順次マニュアルの整備を進めております。

土砂災害防止法に伴う崖地等の調査につきましては、高知県が土砂災害特別警戒区域の指定を行うための現地調査を本年12月末までに完了し、基礎調査を本年度末までに完了する見込みであり、予定どおりに進捗しているとのことでした。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ②に移ります。

3月定例会でも指摘しましたが、指定緊急避難場所である鏡野中学校体育館、そして、新しい武道館及びプール施設も避難所の指定となるのではないのでしょうか。土砂災害時に指定緊急避難場所から外されている施設を指定避難所にするのは矛盾しているんじゃないのでしょうか。

避難所として長期避難しているときに豪雨災害が発生する警戒レベルになったときに、鏡野中学校体育館や武道館及びプール施設から安全な場所にまた移動してくださいということになりますので、それはちょっと矛盾するんじゃないかと思います。

鏡野中学校体育館、武道館及びプール施設がこんな避難所の位置づけでいいでしょうか。周辺の倒木対策を含めて土砂災害対策は待ったなしだと思いますので、この取り組みについて見解をお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 鏡野中学校を指定避難所としていることにつきまして、中学校施設の周囲は土砂災害警戒区域に囲まれておりますが、土砂災害による避難所への直接的な影響はないと考え避難所として指定しております。

しかしながら、台風など異常気象時には、周辺の崖崩れ等により孤立することも十分予想されますので、土砂災害の危険が迫っている場合には、鏡野中学校への緊急避難は控えていただく考えです。

なお、地震などにより鏡野中学校において長期避難の間に、台風接近など土砂災害の危険が迫る場合には、早期に別の避難所へ二次避難を促す考えです。

また、学校周辺の樹木につきましては、教育振興課において伐採及び剪定することを検討しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 長期避難になったときに、豪雨が来たからまた移動してくれというのは、これはちょっと合わないんじゃないかと思っておりますので、ぜひちょっとこれは検討が必要じゃないかと思っております。

それから、鏡野中学校の下にあります市民グラウンドも、風水害時には指定緊急避難場所から外されていますね。指定避難場所から外されているところなのに仮設住宅を建てる候補地じゃないのでしょうか。そこを含めてちょっと見直しが必要じゃないかと思っております。どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 今、市民グラウンドのほうが避難場所になるのはダメですけども、仮設住宅であればオーケーになるかもということをお県からちょっと回答いただいております。なぜかという、基準が別々なのでそれでも問題はないかということなんですけれども、今詳しく調べておる状態です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ検討をしてください。

学校教育対策の関係で書いていますけど、災害発生時の措置として、在校時、子供たちが学校におるときに、指定緊急避難場所を迅速に指示するとなっております。そして、鏡野中学校の避難経路図は、ここにもらってきましたが、避難経路図が大変矛盾しています。なぜかといえば、市民グラウンド駐車場に避難することになっております、鏡野中学校のこれを見たら。鏡野中学校の駐車場は避難場所の指定じゃないですね。どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 早急な見直しを関係機関で協議していきたくと考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 市民グラウンド駐車場というのは、本当に車が駐車しているのかもしれませんが。同時に地震のときに車が動いてしまうわけですので、スペースもとれない可能性もあるし、けがを子供たちがするわけですので、ぜひ全ての学校施設の避難施設のチェックが要るんじゃないかと思います。ですから、防災対策課の持っている方向性と学校の関係が一致していないというか、ぜひそこを見直しをして、子供たちの安全確保が必要だと思いますのでお願いします。

今、県のほうで鏡野中学校の裏の山を含めてイエローゾーンの見直しをしていますね、これはレッドゾーンになるかもしれません。ですから、そういう意味では、中学校全体の見直しも含めてやっぱり検討することが必要だと思いますので、総合的な検討をしていただきたいと思います。

特に、市民グラウンドの関係は百石町の地域には安全な広いスペースがないんです。だから市民グラウンドを使えなければ、鏡野中学校の上のグラウンドが使えることはすごくありがたいかもしれません。ぜひその地域性、百石町、楠目地域の方々にとっても大切だと思いますので、よろしく対応をお願いします。

③です。

南海トラフ地震臨時情報や関連解説情報の提供が開始されました。防災気象情報に5段階の警戒レベルが導入されましたが、命を守る第一報を届ける防災無線、その役割を家の外でカバーするFM防災ラジオの研究は急務ではないでしょうか、取り組みはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 臨時災害放送局は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火災、その他災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的とし、市町村等が臨時に開設するFMラジオ放送局です。

現在の四国管内の臨時災害放送局運用形態は、自治体単独ではなく、既存の放送事業者等と連携しております。放送局には、第一級もしくは第二級陸上無線技術士、または第一級総合無線通信士の有資格者の配置が必要となります。電波、特に放送技術に関する専門的な資格であることから、市町村職員レベル取得者は希少であるとのこと。このことから、免許人となる自治体に該当する無線従事者がいない場合は、地域の放送事業者等の支援を受けて選任することも可能となっております。本市は、開設要件を満たす有資格者がいないこと、また、市内に放送事業者がないことから、香美市単独では難しいのではないかと現状では考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 本当に第一報を届けるFMですので、先日、防災訓練のときに、総務省の四国総合通信局の支援でFM放送を使った臨時災害放送局のテストができるということを知りました。この市役所でできるということですので、ぜひちょっとそれでFMが届くかどうかの試験はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 総務省の四国総合通信局の支援で日程等が合えば実際に電波発射し、受信感度を調査する訓練の実施を検討したいと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ④ですが、ここに持ってきました写真が（資料を示しながら説明）、井上課長に見てもらいたいけど、物部川の上岡山のところが狭いですね、河道が確保されていません。ですから、これが南から撮った分ですね、ここでとまっています。バイパス下から粒ぐらいの土砂がたまっているんです、これ北から撮った写真ですけど。そして、これが東洋園芸の南のほうで森になっていまして物部川が、上流からとったこれちょうど5キロ200メートルになっております。そして、これがこの前下の村の引堤で一応河道確保したんですが、そのすぐ下のほうの町田堰に堆砂がたまっています。

雨水期を目前にして今年の7月豪雨のすさまじさがよみがえってきますが、急ぐべきは物部川の河道確保ではないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 写真提供ありがとうございます。当然うちも把握はしています。

今の話で行くと、物部川の下流域でのことがわかりましたので、下流域のことについてお答えさせていただきます。

下の村の引堤完成により、当箇所については当面の目標流量、毎秒3,700立方メートルの確保はできています。ただし、今御指摘のありましたように、当然うちも把握していますが、当箇所から下流域については、土砂の堆積及び樹木繁茂により、洪水を安全に流せる川の断面不足及び粗度抵抗の増が生じています。

そのため、防災・減災、国土強靱化のための3カ年の緊急対策により、河道掘削及び樹木の伐採が実施されるということです。

今後についてですが、3カ年の緊急対策と同規模の予算の継続、また、それにかわる新たな事業の創設などにより、河川整備計画流量、毎秒4,200立方メートルの流量が流れる河道整備の実施に向け、現在年2回行っている物部川改修期成同盟会、流域3市の同盟会ですが、その要望活動の中で行っていかねばならないと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 1秒間に4,200トン流れなければ、そのためには掘削が必要と言っているわけですね。それをいつまでにやるかということを含めて、話し合いはしているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 物部川の改修計画におきまして、当初100カ年の改修計画ができ上がっております。それに向けて随時つなげていくということで、10カ年の計画の中で進んでおると聞いております。当面は毎秒4,200立方メートルへ持っていきたいということですが、とりあえずの処置の中で、下の村の引堤によって毎秒3,700立方メートルが流れる断面がとれています。それがそのままといいますか、下流域、河川勾配にしまして約290分の1の分がそのまま海までスムーズに流れるような形をとというのが一番やと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 県も今予算化をして、管理する二級河川の今そういうしゅんせつ等を行っていますので、6番目に行きます。

下水道のあり方とその基本方針について伺います。

東部流域下水道の最終処分場は高知県立美術館の北側にあります。運営管理の管理の現状と南海トラフ地震、津波対策など今後の計画についてお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

東部流域下水道の運営管理は、高知県主体のもと、高知市・南国市・香美市の3市で維持管理費及び建設費の費用を負担金としてそれぞれ負担しています。

香美市の維持管理費につきましては、排水量の増加に伴い年々増加し、令和元年度では7,637万520円を予定しています。また、建設負担金は令和元年度1,697万3,596円で、内容としましては、次期汚泥処理施設工事、汚泥処理施設長寿命化工事、ストックマネジメント詳細計画策定、汚泥処理施設耐震津波対策及び改築工事等を実施しています。

現在のところ、地震・津波対策は最低限の機能確保等の事業を実施している状況であります。今後は、本格的な地震・津波対策をするとともに、民設民営によるFIT利用の消化ガス発電を令和3年1月稼働に向けて引き続き進めていく予定となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） これが、先ほど聞いたら、汚泥のまだ処理の関係をこれからもやろうとしているということと、それから、消化ガスによるFIT法の固定買い取りによる発電もやろうということですね。それから、まだ地震・津波対策の完了はして

いない、まだ緒についたばかりやということで、これは県の危機管理課のほうも大変懸念を持ってしまして、あこがやられた場合は全て、香美市含めて水道も使えなくなりますので、本当にこれは議論が必要だと思いますので、ぜひそこの辺を深めてください。

②に、神母ノ木分区への下水道延伸に向けて地域での意向調査を行うとなっておりますが、そのタイムスケジュールをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

令和元年度施工範囲については、7月から9月にかけて意向調査を行います。来年度以降も同様に7月から9月にかけて意向調査を順次行っていく予定です。施工直前に意向調査を確認するのは、前年度確認の場合、年度が変わって下水接続意思等が変わる方等とのトラブルを防ぐため、直前に確認をとることとしたためです。

なお、年度別の下水道施工計画範囲は、お配りしました資料のとおり、順次実施していきます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ意向調査をしっかりとやっていかないと、資料にありますが、高知工科大学に対する接続の問題、あと県営住宅含めて、そこは優先的にやるのか含めて、あと意向調査に基づいて配管をどうするかという形になってくると思うんですね。そこをしっかりとっておかないといけないと思いますので、そこはよろしく進めてください。

もとに戻りますが、対象地域が431世帯ですので、神母ノ木地域が282ですね、この282の方々の意向調査をしっかりとっておかないと、実際問題この下水道を敷設することの意味が出てくる方も出てくるわけですので、お願いします。

③ですが、ここにちょっと資料を持ってきましたが（資料を示しながら説明）、私本当これを見て不思議に感じました。こうなって、本来楠目から談義所を真つすぐつなげばよかった。ここに川添工業団地が下にあるんです。ぐるりっと回ってこういうメインの管になっていますね。川添工業団地の管は、ここからそのまま圧送になるわけですので、ここだけとって圧送すれば、メインの管はそのまま旧談義所の旧道を通っていけばよかったのですが、なぜこんなルートになったのでしょうか。大変不思議ですので、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 御指摘の区間ではありますが、市道談義所3号線及び明治幹線から西側の下水道未整備区域ではありますが、事業認可区域であります神母ノ木地区、また、今後整備の計画のある南組地区の整備後と考えております。ただ、近年、設置の進む合併浄化槽の普及率次第によっては、地区の下水道整備事業の実施の是非を今後再考すべきと考えています。

今後、適切な時期に最も有効的な将来の施設管理等の方法も含め考えていきます。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ、今もう楠目地域から談義所地域は既存宅地が新築になったりしてかなり建っています、住宅も多いです。だから、楠目小学校は子供たちが結構ふえています。意向調査をしっかりとやらないとまた大変お金が要りますので、ぜひそこはゆっくり検討して進めなければならないと思いますし、このルート自身はどうしてなったかというすごく疑問はありますが。

④です。

平成24年から供用を開始した逆川地域の農業集落排水事業は、現在接続世帯数85世帯です。極めて厳しい状況にあるのではないのでしょうか。今後の見通しと改善策について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

逆川地区農業集落排水の経営については、御指摘のとおり非常に厳しい状況であります。今後未接続世帯の接続を呼びかけることも大切ではありますが、仮に全世帯が接続しても、到底赤字額を解消できないばかりか、利用者負担のみで解消する場合、数十倍の使用料の値上げが必要であり、当該地区の住民負担では解消できない問題であると考えます。

ただ、香美市内の有数の観光地であり、国指定史跡天然記念物、県立自然公園に指定されていることから、今後も市が赤字を補填していく必要性はあると考えています。改善策ではありませんが、今後施設の維持管理等を適切に行って、延命化に努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 香美市流域関連公共下水道事業計画というのが平成30年度、去年出ています。その中にこう書いてあるわけですね。

汚水処理で集落排水事業について、整備した処理場の直近にマンホールポンプを設置し、集落排水処理区の生活排水を集約して、公共下水道区域に接続するという。平成24年につくってはやからこういうことを上げなければならないということなぜやったかという、だから合併浄化槽でもよかったじゃないかという、本当に政策判断が大きなやっぱり市の持ち出しになっていますので、後でも触れますが、ごみ問題とか下水道問題というのは、将来負担というのを考えて維持管理含めて考えていかないと、特に下水道というのは市街化区域を基本に考えているわけです。市街化区域外のところを広げるには、市街化区域外の方々の負担、やったことによって市街化区域内の方々の負担がふえていくという矛盾を起こすことになるんじゃないかと思いますので、ぜひこの下水道問題はやっぱりしっかりした政策、議論が要りますので、今後またこれ広げていくよう

な計画は市としてあるのでしょうか。南組はわかります市街化区域ですので、それ以外にまだやるところは、集落排水を含めて延伸していくという、先ほど集落排水といったらつなぐという、神母ノ木をつなぐという計画になっているわけですが、あるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 前12月の議会でも答弁しておりますが、南組につきましても、市街化調整区域は除くという形で、あと順次計画は市街化区域についても縮小しておりますので、現在のところは広げる意向はありません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 7番目です。

香美市の財政運営について聞きます。

①に、地方交付税制度では、標準税収入に75%掛けて基準財政需要額を決めることになってます。

ちょっとここに資料を持ってきましたが（資料を示しながら説明）、同じ基準財政需要額100億円要るA市とB市、そこで100億円ですので75%ですので、留保財源が25%、25億円になります。ですから、この市は交付税が25億円来ますので、125億円のお金がかえるわけです。ところが、標準税収入が80%しかないところは、80%に75%を掛けますので、交付税は40億円でふえるんですけど、使える留保財源が20%しかないわけですので、120億円しか使えないという。だから、交付税制度というのは財政力が強いほどやっぱり有利に働く仕組みになっていることがあるわけです。標準税収を上げ、自主財源確保に有利な施策は、香美市の予算、今香美市が使っているお金がいかにかその地域の生活密着型、それから、地域経済波及型に生かせるかの工夫が必要と思います。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

地方交付税のうち普通地方交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額の差し引きで算定されますが、御指摘のとおり、市税等の標準税収入のうち基準財政収入額に算入されない残りの25%は留保財源となることから、税収の増加は重要だと考えております。

また、地域経済の活性化などに係る取り組みも自治体の重要なテーマの一つと考えており、引き続き商工、農林等の関連分野の各事業に対し、所管課として費用対効果など経営意識を持って当たっていきたいというふうに考えています。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 香美市がよく工夫されて、こういう市の補助事業等をやっていますし、この前市長から報告もありました、小規模登録制度などいろいろ工夫もされていると思います。学校給食の食材の地産地消や、食の自給率向上や地域ネットワーク

づくり等で、それから、これからは市街化区域の土地利用の促進というのがすごく大事になってくると思うんですが、人口がふえるということは交付税に反映させていくし、その地域の経済を上げることになります。同時に、先ほどの一番最初の議論にありましたが、国保の問題含めて、本当に困っているところにちゃんと手だてを打って行って、全体が底上げしていくような手だてが必要だと思いますので、そこの辺の工夫が要ると思います。

②ですが、5月29日付の高知新聞に、参議院選挙徳島・高知合区の世論調査が載っていましたが、アベノミクスで「景気回復を実感していない」という方々が82.3%ということになっていました。内閣府の景気動向指数も悪化と、日本経済は今、後退局面に入っているんじゃないでしょうか。後退期の中で、今まで消費税増税をしたことがないんですよ。

そこで、ここに書いていますが（資料を示しながら説明）、先ほども言ったように、借金の状況を見て、借金払いがふえればふえるほど、交付税が財源のパイがふえないという仕組みになってきています。いろいろメニューを入れられますけど、結局パイがふえない限り実際の交付税は来ないとなりますし、その交付税の最大の財源は、以前からも指摘していますように、所得税と法人税なんですね、所得税と法人税。ところが、平成元年の消費税導入以後、1990年代からもう所得税はどんどん減り続けています、法人税も減り続けています。

これは課長にも資料を渡していますのであると思いますが、消費税が導入されて、消費税全体でこの29年間に349兆円ふえました、税収は。ところが、法人資産税は減収が281兆円、そして、所得税、住民税の減収が266兆円で全部で547兆円と、349兆円ふえて、片一方のメーンの法人税、所得税が547兆円減って、差し引き198兆円の減収になっているわけですね。本当にこの仕組みでいいかなということを含めて、見解を求めます。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

消費税率の引き上げにより、地方交付税財源分は1.40%から1.52%に、また、地方消費税交付金も1.7%から2.2%といずれも増加はいたしますが、議員もおっしゃるとおり、消費税率引き上げによる消費の落ち込み等の影響も懸念されるため、市の歳出額の負担増と合わせて、現時点で正確な影響の見通しは立っておりません。引き続き景気動向等について注視していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひお願いします。

次に、③ですが、特定環境保全公共下水道事業の関係で毎年1億3,000万円の一般会計から繰り入れしています。そして、先ほど言った農業集落排水事業には4,500万円の繰り入れをしています。本当に財政運営健全化の観点からも、繰り上げ償還等

を検討する時期に来ているんじゃないでしょうか、見解を求めます。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

現在、本年度末の起債現在高見込額は、特定環境保全公共下水道が7億3,134万5,000円、農業集落排水事業が1億9,601万4,000円あります。起債の繰上償還につきましては、起債の償還に交付税措置があり、また、仮に繰上償還しても金利分を含んだ償還額となりますのでメリットはないのと、一時的な財政負担を伴うことから不可能ではないかと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 金利分が助かりますのでメリットはあるんですね。それから、同時に先ほど言ったように、消費税はパイが限られてきていますので、それがあつかい、ぜひ研究してください。

最後に、8番目のごみ減量化の推進について、少し提案を含めた質問をします。

香南清掃組合へのごみ焼却施設他維持管理運営負担金は、平成31年度で1億8,944万円で、これは市民1人当たり約6,000円ですかね、また、1億5,900万円の委託料を入れたら、1人当たり1万3,200円市民が払っていることになります。市民1人当たり7,200円ですね。開会日の法光院市長からの諸般の報告でも、焼却ごみがふえているということがありました。令和2年度から新しい焼却施設の元利償還金が膨れ上がります。思い切ったごみの減量化、資源化の取り組みが必要ではないでしょうか。焼却ごみを徹底して減量することが必要です。

そこで、①を聞きます。

協力できる集落や地域単位で分別ステーション方式をつくり、住民参加で資源化を推進し、そこに業者に取りに来てもらうようなことはできないでしょうか。地域で持って来れない方々に対する支援措置も必要だと思いますので、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） ステーションを集約し収集運搬費の削減も可能な分別ステーション方式ではありますが、収集場所をまとめ、いつでも分別し置いておけるような場合、広さと利便性、周辺環境を考慮する必要があり、なおかつ、将来的に適正にステーションを管理、運営していくためには管理人等を置く必要があり、現時点では難しいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） これから本当に市民参加で減量化していくということで、きのう市長からも言われました、同僚議員の質問で私もマイバッグを構えて頑張りますが、

やっぱり持っておっても量販店に行くときは結構持っていくんですが、コンビニに寄ったときはちょっと忘れてしまうとかありますので、これから市民参加でやっていくということで、集落集落でやっぱり何か工夫含めて検討が必要だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

これから本当に香美市のプラスチックごみの排出量を削減するためにも、量販店やコンビニ等との連携で減量化への推進体制をつくる必要がありますので、ぜひもう一度見解をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 現在のところ認識が浅く、昨日の依光議員のお話でもありましたが、ごみの削減化、または、さらなる資源化を考慮していかなければならないと考えております。今後課題として研究していきたいと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ②の質問ですが、これは同僚議員からありましたので、ただ触れておきたいのは、国のプラスチック資源循環戦略という、海洋プラスチックごみ対策の行動計画、海洋漂着ごみ対策の新方針が出ましたが、この方針は抜本的な対策としては不十分です。それはなぜかといえば、熱回収で58%やるというんです。だから今来ているとおりに焼却しようという方向ですので、これまでCO₂の削減問題を含め逆行していますので、ぜひここは研究して対応していかないと、だめではないかと思いますので、香南清掃組合で焼くことはないということがきのうの答弁でもありましたが、ただ、今中国から断られ、世界で断られてどうするかになっていますので、今後圧力がかかる可能性はないとは言いませんので、ぜひ私も組合議員ですので、ごみの減量化を含めて積極的な提案をしていきたいと思っておりますし、やっぱり産業廃棄物まで焼けということとはだめなわけですので、しっかりその声を上げていきたいと思っております。

③ですが、一般廃棄物の焼却量を減らすということ。

そこで、資料をつけていますのでちょっと見てください。

資料⑥ですが、これを見て驚くんですが、左のほうに表がありまして、世界で焼却炉の75%は日本にあるんです、これ書いていませんが。日本は世界でも一番焼いてる国なんです。大量生産、大量消費、大量焼却という、ここを本当に変えることがあります。

そこで、ここへ書いていますが、トンネルコンポスト方式で、微生物による処理、そして、それを燃料化させて、それを資源化させていくという、資料もお配りしていますので、ぜひこのトンネルコンポスト方式、香川県三豊市の内容等を研究する必要性があるんじゃないでしょうか、御意見ををお願いします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

トンネルコンポスト方式につきましては、今までの焼却方式にかわるものとして、民

間の協力のもと国内で初めての取り組みであるということをお調べさせていただきました。

現時点では、香南清掃組合の施設が更新されたばかりのため次期の検討課題となりますが、引き続き香美・香南・南国市の3市と香南清掃組合とによる高知県中央東部地区環境行政連絡協議会で研究及び勉強を重ねていきたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） これは民間が構えて、民間が全部やっていくということですので、これはひとつ生かしていくことが必要だと思います。ぜひ研究していただきたいと思います。

この中を見ていただいたらわかるとおり、この企業等は、そこに対して処理費としてごみ1キロ当たり25円を払うという形になっていくわけですので、こういう研究が必要だと思います。

諸般の報告にもありますように、やっぱりこれは市長等も以前言っていました、日本にはごみに対して製造者責任がないと、大量生産、大量消費、大量廃棄ということで、企業の企業責任がないということをおっしゃっていましたね。まさにそのとおりやと思いますのでお願いしたいと思います。

環境問題の取り組みはこれからはますます重要となってきています。ごみ問題は一般廃棄物の対策、取り組みが後手後手になってしまえば、不法投棄や深刻な環境問題になります。問題は、今回出ました猫の問題、太陽光やプラスチックごみ問題などとさまざまありますので、ぜひ環境と上下水道という一つの課でやるのは無理があるじゃないかと思っておりますので、課のあり方含めて、予算のあり方を含めて市長におきましては御検討いただいて、本当に効果的な方向性を検討していただきたいと思っております。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 笹岡 優君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会いたします。

次の会議は6月20日午前9時から開会します。

（午後 0時07分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和元年（2019年）第3回

香美市議会定例会会議録（第5号）

令和元年6月20日 木曜日

令和元年（2019年）第3回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和元年6月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月20日木曜日（会期第16日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸真弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	中山泰仁
副市長	今田博明	農林課長	西本恭久
総務課長	川田学	農林課参事	澤田修一
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課参事	奥村周也
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	公文薫	支所長	近藤浩伸
ふれあい交流センター所長	明石清美		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	横山和彦
教育次長	岡本博章	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 吉 川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 46号 令和元年度香美市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 47号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 48号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 49号 令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 50号 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 51号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 52号 香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 53号 香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 54号 香美市まちづくり委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 55号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 56号 香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 57号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 58号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 59号 香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 60号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 61号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 62号 香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例の制定について

- 議案第 63号 香美市協働のまちづくり条例の制定について
議案第 64号 香美市パブリックコメント手続条例の制定について
議案第 65号 香美市森林環境譲与税基金条例の制定について
議案第 66号 財産の取得について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和元年（2019年）第3回香美市議会定例会議事日程

（会期第16日目 日程第5号）

令和元年6月20日（木） 午前9時開議

- 日程第1 議案第 46号 令和元年度香美市一般会計補正予算（第1号）
日程第2 議案第 47号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第3 議案第 48号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
日程第4 議案第 49号 令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
日程第5 議案第 50号 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第 51号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7 議案第 52号 香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8 議案第 53号 香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9 議案第 54号 香美市まちづくり委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10 議案第 55号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第 56号 香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12 議案第 57号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13 議案第 58号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14 議案第 59号 香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

- | | | | |
|-------|-----|-----|--|
| 日程第15 | 議案第 | 60号 | 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第 | 61号 | 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第 | 62号 | 香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第 | 63号 | 香美市協働のまちづくり条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第 | 64号 | 香美市パブリックコメント手続条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第 | 65号 | 香美市森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第 | 66号 | 財産の取得について |
| 日程第22 | 請願第 | 1号 | 水道施設の新設に関する請願 |

会議録署名議員

11番、山崎晃子君、12番、濱田百合子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

執行部から、細部説明書と提出議案の訂正の申し出がっております。

初めに、細部説明書の一部訂正の説明を許可します。生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 細部説明書の32ページ、生涯学習振興課の文化班の補正予算の資料です。

中段の四角のところがあって、補正が必要な理由という欄がありまして、その下に2つ丸があるんですけどその2つ目の、「昨年行われた」とありますけれども、こちらを「昨年度行われた」というふうに、「昨年」と「行われた」の間に「度」を1文字追加していただきたいです。よってたかかってのほうは1月26日でしたので、昨年となるとちょっとおかしいので、よろしくお願いします。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

お諮りします。ただいま申し出のありました細部説明書の一部訂正を許可することに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、細部説明書の一部訂正を許可することに決定しました。

次に、提出議案第46号の訂正の説明を許可します。企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 議案第46号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第1号）に一部誤りがありますので、訂正をお願いをいたします。

22ページとなります。統計調査費の8目、全国消費実態調査費の補正額の財源内訳の訂正でございます。一般財源がマイナス123万3,000円となっておりますが、この部分がマイナス1,000円に、国県支出金がマイナス123万2,000円となります。それから、その最下段の行も同様に、一般財源がマイナス1,000円、それから、国県支出金がマイナス123万2,000円となります。

それから、23ページでございます。この訂正につきましては、上段の表2款の合計額の財源内訳が変わります。国県支出金が452万2,000円から327万円に、一般財源が1,019万円が1,142万2,000円となります。

それから、36ページを御覧ください。36ページも同様にこれに伴う歳出合計行の財源内訳が変わってまいります。国庫支出金2億597万6,000円が2億474万4,000円に、一般財源6,116万8,000円が6,240万円となります。

なお、この訂正につきましては、差しかえの資料をお配りしております。ページ22、23、36により差しかえをお願いします。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

お諮りします。ただいま申し出のありました議案第46号の差しかえを許可することに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号の差しかえを許可することに決定しました。

次に、提出議案第53号の一部訂正の説明を許可します。企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 議案第53号、香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定について一部誤りがありましたので、訂正をお願いをいたします。

1 ページ目の8行目、「香美市振興計画条例」の部分を「条例」の文言の前に「審議会」を追加しまして、「香美市振興計画審議会条例」に訂正をお願いいたします。また、その下の行、「第1条中「・総合戦略審議会」を削る。」とありますが、削り過ぎておりますのでこの部分を「審議会」の文言をとり、「第1条中「・総合戦略」を削る。」と訂正をお願いをいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

お諮りします。ただいま申し出のありました議案第53号の一部訂正を許可することに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号の一部訂正を許可することに決定しました。

次に、提出議案第57号の一部訂正の説明を許可します。教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 議案第57号で、文字を1文字追加をお願いいたします。57の1ページでございます。

57の1ページの下から2行目、2行目の最後のほうに「事業所内保育事を行う者」となっておりますけれども、「事業所内保育事業を行う者」が正しいですので、「事」の後に「業」を1文字追加をよろしくをお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

お諮りします。ただいま申し出のありました議案第57号の一部訂正を許可することに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号の一部訂正を許可することに決定しました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

これから、議案質疑を行います。

日程第1、議案第46号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第47号、令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第48号、令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第49号、令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第50号、令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第51号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第52号、香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 12番、濱田です。

この地域交通の中で10月からエリア型のデマンドバス、香北のほうに新しくこういったバスが入るようになるんですけども、運行表はいつごろできるのでしょうか。地域交通の審議会のほうでは、全体を見直すということで今回なったと思うんですけども、それぞれの山田・香北・物部、それぞれの運行表が新しくできるのでしょうか、そのあたりをお願いします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

運行の計画表のほうでございますが、今パンフレットのほうを作成しております、

7月下旬から8月にかけて地域のほうにその説明会をするように予定をしております。香北のほうにつきましては、デマンドバスと岩改線、千萱線のほうをデマンドバスのほうに移行するというので、そういうふうに計画を立てております。香北のほうはそういうことでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第53号、香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第54号、香美市まちづくり委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 細部説明書で、振興計画・総合戦略と重複してるというかその関係もあって、まちづくり委員会という形ですが、1つは定数を減らしたのはどういうことなのか。委員のメンバーが重複しないというのは、どういう方々を委員にしようという構想なのか、それを聞かせていただきたいです。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

委員の数につきまして現行の委員さん24名ということで、ほぼこの数で今までやってきておるといふこともあり、まあ25名程度が妥当であるのではないかということ、それと、まちづくり委員会の中でも同様に御承認をいただいている定数ということになっております。

それと、協働のまちづくりの委員さんは、協働のまちづくり関係で一本化するということで、旧来は振興計画の進捗状況に関するという部分がありまして、振興計画の御審議に近いようなことをやっていただいておりますけれども、この部分を今般出させていただいております振興計画・総合戦略審議会条例の一部改正によって一本化をしたいということでございます。

委員会のメンバーの中身につきましては、幅広く委員さんの募集を行っておりますけれども、公募委員が募集にして比較的あんまり集まらないという実態も鑑みまして、25名といたしております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そしたら、振興計画・総合戦略等がある意味、進行状況をチェックするのはまちづくり委員会という認識でいいんでしょうか。そういう形になっていくんでしょうか。これちょっとイメージがわからないなっていうのがありまして、まあ、メンバーが重複したらいかんですわね、それから、今議員も審議会のほうに入らなくなりましたので、どういう形になっていくんかなっていう。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 振興計画の御審議のほうは、香美市振興計画審議会条例ということで今回一部改正をさせていただいて、こちらのほうで御審議いただくと。当然まちづくり委員会のほうは、振興計画に限らず総合戦略、それから幅広く香美市のまちづくりについて御検討いただく会ということになってます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第55号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第56号、香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第57号、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） この事業の対象は香美市にはないという認識でいいんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

家庭的保育事業等と書いてあります。家庭的保育事業所はありませんけれども、等の中には小規模保育事業所が含まれておりますので、三育ほっとハウスなどは対象になります。対象になりますが、この条例の改正にほとんど緩和措置の改正をやりませんが、現在基準を満たしておりますので、その緩和の対象にはなりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第58号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 表ももらっているところですけども、先にエアコンの設置など施設整備の状況を踏まえて使用料の見直しを行い、第2条において10%に引き上げることに伴って使用料を改正するということはわかるんですけど、第1条関係で、施設の整備の状況あわせてエアコンの設置で、どういう根拠を持って施設及び道具使用料を、バンガローA棟でいったらエアコンはないですわ、定員4名で7,200円から8,640円と変えた。そして、エアコンありの施設は今までなかったのということですわね、1万800円とか9,720円と。そのもともとの積算の根拠がどこにあるのか。

なぜ言うのかというと、次の第2条のときに10%にしたときの1棟1泊が8,800円とか1万1,000円とかいうことになってるんですけど、そのところとの整合性がどうなのかなと、整合性って言ったらかかしいんですけど。基本的な積算の考え方、エアコン及び施設を整備したときの、それを伺います。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

平成30年度の事業でこの施設の改修を行いました。改修の内容としましては、施設の中に15棟ありますバンガロー、全部じゃないですけどもA棟バンガロー、これ8畳のバンガローが4棟ございます。それからB棟バンガロー、6畳のバンガローが3棟、それから、バンガローE棟で12畳のシャワートイレ付きのバンガロー、これが2棟ございまして、こちらにつきましては、ベランダでありますとか換気扇、自動火災報知機の交換でありますとか、それとあわせて家具の購入なんかも行っております。そういったことから、このA、B、E棟につきましては、広さもございまして約15%から20%強で金額を上げてございます。一定改修して施設の環境もよくなったということで、今回上げております。

あわせて、それぞれA棟、B棟、E棟の全部じゃないですけどもエアコン、空調設備を入れました。例えばA棟の8畳でいきますと、4棟中3棟につきましてはエアコンを入れております。そういったことで同じA棟でも空調のある無しというところで区別をさせていただきました。まず手を入れたというところで、15%から20%強の上昇、あわせて空調を入れたところにつきましては、税抜きで2,000円のアップをしまして区別をしたということになっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第59号、香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第60号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第61号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） さきの議会質問等で、何か上げなかったら予算が少なくなるという話もあったんですが、当初予算にこれ入ってた、10%上げるのは組んでないと思うんですよね、これ多分、と思うんです。

それから同時に、9月議会でも間に合わないという判断で今回6月議会に上げたのでしょうか。

今御存じのとおり、日本とアメリカの貿易摩擦で、10%に上げるやったら自動車に高い関税をかけるってアメリカが言ってきてますので、これ10%、流動的かもしれませんが、9月議会では間に合わないという判断で提案したということでもいいのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。ちょっと金額に関する部分の質問の内容がちょっとわからなかったもので、再度ちょっとお聞きしたいがですけど。

9月議会に間に合わないかという部分ですけど、当然9月議会でも間に合いますけど、余裕を持って6月に上げれるものは上げるということで、まだ協議中のものについては、9月に上がってくるものと考えています。

それと、先ほど言われた貿易摩擦の関係とかありますけれども、国のほうは消費税を10%に上げると今のところは言っています。それが仮に撤回された場合は、9月議会でまだ再度修正の議案を出すようになると思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第62号、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第63号、香美市協働のまちづくり条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第64号、香美市パブリックコメント手続条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第65号、香美市森林環境譲与税基金条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第66号、財産の取得について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第46号から日程第21、議案第66号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りします。付託しました各案件は、6月25日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思えます。これに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、6月25日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

日程第22、請願第1号、水道施設の新設に関する請願を議題とします。

請願第1号は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

お諮りします。付託しました案件は、6月25日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思えます。これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、6月25日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は6月26日午前9時30分に開きます。26日は開会時刻が9時30分

ですので、執行部、議員の皆さまは間違えないよう御参集よろしくお願ひいたします。

本日はこれで散会します。

(午前 9時28分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和元年（2019年）第3回

香美市議会定例会会議録（第6号）

令和元年6月26日 水曜日

令和元年（2019年）第3回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 令和元年6月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月26日水曜日（会期第22日） 午前 9時30分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸真弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸		

欠席の議員

20番 比与森光俊

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	中山泰仁
副市長	今田博明	農林課長	西本恭久
総務課長	川田学	農林課参事	澤田修一
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課参事	奥村周也
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	公文薫	支所長	近藤浩伸
ふれあい交流センター所長	明石清美		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	横山和彦
教育次長	岡本博章	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長 寺田潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 吉 川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 46号 令和元年度香美市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 47号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 48号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 49号 令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 50号 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 51号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 52号 香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 53号 香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 54号 香美市まちづくり委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 55号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 56号 香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 57号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 58号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 59号 香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 60号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 61号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 62号 香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例の制定について

- 議案第 63号 香美市協働のまちづくり条例の制定について
- 議案第 64号 香美市パブリックコメント手続条例の制定について
- 議案第 65号 香美市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 議案第 66号 財産の取得について
- 議案第 67号 令和元年度香美市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 68号 香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 69号 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 70号 香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

- 発議第 1号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 意見書案第 6号 景気「悪化」での消費税引き上げは延期するよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 7号 「妊婦加算」は妊婦に負担が及ばないように求める意見書の提出について
- 意見書案第 8号 全国知事会の提言に基づく日米地位協定の抜本改定をすすめるよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 9号 国保県単位化に関する説明を十分に行うとともに、保険者として責任ある運営を行うよう求める意見書の提出について

議事日程

令和元年（2019年）第3回香美市議会定例会議事日程

（会期第22日目 日程第6号）

令和元年6月26日（水） 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第 46号 令和元年度香美市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第2 議案第 47号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第 48号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第 49号 令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第 50号 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第 51号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第 52号 香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条

			例の制定について
日程第8	議案第	53号	香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	議案第	54号	香美市まちづくり委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第	55号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第	56号	香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第	57号	香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第	58号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第	59号	香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第	60号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第	61号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第17	議案第	62号	香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例の制定について
日程第18	議案第	63号	香美市協働のまちづくり条例の制定について
日程第19	議案第	64号	香美市パブリックコメント手続条例の制定について
日程第20	議案第	65号	香美市森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第21	議案第	66号	財産の取得について
日程第22	請願第	1号	水道施設の新設に関する請願
日程第23	議案第	67号	令和元年度香美市一般会計補正予算（第2号）
日程第24	議案第	68号	香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	69号	香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
日程第26	議案第	70号	香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について
日程第27	発議第	1号	香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第28	意見書案第	6号	景気「悪化」での消費税引き上げは延期するよう求める意見書の提出について
日程第29	意見書案第	7号	「妊婦加算」は妊婦に負担が及ばないように求める意見書の提出について

日程第30 意見書案第 8号 全国知事会の提言に基づく日米地位協定の抜本改定をすすめるよう求める意見書の提出について

日程第31 意見書案第 9号 国保県単位化に関する説明を十分に行うとともに、保険者として責任ある運営を行うよう求める意見書の提出について

日程第32 閉会中の所管事務の調査について

日程第33 議員派遣の件

会議録署名議員

11番、山崎晃子君、12番、濱田百合子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時30分 開議)

○副議長（島岡信彦君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。20番、比与森光俊議長は、治療のため欠席という連絡が入りました。

議事日程に入る前に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、利根健二君。

○議会運営委員会委員長（利根健二君） おはようございます。7番、利根です。本日の会議の運営等につきまして、本日、議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果を御報告いたします。

まず、追加議案等については、議案4件、発議1件、意見書案4件を追加議題とし、委員会付託を省略し、提案説明から採決まで行います。

次に、閉会中の所管事務の調査につきまして、協議の結果、別紙のとおり決定しましたので、閉会中の継続調査申出書をお手元に配付しております。

次に、9月定例会の会期・日程につきましては、協議の結果、別紙のとおり決定しましたので、予定表をお手元に配付しております。

次に、議員協議会を本日、閉会后、開催することに決定いたしました。協議事項につきましては、配付の資料のとおりでございます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○副議長（島岡信彦君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、議案第46号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第1号）から日程第22、請願第1号、水道施設の新設に関する請願まで、以上22件を一括議題とします。

これから、各常任委員会委員長の報告を求めます。予算決算常任委員会副委員長、利根健二君。

○予算決算常任委員会副委員長（利根健二君） 改めまして、おはようございます。委員長にかわりまして御報告を申し上げます。

今期定例会において、予算決算常任委員会が付託を受けました各議案の審査の経過及び結果について、報告をいたします。

本委員会が付託を受けた案件は、令和元年度の各会計補正予算である議案第46号、第47号、第48号、第49号、第50号です。

6月20日、本会議終了後、委員会を開催し、質疑から採決まで行いました。なお、審査は全議員参加のもと行われましたので、審査の結果のみの報告とさせていただきます。

議案第46号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第1号）は、質疑の後、討論は

なく、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第47号、令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第48号、令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第49号、令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）は、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第50号、令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で予算決算常任委員会の報告を終わります。

○副議長（島岡信彦君） 予算決算常任委員会副委員長の報告が終わりました。

次に、総務常任委員会委員長、依光美代子さん。

○総務常任委員会委員長（依光美代子君） おはようございます。16番、依光美代子。

今期、総務常任委員会に付託された案件は、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第66号の以上11件です。以下、審査の経過と結果を報告いたします。

最初に、議案第51号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。飛行場の運用はできるのかについては、地権者に運用について了解を得ているので、6月9日の高知県総合防災訓練に限り運用したと答弁。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第51号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第52号、香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。香北町のエリア型デマンドバスになると回数や終点はどのようになるのか、また経費は削減となるのかについては、岩改線の終点は延びるようになる。回数については1日4便、週2日で12地区へ行く予定である。経費は削減とならないが交通空白地の解消ということで、平成30年度は委託料が約1,400万円でしたが、ことし10月より岩改線、千萱線がデマンド型に変わり、経費は約1,547万円となると答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第52号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第53号、香美市振興計画・総合戦略審議会設置条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題とし、審査に入りました。最初に、委員の代理人出席を認めるようになった理由と報酬はどのようになるのかについては、委員の中から、重要な振興計画の審議なので不測の事態に備え代理人出席を求める声があり、他市を調べてみると代理人出席を認める規定が多くあり本市でも条例に入れることとしました。報酬については、委員でないので報償費で対応すると答弁。次に、委員の人数を25名から20名とした理由については、以前は振興計画と総合戦略審議会で25名でしたが、2つに分けともに20名以内とすることで、逆に委員の数はふえることとなると答弁でした。次に、2つの審議会で委員の重複はないかについては、基本的にはないと考えていると答弁。次に、会議の回数については振興計画は3回程度、総合戦略は5回から6回程度を予定している。次に、振興計画に対して委員の意見はどのように反映するのかについては、基本的に事務局がたたき台をこしらえ委員に意見を聞く。さまざまな意見が出る中で、記述に対しての重大な意見については会長に審議していただき、文案として他の委員にも意見を聞き、次回に修正案として提出し、委員に審議をしていただくことになると答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第53号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第54号、香美市まちづくり委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。委員の役割が今までと違い変更されましたが、委員は再度選び直したか、また、新たな委員にその変更内容を伝え確認したのかについては、委員は従来のまちづくりのメンバーにお願いしてある。内容の変更については確認をとっていると答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第54号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第55号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第55号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第60号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。条例改正の具体的な説明を求める意見がありました。それに対して不正競争防止法等の一部改正する法律により、工業標準化法が産業標準化法に、日本工業規格が日本産業規格に改められた。そして、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正により、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置したとき、免除があることが追加されたと答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第60号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第61号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。最初に、使用料の表記がエアコンの使用時について、旧町村の特別使用料（冷暖房料含む。）と新たに室使用料（冷暖

房使用)の二通りである。統一してはどうかについては、御指摘により初めて気がつき、今後、全体を含め検討したいと答弁でした。次に、工業用水道事業給水条例のみ消費税に端数が生じたとき、四捨五入するとなっているが、それ以外の消費税は全て端数は切り捨てとなっている、どうしてかについては、消費税は切り捨てである。訂正ができていないので改めて9月議会に提出したいと答弁でした。次に、上水道、下水道、簡水などを含め、今回は100分の8を100分の10に変えることを見送り、次の料金の改定時に見直す発想はなかったのかについては、今回は消費税を見送る予定はなかった。今後は地震対策も必要となるので、値上げも含め改めて検討すると答弁でした。次に、上水道関係の改定はほかにはないのかについては、新設分担金の値上げを6月議会ですべきところ、漏れておったので9月議会に提出したいと答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第61号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第62号、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。第3条の公募の委員の数は何名かについては、4名を予定していると答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第62号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第63号、香美市協働のまちづくり条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。新たな審議会や取り組みが続く状況だが、人的不足などはないかについては、新たな条例制定により一定の業務がふえ事務負担は出てくると思うが、随分前より検討したことであり、庁舎内連携により現行のメンバーで回していけると答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第63号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第64号、香美市パブリックコメント手続条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。パブリックコメントについての回答や、その文書は公文書となるのか。また、その文書の保存期間については。公文書になる。保存期間は香美市文書事務取扱規定に定める保存規定に基づき行う。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第64号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第66号、財産の取得についてを議題とし、審査に入りました。入札結果を見ると各社で大きく金額が違う、何が違うのかについては、仕様書以上の性能があれば入札をしている。この時点では仕様書以外のことはわからない。仕様書の内容はWindows7のサポートが終了するので全てをWindows10に変える。パソコンのスペックについては、いろいろなソフトに対応できる最低限のものとなっていると答弁でした。次に、Windows7の下取りはないのかについては、処分をどうするかは必要に応じて予算化して処分する。引き取りはできるだけ有利な形の処分を考え、購入とは別途考えると答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第66号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○副議長（島岡信彦君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、濱田百合子さん。

○教育厚生常任委員会委員長（濱田百合子君） 12番、濱田百合子です。

今期定例会において教育厚生常任委員会が付託を受けました案件は、議案第56号、57号の2件であります。以下、審査の経過と結果を報告いたします。

最初に、議案第56号、香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。今回の改正は、災害援護資金の内容が変わることかとの質疑に、災害弔慰金の支給等に関する法律の中に災害援護資金が位置づけられていることから、本市でも条例の一部を改正することになったということ。保証人の必置が撤廃され、保証人を立てる場合と立てない場合の2つのケースに対応するという事で条文を分けたということであると答弁。年1%の利率の根拠についての質疑では、東日本大震災において災害援護資金の特例が創設されているが、資力の乏しい者に対しての公的資金である生活福祉資金や母子寡婦福祉資金の保証人なしの場合の利率を参考にしたものであると答弁。災害援護資金の対象となる災害とはどの質疑に、都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害となっていると答弁。半年賦償還を半年賦償還または月賦償還に改めた理由はどの質疑に、被災者の災害援護資金の円滑な償還と市町村の確実な債権回収に資するため、被災者が選択できる災害援護資金の償還方法に、月賦償還による償還方法を追加したものであると答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第56号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第57号、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。今回の改正は、事業所に係るもの、調理業務に係るもの、職員配置に係るものの各基準緩和についての改正なのかという質疑に、そういうことである。まず、家庭的保育事業所は規模が小さいので、職員が休暇をとったときなど保育所や幼稚園、認定こども園と連携施設として応援を依頼することになっているが、その連携施設に小規模保育事業所A型やB型も入れてよいという緩和である。次に、食事提供の特例で外部搬入も認めるという緩和である。そして、附則第2条にあるように、事業所内の調理については、10年を経過する日までの間は適用しないことができるという緩和である。職員配置に係る特例では、保育士の配置基準が3分の1までは幼稚園教諭、もしくは小学校教諭、または養護教諭の普通免許を有する者を保育士としてみなすことができるという緩和であると答弁。また、本市にある三育ほっとハウスは今回の緩和の対象にはなっていない。調理は、国が改正しているので本市も準じたが、全て基準を満たしている市町村は改正しないところもあると答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第57号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、小児科誘致の経過についての協議を行いました。子育て支援ネットワークろばみみによる請願、香美市に小児科を誘致していただくことについては、平成28年第1回議会定例会において、全員賛成によって採択すべきものと決定をいたしました。その後の経過について、担当課より説明を受け協議をいたしましたので、経過概要を報告します。

健康介護支援課より経過説明がありました。小児科誘致については、平成27年ごろから高知県中央福祉保健所、高知県健康政策部医師確保・育成支援課、香美郡医師会、南国市内小児科開業医、J A高知病院小児科、同仁病院、さくら香美クリニックへの相談や意見聴取をしてきた。現在、本市では乳幼児健診において近隣の小児科医に協力をいただいている。出生数150件未満の本市では、新設での小児科開業は経営的にかなり難しい。県下では医師の偏在があり、特に小児科医奨学金貸与等もしているが確保に苦慮している状況である。高知県へき地医療協議会に加入すれば、僻地に先生を紹介、派遣してくれるが、その確約はないし負担金も発生する。本市の子供たちは現在、近隣の小児科を受診している状況である。

以上のような説明を受けた後、協議の結果、あけぼの街道の利便性もあり、子育て世代が転入してきていることを視野に入れると、小児科誘致については引き続き調査・研究をしていくことを担当課に提案いたしました。具体的には、請願が採択されて3年が経過している。再度、香美郡医師会や近隣の小児科医などから、どういう条件なら本市での診療が可能なのか情報収集すること。市内で週2回でも診察ができないものなのか、市内の病院やクリニックに聞き合わせなどをしていくこと。本市出身やゆかりのある医師への声かけや広報活動も視野に入れ研究をすること。以上の3点を提案いたしました。そして、教育厚生常任委員会として、本市が新設で小児科を誘致することに対しては、多大な財政的負担になることから難しいのではないかと。しかし、県下の状況を調査し、小児科確保については調査・研究していくために、県の担当課と懇談の機会を持つことを計画することにいたしました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○副議長（島岡信彦君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、甲藤邦廣君。

○産業建設常任委員会委員長（甲藤邦廣君） 4番、甲藤です。

産業建設常任委員会が付託を受けました議案第58号、59号、65号、請願第1号について、審査を行いました。以下、審査の経過と結果を報告します。

まず、議案第58号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしました。キャンプ場下の河川には流木が見られるが川の整備もあわせて行うのかという質疑があり、川の整備は行わないが、バンガローから川へおりていく通路については、外構工事として一部破損箇所を整備するという答弁がありました。バーベキューの設備ができるが、この際の使用料は

別表第1の施設の使用料を徴収するののかという質疑があり、そのとおりであり、この施設使用料は別表のとおり1人310円であるという答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で議案第58号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第59号、香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。細部説明書の中で、計画区域内の未認可区域はどこを想定しているのかという質疑があり、全体計画区域の中でまだ実際に認可を受けてない、事業開始がされてない、例えば南組等であるという答弁がありました。さらに、市街化調整区域でも実施できるのかという質疑があり、本人に接続意思があれば可能であると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で議案第59号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第65号、香美市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題としました。今後、森林環境譲与税が市に入ってくるが、どれぐらいの割合で基金を積み立てるのかという質疑があり、基金の割合というのは考えていない。毎年度計画して使えない部分については積み立てるという答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で議案第65号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第1号、水道施設の新設に関する請願を議題としました。まず、紹介議員から趣旨説明を受けた後、執行部から現行制度や過去の経緯等についての説明を受け、審査に入りました。審査の結果、まず、現地の状況を把握するために現地調査を実施する必要があることから、審査に不測の日数を要するために、請願第1号は、継続審査とすることに決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○副議長（島岡信彦君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、各常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第1、議案第46号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての副委員長の報告は可決であります。本案を副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○副議長（島岡信彦君） 全員起立であります。よって、議案第46号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第47号、令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての副委員長の報告は可決であります。本案を副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○副議長（島岡信彦君） 全員起立であります。よって、議案第47号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第48号、令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案についての副委員長の報告は可決であります。本案を副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○副議長（島岡信彦君） 全員起立であります。よって、議案第48号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第49号、令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案についての副委員長の報告は可決であります。本案を副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○副議長（島岡信彦君） 全員起立であります。よって、議案第49号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第50号、令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての副委員長の報告は可決であります。本案を副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○副議長（島岡信彦君） 全員起立であります。よって、議案第50号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第51号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○副議長（島岡信彦君） 全員起立であります。よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第52号、香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条

例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○副議長(島岡信彦君) 全員起立であります。よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第53号、香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○副議長(島岡信彦君) 全員起立であります。よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第54号、香美市まちづくり委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○副議長(島岡信彦君) 全員起立であります。よって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第55号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○副議長(島岡信彦君) 全員起立であります。よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第56号、香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○副議長(島岡信彦君) 全員起立であります。よって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第57号、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○副議長(島岡信彦君) 全員起立であります。よって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第58号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○副議長(島岡信彦君) 全員起立であります。よって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第59号、香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○副議長(島岡信彦君) 全員起立であります。よって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第60号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○副議長(島岡信彦君) 全員起立であります。よって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第61号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○副議長(島岡信彦君) 全員起立であります。よって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第62号、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○副議長(島岡信彦君) 全員起立であります。よって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第63号、香美市協働のまちづくり条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○副議長(島岡信彦君) 全員起立であります。よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第64号、香美市パブリックコメント手続条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○副議長(島岡信彦君) 全員起立であります。よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第65号、香美市森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○副議長(島岡信彦君) 全員起立であります。よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第66号、財産の取得についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○副議長(島岡信彦君) 全員起立であります。よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、請願第1号、水道施設の新設に関する請願を採決します。

請願第1号については、産業建設常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。産業建設常任委員長からの申し出のとおり、継続審査とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りします。日程第23、議案第67号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第2号）から日程第31、意見書案第9号、国保県単位化に関する説明を十分に行うとともに、保険者として責任ある運営を行うよう求める意見書の提出についてまでの9件は、追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 異議なしと認めます。よって、日程第23、議案第67号から日程第31、意見書案第9号までの9件の案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第23、議案第67号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 議案第67号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第2号）について、御説明をいたします。

令和元年度香美市一般会計補正予算（第2号）

令和元年度香美市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,699万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193億287万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年6月26日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、小中学校空調整備事業の追加を行うものでございます。

なお、「第1表 歳入歳出予算補正」3ページから9ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書11ページから13ページまでと、款項目節の内訳14ページから15ページまでにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので御参照ください。

次に、10ページの「第2表 地方債補正」につきましては、当該1事業についての変更でございまして、限度額を18億6,639万2,000円といたしました。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

なお、本年度の一般会計に係る市債の内訳につきましては、議案細部説明書にお示し

しているとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○副議長（島岡信彦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 細部説明書の5ページと6ページも同じなんですが、受変電設備の取りかえが新たに発生している。これはブレーカーの容量を上げるという認識でいいんでしょうか。クーラーを全部つけたら当然ブレーカーが落ちる可能性があって、全ての教室にクーラーを一斉にやりますと容量が足らなくなるんですが、それを上げたという認識でいいんでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

キュービクルも含めて受配電設備も全て空調に対応できるように工事を行います。

○副議長（島岡信彦君） ほかに。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ここに書いてますけど、東京オリンピック関係を含めて、人件費の高騰を含めて、なかなか厳しい状況の中で補正として上乘せしなければならなくなつたんですが。これ最終的な国の措置があるじゃないですか。財源内訳で最終的にどうなるのかなという、国から来る補助と起債を含めて、起債の交付税充当から含めて最終的な、これもともと国の施策でやってきた中身ですので、その辺がわかればお願いしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 財源内訳のほうは、細部説明書のほうに記載をさせていただいておりますけれども、今回、平成30年度12月の補正で国の臨時特例交付金で全小中学校の空調を行うということで、そもそも香美市では4年計画で実施を計画しておりましたけれども、その臨時特例交付金を12月補正で歳入を受け入れましてこの工事を行うということで、工事の予算につきましては昨年、実は楠目・片地・舟入小の3校の空調工事を行ってございまして、その工事の1台当たりの単価が145万円ほどでしたので、予算のほうは150万円と県の示す配分基礎額が高いほうをとって予算をとってございましたけれども、実際の設計ができ上がったのがこの6月議会直前ということで、そうしましたら、このように値上がりといいますか、全般的に高くなったということで補正をさせていただいております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 夏場を迎えてきてますが、完成はいつになるんでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

設計はできておりますので、議会でこの予算が通りましたらすぐに発注したいと考えておりますけれども、実際、発注してみないといつ完成するのか、はっきりしたことはわかりません。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） ほかに。

10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 関連いたしまして、エアコンの電気代に関しても国は2月に地方交付税改正法案を出して了解しておるんですけども、この電気代については当市のほうではどういうふうになっているのでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 電気代の増額についても見込んでおります。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） ほかに。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 対象フロアが多いということですけども、全部で何教室ということに、ちょっと増減もあったかと思うんですけども、その点。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 部屋の数は普通教室63でございます。設置数は64台になります。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） ほかに。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（島岡信彦君） 全員起立であります。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第68号、香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） 議案第68号、香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、について御説明させていただきます。

議案第 68 号、香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年 6 月 26 日提出、香美市長 法光院晶一

香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

香美市税条例等の一部を改正する条例（平成 31 年香美市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち香美市税条例附則第 16 条の改正規定中、「以下この条」を「次項から第 4 項まで」に改め、「附則第 30 条」を「附則第 30 条第 1 項」に改め、「指定」の次に「（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加えに改める。

附則

この条例は公布の日から施行する。

概要につきましては、細部説明書のとおりでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 3 月 29 日に地方税法の一部改正が行われたと。これ公布されていますので、一部改正の中身を調べてないんですが、これがもう結局、公布の日が 10 月 1 日といううたっているわけですか。

そしたら、香美市の条例の中に 10 月 1 日施行ということを入れるほうが、なぜ入れないのかなど、入れたほうがいいんじゃないかというのはどうでしょうか。それは条例上やらないんでしょうか。その辺ちょっと、整合性はどうでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） 御質問にお答えいたします。

この条例は、もともと 10 月 1 日に施行するという事で御承認をいただいている件につきまして、改め文を私のほうで誤っていたので、その文についてのみ訂正して修正して、新しいものにするということで御提案させていただいておりますので、施行日につきましては 10 月 1 日施行ということになっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） ほかに。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 68 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(島岡信彦君) 全員起立であります。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第69号、香美市地域交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長(中山繁美君) 議案第69号、香美市地域交流施設の指定管理者の指定について、説明をさせていただきます。

議案第69号、香美市地域交流施設の指定管理者の指定について

次のとおり香美市地域交流施設の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 香美市地域交流施設
- 2 指定管理者となる団体の名称 株式会社ほっと平山
- 3 指定管理者となる団体の所在 香美市土佐山田町平山459番地1
- 4 指定の期間 令和元年8月1日から令和3年3月31日まで

令和元年6月26日提出、香美市長 法光院晶一

なお、裏面が資料となっておりますので御参照ください。

提案理由につきましては、指定管理者となる団体の名称が「ほっと平山運営委員会」から「株式会社ほっと平山」に変更となり、令和元年5月28日付で指定管理者の指定申請書が提出されたことにより、再度、指定管理者を指定するものです。

詳細につきましては、議案細部説明書に記載しております。御審議のほどよろしくお願いたします。

○副議長(島岡信彦君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

7番、利根健二君

○7番(利根健二君) 1点、確認をお願いいたします。

ほっと平山運営委員会が法人格をとったということで移行したように書いてありますが、ほっと平山運営委員会そのものは団体としては移行に伴って消滅したというような、それはそれで団体として残っているかの確認が1点と。あと当然、運営としては株式会社形式と運営委員会と若干性格が違ってくると思いますが、その辺について何か説明を受けておれば、お願いいたします。

○副議長(島岡信彦君) 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長(中山繁美君) お答えいたします。

ほっと平山運営委員会はまだ実在しております。その変わった点といたしますか、株式会社化した理由としましては、今後、地域を支えていく中で、地域内での雇用が難しく

なってきたおるといふことで、マンパワーもより一層必要に迫られるときが来ている中で、安定的に収入、また人材確保が急務となっておりまして、不安定な任意組織では人が集まらないと感じて、認知度、社会的信用度の最も高い株式会社を設立したとのございます。

また、中山間の地域雇用を目指す中で、社会保障の充実と地域へ目を向けるきっかけづくりを念頭に、10年、20年と今後、持続可能な地域の核として、来る中山間の少子高齢化の一つの対策として、若い人を雇用し、一つの会社として就職先の候補にも考えてもらえるような企業を目指していきたいといふことで、株式会社を設立したとお聞きしております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） そしたら、運営委員会と株式会社の関係はどういふふうな、例えば株主になっているとかいろいろな関係があると思ひますが、その辺の確認をお願いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 関係でございますが、株式会社になりましたら、ほんと平山運営委員会の方が取締役といふことで、3名は取締役となっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） ほかに。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連して伺ひます。

今の説明の中で、若い人等の雇用も踏まえて社会保障の充実も図らなければならないと、その趣旨はわかりますが、本市との関係でいったときに、その指定管理料との関係なんか、その部分のやっぱり費用の部分、社会保険関係で、半分が事業主負担で半分が本人といふ分で負担していくとなつたときに、経営的には順調にいっているといふことは伺ひてますけれども、実際その話し合いなんかは、この株式会社に移行するに当たってされているのか伺ひます。

○副議長（島岡信彦君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

指定管理者のほうにつきましては、人件費1名分、また光熱費等は入っております。株式会社になるに当たりまして経営的にどうかといふことでございますが、平成30年度は1,600万円ぐらゐの収入がございまして、昨年度と比べましても150万円ぐらゐはふえております。

宿泊のほうは減っておりますが、やはり宿泊外の体験型でございますバーベキューとか、あとピザ焼き体験、また高校生とか企業の方とかも研修のほうで施設のほうをいろいろ使つていただいております。

○副議長（島岡信彦君） ほかに。

14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） 株式会社として新たに発足をされるということでお聞きをしたいのですが、設立目的のところにあります活性化推進事業及び環境整備事業を地区を中心としてやるんだということで、ここに記載がされておりますけれども、これまでと変わったことではなくて、今までやってきた事業をやっていくということになるでしょうか。それとも、これを機会に何か新しいことをする予定があるのか。活性化推進事業は地域の活性化推進事業と思うのですが、環境整備事業というのは、周辺の環境というよりは施設の環境整備のことですか。

○副議長（島岡信彦君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 施設のほうの環境ということにはなろうかと思いません。

○副議長（島岡信彦君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） 具体的にどんなものが予定されておりますか。

○副議長（島岡信彦君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 株式会社になりまして、今後いろいろ設備のほうにつきまして、冷蔵庫のほうとかいろいろなことも整備もしていきたいとは聞いております。また企業の誘致といいますか、企業の方に宿泊とかいろいろ体験していただきたいということで、そういうふうには情報発信もしていきたいということと、あと新しくパンフレットのほうも作成して、インターネットとか、あちこちにパンフレットを置いたりとか、そういうことで一層、皆さんに情報発信ということで活用していただきたいということでお聞きしております。

○副議長（島岡信彦君） ほかに。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先ほど言った、そしたら社会保険の医療保険と、それから厚生年金と労災と、それと雇用保険、この4つがかかっている方々が何人いらっしゃるかなど。

○副議長（島岡信彦君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 株式会社になりまして、現在、ほんと平山には常時4名いらっしゃるということでございます、社長を含めて。3名が正職員ということで、今現在はパートが1名というふうにお聞きしております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） ほかに。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第69号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（島岡信彦君） 全員起立であります。よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第70号、香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 議案第70号、香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について、御説明させていただきます。

議案第70号、香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について

次のとおり香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

- 1 公の施設の名称 香美市平山体育館、香美市平山グラウンド
 - 2 指定管理者となる団体の名称 株式会社ほっと平山
 - 3 指定管理者となる団体の所在 香美市土佐山田町平山459番地1
 - 4 指定管理の期間 令和元年8月1日から令和3年3月31日まで
- 令和元年6月26日提出、香美市長 法光院晶一

指定管理者について、詳しいことは裏面を御参照ください。

提案理由は、先ほど定住推進課長が説明されたとおりです。御審議のほどよろしくお願いたします。

○副議長（島岡信彦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第70号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（島岡信彦君） 全員起立であります。よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、発議第1号、香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） お手元に発議文を配付しておりますので、これを読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。

（提出者朗読）

【発議第1号 巻末に掲載】

これは、「議員協議会」の名称を「全員協議会」に変更するために発議するものです。なお、この規則の改正により、香美市議会議員協議会規定も規定名、内容ともにその名称を「議員協議会」から「全員協議会」に変更することになりますので、よろしくお願いたします。

○副議長（島岡信彦君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（島岡信彦君） 全員起立であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、意見書案第6号、景気「悪化」での消費税引き上げは延期するよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 5番、笹岡 優です。私は、意見書案第6号、景気「悪化」での消費税引き上げは延期するよう求める意見書について、提出と補足説明をさせていただきます。

この間の一般質問でも明らかにしてきましたが、消費税が導入されたのは1989年（平成元年）です。その当時には、日本には借金ほとんどありませんでした。それが30年間で1,000兆円を超え、政府発表では1,103兆円まで膨れ上がっています。そのため、毎年、国の一般会計、特別会計で支払う借金返済額である国債費額が社会保障費と同額の90兆円弱になり、政府は借金払いのお金を捻出するために年金の引き下げや医療も介護も後退させるなど、社会保障費の削減は老後を不安にさせる要因となっています。また、この借金払いは自主財源が少ない香美市にとって、国税の一定額を行

政サービスの維持として交付される地方交付税交付金にも影響しており、看過できません。

今回の消費税の増税によって、地方交付税交付金の財源の土台である所得税、法人税が減少になり、慢性的な財源不足に一層拍車をかけることが懸念されています。

市民の暮らしと地域経済を直撃し、香美市の財政にとっても大きな影響を与えることを深く考慮すべきと思い、本意見書案の提案を行うものです。

それでは、意見書案を朗読します。

(提出者朗読)

【意見書案第6号 巻末に掲載】

市民の暮らしも地域経済も深刻な状況を考えていただき、同僚議員の賛同、御協力をよろしくお願いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 3番、市民クラブ、久保和昭でございます。意見書案第6号に反対する立場で討論いたします。

本意見書案は、景気動向指数による基調判断が悪化となったことから、消費税引き上げを延期するよう求めるとしてありますが、さまざまな要因からなる指数の推移から、機械的に決まる基調判断のみを引き合いにして消費税引き上げを延期することは、無責任と言わざるを得ないと考えます。

皆さんも御承知のとおり、社会保障と税の一体改革とは、消費税率の引き上げによる増収分を社会保障の財源に充てることで安定財源を確保し、社会保障の充実・安定化と将来世代への負担先送りの軽減を実現するものでございます。

内容としまして、子ども・子育て支援として待機児童の解消、幼稚園・保育所の無償化、高等教育の無償化、保育士の処遇改善、また、医療・介護の充実、さらに基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化など、市民生活に直結するものばかりであります。

構造的に問題のある国民健康保険制度につきましても、社会保障と税の一体改革の中で課題解決の道筋をつけていただきたいと考えるところであります。仮に税率引き上げを延期しますと、将来世代への負担先送りになるばかりでなく、国際社会における日本の信用失墜、また、将来の社会保障に対する不安感から、引き上げ延期が景気の悪化につながってしまう可能性もあると考えます。

以上を申し上げ、意見書案第6号に反対の立場を表明し、討論といたします。

○副議長（島岡信彦君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。日本共産党を代表して、意見書案第6号、景気「悪化」での消費税引き上げは延期するよう求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

今、年金が2,000万円不足するという金融庁の報告書が不安と怒りを広げています。それに一層輪をかけたのが今月19日の国会での党首討論です。マクロ経済スライドで平均的な高齢夫婦世帯で月額4万3,000円、30年間で約1,600万円もの年金が減らされることが明らかになりました。その不足額は2,000万円プラス1,600万円です。3,600万円にもなります。

今、香美市や高知県の経済は好景気ではありません。財務省高知財務事務所が4月に発表した高知県内経済概況では、緩やかに持ち直しているというものの、個人消費は昨年9月から下降し続けています。日本の景気も後退期に向かっています。5月21日には、岩田規久男前日本銀行副総裁や藤井聡元内閣官房参与（現京都大学教授）などから、「個人消費は2014年4月の消費税増税以降、低迷している。10月に消費税を上げるとデフレ脱却は不可能になる」と安倍首相に意見書を提出しています。安倍首相の側近とされる萩生田井自民党幹事長代行も「崖に向かってみんなを連れていくわけにはいかないので、そこにまた違う展開がある」と増税反対の高い世論に、政権中枢でも消費税の増税への動揺が生まれています。

また、軽減税率という複数税率やポイント還元、次に検討しているインボイス制度の導入など、極めて複雑でロスが多い経済社会になるのではないのでしょうか。私たち日本共産党は、逆進性の強い消費税に頼らない財源確保策を提案しています。

1点目に、研究開発減税や受取配当金、外国子会社配当金等を税対象としない大企業優遇税制をただして、少なくとも中小企業並みの税負担を求めていく。2点目に、株取引や為替取引などマネーゲームで多くの富を手に行っている富裕層の課税を見直すことなどです。

もともと日本社会を支える税金、税制への基本原則は、応能負担原則であり累進課税ではないのでしょうか。低所得者ほど負担率が高くなる逆進性の強い消費税をこの経済状況で上げることは無謀であることを指摘し、本意見書案への賛成討論とします。

○副議長（島岡信彦君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（島岡信彦君） 起立少数であります。よって、意見書案第6号は、否決されました。

次に、日程第29、意見書案第7号、「妊婦加算」は妊婦に負担が及ばないように求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。12番、濱田百合子さん。

（提出者朗読）

【意見書案第7号 巻末に掲載】

○副議長（島岡信彦君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（島岡信彦君） 全員起立であります。よって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、意見書案第8号、全国知事会の提言に基づく日米地位協定の抜本改定をすすめるよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。16番、依光美代子さん。

（提出者朗読）

【意見書案第8号 巻末に掲載】

○副議長（島岡信彦君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（島岡信彦君） 全員起立であります。よって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第31、意見書案第9号、国保県単位化に関する説明を十分に行うとともに、保険者として責任ある運営を行うよう求める意見書の提出についてを議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。6番、森田雄介君。

(提出者朗読)

【意見書案第9号 巻末に掲載】

○副議長（島岡信彦君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） 4番、甲藤でございます。意見書案第9号、国保県単位化に関する説明を十分に行うとともに、保険者として責任ある運営を行うよう求める意見書の提出について、反対の立場で討論をいたします。

国民健康保険制度は、他の制度と比べて確かに被保険者の年齢構成も高く、医療費水準が高いという一方で、低所得者であるとか職を持ってない方とかいう被保険者が非常に多く、所得に占める保険料率が高いという構造的な問題を抱えているのも事実でございますし、人口減少等により運営が非常に厳しくなっている状況にもあります。

このため、国保制度の運営の安定化を図るために制度改正がなされ、意見書案のとおり平成30年度から県が財政運営の責任主体として、中心的な役割を担うこととなりました。平成30年度に本市は、その制度改革に合わせて、それまでの所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から資産割をなくして3方式での保険税率に変更しております。これは本市の裁量によるものです。

この際に廃止しました資産割の相当額部分7,000万円のうちの5,000万円を保険税率に組み入れなかったために、実際、平成30年度は平成29年度に比べて保険税の負担額が低くなっておりました。これは基金の取り崩しで対応可能であるという判断が働いたものと考えております。

平成31年度の保険税率の大幅アップの要因としましては、これは議員協議会、一般質問でも説明、答弁がありましたが、廃止した資産割部分を所得割、均等割、平等割に上乘せしたこと、そして医療費の伸びが想定以上であって、月によっては2倍とかあるいは3倍を超える伸び率を記録しておりまして、高知県が示した国保事業納付金が実際の医療費の大幅な伸びを想定し切れていなかった点を考慮、反省した上で、平成30年度の医療費をもとに厳密に算定した結果、実際31年度は大幅な税率アップになったということでございます。

また、この医療費につきましては、最近では1回の治療に数百万円とか数千万円必要な高額な治療薬が保険適用となってきておりまして、これが医療費高騰の大きな要因の一つとなっております。

本意見書案では県の責任を上げておりますけれども、本来、特別会計は収入をもって支出を賄うことが原則であります。見込みが甘くても辛くても、支払うべき必要な金額は支払わなければならないということです。これを解決しようとするれば、1番目には、被保険者に負担を求めるということ。それから2番目には、仮に基金が潤沢であれば基金を充てることも可能である。そして3番目には、これは一般会計からの法定外繰り入れをするという、この3つしか実際、現時点で方法はないと考えております。

しかしながら、本市の基金も実際、潤沢ではございません。これを充てていけば基金が早急に底をつくという事態になります。一般会計からの法定外繰り入れは、国も県も行わない方向を示しております。仮に法定外繰り入れをすれば、既存の政策とか事業の縮小、そして事業のスクラップを視野に入れて財源を捻出するほかないというふうに考えます。

また、本市の総人口に対する国保の被保険者というのは、約27%ほどだと思います。世帯割にすると34%ぐらいでしょうか。この法定外繰り入れをするということは、他の予算を必ず圧迫しますし、公平に使われるべき税金を国保に使うことは他の制度の被保険者、そして全ての市民にも負担を強いることになり、理解が得られないのではないかという危惧もございます。

本意見書案のように県の責任を問うのであれば、当然、執行しております本市にも責任があると言えますし、何よりも可決した本議会にも同様の責任があるわけです。

また、もう一つ、県において説明を十分に行うべきとのことでもありますけれども、これは市町村に対しまして県は2回の説明会を行っておりまして、それを受けて本市でも市民の代表である議員、議会に対して数回にわたり議員協議会、そして一般質問の場で懇切丁寧な説明もしております。答弁もしてきております。

そして最後に、県独自の財源を確保しということですが、県も市と同様に3割自治の財政基盤の弱い自治体でございます。県独自の財源を確保するという事は極めて困難であるというふうに考えております。

以上を述べまして、本意見書案に反対の討論といたします。議員各位の冷静な判断をお願いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。意見書案第9号、国保県単位化に関する説明を十分に行うとともに、保険者として責任ある運営を行うよう求める意見書案に、賛成の立場で討論を行います。

まず初めに、今回の国保税及び国保料の大幅引き上げは、国の掲げる骨太の方針、医療費の抑制路線に大もとがあることを申し述べておきたいと思えます。

さて、本市ではこれまで、国保の医療費水準も国保税額も全県的に常に中間層を保ってきました。それが平成31年度の国保税率の改定により一気に大幅引き上げとなり、市内のある方は所得の20%以上にもなる国保税をどうやって払ったらいいのかと頭を抱えています。なぜ国保税がこれほど上がるのか。冒頭に述べたように大もとは国の責任ですが、県の責任も免れません。

本市担当課の説明では、県が被保険者1人当たりの医療費の伸び率を見込み違いしていた。この見込み違いによりまして9億円の歳出超過、また、国から交付される普通調整交付金の推計を県で試算することが難しく、国の試算を使用したところ、1億9,000万円の歳入減となる見込みであること。そのため県は、国保財政安定化基金を10億6,800万円取り崩して、給付費の不足を補ったということであります。しかし、この基金は国の補助金であり、県の一般財源ではありません。積算違いによる10億円余りの不足分を、県として何の対策もとらず全部市町村に割り戻して、そのまま国保加入者に負担させることは許されません。なぜなら、香美市国保の保険給付費は、平成29年、30年とほぼ横ばいで推移をしているからです。

一方で、県は国保加入者の実態、負担の重さについて何ら省みることなく、国の定めたルールを当てはめ、机上の計算をして納付金額を決めたのではないのでしょうか。しかも普通調整交付金は県で推計することが難しく、10億円余りの不足が生じたということですが、推計が困難であれば正当な納付金の計算はできないではありませんか。毎年このようなことが起きるおそれがあります。

私たち日本共産党の香美市議員団は、この問題で県の担当課に説明を聞くとともに懇談を行いました。その際、県の担当者は、予算不足は今年の夏には既にわかっており、市町村の担当者にも伝えたと言われたのでありますけれども、しかし、本市の市民保険課が聞いたのは今年の12月だということで、善後策を考える間もなく予算編成に苦慮されたと推察するものです。

このように、一連の動きを見ても県の対応はさうさうとしか言いようがなく、その責任は重大です。また、保険料の急激な引き上げに対する激変緩和策として、国から交付されたお金の処理の仕方も不透明であり納得できません。

県はどたばたで強引に押し切るのではなく、まず、市の担当課や国保加入者に十分説明を行う必要があります。そして、保険者として独自の財源を設け、今回のような不測の事態に備えること。また、政府の骨太の方針は一般会計からの繰り入れで市民の保険料負担を軽減するという自治体独自の努力を解消すべきとしており、税率国庫負担がふえない限り根本問題の解決にはならず、保険料がどこまで上がるのかわかりません。こんな国保制度でいいのでしょうか。今回の、そして今後の国保のあり方について、国や市と十分に協議するなど、保険者として責任ある運営を望む立場から、本意見書案に賛

成の討論といたします。

○副議長（島岡信彦君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（島岡信彦君） 起立少数であります。よって、意見書案第9号は、否決されました。

日程第32、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、常任委員会、特別委員会の各委員長から、会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第33、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり議員を派遣することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

この際、お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了しました。

ここで、議員表彰について報告がございます。

去る6月11日、東京都で開催されました第95回全国市議会議長会定期総会において2名が表彰されましたので、事務局長より報告します。猪野事務局長。

○議会事務局長（猪野高廣君） 第95回全国市議会議長会定期総会において表彰されました議員を御紹介させていただきます。

正副議長4年以上及び議員在職歴15年以上の一般表彰で、小松紀夫議員が表彰され

ました。

次に、全国市議会議長会社会文教委員会の委員として、会務運営の功績により、小松紀夫議員、比与森光俊議長に感謝状が贈呈されました。

ここに謹んで御報告申し上げます。大変おめでとうございます。

○副議長（島岡信彦君） 以上で全国市議会議長会表彰者の報告を終わります。受賞されたお二人におかれましては、今後ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

それでは、閉会に当たりまして、議長より挨拶をお預かりいたしておりますので、代読させていただきます。

閉会に当たり一言御挨拶申し上げます。

6月5日に開会いたしました令和元年第3回香美市議会定例会は、本日まで22日間でありましたが、議案25件、報告5件、請願1件、発議1件、意見書案4件、それぞれ議員各位の慎重な審議がなされました。

一般質問では、15名の議員がそれぞれの立場で市政全般にわたり真剣な質問を展開されました。執行部におかれましては、しっかり精査された上、行政運営に生かしていただきたく思います。

これからの季節、暑さも厳しくなると思いますが、健康には十分注意され、市民にとりまして安全で安心な香美市を目指しますとともに、市民の負託にお答えできる日々をお送りください。

議員各位には、議事運営に対しまして格段の御協力を賜りまして、予定の日程どおり本日閉会できますことに感謝とお礼を申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

代読でした。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 令和元年第3回香美市議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、本定例会に提出をいたしました各議案につきまして、慎重に御審議をいただき、適切なる御決定を賜りました。衷心より厚く御礼を申し上げます。御決定を賜りました予算、条例等につきましては、今後それぞれ適正、迅速に執行してまいりますので、よろしく願いいたします。

また、一般質問では15名の議員の皆さんが質問に立たれ、市民生活や地域振興、防災、教育、福祉など、変化する暮らし、変化する社会環境などを踏まえて幅広くそれぞれの視点からただされました。外国人労働者、子供ネウボラ、放課後等デイサービス、ひきこもりなど御指摘をいただきました。それぞれ貴重な御指摘であり、今後の市政運営に大変参考になるところでございます。

また、高速通信、アプリ、サポートカーなど、新しい技術を積極的に活用することに

についても御指摘をいただきました。地方自治体が今後においてはS o c i e t y 5 . 0などの新技術をいかに活用するか、いかに生かすかが重要となると考えております。新技術活用の可能性をめぐっては行政としても研究をしていますが、一層意欲的に模索しなければならない、そのように考えております。世界では次々と新技術が生み出されております。すぐに活用できるかできないかといった短絡的な思考ではなく、幅広く皆さんと一緒に可能性を探ってまいりたいと考えております。

いただきました御質問につきましては、その趣旨を、当然のことではございますけど、それぞれ生かすべく取り組んでまいりたいと考えております。

さて、アメリカでは大統領選挙をめぐって共和・民主両党の動きがにわかに活発になっております。また、日本でも参議院選挙が熱を帯び、マスコミは本格的な選挙に入ったなどと伝えております。しかし、天候のほうは例年になく梅雨に入るのがおくれております。でも、どうやらきょうあたりから天候も崩れそうな気配でございますので、本年もいよいよ本格的な出水期シーズンを迎えることとなりそうであります。そうすると昨年の7月豪雨のことがよみがえるところでございますけれども、今月9日の高知県総合防災訓練でも申し上げましたとおり、自主防災組織を初めとする市民の皆さん、そして関係機関との緊密な連携を図り、自助・共助・公助の総合防災力をもって、香美市から一人の犠牲者も出さないという決意を持って、しっかりと対応してまいりたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

終わりにになりましたけれども、議員の皆様にはそれぞれ健康に十分留意なさいまして、地域福祉の向上、地域振興、市民生活の向上などのために一層御活躍なさいますよう心より御祈念申し上げまして、第3回定例会閉会に当たっての私からの挨拶にかえさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○副議長（島岡信彦君） ありがとうございました。これをもって令和元年第3回香美市議会定例会を閉会します。

（午前11時28分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

令和元年（2019年）第3回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

令和元年(2019年)第3回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
	5月 31日(金)		議会運営委員会
第1日	6月 5日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで
第2日	6日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)・抽選(午前11時)】 議案精査のため
第3日	7日(金)	休 会	〃 姉妹都市交流事業
第4日	8日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	9日(日)	休 会	〃
第6日	10日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	11日(火)	休 会	〃 全国市議会議長会総
第8日	12日(水)	休 会	〃 全国市長会総会
第9日	13日(木)	休 会	〃
第10日	14日(金)	休 会	〃
第11日	15日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	16日(日)	休 会	〃
第13日	17日(月)	本会議	一般質問①・協働・参画調査研究特別委員会
第14日	18日(火)	本会議	一般質問②・議会改革推進特別委員会
第15日	19日(水)	本会議	一般質問③・会派代表者会議
第16日	20日(木)	本会議	議案質疑・委員会付託、予算決算常任委員会(議案第46・47・48・49・50号) 総務常任委員会(議案第51・52・53・54・55・60・61・62・63・64・66号) 教育厚生常任委員会(議案第56、57号) 産業建設常任委員会(議案第58、59、65号、請願第1号)
第17日	21日(金)	休 会	議案精査整理のため
第18日	22日(土)	休 会	休日、議案精査整理のため
第19日	23日(日)	休 会	〃
第20日	24日(月)	休 会	議案精査整理のため
第21日	25日(火)	休 会	〃
第22日	26日(水)		議会運営委員会
		本会議	議案採決(付託議案の報告～採決)
		閉会后	議員協議会

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	事件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第46号	令和元年度香美市一般会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第47号	令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第48号	令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第49号	令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第50号	令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第51号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第52号	香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第53号	香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第54号	香美市まちづくり委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第55号	香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第56号	香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第57号	香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第58号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第59号	香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第60号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	事件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第61号	消費税率及び地方消費税の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第62号	香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第63号	香美市協働のまちづくり条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第64号	香美市パブリックコメント手続条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第65号	香美市森林環境譲与税基金条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第66号	財産の取得について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

2. 請願関係

事件の番号	事件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第1号	水道施設の新設に関する請願	産業建設常任委員会	継続	全員賛成

発議第1号

香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年6月26日提出.

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者	香美市議会議員	利 根 健 二
賛成者	〃	大 岸 眞 弓
賛成者	〃	小 松 紀 夫
賛成者	〃	山 本 芳 男
賛成者	〃	山 崎 晃 子
賛成者	〃	依 光 美代子
賛成者	〃	甲 藤 邦 廣
賛成者	〃	濱 田 百合子

香美市議会会議規則の一部を改正する規則

香美市議会会議規則（平成18年香美市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第168条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
全員協議会	執行機関からの説明及び報告 並びに議員間の協議	議員全員	議長
会派代表者会議	各会派間の調整及び協議	会派の代表者	議長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

意見書案第 6 号

景気「悪化」での消費税引き上げは延期するよう求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和元年 6 月 26 日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 笹 岡 優

賛成者 " 山 崎 晃 子

賛成者 " 大 岸 眞 弓

景気「悪化」での消費税引き上げは延期するよう求める意見書（案）

内閣府が 5 月 13 日発表した 3 月の景気動向指数（2015 年＝100）速報値は、景気の現状を示す一致指数が前月比 0.9 ポイント低下の 99.6 となりました。そして基調判断は 13 年 1 月以来、6 年 2 カ月ぶりとなる「悪化」に引き下げました。

生産や販売などの統計をもとに内閣府が毎月発表する景気動向指数が、昨年末までの「足踏み」から、今年 1 月に「下方への局面変化」に下方修正し、今回はさらに「悪化」へと引き下げたことは、景気がすでに後退局面に入った可能性が高まりました。

特に、この間 2 回の増税を行いました。当時の月例経済報告では、景気は「拡大局面」「回復の動きを強めている」「緩やかに回復しつつある」と上向きの状況からしても、「悪化」での増税は前例のないものです。

また、米中貿易摩擦が深刻化し、世界経済に重大な影響を及ぼす可能性が高まっています。この米中貿易摩擦による世界経済の急減速は必至で、日本経済を直撃し、「悪化」に拍車をかけることとなります。

よって、政府におかれては、産業構造や財源基盤の脆弱な高知県経済に深刻な打撃の恐れのあることを鑑み、景気「悪化」での消費税引き上げは延期するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月26日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	石田真敏殿
経済産業大臣	世耕弘成殿
内閣官房長官	菅義偉殿

高知県香美市議会議長 比与森 光 俊

意見書案第7号

「妊婦加算」は妊婦に負担が及ばないように求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和元年6月26日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者	香美市議会議員	濱 田 百合子
賛成者	〃	依 光 美代子
賛成者	〃	甲 藤 邦 廣

「妊婦加算」は妊婦に負担が及ばないように求める意見書（案）

厚生労働省は、妊婦が外来受診した際に初診料などに上乗せする「妊婦加算」について2020年度から再開する方向で検討しているとの報道がありました。昨年4月に医師が妊婦を敬遠しないよう「妊婦加算」が新設されましたが「妊婦の自己負担は容認できない」などの意見が与党内からも噴出し、今年1月から凍結されていたものです。

妊娠を理由に高い医療費を支払わなくてはいけなくなれば、妊娠をためらうことにもつながりかねません。少子化対策にも逆行します。

よって、政府におかれては、妊婦に配慮した診察に加算する場合、受診した妊婦の負担増とならないように強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月26日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
厚生労働大臣	根本匠	殿

高知県香美市議会議長 比与森 光 俊

意見書案第 8 号

全国知事会の提言に基づく日米地位協定の抜本改定をすすめるよう
求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和元年 6 月 26 日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 依 光 美代子

賛成者 " 濱 田 百合子

賛成者 " 甲 藤 邦 廣

全国知事会の提言に基づく日米地位協定の抜本改定をすすめるよう求める意見書(案)

全国知事会は、平成 30 年 7 月 27 日、米軍基地が防衛に関する事項であることは
十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、下記
のような「米軍基地負担に関する提言」を国に対して行いました。

1. 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必
要な実態調査を行なうとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速や
かな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施
されるよう、十分な配慮を行うこと
2. 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米
軍にも適応させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの
保障などを明記すること
3. 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的

に取組みを進めること。また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと

4. 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること

となっています。

高知県沖での米軍機墜落事故は、再発防止を強く求めてきた中での事故であり、県民や漁業者に強い不安を与えています。また、「オレンジルート」の下、爆音を伴う低空飛行が繰り返されています。

本山町では米軍機が超低空で飛行した約40分後に、同じ空域を高知医療センターのドクターヘリが飛ぶ事態が発生しています。そして、徳島県との県境付近を飛行中の高知県消防防災ヘリに後方から米軍機が急接近し、ニアミス状態で抜き去った、との報道もありました。

本市の香北町や物部町でも、低空飛行訓練は確認されており、爆音、振動被害だけでなく墜落の危険性、さらに防災ヘリ、ドクターヘリとの接触事故の危険性も危惧されます。

よって国におかれては、全国知事会が取りまとめた上記の提言について、速やかに検討し、実効ある措置をとられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月26日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
外務大臣	河野太郎殿
防衛大臣	岩屋毅殿
内閣官房長官	菅義偉殿

高知県香美市議会議長 比与森 光 俊

意見書案第9号

国保県単位化に関する説明を十分に行うとともに、保険者として
責任ある運営を行うよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、高知県知事に対し下記の意見書を提出します。

令和元年6月26日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 森 田 雄 介

賛成者 " 山 崎 晃 子

賛成者 " 依 光 美代子

国保県単位化に関する説明を十分に行うとともに、保険者として
責任ある運営を行うよう求める意見書（案）

平成30年度より、新しい国民健康保険制度が始まり、都道府県が財政運営の責任主体となりました。ところが、県が示した納付金額が大幅にくるい、本市では、2年目の今年、基礎分、後期高齢者支援分、介護納付金分のすべてで、所得割率も均等割、平等割も昨年より大幅な引き上げとなりました。とりわけ所得割率の部分では、県が参考値として示している標準保険料率すらも上回る事となりました。

本市議会には、県において積算違いが生じたとの説明がありましたが、制度スタート時より、極めて不十分な積算で1億円以上の不足を生じさせた責任は重大です。さらに激変緩和策や、納付金の決め方など、多くの疑問を残したままです。

また、国保加入者は無職や非正規、自営業者、年金生活者など、所得の低い方々が加入する保険でありながら、保険料が高いという「構造的問題」が解決される道筋が見えて来ません。

本市では国保加入4,496世帯のうち、247世帯に資格者証明書や短期保険証が交付されており、こうした方々に対する軽減策も極めて不十分です。

よって、県におかれては、納付金の積算根拠など県単位化に関する説明を十分に行うとともに、激変緩和措置だけでなく保険者として独自の財源を確保し、市町村の負担軽減策を講じるなど責任ある運営を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月26日

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直 殿

高知県香美市議会議長 比与森 光 俊

令和元年(2019年)6月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第46号	令和元年度香美市一般会計補正予算(第1号)	原案可決	元. 6. 26
議案第47号	令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	元. 6. 26
議案第48号	令和元年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	原案可決	元. 6. 26
議案第49号	令和元年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)	原案可決	元. 6. 26
議案第50号	令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決	元. 6. 26
議案第51号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 6. 26
議案第52号	香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 6. 26
議案第53号	香美市振興計画・総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 6. 26
議案第54号	香美市まちづくり委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 6. 26
議案第55号	香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 6. 26
議案第56号	香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 6. 26
議案第57号	香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 6. 26
議案第58号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 6. 26
議案第59号	香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 6. 26
議案第60号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 6. 26
議案第61号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決	元. 6. 26
議案第62号	香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例の制定について	原案可決	元. 6. 26

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第 63 号	香美市協働のまちづくり条例の制定について	原案可決	元. 6. 26
議案 第 64 号	香美市パブリックコメント手続条例の制定について	原案可決	元. 6. 26
議案 第 65 号	香美市森林環境譲与税基金条例の制定について	原案可決	元. 6. 26
議案 第 66 号	財産の取得について	原案可決	元. 6. 26
議案 第 67 号	令和元年度香美市一般会計補正予算（第2号）	原案可決	元. 6. 26
議案 第 68 号	香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 6. 26
議案 第 69 号	香美市地域交流施設の指定管理者の指定について	原案可決	元. 6. 26
議案 第 70 号	香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について	原案可決	元. 6. 26
発議 第 1 号	香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決	元. 6. 26
意見書案 第 6 号	景気「悪化」での消費税引き上げは延期するよう求める意見書の提出について	原案否決	元. 6. 26
意見書案 第 7 号	「妊婦加算」は妊婦に負担が及ばないように求める意見書の提出について	原案可決	元. 6. 26
意見書案 第 8 号	全国知事会の提言に基づく日米地位協定の抜本改定をすすめるよう求める意見書の提出について	原案可決	元. 6. 26
意見書案 第 9 号	国保県単位化に関する説明を十分に行うとともに、保険者として責任ある運営を行うよう求める意見書の提出について	原案否決	元. 6. 26

2. 請願関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
請願 第 1 号	水道施設の新設に関する請願	継 続	元. 6. 26